

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

(交付要綱、実施要綱等)

平成21年2月27日(金)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

【目 次】

[総務課関係]

- (資料1) 平成21年度次世代育成支援対策施設整備交付金交付
基礎点数表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (資料2) 「児童福祉行政指導監査の実施について」新旧対照表・・・・・・・・ 13

[家庭福祉課関係]

- (資料3) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金
についての一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・ 31
- (資料4) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担
金について」通知の施行についての一部改正新旧
対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
- (資料5) 平成21年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価
について(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
- (資料6) 平成21年度小規模分園型(サテライト型)母子生活
支援施設に係る保護単価について(案)・・・・・・・・・・・・ 129
- (資料7) 児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における施設
機能強化推進費についての一部改正新旧対照表(案)・・・・ 130
- (資料8) 児童養護施設における医療的支援体制の強化について
の一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
- (資料9) 年長児童に対する処遇体制の強化についての一部改正
新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
- (資料10) 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等
の取扱いについての新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・ 145
- (資料11) 「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」の一部
改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
- (資料12) 小規模住居型児童養育事業実施要綱(案)・・・・・・・・・・・・ 181
- (資料13) 児童自立生活援助事業の実施について
(一部改正案新旧表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
- (資料14) 基幹的職員研修事業実施要綱(案)・・・・・・・・・・・・ 190
- (資料15) 児童家庭支援センターの設置運営について
(一部改正案新旧表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 193
- (資料16) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金
交付要綱新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
- (資料17) 婦人保護施設における配偶者からの暴力被害者等に同伴
する児童の対応等を行う指導員の配置について(案)・・・・ 212

[育成環境課関係]

(資料18) 平成21年度放課後子どもプラン推進事業費補助金 実施要綱 新旧対照表 (案)	217
(資料19) 平成21年度放課後子どもプラン推進事業費補助金 交付要綱 新旧対照表 (案)	218
(資料20) 平成21年度児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照案	244
(資料21) 平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金 実施要綱 新旧対照表 (案)	249
(資料22) 平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金 交付要綱 新旧対照表 (案)	257

[保育課関係]

(資料23) 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」 の一部改正について (案)	299
(資料24) 『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」 通知の施行について』の一部改正について (案)	352
(資料25) 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等の 改正点及びその運用について (案)	360
(資料26) 平成21年度小規模保育所に係る保育単価について(案)	364
(資料27) 平成21年度夜間保育所加算分保育単価について(案)	369
(資料28) 「保育所への入所の円滑化について」の一部改正 について(案)	371
(資料29) 平成21年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案)	375
(資料30) 平成21年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)	402

[母子保健課]

(資料31) 母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱 一部改正新旧対照表(案)	415
(資料32) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 新旧対照表(案)	428
(資料33) 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱 一部改正新旧対照表(案)	433

[総務課関係]

別表2

交付基礎点数表(案)

		A地域	B地域	C地域	D地域
	単 位	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	1,770	1,690	1,600	1,520
	初度設備相当加算	44			
助産施設本体	1人当たり	2,550	2,430	2,310	2,190
	初度設備相当加算	279			
乳児院本体	1人当たり	1,620	1,550	1,470	1,390
	初度設備相当加算(30人以下)	44			
	初度設備相当加算(30人を超える部分)	22			
	心理療法室整備加算	12,940	12,330	11,710	11,090
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	480	450	430	410
	初度設備相当加算	39			
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	410	390	370	350
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	570	550	520	490
	親子生活訓練室整備加算	2,510	2,390	2,270	2,150
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
	初度設備相当加算	44			
	心理療法室整備加算	12,940	12,330	11,710	11,090
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	3,200	3,040	2,890	2,740
	初度設備相当加算	39			
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	570	550	520	490
	母子家庭等子育て支援室整備加算	810	770	730	690
	初度設備相当加算	13			
児童養護施設本体	1人当たり	2,470	2,350	2,230	2,120
	初度設備相当加算	44			
	心理療法室整備加算	12,940	12,330	11,710	11,090
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	920	870	830	780
	初度設備相当加算	39			
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	570	550	520	490
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	170	160	150	150
	親子生活訓練室整備加算	2,510	2,390	2,270	2,150

情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,910	2,770	2,630	2,490
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,870	18,930	17,980	17,030
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,450	3,290	3,120	2,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	7,880	7,500	7,130	6,750
職員養成施設本体	1人当たり	1,370	1,300	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,500	3,330	3,160	3,000
初度設備相当加算	1人当たり	44			
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,190	3,030	2,880	2,730
初度設備相当加算	1人当たり	44			
妊産婦ケアセンター	1人当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
日中支援(デイサービス)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり	39			
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2,120	2,010	1,910	1,810
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
保育室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
学習室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3,300	3,150	2,990	2,830
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖 縄 県
助 産 施 設 本 体	1人当たり	3,830
初度設備相当加算	1人当たり	440
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	60
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,260
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640
初度設備相当加算	1人当たり	50
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	770
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350
母 子 生 活 支 援 施 設 本 体	1世帯当たり	8,690
初度設備相当加算	1世帯当たり	70
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,800
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	860
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,220
初度設備相当加算	1人当たり	20

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
	単 位	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
助産施設本体	1人当たり	2,810	2,680	2,540	2,410
	初度設備相当加算	307			
乳児院本体	1人当たり	1,790	1,700	1,620	1,530
	初度設備相当加算(30人以下)	49			
	初度設備相当加算(30人を超える部分)	24			
	心理療教室整備加算	14,240	13,560	12,880	12,200
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	530	500	470	450
	初度設備相当加算	43			
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	450	430	410	390
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	630	600	570	540
	親子生活訓練室整備加算	2,760	2,630	2,500	2,370
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,370	6,070	5,760	5,460
	初度設備相当加算	49			
	心理療教室整備加算	14,240	13,560	12,880	12,200
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	3,520	3,350	3,180	3,010
	初度設備相当加算	43			
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	630	600	570	540
	母子家庭等子育て支援室整備加算	890	850	810	760
	初度設備相当加算	15			
児童養護施設本体	1人当たり	2,720	2,590	2,460	2,330
	初度設備相当加算	49			
	心理療教室整備加算	14,240	13,560	12,880	12,200
	子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1,010	960	910	860
	初度設備相当加算	43			
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	630	600	570	540
	乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	190	180	170	160
	親子生活訓練室整備加算	2,760	2,630	2,500	2,370

情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,200	3,050	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,860	20,820	19,780	18,740
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,800	3,620	3,440	3,260
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,670	8,250	7,840	7,430

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
単 位		青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170	2,060	1,960	1,860
	初度設備相当加算(30人以下)	59			
	初度設備相当加算(30人を超える部分)	30			
	心理療教室整備加算	17,260	16,440	15,620	14,790
	子育て短期支援事業のための居室等整備	640	610	580	550
	初度設備相当加算	53			
	年齢延長児を受け入れるための居室等整備	550	530	500	470
	病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	770	730	690	660
	親子生活訓練室整備加算	3,350	3,190	3,030	2,870
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	1人当たり	3,880	3,690	3,510	3,320
	初度設備相当加算	59			
	心理療教室整備加算	26,500	25,240	23,970	22,710
	親子生活訓練室整備加算	3,350	3,190	3,030	2,870
	通所部門整備加算	1,640	1,560	1,480	1,400
	初度設備相当加算	50			

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づ く事業として行う場合	公害防止対策事業と して 行 う 場 合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	83	-	-	-
助産施設	1人当たり	134	204	148	-
乳児院	1人当たり	79	106	86	106
母子生活支援施設	1世帯当たり	282	424	310	-
児童養護施設	1人当たり	121	-	132	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	139	-	154	186
児童自立支援施設	1人当たり	173	-	190	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	400	-	440	-
職員養成施設	1人当たり	74	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	301	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	269	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	282	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	79	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	164	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■仮設施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖繩振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	149	-	-	-
助産施設	1人当たり	248	374	274	-
乳児院	1人当たり	139	186	154	186
母子生活支援施設	1世帯当たり	510	765	559	-
児童養護施設	1人当たり	215	-	236	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	258	-	284	344
児童自立支援施設	1人当たり	304	-	336	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	711	-	783	-
職員養成施設	1人当たり	134	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,248	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,109	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	510	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	147	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	295	-	-	-

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	25,550	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28,110	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34,070

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	9,910	13,210
初度設備相当加算	540	1,408

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13,210
初度設備相当加算	2,348

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (既 存 施 設 に お け る 整 備 事 業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋 内 消 火 栓 設 備 (既 存 施 設 に お け る 整 備 事 業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標 準	沖縄振興計画に基 づく事業として行う 場 合	公害防止対策事業 として行う場合	地震対策緊急整備 事業計画、地震防 災緊急事業五箇年 計画に基づく事業の 場 合
標準	6,360	-	-	-
乳児院	-	8,900	-	-
助産施設、母子生活支 援施設	-	10,010	-	-
助産施設、乳児院、母 子生活支援施設、児童 養護施設、情緒障害児 短期治療施設、児童自 立支援施設、児童家庭 支援センター	-	-	6,990	-
乳児院、情緒障害児短 期治療施設	-	-	-	8,470

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度の交付基礎点数を適用する。

児童福祉行政指導監査の実施について（平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児発第471号 平成12年4月25日</p> <p>【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第0401010号 【第2次改正】平成 年 月 日 雇児発第 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉行政指導監査の実施について（通知）</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（<u>雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親をいう。</u>以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。</p> <p>2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。</p>	<p style="text-align: right;">児発第471号 平成12年4月25日</p> <p>【第1次改正】平成15年4月1日 雇児発第0401010号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉行政指導監査の実施について（通知）</p> <p>児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。</p> <p>ついては、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施要綱を改め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設（<u>児童家庭局所管施設並びに里親及び保護受託者をいう。</u>以下同じ。）に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格段の配慮をお願いする。</p> <p>なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。</p> <p>おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止する。</p> <p>1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。</p> <p>2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指導監査の統一の実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携の下での指導監査をお願いする。</p>

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p>児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 指導監査の目的 指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1)「都道府県」には指定都市、<u>中核市及び児童相談所設置市</u>を、「都道府県知事」には指定都市、<u>中核市及び児童相談所設置市</u>の市長を、それぞれ含むものとする。 (2)「児童福祉施設」とは、<u>雇用均等・児童家庭局所管施設、小規模型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者及び里親</u>をいう。 (3)「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。 (4)「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。 (5)「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める<u>助産の実施、母子保護の実施</u>及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 指導監査の方針 (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。 (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。 前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。 <u>特に、保育所において、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示第141号)の遵守状況に関する指導監査を行うに当たっては、取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重する必要があることに留意すること。</u> (3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。</p>	<p>別紙</p> <p>児童福祉行政指導監査実施要綱</p> <p>1 指導監査の目的 指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。</p> <p>2 用語の意義 この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。 (1)「都道府県」には指定都市<u>及び</u>中核市を、「都道府県知事」には指定都市<u>及び</u>中核市の市長を、それぞれ含むものとする。 (2)「児童福祉施設」とは、児童家庭局所管施設<u>並びに</u>里親及び保護受託者をいう。 (3)「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。 (4)「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。 (5)「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める<u>措置</u>を採る市町村及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。</p> <p>3 指導監査の方針 (1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。 (2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的基盤の状況等についても把握すること。 前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。 (3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否かにつき実施するものである。</p>

改正後	現行
<p>4 指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。</p> <p>5 指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。 (1) 一般指導監査は、次のアからエによること。 ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める<u>助産の実施、母子保護の実施及び保育の実施</u>機関）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。 ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。 エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。 (2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施すること。</p> <p>6 指導監査の実施計画の策定 (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。 (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。 (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。</p> <p>7 指導監査班の編成 (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。こと。 (2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編成すること。 (3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、<u>必要に応じて次のア～ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能となる体制を整えること。</u> ア <u>児童福祉施設の所掌に当たる技術指導職員</u> イ <u>児童福祉施設職員（元児童福祉施設職員を含む。）</u> ウ <u>その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者</u></p>	<p>4 指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、福祉事務所等についても対象とすること。</p> <p>5 指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施すること。 (1) 一般指導監査は、次のアからエによること。 ア 実施機関（児童福祉法第22条から第24条までに定める<u>措置機関</u>）及び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 イ 実施機関（児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村）の指導監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。 ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第12条の2の規定により年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。 エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併せて行うよう配慮すること。 (2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必要なに応じて特定の事項について実施すること。</p> <p>6 指導監査の実施計画の策定 (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること。 (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的実施について十分留意すること。 (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。</p> <p>7 指導監査班の編成 (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者とする。こと。 (2) 児童扶養手当支給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指導監査事項と区分して指導監査班を編成すること。 (3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、<u>その所掌に当たる技術指導吏員等を必要に応じて参加させる等配慮すること。</u></p>

改正後	現行
<p>8 指導監査の事前準備</p> <p>(1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。</p> <p>(2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期すること。</p> <p>(3) 指導監査に必要な資料（自主点検表又は自己評価等を徴することとしている場合は、それを含む。）は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。</p> <p>(4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。</p> <p>9 指導監査事項</p> <p>指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。</p> <p>10 指導監査実施上の留意事項</p> <p>(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。</p> <p>(3) 指導監査の結果、問題点を認めるときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。</p> <p>11 指導監査結果の措置</p> <p>(1) 講評及び指示等</p> <p>指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。</p> <p>ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。</p> <p>(2) 指導監査の復命</p> <p>指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 指導監査結果の検討及び措置</p> <p>指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。</p>	<p>8 指導監査の事前準備</p> <p>(1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日、指導監査職員の氏名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知すること。</p> <p>(2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項について事前に検討を加え、指導監査の実効を期すること。</p> <p>(3) 指導監査に必要な資料（自主点検表を徴することとしている場合は、それを含む。）は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等については、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。</p> <p>(4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ交付しておくこと。</p> <p>9 指導監査事項</p> <p>指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉行政指導監査事項」に、児童扶養手当支給事務に当たる市町村に対しては、別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査事項」に準拠して実施すること。</p> <p>10 指導監査実施上の留意事項</p> <p>(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理解と自発的協力が得られるよう配慮すること。</p> <p>(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留意すること。</p> <p>(3) 指導監査の結果、問題点を認めるときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めること。</p> <p>11 指導監査結果の措置</p> <p>(1) 講評及び指示等</p> <p>指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。</p> <p>ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。</p> <p>(2) 指導監査の復命</p> <p>指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を付して都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(3) 指導監査結果の検討及び措置</p> <p>指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置をとること。</p>

改 正 後	現 行												
<p>(4) 指導監査結果の指示及び確認</p> <p>ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。</p> <p>イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。</p> <p>ウ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。</p> <p>別紙1 児童福祉行政指導監査事項</p> <p>1 市町村児童福祉行政指導監査事項</p>	<p>(4) 指導監査結果の指示及び確認</p> <p>ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。</p> <p>イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほか、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するために特別指導監査等の措置を採ること。</p> <p>ウ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと。</p> <p>別紙1 児童福祉行政指導監査事項</p> <p>1 市町村児童福祉行政指導監査事項</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主眼事項</th> <th style="width: 80%;">着 眼 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。</p> <p>ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。</p> <p>イ 内部組織相互間における連携がとられているか。</p> <p>ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。</p> <p>エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>第2 保育の実施の確保</p> <p>1 要保育児童の把握状況</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 要保育児童(数)等が適切に把握されているか。</p> <p>ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。</p> <p>イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育所の適正配置等が行われているか。</p> <p>ア 保育所の配置状況が適切であるか。</p> <p>イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。</p> <p><u>(3)「保育における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育の質の向上に係る行動計画を策定するなど、保育の質の向上に適切に取り組んでいるか。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着 眼 点	<p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p>	<p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。</p> <p>ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。</p> <p>イ 内部組織相互間における連携がとられているか。</p> <p>ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。</p> <p>エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p>	<p>第2 保育の実施の確保</p> <p>1 要保育児童の把握状況</p>	<p>(1) 要保育児童(数)等が適切に把握されているか。</p> <p>ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。</p> <p>イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育所の適正配置等が行われているか。</p> <p>ア 保育所の配置状況が適切であるか。</p> <p>イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。</p> <p><u>(3)「保育における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育の質の向上に係る行動計画を策定するなど、保育の質の向上に適切に取り組んでいるか。</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">主眼事項</th> <th style="width: 80%;">着 眼 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。</p> <p>ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。</p> <p>イ 内部組織相互間における連携がとられているか。</p> <p>ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。</p> <p>エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>第2 保育の実施の確保</p> <p>1 要保育児童の把握状況</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>(1) 要保護児童(数)等が適切に把握されているか。</p> <p>ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。</p> <p>イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育所の適正配置等が行われているか。</p> <p>ア 保育所の配置状況が適切であるか。</p> <p>イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主眼事項	着 眼 点	<p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p>	<p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。</p> <p>ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。</p> <p>イ 内部組織相互間における連携がとられているか。</p> <p>ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。</p> <p>エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p>	<p>第2 保育の実施の確保</p> <p>1 要保育児童の把握状況</p>	<p>(1) 要保護児童(数)等が適切に把握されているか。</p> <p>ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。</p> <p>イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育所の適正配置等が行われているか。</p> <p>ア 保育所の配置状況が適切であるか。</p> <p>イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。</p>
主眼事項	着 眼 点												
<p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p>	<p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。</p> <p>ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。</p> <p>イ 内部組織相互間における連携がとられているか。</p> <p>ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。</p> <p>エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p>												
<p>第2 保育の実施の確保</p> <p>1 要保育児童の把握状況</p>	<p>(1) 要保育児童(数)等が適切に把握されているか。</p> <p>ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。</p> <p>イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育所の適正配置等が行われているか。</p> <p>ア 保育所の配置状況が適切であるか。</p> <p>イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。</p> <p><u>(3)「保育における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育の質の向上に係る行動計画を策定するなど、保育の質の向上に適切に取り組んでいるか。</u></p>												
主眼事項	着 眼 点												
<p>第1 児童福祉行政事務処理体制</p>	<p>児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。</p> <p>ア 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。</p> <p>イ 内部組織相互間における連携がとられているか。</p> <p>ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われているか。</p> <p>エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。</p>												
<p>第2 保育の実施の確保</p> <p>1 要保育児童の把握状況</p>	<p>(1) 要保護児童(数)等が適切に把握されているか。</p> <p>ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。</p> <p>イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育所の適正配置等が行われているか。</p> <p>ア 保育所の配置状況が適切であるか。</p> <p>イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。</p> <p>ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。</p>												

	改 正 後		現 行
2 保育の実施事務 処理状況	<p>保育の実施事務処理が、適切に行われているか。</p> <p>ア 保育所入所手続（申込窓口（保育所の代行も含めて）、申込書、申込時期、保育の実施期間、入所承諾書の交付等）が利用者の利便に配慮しているか。</p> <p>イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。</p> <p>ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。</p> <p>エ 入所の選考（選考する場合の条件・選考基準の制定・内容・公表）が適正に行われているか。</p> <p>オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。</p> <p>カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児（0～2歳）の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。</p> <p>また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。</p> <p>キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。</p>	2 保育の実施事務 処理状況	<p>保育の実施事務処理が、適切に行われているか。</p> <p>ア 保育所入所手続（申込窓口（保育所の代行も含めて）、申込書、申込時期、保育の実施期間、入所承諾書の交付等）が利用者の利便に配慮しているか。</p> <p>イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。</p> <p>ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。</p> <p>エ 入所の選考（選考する場合の条件・選考基準の制定・内容・公表）が適正に行われているか。</p> <p>オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。</p> <p>カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児（0～2歳）の入所状況を適切に把握し、これらに対する対応計画を立案しているか。</p> <p>また、開所・閉所時間、育休・産休明け保育・途中入所等の保育需要に対応しているか。</p> <p>キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。</p>
3 保育所運営費の 事務処理状況	<p>(1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。</p> <p>(3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。</p> <p>(4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に民改費の設定、額の算定等）、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。</p> <p>(5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。</p> <p>(6) 保育料の徴収方法等が適正に行われているか。</p> <p>(7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。</p> <p>(8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。</p>	3 保育所運営費の 事務処理状況	<p>(1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。</p> <p>(2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。</p> <p>(3) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。</p> <p>(4) 運営費の支弁（時期、各種加算費（特に民改費の設定、額の算定等）、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。</p> <p>(5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認（特に住宅取得控除）、減免の方法が適正に行われているか。</p> <p>(6) 保育料の徴収方法等が適正に行われているか。</p> <p>(7) 運営費の精算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。</p> <p>(8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。</p>
第3 入所施設措置 費の事務処理状 況	<p>(1) 母子生活支援施設、助産施設への要利用者の実態把握及び利用者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。</p> <p>(2) 母子生活支援施設、助産施設への利用者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。</p> <p>(3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。</p> <p>ア 入所申込事務（入所申請の受理、調査、判定、指導等）が適正に行われているか。</p> <p>イ 母子保護の実施及び助産の実施の解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。</p>	第3 入所施設措置 費の事務処理状 況	<p>(1) 母子生活支援施設、助産施設への要措置者の実態把握及び措置者（世帯）の入所状況が適正に行われているか。</p> <p>(2) 母子生活支援施設、助産施設への措置者（世帯）の徴収金算定基礎が適正に行われているか。</p> <p>(3) 支弁対象者（世帯）の事務処理が適正に行われているか。</p> <p>ア 入所措置事務（入所申請の受理、調査、判定、指導、措置等）が適正に行われているか。</p> <p>イ 措置解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。</p>

改 正 後		現 行	
	<p>(4) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。</p> <p>(5) 措置費支弁（時期、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。</p> <p>(6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認が適正に行われているか。</p> <p>(7) 措置費の積算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。</p>		<p>(4) 支弁台帳（総括表、施設表）の記載が適正に行われているか。</p> <p>(5) 措置費支弁（時期、額の算定、支払方法等）が適正に行われているか。</p> <p>(6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認が適正に行われているか。</p> <p>(7) 措置費の積算（実支出額、支弁額、徴収金基準）が適正に行われているか。</p>
<p>2 施設指導監査事項 (1) 社会福祉施設共通事項</p>		<p>2 施設指導監査事項 (1) 社会福祉施設共通事項</p>	
主眼事項	着 眼 点	主眼事項	着 眼 点
<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1 入所者処遇の充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p>	<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1 入所者処遇の充実</p>	<p>施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。</p> <p>(1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。</p> <p>(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。</p> <p>(3) 適切な給食を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。</p>

改 正 後		現 行	
	<p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、<u>看護師</u>等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p>		<p>(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。</p> <p>(5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。</p> <p>(6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。</p> <p>(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、<u>看護師</u>等への指示が適切に行われているか。</p> <p>(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。</p> <p>(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。</p> <p>(10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>(11) 実施機関との連携が図られているか。</p>
<p>2 入所者の生活環境等の確保</p>	<p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>	<p>2 入所者の生活環境等の確保</p>	<p>施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。</p>
<p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>	<p>3 自立、自活等への支援援助</p>	<p>入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。</p>

改 正 後		現 行	
第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。	第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう務めているか。
1 施設の運営管理体制の確立	<p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ <u>当期末支払資金残高</u>は、優先的に各種<u>積立金</u>に充てられているか。 エ <u>当期末支払資金残高</u>及び<u>積立金</u>は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取り崩し等についての<u>手続き</u>は適正に行われているか。</p> <p>(10) 高額<u>の当期末支払資金残高</u>等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。 <u>当期末支払資金残高</u>を有している場合は、<u>過大な保有を防止する観点から当該年度の運営費収入の30%以下の保有となっているか。</u></p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p>	1 施設の運営管理体制の確立	<p>(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。</p> <p>(2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。</p> <p>(3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。</p> <p>(4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。</p> <p>(5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。</p> <p>(6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。</p> <p>(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。</p> <p>(8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>(9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ <u>繰越金</u>は、優先的に各種<u>引当金</u>に充てられているか。 エ <u>繰越金</u>及び<u>引当金</u>は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取り崩し等についての<u>県(市)への協議</u>は適正に行われているか。</p> <p>(10) 高額<u>繰越金</u>等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。 <u>高額繰越金</u>等を有している場合<u>及び当期繰越金</u>等が<u>運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。</u></p> <p>(11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。</p>

改 正 後		現 行	
2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>	2 必要な職員の確保と職員処遇の充実	<p>(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。</p> <p>(2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。</p> <p>(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。</p> <p>(4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</p>
3 防災対策の充実強化	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>	3 防災対策の充実強化	<p>防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p>

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者支援の確保	<p>施設入所者への支援等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。</p>
1 入所者支援の充実	<p>[児童入所施設]</p> <p>(1) <u>子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか。</u></p> <p>(2) <u>懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等）防止に向けての取り組みが行われているか。</u></p> <p>(3) <u>個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか。</u></p> <p>(4) <u>施設長が子どもの権利擁護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見識を有し、適切に指導・監督ができているか。</u></p>

(2) 児童福祉施設事項

主眼事項	着 眼 点
第1 適切な入所者処遇の確保	<p>施設の処遇等について、児童の保護者等及び関係機関（児童相談所・福祉事務所等）との連絡調整が図られているか。</p>
1 入所者処遇の充実	<p>[児童入所施設]</p> <p>(1) <u>児童の意見を表明する機会が十分確保されているか。</u></p> <p>(2) <u>体罰等懲戒権が濫用されていないか。</u> ア <u>施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に係る事項が盛り込まれているか。</u> イ <u>児童の権利擁護に関する施設内研修が実施されているか。</u></p>

改正後	現 行
<p>(5) <u>子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。</u></p> <p>(6) <u>個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか。</u></p> <p>(7) <u>子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか。</u></p> <p>[保育所]</p> <p>(1) <u>開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</u></p> <p>(2) <u>入所児童の年齢制限を行っていないか。</u></p> <p>(3) <u>保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。</u></p> <p>ア <u>保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。</u></p> <p>イ <u>保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。</u></p> <p>ウ <u>保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るよう努めているか。</u></p> <p>エ <u>職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。</u></p> <p>(4) <u>定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</u></p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) <u>健康診断の実施、結果の記録及び保管が適切に行われているか。</u></p> <p>(2) <u>乳幼児突然死症候群の防止に努めるなど、事故防止対策を講じているか。</u></p> <p>(3) <u>給食材料が適切に用意され、保管されているか。</u></p> <p>(4) <u>給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</u></p> <p>(5) <u>3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。</u></p> <p>(6) <u>食中毒対策が適切に行われているか。</u></p> <p>(7) <u>調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</u></p> <p>(8) <u>子どもの状態を観察し、不適切な養育等の発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関との連携を図っているか。</u></p>	<p>(3) <u>生活指導、職業指導が適切に行われているか。</u></p> <p>[保育所]</p> <p>(1) <u>開所・閉所時間、保育時間、開設日数が適切に設けられているか。</u></p> <p>(2) <u>入所児童の年齢制限を行っていないか。</u></p> <p>(3) <u>入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。</u></p> <p>(4) <u>保護者との連絡(登所、降所等)が適切に実施されているか。</u></p> <p>(5) <u>定員を超えて私的契約児を入所させていないか。</u></p> <p>(6) <u>調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか。</u></p> <p>[共通事項]</p> <p>(1) <u>健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。</u></p> <p>(2) <u>乳幼児突然死症候群の事故防止に配慮しているか。</u></p> <p>(3) <u>給食材料が適切に保管されているか。</u></p> <p>(4) <u>給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。</u></p> <p>(5) <u>3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)についての配慮がされているか。</u></p> <p>(6) <u>食中毒対策が適切に行われているか。</u></p>

改 正 後		現 行	
第2 児童福祉施設運営の適正実施の確保	措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。	第2 社会福祉施設運営の適正実施の確保	措置費等を財源に運営する児童福祉施設の経理事務は、適切に事務処理され、措置費等が適切に使われているか。
1 施設の運営管理体制の確立	(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 (2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金(職員給食費等=共通事項)・(延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料=保育所)が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。	1 施設の運営管理体制の確立	(1) 予算及び補正予算の編成の時期と積算は適切に行われているか。 (2) 会計経理が適切に行われているか。 ア 措置費等の請求金額が適正に行われているか。 イ 事業費と事務費の流用が適正に行われているか。 ウ 利用者負担金(職員給食費等=共通事項)・(延長保育、一時保育利用料、私的契約児利用料=保育所)が適正な額となっているか。 エ 他の会計間の貸借が適正に行われているか。 オ 現金、預金等の保管が適正に行われているか。 カ 内部牽制体制が確立され、適正に機能しているか。
2 必要な職員確保と職員処遇の充実	(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。 (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。 <u>(3) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。</u> <u>ア 職員の計画的な採用に努めているか。</u> <u>イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。</u>	2 必要な職員確保と職員処遇の充実	(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。 (2) 労働基準法第24条・第36条の労使の協定が締結され、労働基準監督署へ提出されているか。 <u>(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度へ加入しているか。</u>
3 防災対策の充実強化	(1) 非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか。 (2) 防犯について配慮されているか。	3 防災対策の充実強化	(1) 非常時に対する避難設備(階段、避難器具)が整備され、点検されているか。 (2) 防犯について配慮されているか。

改正後		現行	
別紙2 児童扶養手当支給事務指導監査事項		別紙2 児童扶養手当支給事務指導監査事項	
1 市等監査事項		1 市等監査事項	
主眼事項	着 眼 点	主眼事項	着 眼 点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。	1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。	2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか。
3 広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。	3 広報の状況	(1) 制度の広報が十分に行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。
4 委任機関に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。	4 委任機関に対する指導状況	認定事務を行政区等に事務委任している指定都市等においては、国の指導通知及び市内の取扱い水準を統一するための連絡会議、研修会議等が行われているか。
5 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。	5 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者台帳等の整理・保管が適切に行われているか。
6 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。	6 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
7 認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。	7 認定請求書の審査及び認定の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 却下処分は適切に行われているか。

改 正 後		現 行	
8 現況届の処理状況	(1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。	8 現況届の処理状況	(1) 処理状況は的確に行われているか。 (2) 未提出者の取扱いは適正に行われているか。 (3) 時効処理は適切に行われているか。
9 一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務処理の状況	(1) 受給資格者への事前通知は適切に行われているか。 (2) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出された場合の事務処理が適切に行われているか。 (3) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出されない場合に手続の支援が行われているか。 (4) 一部支給停止措置は適切に行われているか。		
10 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の調査・確認を含む。）が適切に行われているか。	9 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の調査・確認を含む。）が適切に行われているか。
11 債権管理事務処理の状況	(1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。	10 債権管理事務処理の状況	(1) 債権管理事務は適正に行われているか。 (2) 債権発生防止に関する対策が行われているか。
12 負担金の支給事務の状況	支出が適切に行われているか。	11 負担金及び事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。
13 その他	差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。	12 その他	差額追求及び内払調整に基づく減額支給は適切に行われているか。

2 町村監査事項

主眼事項	着 眼 点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか
3 制度の広報の状況	(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。

2 町村監査事項

主眼事項	着 眼 点
1 主管課の業務体制の状況	支給事務に必要な業務体制が取られているか。
2 関係機関等との連携の状況	関係部課、関係機関との連携が図られているか
3 制度の広報の状況	(1) 制度の広報が十分行われているか。 (2) 受給者に対し制度（各種届を含む。）周知が十分行われているか。

改 正 後		現 行	
4 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。	4 規則に定める諸様式用紙等の作成、記入、整理及び保管の状況	認定請求書、現況届等及び関係書類提出受付処理簿、受給資格者名簿等の整理・保管が適切に行われているか。
5 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。	5 認定請求書の受理状況	(1) 窓口における認定請求書の作成指導が適切に行われているか。 (2) 認定請求書の受理時において添付書類が整備されているか。
6 認定請求書の審査及び提出の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から提出までの事務処理期間が適切か。	6 認定請求書の審査及び進達の状況	(1) 配偶者、子、扶養義務者との身分関係及び生計維持関係等についての事実関係の確認が十分行われているか。 (2) 受給資格者、配偶者及び扶養義務者の所得等の確認が適切に行われているか。 (3) 戸籍担当部門、住民基本台帳担当部門、年金担当部門、施設入所担当部門等関係機関との連携が十分図られているか。 (4) 受理から進達までの事務処理期間が適切か。
7 現況届の処理状況	(1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。	7 現況届の処理状況	(1) 現況届の受理時における添付書類が整備されているか。 (2) 受給者及び扶養義務者の所得、年金の確認が適切に行われているか。 (3) 未提出者に対する提出指導及び受給資格を喪失していることが公簿等により確認されている者の扱いが適切に行われているか。
8 一部支給停止措置及び一部支給停止適用除外に係る事務処理の状況	(1) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出された場合の事務処理が適切に行われているか。 (2) 適用除外事由届出書及び関係書類が提出されない場合に手続の支援が行われているか。		
9 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。 (3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。	8 受給資格喪失者に係る事務処理の状況	(1) 資格喪失届の提出指導が適切に行われているか。 (2) 資格喪失届の審査（資格喪失時点の確認を含む。）が適切に行われているか。 (3) 資格喪失届の進達処理が適切に行われているか。
9 (削除)	(削除)	9 証書の取扱い状況	国支給分手当証書が適切に保管されているか。
10 (削除)	(削除)	10 事務取扱交付金の経理状況	支出が適切に行われているか。

[家庭福祉課関係]

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発見第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 [一部改正] 平成11年12月9日厚生省発見第140号 平成12年5月19日厚生省発見第91号 平成12年11月22日厚生省発見第129号 平成13年8月2日厚生省発見第314号 平成14年11月11日厚生労働省発見第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発見第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発見第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発見第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発見第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発見第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発見第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発見第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発見第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発見第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発見第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発見第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発見第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発見第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発見第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発見第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発見第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発見第0129001号 平成 年 月 日厚生労働省発見第 号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発見第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 [一部改正] 平成11年12月9日厚生省発見第140号 平成12年5月19日厚生省発見第91号 平成12年11月22日厚生省発見第129号 平成13年8月2日厚生省発見第314号 平成14年11月11日厚生労働省発見第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発見第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発見第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発見第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発見第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発見第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発見第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発見第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発見第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発見第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発見第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発見第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発見第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発見第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発見第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発見第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発見第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発見第0129001号</p>

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発見第105号「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

改正後	現行
<p>(通則)</p> <p>この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第3号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(通則)</p> <p>この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第3号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業</p>

改正後	現行
<p>4 略</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは(1)から(11)以外に属する地域とする。</p>	<p>費の年額) その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならぬもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>16/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「13/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>13/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>7/100</u>とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>4/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは(1)から(10)以外に属する地域とする。</p>

改正後	現行
6 略	6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び（中学校中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
7 略	7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
8 略	8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。
9 略	9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
10 略	10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
11	
12	
11 「児童自立生活援助事業」とは、 <u>法第6条の2第1項による事業をいい、以下「自立援助ホーム」という。</u>	
12 「小規模住居型児童養育事業」とは、 <u>法第6条の2第8項による事業をいい、以下「ファミリーホーム」という。</u>	

改正後		現行																																																																																																																																																									
第2章 国庫負担額等	第2章 国庫負担額等	第2章 国庫負担額等	第2章 国庫負担額等																																																																																																																																																								
第1節 略	第1節 略	第1節 略	第1節 略																																																																																																																																																								
第2節 負担額及び負担区分	第2節 負担額及び負担区分	第2節 負担額及び負担区分	第2節 負担額及び負担区分																																																																																																																																																								
<p>国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。</p> <p>なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担すること。</p>	<p>国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。</p> <p>なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担すること。</p>	<p>この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p>	<p>この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。</p>																																																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th colspan="3">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等</td> <td>市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他の施設里親の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、中核市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>一時保護所の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2	その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2	一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th colspan="3">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等</td> <td>市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他の施設里親の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、中核市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>一時保護所の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2	その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2	一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th colspan="3">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等</td> <td>市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他の施設里親の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、中核市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>一時保護所の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2	その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2	一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">経費の種別</th> <th rowspan="2">措置等主体の区分</th> <th colspan="3">児童等の入所先等の区分</th> <th colspan="3">措置費等の負担区分</th> </tr> <tr> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> <th>市町村</th> <th>都道府県</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等</td> <td>市及び福祉事務所を管理する町村</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>その他の施設里親の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、中核市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>一時保護所の措置費等</td> <td>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>	経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分			市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国	母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2	その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2	一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2
経費の種別			措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分																																																																																																																																																				
	市町村	都道府県		国	市町村	都道府県	国																																																																																																																																																				
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2																																																																																																																																																				
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分																																																																																																																																																						
		市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国																																																																																																																																																				
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2																																																																																																																																																				
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分																																																																																																																																																						
		市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国																																																																																																																																																				
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2																																																																																																																																																				
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分			措置費等の負担区分																																																																																																																																																						
		市町村	都道府県	国	市町村	都道府県	国																																																																																																																																																				
母子生活支援施設及び助産施設等の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	1/4	1/4	1/2	1/4	1/4	1/2																																																																																																																																																				
その他の施設里親の措置費等	都道府県、指定都市、中核市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市		1/2	1/2		1/2	1/2																																																																																																																																																				
第3節 略	第3節 略	第3節 略	第3節 略																																																																																																																																																								
第4節 略	第4節 略	第4節 略	第4節 略																																																																																																																																																								
第3節 国庫負担金の概算	第3節 国庫負担金の概算	第3節 国庫負担金の概算	第3節 国庫負担金の概算																																																																																																																																																								
<p>国は、必要がある場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算をすることができるものであること。</p>	<p>国は、必要がある場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算をすることができるものであること。</p>	<p>国は、必要がある場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算をすることができるものであること。</p>	<p>国は、必要がある場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算をすることができるものであること。</p>																																																																																																																																																								
第4節 国庫負担金の返還	第4節 国庫負担金の返還	第4節 国庫負担金の返還	第4節 国庫負担金の返還																																																																																																																																																								
<p>国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p>	<p>国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p>	<p>国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p>	<p>国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。</p>																																																																																																																																																								

改正後	現行
<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 略</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の所在する地域、定員等により定まる別表1の職務費の保護単価表の1一般分保護単価の1一般分保護単価をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合第2欄に定める加算分保護単価をその施設は、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価とすること。</p>	<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院又は母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の所在する地域、定員等により定まる別表1の職務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後		現行	
単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれる場合	4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれる場合	5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第20号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	6 寒冷地加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価

改正後		現行	
単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄
7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合
8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合
9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。
10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合
11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合
適用される単価 第3欄	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(26)事務用採暖費加算分保護単価	適用される単価 第3欄	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(25)事務用採暖費加算分保護単価
別に定める基準により設定された保護単価	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少 年指導員兼事務員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）	別に定める基準により設定された保護単価	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少 年指導員兼事務員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(27)除雪費加算分保護単価		別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(26)除雪費加算分保護単価	
別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)降灰除去費加算分保護単価		別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(27)降灰除去費加算分保護単価	

現行	改正後
<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分、学習指導加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設担当職員雇上費加算分、児童自立支援施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー一技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとすること。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとすること。</p>	<p>(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設担当職員雇上費加算分、児童自立支援施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び情緒障害児短期治療施設の家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー一技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとすること。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとすること。</p>
<p>(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月の）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。</p> <p>(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>
<p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(19)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p>	<p>3 事業費の保護単価の設定方法 事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(20)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。</p>
<p>4 措置費等の支弁基準の設定方法 2及び3により保護単価を定めるときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p>	<p>4 略</p>

改正後	現行
<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>	<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後		現行	
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所障害児短期治療施設（通所部を含む）、支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）又は一時保護を受けた児童自立支援施設、児童養護施設及び乳児院を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他の事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)及び乳児院については、算式(2)により算定した額。ただし、その月1日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者があつた場合には、2以上の支弁義務者の算定は次の算式(3)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとして）を定めて算式(4)により算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×[定員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）－その月1日の2歳以上児措置児童数－その月1日の3歳以上児措置児童数]＋その月1日の2歳以上児措置児童数×その月1日の月額保護単価×3歳以上児の月額保護単価×その月1日の3歳以上児措置児童数</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月1日の措置児童数等又は世帯数</p> <p>その施設その月1日の総措置児童数等又は世帯数</p>
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所障害児短期治療施設（通所部を含む）、支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）又は一時保護を受けた児童自立支援施設、児童養護施設及び乳児院を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他の事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)及び乳児院については、算式(2)により算定した額。ただし、その月1日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者があつた場合には、2以上の支弁義務者の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとして）を定めて算式(5)により算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(2) 略</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設のその月1日の現員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(4) その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）×支弁率</p>

改正後		現行			
費の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄		
(1) 事務費	<p>各月の支弁額の算式 第4欄</p> <p>その支弁義務者の支弁すべき その月初日の措置児童数又は世 帯数 その施設その月初日の総措置児童 数等又は世帯数 算式(5) その施設の月額保護単価×その協 定人員(その月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除し た数) イ ウ</p>			<p>算式(4) その施設の月額保護単価×その協 定人員(その月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除し た数) イ その月初日において、児童養護施 設に乳児、1・2歳児又は年少児が それぞれ入所している場合には、次 の算式により算定した額。 算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分 月額保護単価×その月初日の乳児、 1・2歳児又は年少児数 ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院が 寒冷地手当支給規則の一部を改正す る省令(平成16年総務省令第129号) の施行(平成16年10月28日)前の寒 冷地手当支給規則(昭和39年総理府 令第33号)別表第1に掲げる旧5級 地である地域に所在する場合であつ て、その月初日においてポイラーを 有し、かつ、ポイラー技士がおかれ ている場合又はその他の地域に所在 する場合であつて、その初日におい て「ポイラー及びび庄力容器安全規則」 (昭和47年労働省令第33号)第1条 第1号に規定するポイラーを設置 しており、かつ、同規則第97条に規 定するポイラー技士免許を受けた者 が置かれていない場合において、それ ぞれポイラー技士1人分の雇上費と して次の算式により算定した額。 算式 ポイラー技士雇上費加算分月額保 護単価×アの算式により算定された 定員 エ 児童養護施設が別に定める基準に 該当する場合においては次の算式に よつて算定した額。 算式 特別指導費加算分月額保護単価× アの算式により算定された定員</p>	

改正後					現行				
費の 種類 第1欄	支弁 対象 児童 等 第2欄	経費 の使 途 第3欄	各月 の支 弁額 の算 式 第4欄	目 録 第1 欄	費の 種類 第1欄	支弁 対象 児童 等 第2欄	経費 の使 途 第3欄	各月 の支 弁額 の算 式 第4欄	目 録 第1 欄
費の 種類 第1欄 1(1) 事務費			児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ キ ク ケ コ サ	事務費	児童養護施設、児童自立支援施設が別に定める基準に おいては、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ キ ク ケ コ サ			児童養護施設、児童自立支援施設が別に定める基準に おいては、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数 カ キ ク ケ コ サ	事務費

改正後				現行			
費目 の種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1)事務費			<p>シ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象とはしないこと。 算式 ア 基幹的職員加算分月額保護単価×</p> <p>ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×</p> <p>セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 特別生活指導費加算分月額保護単価×</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×</p> <p>ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 特別生活指導費加算分月額保護単価×</p> <p>タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×</p> <p>チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 保育機能強化加算分月額保護単価×</p>	(1)事務費			<p>シ 乳児院が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価×</p> <p>ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 特別生活指導費加算分月額保護単価×</p> <p>セ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 夜間警備体制強化加算分月額保護単価×</p> <p>ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 特別生活指導費加算分月額保護単価×</p> <p>タ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 保育機能強化加算分月額保護単価×</p> <p>チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式によって算定した額。 算式 ア 保育機能強化加算分月額保護単価×</p>

改正後				現行			
費日 の種 類第 1欄	支弁 対象 児童 等第 2欄	経費 の使 途第 3欄	各月 の支 弁額 の算 式第 4欄	費日 の種 類第 1欄	支弁 対象 児童 等第 2欄	経費 の使 途第 3欄	各月 の支 弁額 の算 式第 4欄
(1) 事務費			算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した額 又は その施設において別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 (2) 略 (3) 略	(1) 事務費			(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日がある月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合計とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 イ 〔前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4〕（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205（小数点以下第1位の数値を四捨五入） ウ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 エ 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合 エ 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後				現行			
費日 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費日 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設、入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれ支弁額は、次の算式により算定した額とする。	(1) 事務費			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設、入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれ支弁額は、次の算式により算定した額とする。
							<p>(その施設の月額保護単価/30.4 (10円) × 未満の端数は切り捨て) × その月の受託延べ日数</p> <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後		現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄
(2)	児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立支援施設、児童短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホ ム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により、乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときは算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて待た額を上記により算出した額に合算するものとする。)	その児童の給食に要する材料及び日常生活に必要な経費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、里親又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により、乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときは算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて待た額を上記により算出した額に合算するものとする。)	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院の措置児童、里親の委託措置児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児童	その児童の給食に要する材料及び日常生活に必要な経費
一	自立援助ホームの 入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経費	自立援助ホームの 入所児童	自立援助ホームの 入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経費
一般	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費	母子生活支援施設 の入所者	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費
生	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費	母子生活支援施設 の入所者	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費
活	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費	母子生活支援施設 の入所者	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費
費	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費	母子生活支援施設 の入所者	母子生活支援施設 の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経費

現行

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																		
(2)			<p>一般生活費保護単価表(措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設種別</td> <td>一般生活費(月額)</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円 保育室保育入所児童 8,890円 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </table> <p>算式(2) 入院病虚弱等児童加算費用額保護単価(乳児90,620円×その月初日の別日)に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親の解除の措置が初日の場合に委託する又は里親の解除の措置が初日以外の日に行われる場合は、(1)の算式(1)に委託する児童の月数(1)を算定した額。</p> <p>(3) 児童生活費(1)の里親の一般生活費(1)に児童生活費(30.4)を算定した額。</p>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円	里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円	ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 8,890円 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																				
児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																				
児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円																				
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円																				
里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円																				
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円																				
ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																				
自立援助ホーム	10,340円																				
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 8,890円 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円																				
一般			<p>児童養護施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>情緒障害児短期治療施設</p> <p>里親</p> <p>乳児院</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>算式(2) 入院病虚弱等児童加算費用額保護単価(乳児90,770円×その月初日の別日)に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>																		

改正後		現行	
費目 の種 類第 1欄	(4) 乳児等受入加算費	支弁対象児童等 第2欄 児童養護施設、 児童自立支援施 設、乳児院、情 緒障害児短期治 療施設、母子生 活支援施設、フ アミリーホーム、 知的障害児施設、 第一種自閉症児 施設、第二種自 閉症児施設、盲 児施設、ろうあ 児施設、肢体不 自由児施設入所 部、肢体不自由 児療護施設及び 重症心身障害児 施設の一時保護 委託児童（3歳 未満児）	支弁対象児童等 第2欄 助産施設の入所 妊産婦
経費の用途 第3欄	その児童（世帯）を支援する ための職員の 雇上経費及び 日常生活に 必要な経費 諸経費	経費の用途 第3欄 施設の運営に 必要な事務費 及び生活諸経 費	経費の用途 第3欄 施設の運営に 必要な事務費 及び生活諸経 費
各月の支弁額の算式 第4欄	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）× 日額2,190円	各月の支弁額の算式 第4欄	各月の支弁額の算式 第4欄
費目 の種 類第 1欄	(5) 助産施設基本分保護費	助産施設基本分保護費	助産施設基本分保護費
経費の用途 第3欄	略	助産施設基本分保護費	助産施設基本分保護費
各月の支弁額の算式 第4欄	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア 略	各月の支弁額の算式 第4欄	各月の支弁額の算式 第4欄
注	異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。		注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。

改正後				現行			
費目の種類第1欄 (5) 助産施設基本分保護費	支弁対象児童等第2欄 ア 点数分	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式欄 イ 略	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式欄	
			注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合については、この欄に掲げる経費のほか、医療費をその使用の月支弁額の算式に定めるところによる。(13)				
				(7) 分娩介助料	分娩介助料	分娩を取り扱った場合には、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。	分娩を取り扱った場合には、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき129,730円を限度として支弁できる。
				(4) 胎盤処置料	胎盤処置料	略	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
				(9) 新生児介補料	新生児介補料	略	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
				イ点数以外の分		イ点数以外の分	

改正後				現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(注) 保 険 料	保険料	略	(4) 助産施設基本分保護費	(注) 保 険 料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、 アにより支弁する点数分のほか、医学 的管理の下における出産について、特 定出産事故に係る事故が発生した場合 において、出生者の養育に係る経済的 負担の軽減を図るための補償金の支払 に要する費用の支出に備えるための保 険契約（出生者等に対し、総額3,000万 円以上の補償金を支払う契約）が締結 されており、かつ、特定出産事故に関 する情報の収集、整理、分析及び提供 の適正かつ確実な実施のための措置を 講じている場合に、その保険料相当額 として、分娩児1人につき、30,000円 を限度として支弁できる。
(6) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設、乳児院若 しくはファミリー ホームの入所児童 又は里親の委託児 童	その児童の 幼稚園就園 に必要な経 費	次の算式により算定した額。 その施設等その月におけるその措置児 童につき、幼稚園に就園している児童であ つて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、 制服等の実費（寄付金は除く。）を合算し た額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨 励費を補助している場合においては、その 就園奨励費補助額を控除した額とする。	(5) 教 育 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設の措置児童 又は里親の委託児 童であつて、義務 教育諸学校又は特 別支援学校の高等 部に在学中のもの 及び特別支援学校 の高等部1学年に 入学するもの。	次に掲げる 経費 (1) その児童 の義務教育 (特別支援 学校高等部 の教育を含 む。) に必要な学 用品費 (2) 教材代 (3) 通学のた めの交通費 (4) 児童自立 支援施設の 教材費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通 費を支弁すべき児童があるときは、それ ぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した 額を、児童自立支援施設においては、教 材費として算式(4)により算定した額を、 特別支援学校高等部第1学年に入学する 児童があるときは算式(5)により算定した 額を、それぞれ算式(1)によって算定した 額に加算する。なお、算式(5)については 4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 ×その月の学年別就学措置児童数

改正後

現行

<p>費日 の種 類第 1欄</p>	<p>(7) 教 育 費</p>	<p>支弁対象児童等 第 2 欄</p>	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはアミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入學するもの。</p>	<p>経費の使途 第 3 欄</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入學に必要な学用品費等</p>	<p>各月の支弁額の算式 第 4 欄</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入學する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="829 1153 989 1624"> <tr> <td>学年別</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>特別支援学校 高等部</td> </tr> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </table> <p>算式(2) 略 算式(3) 略 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校 高等部	保護単価 (月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校 高等部												
保護単価 (月額)	2,110円	4,180円	4,180円												

<p>費日 の種 類第 1欄</p>	<p>(5) 教 育 費</p>	<p>支弁対象児童等 第 2 欄</p>	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはアミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入學するもの。</p>	<p>経費の使途 第 3 欄</p>	<p>(5) その児童の特別支援学校高等部入學に必要な学用品費等</p>	<p>各月の支弁額の算式 第 4 欄</p>	<p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="383 134 550 616"> <tr> <td>学年別</td> <td>小学校</td> <td>中学校</td> <td>特別支援学校 高等部</td> </tr> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。 算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であつて、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額 算式(4) 教材費月額保護単価×小学校該当児童190円、中学校該当児童270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。 算式(5) 特別加算費月額保護単価57,700円×特別支援学校の高等部第1学年入學措置児童数</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校 高等部	保護単価 (月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校 高等部												
保護単価 (月額)	2,110円	4,180円	4,180円												

改正後		現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄
(7) 教 育 費			算式(6) 教材費月額保護単価×小学校該当児童190円、中学校該当児童270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費×年額保護単価58,100円×措置児童数	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはフリースクール等の児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはフリースクール等の児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	略	略	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはフリースクール等の児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	略	略	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(7) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(7) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設又は措置児童がその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	その児童のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。

改正後		現行	
費目 の 種 類 第 1 欄	(10) 入進学支度金	支弁対象児童等 第 2 欄 児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。	支弁対象児童等 第 2 欄 児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。
経費の 使 途 第 3 欄	略	略	経費の 使 途 第 3 欄 その児童の入学に際して必要な学用品等の購入費
各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄	略	略	各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄 次の算式によって算定した額の合算額 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円× 高等学校第1学年入学措置児童数
費目 の 種 類 第 1 欄	(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。
経費の 使 途 第 3 欄	次に掲げる経費 (1) その児童が高等学校に在学中における必要となる授業料、教科書代、学用品費等 (2) その児童が高等学校に入学に必要な学用品費等	次に掲げる経費 (1) その児童が高等学校に在学中における必要となる授業料、教科書代、学用品費等 (2) その児童が高等学校に入学に必要な学用品費等	次に掲げる経費 (1) その児童が高等学校に在学中における必要となる授業料、教科書代、学用品費等 (2) その児童が高等学校に入学に必要な学用品費等
各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円× 高等学校第1学年入学措置児童数	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,700円× 高等学校第1学年入学措置児童数	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 略 算式(2) 特別加算費年額保護単価57,700円× 高等学校第1学年入学措置児童数
費目 の 種 類 第 1 欄	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は親の委託児童であって、小学校第1学年又は中学校第1学年に進学するもの。
経費の 使 途 第 3 欄	略	略	その児童の夏季等に特別行事に参加するに必要となる交通費等
各月の 支 弁 額 の 算 式 第 4 欄	略	略	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加児童数

改正後		現行			
費目 の 種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(10) 行事費等特別	当学年の全員の児童・生徒が、当該行事に参加するもの。	略	略	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(11) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児童	略	略	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合において、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して支えな
(12) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設又は里親の委託児童又は一時保護児童であつて、医師等により医師、歯科医師、治療、投薬、手術等の診療を受けるためその支弁を必要と認められるもの。	略	略	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(13) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設、自立的支援施設、若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、職業訓練施設等を通うもの。	略	略	児童養護施設、児童自立支援施設、児童情緒障害児短期治療施設、自立的支援施設、若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、職業訓練施設等を通うもの。	職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数

改正後		現行																																													
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																																												
(15) 補導費	教育を終了した児童が職業訓練施設等の職業指導機関に通うもの。	略	略																																												
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)																																												
			<table border="1"> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設</th> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>児童自立支援施設</td> <td>児童自立支援施設</td> <td>児童自立支援施設</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>情緒障害児短期治療施設</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>ファミリーホーム</td> <td>ファミリーホーム</td> <td>ファミリーホーム</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>里親</td> <td>里親</td> <td>里親</td> </tr> <tr> <td>級地別</td> <td>旧5級地</td> <td>旧4級地</td> <td>旧3級地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,820円</td> <td>5,220円</td> <td>3,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,210円</td> <td>5,660円</td> <td>3,590円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,130円</td> <td>960円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,520円</td> <td>2,620円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,260円</td> <td>1,260円</td> <td>190円</td> </tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム	里親	里親	里親	里親	級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地		6,820円	5,220円	3,380円		7,210円	5,660円	3,590円		1,130円	960円	590円		2,520円	2,620円	380円		1,260円	1,260円	190円
施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設																																												
児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設																																												
情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設																																												
ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム																																												
里親	里親	里親	里親																																												
級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地																																												
	6,820円	5,220円	3,380円																																												
	7,210円	5,660円	3,590円																																												
	1,130円	960円	590円																																												
	2,520円	2,620円	380円																																												
	1,260円	1,260円	190円																																												
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																																												
(14) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくは母子生活支援施設又は里親の委託児童等	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合においては、算式(2)により算定した額。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)																																												
			<table border="1"> <tr> <th>施設種別</th> <th>児童養護施設</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設</th> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>児童自立支援施設</td> <td>児童自立支援施設</td> <td>児童自立支援施設</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>情緒障害児短期治療施設</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>ファミリーホーム</td> <td>ファミリーホーム</td> <td>ファミリーホーム</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>里親</td> <td>里親</td> <td>里親</td> </tr> <tr> <td>級地別</td> <td>旧5級地</td> <td>旧4級地</td> <td>旧3級地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,820円</td> <td>5,220円</td> <td>3,380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7,210円</td> <td>5,660円</td> <td>3,590円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,130円</td> <td>960円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,520円</td> <td>2,620円</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,260円</td> <td>1,260円</td> <td>190円</td> </tr> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員に給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム	里親	里親	里親	里親	級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地		6,820円	5,220円	3,380円		7,210円	5,660円	3,590円		1,130円	960円	590円		2,520円	2,620円	380円		1,260円	1,260円	190円
施設種別	児童養護施設	乳児院	母子生活支援施設																																												
児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設	児童自立支援施設																																												
情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設	情緒障害児短期治療施設																																												
ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム	ファミリーホーム																																												
里親	里親	里親	里親																																												
級地別	旧5級地	旧4級地	旧3級地																																												
	6,820円	5,220円	3,380円																																												
	7,210円	5,660円	3,590円																																												
	1,130円	960円	590円																																												
	2,520円	2,620円	380円																																												
	1,260円	1,260円	190円																																												
(15) 支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は里親の委託児童	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費	次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合同じにおいては、算式(2)によって算定した																																												

改正後		現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が就職する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童に際し必要な住居費、生活費等	児童であつて、その児童が就職する措置が解除されることとなつたもの。	(2) その児童に際し必要な住居費、生活費等	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童に際し必要な学習用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童に際し必要な住居費、生活費等	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは里親の委託児童であつて、その児童が大学等へ進学する措置が解除されるところとなつたもの。	(1) その児童に際し必要な学習用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童に際し必要な住居費、生活費等	算式(1)によつて算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によつて算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価137,510円×その月の別々に定める基準による措置解除児童数 算式(2) 次次算式(1)によつて算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によつて算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価73,000円×その月の進学の措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による進学の措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、死亡したものの(以下「死亡児」という)	略	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくは乳児院の措置児童又は里親の委託児童であつて、死亡したものの(以下「死亡児」という)	その死亡児の埋葬又は埋葬納骨そのために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であつて、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは、8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円×死亡児数

改正後		現行			
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄
(20) 里親受託手当・支度費	略	略	略	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費
(21) 里親受託手当・支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 1人 里親手当月額保護単価72,000円× ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目以降は87,000円×1人 算式(2) 略	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費
(22) 受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄
(18) 連しれ費も	略	略	略	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費
(19) 里親受託手当・支度費	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価34,000円× その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価90,200円×その月の措置児童数 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数	里親委託措置児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに委託措置した際に必要な経費

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>第5 徴収金基準額</p> <p>1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設に ついては入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項に おいて同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した 措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置 児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホーム の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる 基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した 支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した 額の年間の合算額とすること。</p> <p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治 療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、 ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯 当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2) によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算 費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保 育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算式(1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指 導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設 機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除 雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)にお いても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)において も同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算 額</p>	<p>3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得 ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は 算入しないものとする。</p> <p>第5 徴収金基準額</p> <p>1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設に ついては入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項に おいて同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した 措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置 児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層 区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の 2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。） により算定した額の年間の合算額とすること。</p> <p>2 各月の支弁額の算定方法 児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治 療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設又は里親の各月のそ の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)によ り算定した額とすること。 ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2) によるものとする。 なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算 費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保 育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算式(1) その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指 導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設 機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除 雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)にお いても同じ。）＋事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)において も同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算 額</p>

改正後	現行
<p>算式(2) 〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費用以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 略</p> <p>第7 略</p> <p>第8 略</p> <p>第9 略</p>	<p>算式(2) 〔(事務費の月額保護単価＋事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数〕×その月の措置児童等在籍日数＋月額保護単価により支弁した費用以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法 この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合同じの算定方法とする。</p> <p>第7 保護単価等の特例措置 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によるものが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置 児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置 児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>

改正後

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	定義	入所施設 徴収金基準額 (月額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情報等児童短期滞在施設通所部 自立援助ホーム	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	2,200	1,100	
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200	
C2	所得割の額がある	6,600	6,600	3,300	
D1	30,000円以下	9,000	9,000	4,500	
D2	15,001円から 40,000円まで	13,500	13,500	6,700	
D3	40,001円から 70,000円まで	18,700	18,700	9,300	
D4	70,001円から 183,000円まで	29,000	29,000	14,500	
D5	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が41,200円 を超えるときは 41,200円とする。)	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が41,200円 を超えるときは 41,200円とする。)	20,600	

現行

表 児童入所施設徴収金基準額表

階層区分	各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分	定義	入所施設 徴収金基準額 (月額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情報等児童短期滞在施設通所部	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	2,200	1,100	
C1	A 階層及びD 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200	
C2	所得割の額がある	6,600	6,600	3,300	
D1	30,000円以下	9,000	9,000	4,500	
D2	15,001円から 40,000円まで	13,500	13,500	6,700	
D3	40,001円から 70,000円まで	18,700	18,700	9,300	
D4	70,001円から 183,000円まで	29,000	29,000	14,500	
D5	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が41,200円 を超えるときは 41,200円とする。)	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が41,200円 を超えるときは 41,200円とする。)	20,600	

改正後	現行			
略	D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が54,200円 を超えるときはは 54,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が27,100円 を超えるときはは 27,100円とする。)
	D7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときはは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときはは 34,300円とする。)
	D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときはは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときはは 42,500円とする。)
	D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が102,900 円を超えるときはは 102,900円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときはは 51,400円とする。)
	D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が122,500 円を超えるときはは 122,500円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときはは 61,200円とする。)

改正後		現行	
D11	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D13	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14	6,674,001円以上 全額徴収	6,674,001円以上 全額徴収	全額徴収
備	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合に、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合に、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条	1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合に、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。 2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合に、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条	
考	1 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。	1 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親をいう。	1 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設及び里親をいう。

改正後	現行
<p>4 略</p> <p>備</p>	<p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」 ……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」 ……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスの限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」 ……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第41号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」 ……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金」について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）の別表4－1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」に定める</p> <p>備</p> <p>考</p>

現行	
備	<p>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づき1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 <u>里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る費用徴収は次の算式により日額を徴収する。</u> 算式 (徴収金基準額÷その月の開所日数)×その月の通所した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であること、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができきる額(以下「出産一時金」という。)が、350,000円以上であるとき。 (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。 なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
備	考

改正後	
備	考
備	<p>6 <u>削除</u></p> <p>6 助産施設における助産の実施については次のとおりである。 (1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。 ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。 イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者であること、その社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができきる額(以下「出産一時金」という。)が、350,000円以上であるとき。 (2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。 なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>

		現行									
		16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100				
別表1 事務費の保護単価 〔児童1人(母子生活支援施設)については1世帯)当たり〕表 1 一般保護単価	(1)児童養護施設										
	地域区分	円	円	円	円	円	円				
定員		168,590	165,240	164,120	161,890	160,770	159,650				
30人まで		49,460	46,460	45,460	43,460	42,460	41,450				
31 ~ 40人		137,800	134,960	134,010	132,120	131,160	130,230				
41 ~ 50		133,720	130,960	130,040	128,200	127,280	126,360				
51 ~ 60		128,640	126,980	126,070	124,280	123,390	122,500				
61 ~ 70		125,560	122,960	122,090	120,360	119,500	118,630				
71 ~ 80		121,480	118,980	118,120	116,440	115,600	114,760				
81 ~ 90		117,400	114,960	114,150	112,520	111,710	110,900				
91 ~ 100		113,320	110,900	110,100	108,500	107,700	106,900				
101 ~ 110		109,240	106,880	106,090	104,530	103,770	103,030				
111 ~ 120		105,160	102,860	102,090	100,630	99,890	99,160				
121 ~ 130		101,080	98,840	98,090	96,740	96,000	95,270				
131 ~ 140		97,000	94,820	94,090	92,840	92,100	91,370				
141 ~ 150		92,920	90,790	90,070	88,940	88,210	87,480				
151 ~ 160		88,840	86,760	86,050	85,000	84,250	83,500				
161 ~ 170		84,760	82,730	82,030	81,140	80,350	79,560				
171 ~ 180		80,680	78,700	78,010	77,180	76,350	75,520				
181 ~ 190		76,600	74,720	74,040	73,320	72,550	71,780				
191人以上		72,520	70,700	70,000	69,340	68,580	67,820				
8/100	7/100	6/100	4/100	3/100	その他						
円	円	円	円	円	円						
158,820	158,700	157,580	156,470	155,380	154,300	153,230	152,170	151,120	150,080	149,050	148,030
141,610	140,610	139,600	138,600	137,610	136,630	135,660	134,700	133,750	132,810	131,880	130,960
130,380	129,430	128,480	127,540	126,610	125,690	124,780	123,880	122,990	122,110	121,240	120,380
126,500	125,580	124,660	123,740	122,830	121,930	121,040	120,160	119,290	118,430	117,580	116,740
122,630	121,740	120,840	119,950	119,080	118,230	117,390	116,560	115,740	114,930	114,130	113,340
118,760	117,890	117,030	116,180	115,350	114,530	113,720	112,920	112,130	111,350	110,580	109,820
114,890	114,050	113,210	112,370	111,550	110,740	109,950	109,170	108,400	107,640	106,890	106,150
111,020	110,200	109,390	108,580	107,790	107,010	106,240	105,480	104,730	104,000	103,270	102,560
107,150	106,350	105,560	104,780	104,010	103,260	102,520	101,790	101,070	100,360	99,660	98,970
103,280	102,500	101,730	100,980	100,240	99,510	98,790	98,080	97,380	96,690	96,010	95,340
99,410	98,640	97,890	97,150	96,420	95,700	95,000	94,310	93,630	92,960	92,300	91,650
95,540	94,790	94,050	93,320	92,600	91,890	91,200	90,520	89,850	89,190	88,540	87,900
91,670	90,930	90,200	89,480	88,770	88,070	87,380	86,700	86,030	85,370	84,720	84,080
87,800	87,060	86,330	85,610	84,900	84,200	83,510	82,830	82,160	81,500	80,850	80,210
83,930	83,190	82,460	81,740	81,030	80,330	79,640	78,960	78,290	77,630	76,980	76,340
80,060	79,320	78,590	77,870	77,160	76,460	75,770	75,090	74,420	73,760	73,110	72,470
76,190	75,450	74,720	74,000	73,290	72,590	71,900	71,220	70,550	69,890	69,240	68,600
72,320	71,580	70,850	70,130	69,420	68,720	68,030	67,350	66,680	66,020	65,370	64,730
68,450	67,710	66,980	66,260	65,550	64,850	64,160	63,480	62,810	62,150	61,500	60,860
64,580	63,840	63,110	62,390	61,680	60,980	60,290	59,610	58,940	58,280	57,630	56,990
60,710	60,000	59,290	58,590	57,900	57,220	56,550	55,890	55,240	54,600	53,960	53,330
56,840	56,140	55,450	54,760	54,080	53,410	52,750	52,100	51,460	50,830	50,200	49,580
52,970	52,280	51,600	50,920	50,250	49,590	48,940	48,300	47,670	47,050	46,430	45,820
49,100	48,420	47,750	47,090	46,440	45,800	45,170	44,550	43,940	43,340	42,740	42,150
45,230	44,560	43,900	43,250	42,610	41,980	41,360	40,750	40,150	39,560	38,970	38,390
41,360	40,700	40,050	39,410	38,780	38,160	37,550	36,950	36,360	35,780	35,200	34,630
37,490	36,840	36,200	35,570	34,950	34,340	33,740	33,150	32,570	31,990	31,420	30,850
33,620	33,060	32,500	31,950	31,410	30,870	30,340	29,820	29,300	28,790	28,280	27,780
29,750	29,250	28,750	28,260	27,770	27,290	26,810	26,340	25,870	25,410	24,950	24,500
25,820	25,370	24,920	24,480	24,040	23,610	23,180	22,760	22,340	21,930	21,520	21,120
21,900	21,500	21,100	20,700	20,310	19,920	19,540	19,160	18,790	18,420	18,050	17,690
17,720	17,360	17,000	16,650	16,300	15,960	15,620	15,280	14,950	14,620	14,300	13,980
13,800	13,480	13,160	12,840	12,530	12,220	11,920	11,620	11,320	11,030	10,740	10,460
10,280	10,000	9,720	9,450	9,180	8,910	8,650	8,390	8,140	7,890	7,640	7,400
7,260	7,020	6,780	6,550	6,320	6,090	5,870	5,650	5,440	5,230	5,030	4,830
4,630	4,440	4,250	4,060	3,880	3,700	3,520	3,350	3,180	3,020	2,860	2,710
2,560	2,410	2,260	2,110	1,970	1,830	1,690	1,560	1,430	1,310	1,190	1,070
1,050	1,000	950	900	850	800	750	700	650	600	550	500
500	450	400	350	300	250	200	150	100	50	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

改正後

現行

(2)児童自立支援施設

(2)児童自立支援施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	222,550	218,490	215,790	214,440	213,080	211,730
31～40人	200,830	197,090	194,590	193,350	192,100	190,850
41～50	186,640	183,030	180,630	179,420	178,220	177,020
51～60	180,190	176,660	174,310	173,140	171,960	170,790
61～70	173,710	170,280	167,990	166,850	165,700	164,560
71～80	167,240	163,900	161,680	160,560	159,450	158,330
81～90	160,780	157,520	155,360	154,270	153,190	152,110
91～100	154,310	151,150	149,040	147,990	146,930	145,880
101～110	152,970	149,830	147,730	146,680	145,630	144,580
111～120	151,630	148,500	146,420	145,380	144,330	143,290
121～130	150,300	147,180	145,110	144,070	143,030	141,990
131～140	148,980	145,860	143,800	142,760	141,730	140,700
141～150	147,620	144,540	142,490	141,460	140,430	139,400
151～160	146,730	143,660	141,620	140,600	139,580	138,550
161～170	145,840	142,790	140,760	139,740	138,720	137,710
171～180	144,950	141,920	139,890	138,880	137,870	136,860
181～190	144,060	141,040	139,030	138,020	137,020	136,010
191人以上	143,170	140,170	138,160	137,160	136,160	135,160

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	220,980	216,920	215,570	212,870	211,520	210,170
31～40人	199,380	195,640	194,400	191,910	190,660	189,420
41～50	185,240	181,640	180,440	178,030	176,830	175,630
51～60	178,810	175,300	174,120	171,780	170,610	169,440
61～70	172,380	168,950	167,810	165,530	164,390	163,250
71～80	165,950	162,610	161,500	159,280	158,160	157,050
81～90	159,520	156,270	155,190	153,020	151,940	150,860
91～100	153,090	149,930	148,880	146,770	145,720	144,670
101～110	151,750	148,610	147,570	145,470	144,420	143,380
111～120	150,420	147,300	146,260	144,170	143,130	142,090
121～130	149,090	145,980	144,950	142,870	141,840	140,800
131～140	147,760	144,670	143,640	141,570	140,540	139,510
141～150	146,430	143,350	142,330	140,270	139,250	138,220
151～160	145,550	142,480	141,460	139,420	138,400	137,380
161～170	144,660	141,610	140,600	138,570	137,550	136,540
171～180	143,780	140,750	139,740	137,710	136,710	135,690
181～190	142,890	139,880	138,870	136,860	135,860	134,850
191人以上	142,010	139,010	138,010	136,010	135,010	134,010

地域区分

地域区分

定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
30人まで	210,380	209,030	207,680	206,320	203,620	199,560
31～40人	189,610	188,360	187,110	185,870	183,370	179,630
41～50	175,810	174,610	173,410	172,210	169,800	166,190
51～60	169,620	168,440	167,270	166,100	163,750	160,230
61～70	163,420	162,280	161,130	159,990	157,700	154,270
71～80	157,220	156,110	154,990	153,880	151,650	148,310
81～90	151,020	149,940	148,860	147,770	145,610	142,350
91～100	144,830	143,770	142,720	141,660	139,560	136,400
101～110	143,530	142,490	141,440	140,390	138,290	135,150
111～120	142,250	141,200	140,160	139,120	137,030	133,900
121～130	140,960	139,920	138,880	137,840	135,760	132,650
131～140	139,670	138,630	137,600	136,570	134,500	131,400
141～150	138,380	137,350	136,320	135,290	133,240	130,160
151～160	137,530	136,510	135,490	134,460	132,420	129,350
161～170	136,690	135,670	134,660	133,640	131,600	128,550
171～180	135,850	134,830	133,820	132,810	130,790	127,750
181～190	135,000	134,000	132,990	131,980	129,970	126,950
191人以上	134,160	133,160	132,160	131,160	129,150	126,150

定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
30人まで	208,820	207,470	204,770	203,420	199,370
31～40人	188,170	186,930	184,440	183,190	179,450
41～50	174,430	173,230	170,830	169,620	166,020
51～60	168,270	167,090	164,750	163,580	160,060
61～70	162,100	160,960	158,680	157,540	154,110
71～80	155,940	154,830	152,600	151,490	148,160
81～90	149,780	148,700	146,530	145,450	142,200
91～100	143,610	142,560	140,460	139,400	136,250
101～110	142,330	141,280	139,190	138,140	135,000
111～120	141,050	140,000	137,920	136,880	133,750
121～130	139,760	138,720	136,650	135,620	132,510
131～140	138,480	137,450	135,390	134,350	131,260
141～150	137,200	136,170	134,120	133,090	130,010
151～160	136,360	135,340	133,300	132,270	129,210
161～170	135,520	134,510	132,470	131,460	128,410
171～180	134,680	133,670	131,650	130,640	127,610
181～190	133,850	132,840	130,830	129,830	126,810
191人以上	133,010	132,010	130,010	129,010	126,010

改正後												現行											
(3) 乳児院(2歳未満児用)												(3) 乳児院(2歳未満児用)											
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100																
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10人まで	669,570	656,180	647,250	642,790	638,330	633,860																	
11 ~ 15人	539,620	528,680	521,380	517,730	514,080	510,430																	
16 ~ 20人	486,270	476,120	469,360	465,980	462,600	459,220																	
21 ~ 25	427,610	418,650	412,680	409,690	406,710	403,720																	
26 ~ 30	415,780	407,030	401,190	398,270	395,360	392,440																	
31 ~ 35	404,130	395,600	389,920	387,070	384,220	381,370																	
36 ~ 40	392,470	384,180	378,640	375,880	373,110	370,340																	
41 ~ 45	380,820	372,750	367,370	364,680	361,990	359,290																	
46 ~ 50	369,160	361,320	356,090	353,480	350,860	348,250																	
51 ~ 55	366,870	359,070	353,870	351,260	348,660	346,060																	
56 ~ 60	364,580	356,810	351,640	349,050	346,470	343,880																	
61 ~ 65	362,280	354,560	349,420	346,840	344,270	341,700																	
66 ~ 70	359,990	352,310	347,190	344,630	342,070	339,510																	
71 ~ 75	357,700	350,060	344,970	342,420	339,870	337,330																	
76 ~ 80	355,410	347,810	342,740	340,210	337,680	335,140																	
81 ~ 85	353,110	345,550	340,520	338,000	335,480	332,960																	
86 ~ 90	350,820	343,300	338,290	335,790	333,280	330,780																	
91 ~ 95	348,530	341,050	336,070	333,580	331,080	328,590																	
96人以上	356,890	349,200	344,060	341,500	338,930	336,370																	
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他																
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10人まで	629,400	624,930	620,470	616,010	607,080	593,690																	
11 ~ 15人	506,780	503,130	499,480	495,830	488,540	477,590																	
16 ~ 20人	455,840	452,450	449,070	445,690	438,930	428,790																	
21 ~ 25	400,730	397,750	394,760	391,780	385,800	376,850																	
26 ~ 30	389,920	386,600	383,680	380,770	374,930	366,180																	
31 ~ 35	378,550	375,710	372,880	370,020	364,340	355,810																	
36 ~ 40	367,580	364,810	362,050	359,280	353,750	345,450																	
41 ~ 45	356,600	353,910	351,220	348,530	343,150	335,080																	
46 ~ 50	345,630	343,020	340,400	337,790	332,560	324,710																	
51 ~ 55	343,460	340,860	338,260	335,660	330,460	322,650																	
56 ~ 60	341,290	338,700	336,120	333,530	328,350	320,590																	
61 ~ 65	339,120	336,550	333,970	331,400	326,250	318,530																	
66 ~ 70	336,950	334,390	331,830	329,270	324,150	316,470																	
71 ~ 75	334,780	332,240	329,680	327,140	322,050	314,410																	
76 ~ 80	332,610	330,080	327,550	325,010	319,950	312,350																	
81 ~ 85	330,440	327,920	325,400	322,880	317,850	310,290																	
86 ~ 90	328,270	325,770	323,260	320,760	315,750	308,230																	
91 ~ 95	326,100	323,610	321,120	318,630	313,640	306,170																	
96人以上	333,800	331,230	328,670	326,100	320,970	313,270																	

現行											
(3) 乳児院(2歳児用)											
地域区分		16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100				
定員		円	円	円	円	円	円				
15人まで		483,130	473,290	470,010	483,450	480,180	456,900				
16 ~ 20人		422,830	413,950	410,990	405,070	402,110	399,150				
21 ~ 25		397,430	389,020	386,220	380,610	377,810	375,010				
26 ~ 30		376,590	368,580	365,910	360,570	357,900	355,230				
31 ~ 35		367,440	359,610	357,000	351,770	349,160	346,550				
36 ~ 40		358,300	350,640	348,080	342,980	340,420	337,870				
41 ~ 45		349,150	341,660	339,170	334,180	331,680	329,190				
46 ~ 50		340,000	332,690	330,250	325,380	322,940	320,500				
51 ~ 55		337,290	330,030	327,610	322,770	320,340	317,920				
56 ~ 60		334,580	327,360	324,960	320,150	317,750	315,350				
61 ~ 65		331,880	324,700	322,320	317,540	315,160	312,770				
66 ~ 70		329,150	322,040	319,670	314,930	312,560	310,190				
71 ~ 75		326,440	319,380	317,030	312,320	309,970	307,610				
76 ~ 80		323,730	316,720	314,380	309,710	307,370	305,030				
81 ~ 85		321,010	314,050	311,730	307,090	304,780	302,480				
86 ~ 90		318,300	311,390	309,090	304,480	302,180	299,880				
91 ~ 95		315,590	308,730	306,440	301,870	299,590	297,300				
96人以上		323,440	316,360	314,010	309,290	306,930	304,580				

改正後											
(3) 乳児院(2歳児用)											
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100				
定員		円	円	円	円	円	円				
10人まで		582,730	571,210	563,530	559,690	555,840	552,000				
11 ~ 15人		486,960	477,110	470,540	467,260	463,970	460,690				
16 ~ 20人		426,280	417,390	411,470	408,500	405,540	402,570				
21 ~ 25		400,700	392,280	386,660	383,860	381,050	378,240				
26 ~ 30		379,700	371,680	366,340	363,660	360,990	358,320				
31 ~ 35		370,490	362,640	357,410	354,800	352,180	349,570				
36 ~ 40		361,270	353,600	348,490	345,930	343,370	340,820				
41 ~ 45		352,060	344,560	339,560	337,080	334,560	332,070				
46 ~ 50		342,840	335,520	330,640	328,200	325,760	323,320				
51 ~ 55		340,110	332,840	327,990	325,570	323,140	320,720				
56 ~ 60		337,370	330,150	325,340	322,930	320,530	318,120				
61 ~ 65		334,640	327,470	322,680	320,300	317,910	315,520				
66 ~ 70		331,910	324,790	320,040	317,670	315,300	312,920				
71 ~ 75		329,180	322,110	317,400	315,040	312,680	310,330				
76 ~ 80		326,450	319,430	314,750	312,410	310,070	307,730				
81 ~ 85		323,710	316,750	312,100	309,780	307,450	305,130				
86 ~ 90		320,980	314,060	309,450	307,150	304,840	302,530				
91 ~ 95		318,250	311,380	306,800	304,510	302,220	299,930				
96人以上		326,180	319,100	314,380	312,020	309,650	307,290				

現行												
(3) 乳児院(2歳児用)												
地域区分		7/100	6/100	5/100	3/100	その他						
定員		円	円	円	円	円						
10人まで		548,160	544,320	540,480	536,640	528,960	517,430					
11 ~ 20人		457,400	454,120	450,840	447,560	440,990	431,130					
21 ~ 25		375,440	372,630	369,820	367,010	361,400	352,980					
26 ~ 30		355,640	352,970	350,300	347,620	342,280	334,260					
31 ~ 35		346,950	344,340	341,720	339,110	333,880	326,030					
36 ~ 40		338,260	335,700	333,150	330,590	325,480	317,810					
41 ~ 45		329,570	327,070	324,570	322,070	317,070	309,580					
46 ~ 50		320,870	318,430	315,990	313,550	308,670	301,350					
51 ~ 55		318,290	315,870	313,450	311,020	306,170	298,900					
56 ~ 60		315,710	313,300	310,900	308,490	303,680	296,460					
61 ~ 65		313,130	310,740	308,350	305,960	301,180	294,010					
66 ~ 70		310,550	308,180	305,800	303,430	298,680	291,560					
71 ~ 75		307,970	305,610	303,260	300,900	296,190	289,120					
76 ~ 80		305,390	303,050	300,710	298,370	293,690	286,670					
81 ~ 85		302,810	300,480	298,160	295,840	291,190	284,220					
86 ~ 90		300,230	297,920	295,610	293,310	288,700	281,780					
91 ~ 95		297,650	295,360	293,070	290,780	286,200	279,330					
96人以上		304,930	302,570	300,210	297,850	293,130	286,050					

改正後										現行									
(3) 乳児院(3歳以上児用)										(3) 乳児院(3歳以上児用)									
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100			16/100		13/100	12/100	10/100	9/100	8/100			
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
10人まで	11～20人	478,310	468,970	462,750	459,640	456,520	453,410			351,570	344,620	342,310	337,680	335,360	333,040				
21～25	26～30	354,280	347,320	342,680	340,360	338,040	335,730			299,500	293,330	291,270	287,160	285,100	283,040				
31～35	36～40	281,290	275,470	271,590	269,650	267,710	265,780			279,030	273,220	271,280	267,410	265,470	263,540				
41～45	46～50	263,610	258,120	254,460	252,630	250,800	248,970			261,480	256,000	254,170	250,520	248,680	246,860				
51～55	56～60	253,560	248,270	244,740	241,210	239,440			251,510	246,220	244,460	240,930	239,170	237,410					
61～65	66～70	243,520	238,420	235,010	233,310	231,610	229,910			241,540	236,440	234,740	231,350	229,650	227,950				
71～75	76～80	233,470	228,560	225,290	223,650	222,020	220,380			231,570	226,660	225,030	221,760	220,130	218,490				
81～85	86～90	223,430	218,710	215,570	213,990	212,420	210,850			218,600	213,740	212,190	209,090	207,540	205,990				
91～95	96人以上	220,200	215,540	212,440	210,890	209,330	207,780			215,190	210,600	209,070	206,010	204,480	202,950				
		216,970	212,370	209,310	207,780	206,250	204,710			211,980	207,450	205,950	202,930	201,420	199,910				
		213,740	209,210	206,180	204,670	203,160	201,650			208,780	204,310	202,820	199,840	198,350	196,860				
		210,510	206,040	203,050	201,560	200,070	198,580			215,190	210,600	209,070	206,010	204,480	202,950				
		207,280	202,870	199,930	198,460	196,990	195,520			202,360	198,020	196,570	193,670	192,230	190,780				
		204,050	199,700	196,800	195,350	193,900	192,450			199,160	194,880	193,450	190,590	189,160	187,740				
		200,820	196,530	193,670	192,240	190,810	189,380			195,950	191,730	190,320	187,510	186,100	184,690				
		197,590	193,360	190,550	189,140	187,730	186,320			192,750	188,590	187,200	184,490	183,040	181,650				
		194,360	190,200	187,420	186,030	184,640	183,250			200,100	195,740	194,280	191,370	189,920	188,460				
		201,790	197,420	194,510	193,050	191,600	190,140												
(3) 乳児院(3歳以上児用)										(3) 乳児院(3歳以上児用)									
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他			7/100		6/100	4/100	3/100	その他				
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10人まで	11～15人	450,300	447,190	444,070	440,960	437,850	434,730	425,400		330,730	328,410	323,780	321,460	314,510					
16～20人	21～25	333,410	331,090	328,770	326,450	321,810	314,850			280,990	278,930	274,810	272,760	266,590					
26～30	31～35	283,360	281,300	279,240	277,180	273,060	266,880			261,600	259,660	255,790	253,860	248,050					
36～40	41～45	263,840	261,900	259,960	258,020	254,140	248,320			245,040	243,210	239,560	237,730	232,250					
46～50	51～55	247,140	245,320	243,490	241,660	238,000	232,510			235,640	233,880	230,350	228,590	223,300					
56～60	61～65	237,680	235,910	234,150	232,380	228,850	223,560			226,250	224,550	221,160	219,460	214,360					
66～70	71～75	228,210	226,510	224,810	223,110	219,710	214,600			216,880	215,220	211,950	210,320	205,420					
76～80	81～85	218,740	217,110	215,470	213,830	210,560	205,650			207,460	205,890	202,750	201,180	196,470					
86～90	91～95	209,280	207,700	206,130	204,560	201,410	196,690			204,440	202,890	199,790	198,240	193,590					
96人以上		206,230	204,680	203,120	201,570	198,470	193,810			198,400	196,890	193,870	192,360	187,830					
		200,140	198,630	197,110	195,600	192,560	188,050			195,370	193,890	190,910	189,420	184,950					
		197,090	195,600	194,110	192,620	189,630	185,160			192,350	190,880	187,950	186,480	182,070					
		194,050	192,580	191,100	189,630	186,690	182,280			189,330	187,880	184,990	183,540	179,190					
		191,000	189,550	188,100	186,650	183,750	179,400			186,310	184,880	182,020	180,600	176,310					
		187,950	186,520	185,090	183,660	180,800	176,510			183,290	181,880	179,060	177,660	173,450					
		184,910	183,500	182,090	180,680	177,860	173,630			180,260	178,880	176,100	174,720	170,550					
		181,860	180,470	179,080	177,690	174,920	170,750			187,010	185,550	182,640	181,190	176,830					
		188,680	187,230	185,770	184,310	181,400	177,030												

改正後

現行

(4) 乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	546,680	535,810	528,560	524,940	521,320	517,690

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	514,070	510,440	506,820	503,200	495,950	485,080

(4) 乳児10人未満を入所させる施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	542,460	531,600	527,980	520,740	517,120	513,500

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
1人につき	509,890	506,270	499,030	495,410	484,550

改正後

現行

(5) 母子生活支援施設

(5) 母子生活支援施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円 167,390	円 164,390	円 162,380	円 161,380	円 160,380	円 159,380
10世帯まで	円 119,630	円 117,360	円 115,850	円 115,100	円 114,340	円 113,580
11 ~ 20	円 98,750	円 96,820	円 95,530	円 94,880	円 94,240	円 93,590
21 ~ 30	円 74,410	円 72,960	円 71,990	円 71,500	円 71,020	円 70,540
31 ~ 40	円 67,130	円 65,820	円 64,950	円 64,520	円 64,080	円 63,650
41 ~ 50	円 59,850	円 58,690	円 57,910	円 57,530	円 57,140	円 56,750
51 ~ 60	円 52,570	円 51,560	円 50,880	円 50,540	円 50,200	円 49,860
61 ~ 70	円 45,290	円 44,420	円 43,840	円 43,550	円 43,260	円 42,970
71 ~ 80	円 38,010	円 37,290	円 36,800	円 36,560	円 36,320	円 36,080
81 ~ 90	円 30,730	円 30,150	円 29,770	円 29,570	円 29,380	円 29,180
91世帯以上						

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円 166,220	円 163,220	円 162,220	円 160,220	円 159,220	円 158,220
10世帯まで	円 118,750	円 116,480	円 115,730	円 114,220	円 113,460	円 112,710
11 ~ 20	円 98,000	円 96,070	円 95,420	円 94,130	円 93,490	円 92,840
21 ~ 30	円 73,840	円 72,390	円 71,910	円 70,940	円 70,460	円 69,980
31 ~ 40	円 66,620	円 65,320	円 64,880	円 64,010	円 63,580	円 63,140
41 ~ 50	円 59,400	円 58,240	円 57,850	円 57,080	円 56,690	円 56,300
51 ~ 60	円 52,170	円 51,160	円 50,820	円 50,140	円 49,810	円 49,470
61 ~ 70	円 44,950	円 44,080	円 43,790	円 43,210	円 42,920	円 42,630
71 ~ 80	円 37,730	円 37,000	円 36,760	円 36,280	円 36,040	円 35,800
81 ~ 90	円 30,510	円 29,930	円 29,730	円 29,350	円 29,150	円 28,960
91世帯以上						

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円 158,380	円 157,380	円 156,380	円 155,380	円 153,380	円 150,370
10世帯まで	円 112,830	円 112,070	円 111,320	円 110,560	円 109,050	円 106,780
11 ~ 20	円 92,940	円 92,300	円 91,650	円 91,010	円 89,720	円 87,780
21 ~ 30	円 70,050	円 69,570	円 69,080	円 68,600	円 67,630	円 66,180
31 ~ 40	円 63,210	円 62,770	円 62,340	円 61,900	円 61,030	円 59,720
41 ~ 50	円 56,360	円 55,980	円 55,590	円 55,200	円 54,430	円 53,270
51 ~ 60	円 49,520	円 49,180	円 48,850	円 48,510	円 47,830	円 46,810
61 ~ 70	円 42,680	円 42,390	円 42,100	円 41,810	円 41,230	円 40,350
71 ~ 80	円 35,830	円 35,590	円 35,350	円 35,110	円 34,620	円 33,900
81 ~ 90	円 28,990	円 28,800	円 28,600	円 28,410	円 28,020	円 27,440
91世帯以上						

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円 157,220	円 156,220	円 154,220	円 153,230	円 150,230
10世帯まで	円 111,950	円 111,200	円 109,690	円 108,930	円 106,670
11 ~ 20	円 92,200	円 91,560	円 90,270	円 89,620	円 87,690
21 ~ 30	円 69,490	円 69,010	円 68,040	円 67,560	円 66,110
31 ~ 40	円 62,710	円 62,270	円 61,400	円 60,970	円 59,660
41 ~ 50	円 55,920	円 55,530	円 54,760	円 54,370	円 53,210
51 ~ 60	円 49,130	円 48,790	円 48,110	円 47,780	円 46,760
61 ~ 70	円 42,340	円 42,050	円 41,470	円 41,180	円 40,310
71 ~ 80	円 35,550	円 35,310	円 34,830	円 34,590	円 33,860
81 ~ 90	円 28,770	円 28,570	円 28,190	円 27,990	円 27,410
91世帯以上					

改正後

現行

(6)情緒障害児短期治療施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	285,400	279,190	275,040	272,970	270,900	268,830
31～40人	262,760	257,000	253,170	251,250	249,330	247,420
41人以上	240,110	234,820	231,290	229,530	227,770	226,000

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	266,750	264,680	262,610	260,540	256,390	250,180
31～40人	245,500	243,580	241,660	239,740	235,910	230,150
41人以上	224,240	222,470	220,710	218,950	215,420	210,130

(6)情緒障害児短期治療施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	282,990	276,790	274,720	270,580	268,510	266,440
31～40人	260,530	254,780	252,870	249,040	247,120	245,210
41人以上	238,060	232,780	231,020	227,490	225,730	223,970

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
30人まで	264,370	262,300	258,160	256,090	249,880
31～40人	243,290	241,370	237,540	235,630	229,880
41人以上	222,210	220,450	216,930	215,160	209,880

改正後

現行

(7)児童自立支援施設通所部

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
区分	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	99,110	67,600	66,580	66,080	65,570	65,070
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	64,560	64,050	63,550	63,040	62,030	60,510

(7)児童自立支援施設通所部

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
区分	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	68,530	67,010	66,510	65,490	64,990	64,480
地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
区分	円	円	円	円	円	円
児童自立支援施設通所部	63,980	63,470	62,460	61,960	60,440	

(8)情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
区分	円	円	円	円	円	円
情緒障害児短期治療施設通所部	105,030	102,690	101,130	100,350	99,560	98,780
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
区分	円	円	円	円	円	円
情緒障害児短期治療施設通所部	98,000	97,220	96,440	95,660	94,100	91,760

(8)情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
区分	円	円	円	円	円	円
情緒障害児短期治療施設通所部	104,120	101,780	101,000	99,440	98,660	97,890
地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
区分	円	円	円	円	円	円
情緒障害児短期治療施設通所部	97,110	96,330	94,770	93,990	91,650	

改正後

現行

(9)ファミリーホーム

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
現員						
1人につき	¥ 158,720	¥ 156,760	¥ 155,450	¥ 154,790	¥ 154,140	¥ 153,480

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
現員						
1人につき	¥ 152,830	¥ 152,170	¥ 151,520	¥ 150,860	¥ 149,550	¥ 147,580

(10)自立援助ホーム

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
現員						
6人まで	¥ 205,870	¥ 202,100	¥ 199,580	¥ 198,320	¥ 197,070	¥ 195,810
7 ~ 9	¥ 191,690	¥ 187,970	¥ 185,490	¥ 184,250	¥ 183,010	¥ 181,770
10 ~ 12	¥ 184,600	¥ 180,900	¥ 178,440	¥ 177,210	¥ 175,980	¥ 174,750
13 ~ 15	¥ 180,350	¥ 176,670	¥ 174,210	¥ 172,990	¥ 171,760	¥ 170,530
16 ~ 18	¥ 177,510	¥ 173,840	¥ 171,400	¥ 170,170	¥ 168,950	¥ 167,730
19人以上	¥ 175,110	¥ 171,450	¥ 169,010	¥ 167,790	¥ 166,570	¥ 165,350

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
現員						
6人まで	¥ 194,550	¥ 193,290	¥ 192,030	¥ 190,780	¥ 188,260	¥ 184,490
7 ~ 9	¥ 180,530	¥ 179,290	¥ 178,050	¥ 176,810	¥ 174,320	¥ 170,600
10 ~ 12	¥ 173,520	¥ 172,280	¥ 171,050	¥ 169,820	¥ 167,360	¥ 163,660
13 ~ 15	¥ 169,310	¥ 168,080	¥ 166,860	¥ 165,630	¥ 163,180	¥ 159,500
16 ~ 18	¥ 166,500	¥ 165,280	¥ 164,060	¥ 162,840	¥ 160,390	¥ 156,720
19人以上	¥ 164,130	¥ 162,910	¥ 161,690	¥ 160,470	¥ 158,030	¥ 154,360

現行												
(9)一時保護所												
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,283,610	9,036,460	8,885,030	8,809,310	8,733,600	8,657,880	9,175,960	8,949,120	8,873,500	8,722,270	8,646,660	8,571,040
6～10人	14,241,150	13,889,700	13,655,410	13,538,260	13,421,110	13,303,970	14,105,540	13,754,570	13,637,590	13,403,600	13,286,610	13,169,620
11～15	19,218,680	18,742,940	18,425,790	18,267,210	18,108,630	17,950,050	19,035,130	18,500,030	18,401,660	18,084,930	17,925,520	17,766,200
16～20	24,196,220	23,596,180	23,196,160	22,996,150	22,796,150	22,596,140	23,964,710	23,365,490	23,165,740	22,766,270	22,566,520	22,366,780
21～25	29,173,750	28,449,420	27,966,540	27,725,110	27,483,670	27,242,230	28,894,290	28,170,940	27,929,820	27,447,600	27,206,480	26,965,360
26～30	34,151,290	33,302,670	32,736,920	32,454,060	32,171,190	31,888,310	33,623,880	32,976,400	32,693,900	32,128,930	31,846,430	31,563,940
31～35	39,128,820	38,155,910	37,507,300	37,183,010	36,858,700	36,534,400	38,753,460	37,781,980	37,457,980	36,810,260	36,486,390	36,162,510
36～40	44,106,360	43,009,150	42,277,680	41,911,950	41,546,220	41,180,490	43,683,040	42,587,320	42,222,060	41,481,580	41,126,340	40,761,090
41～45	49,083,890	47,862,390	47,048,060	46,640,900	46,233,740	45,826,570	48,612,630	47,392,770	46,986,140	46,172,920	45,766,300	45,359,670
46～50	54,061,430	52,715,630	51,818,440	51,369,850	50,921,260	50,472,660	53,542,210	52,198,230	51,750,220	50,854,250	50,406,250	49,958,250
51～55	59,038,960	57,568,870	56,589,820	56,098,800	55,608,780	55,118,750	58,471,790	57,003,890	56,514,300	55,535,580	55,046,210	54,556,830
56～60	64,016,500	62,422,110	61,359,200	60,827,750	60,296,290	59,764,840	63,401,370	61,809,140	61,278,380	60,216,910	59,686,160	59,155,410
61～65	69,994,030	67,275,350	66,129,580	65,556,700	64,983,810	64,410,920	68,330,960	66,614,600	66,042,460	64,898,240	64,326,120	63,753,990
66～70	73,971,570	72,128,590	70,899,950	70,285,650	69,671,350	69,057,010	73,260,540	71,420,060	70,806,540	69,579,580	68,966,070	68,352,570

改正後											
(11)一時保護所											
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	8,582,160	8,506,450	8,430,730	8,355,010	8,279,300	8,203,580	8,495,430	8,419,810	8,288,580	8,192,970	7,966,120
6～10人	13,186,820	13,069,670	12,952,520	12,835,370	12,718,220	12,601,060	13,052,630	12,935,640	12,701,660	12,584,670	12,233,700
11～15	17,791,470	17,632,900	17,474,320	17,315,740	17,157,160	16,998,580	17,609,840	17,451,470	17,134,730	16,976,370	16,501,270
16～20	22,396,130	22,196,120	21,996,110	21,796,100	21,596,090	21,396,080	22,167,040	21,967,300	21,587,810	21,388,080	20,768,850
21～25	27,000,780	26,759,950	26,519,120	26,278,290	26,037,460	25,796,630	26,724,250	26,483,120	26,000,890	25,759,780	25,036,430
26～30	31,605,440	31,322,580	31,039,700	30,756,830	30,474,000	30,191,160	31,281,450	30,998,950	30,433,970	30,151,480	29,304,000
31～35	36,210,090	35,895,800	35,581,490	35,267,190	34,952,880	34,638,570	35,838,660	35,514,780	34,867,040	34,543,190	33,571,580
36～40	40,814,750	40,449,030	40,083,290	39,717,550	39,351,810	38,986,070	40,385,660	40,030,610	39,300,120	38,934,880	37,839,150
41～45	45,419,400	45,012,250	44,605,080	44,197,920	43,790,760	43,383,590	44,953,070	44,546,440	43,733,200	43,326,580	42,106,730
46～50	50,024,060	49,575,480	49,126,880	48,678,280	48,229,680	47,781,080	49,510,270	49,062,260	48,166,270	47,718,290	46,374,310
51～55	54,628,710	54,138,710	53,648,670	53,158,640	52,709,510	52,260,380	54,067,480	53,578,090	52,599,350	52,110,000	50,641,880
56～60	59,233,370	58,701,930	58,170,460	57,639,000	57,107,530	56,576,060	58,624,680	58,093,920	57,032,430	56,501,700	54,909,460
61～65	63,838,020	63,265,160	62,692,260	62,119,370	61,546,470	60,973,570	63,181,890	62,609,750	61,465,500	60,883,400	59,177,030
66～70	68,442,680	67,828,380	67,214,050	66,599,730	65,971,090	65,328,130	67,739,090	67,125,580	65,898,580	65,285,110	63,444,610

※1か所当りの年額

※1か所当りの年額

		改正後										現行										
2 加算分保護単価		2 加算分保護単価																				
(1)小規模施設加算分保護単価		(1)小規模施設加算分保護単価																				
児童養護施設		児童養護施設																				
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100				
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650				
31~40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520				
41人以上	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390				
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	
31~40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	
41人以上	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	

		改正後										現行												
		(2)職業指導員加算分保護単価 了児童養護施設										(2)職業指導員加算分保護単価 了児童養護施設												
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分		7/100	6/100	4/100	3/100	その他				
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
30人まで	15,140	14,820	14,600	14,490	14,390	14,290	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150	30人まで	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290	30人まで	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290
31 ~ 40人	12,110	11,890	11,680	11,590	11,510	11,420	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320	31 ~ 40人	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630	31 ~ 40人	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630
41 ~ 50	9,080	8,890	8,760	8,690	8,630	8,560	9,010	8,750	8,750	8,550	8,550	8,490	41 ~ 50	8,420	8,360	8,230	8,170	7,970	41 ~ 50	8,420	8,360	8,230	8,170	7,970
51 ~ 60	8,180	8,000	7,880	7,820	7,770	7,710	8,110	7,930	7,870	7,700	7,700	7,640	51 ~ 60	7,580	7,520	7,410	7,350	7,170	51 ~ 60	7,580	7,520	7,410	7,350	7,170
61 ~ 70	7,270	7,110	7,010	6,950	6,900	6,850	7,210	7,050	7,000	6,890	6,840	6,790	61 ~ 70	6,740	6,690	6,580	6,530	6,380	61 ~ 70	6,740	6,690	6,580	6,530	6,380
71 ~ 80	6,360	6,220	6,130	6,090	6,040	5,990	6,310	6,170	6,120	6,030	5,990	5,940	71 ~ 80	5,900	5,850	5,760	5,710	5,580	71 ~ 80	5,900	5,850	5,760	5,710	5,580
81 ~ 90	5,450	5,330	5,250	5,220	5,180	5,140	5,400	5,290	5,250	5,170	5,130	5,090	81 ~ 90	5,050	5,010	4,940	4,900	4,780	81 ~ 90	5,050	5,010	4,940	4,900	4,780
91 ~ 100	4,540	4,440	4,380	4,350	4,310	4,280	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240	91 ~ 100	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980	91 ~ 100	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980
101 ~ 110	4,240	4,150	4,090	4,060	4,020	3,990	4,200	4,110	4,080	4,020	3,990	3,960	101 ~ 110	3,900	3,900	3,840	3,810	3,720	101 ~ 110	3,900	3,900	3,840	3,810	3,720
111 ~ 120	3,930	3,850	3,790	3,770	3,740	3,710	3,900	3,820	3,790	3,730	3,700	3,680	111 ~ 120	3,650	3,620	3,560	3,540	3,450	111 ~ 120	3,650	3,620	3,560	3,540	3,450
121 ~ 130	3,630	3,550	3,500	3,480	3,450	3,420	3,600	3,520	3,500	3,450	3,420	3,390	121 ~ 130	3,370	3,340	3,290	3,270	3,190	121 ~ 130	3,370	3,340	3,290	3,270	3,190
131 ~ 140	3,330	3,260	3,210	3,190	3,160	3,140	3,300	3,230	3,210	3,160	3,130	3,110	131 ~ 140	3,000	2,990	2,940	2,910	2,830	131 ~ 140	3,000	2,990	2,940	2,910	2,830
141 ~ 150	3,030	2,960	2,920	2,900	2,870	2,850	3,000	2,940	2,910	2,870	2,850	2,830	141 ~ 150	2,780	2,780	2,750	2,750	2,730	141 ~ 150	2,780	2,780	2,750	2,750	2,730
151 ~ 160	2,920	2,860	2,820	2,800	2,780	2,760	2,800	2,840	2,820	2,770	2,750	2,730	151 ~ 160	2,640	2,640	2,620	2,620	2,600	151 ~ 160	2,640	2,640	2,620	2,620	2,600
161 ~ 170	2,820	2,760	2,720	2,700	2,680	2,660	2,800	2,740	2,720	2,680	2,660	2,640	161 ~ 170	2,570	2,570	2,550	2,550	2,540	161 ~ 170	2,570	2,570	2,550	2,550	2,540
171 ~ 180	2,720	2,660	2,620	2,610	2,590	2,570	2,700	2,640	2,620	2,580	2,560	2,540	171 ~ 180	2,470	2,470	2,450	2,450	2,440	171 ~ 180	2,470	2,470	2,450	2,450	2,440
181 ~ 190	2,620	2,570	2,530	2,510	2,490	2,470	2,600	2,540	2,520	2,490	2,470	2,450	181 ~ 190	2,340	2,340	2,320	2,320	2,300	181 ~ 190	2,340	2,340	2,320	2,320	2,300
191人以上	2,520	2,470	2,430	2,410	2,390	2,380	2,500	2,450	2,430	2,390	2,370	2,350	191人以上	2,340	2,320	2,280	2,280	2,260	191人以上	2,340	2,320	2,280	2,280	2,260

改正後

現行

イ 児童自立支援施設		イ 児童自立支援施設										
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,030	15,680	15,450	15,330	15,220	15,100	15,900	15,550	15,430	15,200	15,080	14,970
31 ~ 40人	12,820	12,540	12,360	12,270	12,170	12,080	12,720	12,440	12,340	12,160	12,060	11,970
41 ~ 50	9,620	9,410	9,270	9,200	9,130	9,060	9,540	9,330	9,260	9,120	9,050	8,980
51 ~ 60	8,650	8,470	8,340	8,280	8,210	8,150	8,580	8,390	8,330	8,200	8,140	8,080
61 ~ 70	7,690	7,530	7,410	7,360	7,300	7,250	7,630	7,460	7,400	7,290	7,240	7,180
71 ~ 80	6,730	6,580	6,490	6,440	6,390	6,340	6,670	6,530	6,480	6,380	6,330	6,280
81 ~ 90	5,770	5,640	5,560	5,520	5,470	5,430	5,720	5,590	5,550	5,470	5,430	5,380
91 ~ 100	4,810	4,700	4,630	4,600	4,560	4,530	4,770	4,660	4,630	4,560	4,520	4,490
101 ~ 110	4,490	4,390	4,320	4,290	4,260	4,220	4,450	4,350	4,320	4,250	4,220	4,190
111 ~ 120	4,160	4,070	4,010	3,980	3,950	3,920	4,130	4,040	4,010	3,950	3,920	3,890
121 ~ 130	3,840	3,760	3,700	3,680	3,650	3,620	3,810	3,730	3,700	3,640	3,620	3,590
131 ~ 140	3,520	3,450	3,400	3,370	3,340	3,320	3,490	3,420	3,390	3,340	3,310	3,290
141 ~ 150	3,200	3,130	3,090	3,060	3,040	3,020	3,180	3,110	3,080	3,040	3,010	2,990
151 ~ 160	3,100	3,030	2,980	2,960	2,940	2,920	3,070	3,000	2,980	2,930	2,910	2,890
161 ~ 170	2,990	2,920	2,880	2,860	2,840	2,820	2,960	2,900	2,880	2,830	2,810	2,790
171 ~ 180	2,880	2,820	2,780	2,760	2,740	2,710	2,860	2,790	2,770	2,730	2,710	2,690
181 ~ 190	2,780	2,710	2,670	2,650	2,630	2,610	2,750	2,690	2,670	2,630	2,610	2,590
191人以上	2,670	2,610	2,570	2,550	2,530	2,510	2,650	2,590	2,570	2,530	2,510	2,490

イ 児童自立支援施設		イ 児童自立支援施設									
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,880	14,870	14,750	14,630	14,400	14,050	14,850	14,730	14,500	14,380	14,030
31 ~ 40人	11,990	11,890	11,800	11,710	11,520	11,240	11,880	11,790	11,600	11,510	11,230
41 ~ 50	8,990	8,920	8,850	8,780	8,640	8,430	8,910	8,840	8,700	8,630	8,420
51 ~ 60	8,090	8,030	7,960	7,900	7,770	7,590	8,020	7,950	7,830	7,770	7,580
61 ~ 70	7,190	7,130	7,080	7,020	6,910	6,740	7,130	7,070	6,960	6,900	6,730
71 ~ 80	6,290	6,240	6,190	6,140	6,050	5,900	6,230	6,180	6,090	6,040	5,890
81 ~ 90	5,390	5,350	5,310	5,260	5,180	5,060	5,340	5,300	5,220	5,170	5,050
91 ~ 100	4,490	4,460	4,420	4,390	4,320	4,210	4,450	4,420	4,350	4,310	4,210
101 ~ 110	4,190	4,160	4,130	4,090	4,030	3,930	4,150	4,120	4,060	4,020	3,930
111 ~ 120	3,890	3,860	3,830	3,800	3,740	3,650	3,860	3,830	3,770	3,740	3,650
121 ~ 130	3,590	3,560	3,540	3,510	3,450	3,370	3,560	3,530	3,480	3,450	3,370
131 ~ 140	3,290	3,270	3,240	3,220	3,160	3,090	3,260	3,240	3,190	3,160	3,080
141 ~ 150	2,990	2,970	2,950	2,920	2,880	2,810	2,970	2,940	2,900	2,870	2,800
151 ~ 160	2,690	2,670	2,650	2,630	2,600	2,530	2,670	2,650	2,610	2,590	2,520
161 ~ 170	2,690	2,670	2,650	2,630	2,590	2,530	2,670	2,650	2,610	2,590	2,520
171 ~ 180	2,590	2,570	2,550	2,530	2,490	2,430	2,570	2,550	2,510	2,490	2,430
181 ~ 190	2,490	2,470	2,450	2,440	2,400	2,340	2,470	2,450	2,410	2,390	2,340

改正後

現行

(3) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円 30,290	円 29,640	円 29,210	円 28,990	円 28,780	円 28,560
10世帯まで	22,720	22,230	21,910	21,740	21,580	21,420
11 ~ 20	15,140	14,820	14,600	14,490	14,390	14,280
21 ~ 30	13,630	13,340	13,140	13,040	12,950	12,850
31 ~ 40	12,110	11,850	11,680	11,590	11,510	11,420
41 ~ 50	10,600	10,370	10,220	10,140	10,070	9,990
51 ~ 60	9,090	8,890	8,760	8,690	8,630	8,560
61 ~ 70	7,570	7,410	7,300	7,240	7,190	7,140
71 ~ 80	6,060	5,920	5,840	5,800	5,750	5,710
81 ~ 90	4,540	4,440	4,380	4,350	4,310	4,280
91世帯以上						

(3) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円 28,340	円 28,130	円 27,910	円 27,690	円 27,260	円 26,610
10世帯まで	21,260	21,090	20,930	20,770	20,440	19,950
11 ~ 20	14,170	14,060	13,950	13,840	13,630	13,300
21 ~ 30	12,750	12,650	12,560	12,460	12,260	11,970
31 ~ 40	11,330	11,250	11,160	11,070	10,900	10,640
41 ~ 50	9,920	9,840	9,770	9,690	9,540	9,310
51 ~ 60	8,500	8,430	8,370	8,300	8,170	7,980
61 ~ 70	7,080	7,030	6,970	6,920	6,810	6,650
71 ~ 80	5,660	5,620	5,580	5,530	5,450	5,320
81 ~ 90	4,250	4,210	4,180	4,150	4,080	3,990
91世帯以上						

(3) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円 30,040	円 29,390	円 29,180	円 28,740	円 28,530	円 28,310
10世帯まで	22,530	22,040	21,880	21,560	21,390	21,230
11 ~ 20	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150
21 ~ 30	13,520	13,220	13,130	12,930	12,830	12,740
31 ~ 40	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320
41 ~ 50	10,510	10,280	10,210	10,060	9,980	9,910
51 ~ 60	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490
61 ~ 70	7,510	7,340	7,290	7,180	7,130	7,070
71 ~ 80	6,000	5,870	5,830	5,740	5,700	5,660
81 ~ 90	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240
91世帯以上						

(3) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円 28,090	円 27,880	円 27,440	円 27,230	円 26,580
10世帯まで	21,070	20,910	20,580	20,420	19,930
11 ~ 20	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290
21 ~ 30	12,640	12,540	12,350	12,250	11,960
31 ~ 40	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630
41 ~ 50	9,830	9,750	9,600	9,530	9,300
51 ~ 60	8,430	8,360	8,230	8,170	7,970
61 ~ 70	7,020	6,970	6,860	6,800	6,640
71 ~ 80	5,620	5,570	5,480	5,440	5,310
81 ~ 90	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980
91世帯以上					

改正後

現行

(4) 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	25,470	24,890	24,500	24,310	24,110	23,920

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	23,720	23,530	23,340	23,140	22,760	22,180

(4) 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	25,240	24,660	24,470	24,080	23,890	23,700

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
1世帯につき	23,500	23,310	22,920	22,730	22,150

改正後

(5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	24,180	23,630	23,260	23,080	22,900	22,710
世帯						
21 ~ 30	16,120	15,750	15,510	15,380	15,260	15,140
31 ~ 40	12,090	11,810	11,630	11,540	11,450	11,350
41 ~ 50	10,880	10,630	10,470	10,380	10,300	10,220
51 ~ 60	9,670	9,450	9,300	9,230	9,160	9,080
61 ~ 70	8,460	8,270	8,140	8,080	8,010	7,950
71 ~ 80	7,250	7,090	6,980	6,920	6,870	6,810
81 ~ 90	6,040	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680
91世帯以上	4,830	4,720	4,650	4,610	4,580	4,540

現行

(5) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	23,960	23,420	23,230	22,870	22,690	22,500
世帯						
21 ~ 30	15,970	15,610	15,490	15,240	15,120	15,000
31 ~ 40	11,980	11,710	11,610	11,430	11,340	11,250
41 ~ 50	10,780	10,540	10,450	10,290	10,210	10,120
51 ~ 60	9,580	9,360	9,290	9,150	9,070	9,000
61 ~ 70	8,390	8,190	8,130	8,000	7,940	7,870
71 ~ 80	7,190	7,020	6,970	6,860	6,800	6,750
81 ~ 90	5,990	5,850	5,810	5,710	5,670	5,620
91世帯以上	4,790	4,680	4,640	4,570	4,530	4,500

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
20世帯まで	22,530	22,350	22,170	21,980	21,620	21,070
世帯						
21 ~ 30	15,020	14,900	14,780	14,650	14,410	14,040
31 ~ 40	11,260	11,170	11,080	10,990	10,810	10,530
41 ~ 50	10,140	10,050	9,970	9,890	9,730	9,480
51 ~ 60	9,010	8,940	8,860	8,790	8,640	8,420
61 ~ 70	7,880	7,820	7,760	7,690	7,560	7,370
71 ~ 80	6,760	6,700	6,650	6,590	6,480	6,320
81 ~ 90	5,630	5,580	5,540	5,490	5,400	5,260
91世帯以上	4,500	4,470	4,430	4,390	4,320	4,210

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
20世帯まで	22,320	22,140	21,770	21,590	21,040
世帯					
21 ~ 30	14,880	14,760	14,510	14,390	14,030
31 ~ 40	11,160	11,070	10,880	10,790	10,520
41 ~ 50	10,040	9,960	9,800	9,710	9,470
51 ~ 60	8,930	8,850	8,710	8,630	8,410
61 ~ 70	7,810	7,750	7,620	7,550	7,360
71 ~ 80	6,690	6,640	6,530	6,470	6,310
81 ~ 90	5,580	5,530	5,440	5,390	5,260
91世帯以上	4,460	4,420	4,350	4,310	4,200

現行													
改正後						現行							
(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	30人まで	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31～40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	31～40人	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
41～50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,140	9,070	41～50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51～60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	51～60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
61～70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	61～70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
71～80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	71～80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
81～90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	81～90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
91～100	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	91～100	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
101～110	4,690	4,590	4,520	4,480	4,450	4,420	101～110	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380
111～120	4,350	4,260	4,200	4,160	4,130	4,100	111～120	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060
121～130	4,020	3,930	3,870	3,840	3,810	3,790	121～130	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750
131～140	3,680	3,600	3,550	3,520	3,500	3,470	131～140	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440
141～150	3,350	3,280	3,230	3,200	3,180	3,160	141～150	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130
151～160	3,240	3,170	3,120	3,100	3,070	3,050	151～160	3,210	3,140	3,120	3,070	3,050	3,020
161～170	3,130	3,060	3,010	2,990	2,970	2,940	161～170	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920
171～180	3,010	2,950	2,900	2,880	2,860	2,840	171～180	2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810
181～190	2,900	2,840	2,800	2,770	2,750	2,730	181～190	2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710
191人以上	2,790	2,730	2,690	2,670	2,650	2,630	191人以上	2,770	2,710	2,690	2,640	2,620	2,600
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	
30人まで	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	
31～40人	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	31～40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	
41～50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	41～50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	
51～60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	51～60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920	
61～70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	61～70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040	
71～80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	71～80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160	
81～90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290	81～90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280	
91～100	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	91～100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400	
101～110	4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110	101～110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100	
111～120	4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820	111～120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810	
121～130	3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520	121～130	3,720	3,690	3,630	3,610	3,520	
131～140	3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,230	131～140	3,410	3,380	3,330	3,300	3,220	
141～150	3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,930	141～150	3,100	3,090	3,030	3,000	2,930	
151～160	3,030	3,000	2,980	2,950	2,910	2,840	151～160	3,000	2,970	2,930	2,900	2,830	
161～170	2,920	2,900	2,870	2,850	2,810	2,740	161～170	2,890	2,870	2,830	2,800	2,730	
171～180	2,820	2,790	2,770	2,750	2,710	2,640	171～180	2,790	2,770	2,730	2,700	2,640	
181～190	2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540	181～190	2,690	2,670	2,620	2,600	2,540	
191人以上	2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440	191人以上	2,580	2,560	2,520	2,500	2,440	

改正後

現行

イ 乳児院		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
地域区分		円	円	円	円	円	円
定員		50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370
	10人まで	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580
	11～20人	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680
	21～25	20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940
	26～30	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790
	31～35	15,090	14,760	14,540	14,320	14,210	14,100
	36～40	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630
	41～45	11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050
	46～50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470
	51～55	9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000
	56～60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520
	61～65	8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050
	66～70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,570
	71～75	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100
	76～80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630
	81～85	6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150
	86～90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680
	91～95	5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210
	96人以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730

イ 乳児院		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
地域区分		円	円	円	円	円	円
定員		47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080
	10人まで	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380
	11～15人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040
	16～20人	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630
	21～25	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220
	26～30	11,760	11,640	11,520	11,400	11,280	11,160
	31～35	10,400	10,280	10,160	10,040	9,920	9,800
	36～40	9,400	9,320	9,250	9,180	9,100	9,020
	41～45	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370
	46～50	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930
	51～55	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490
	56～60	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050
	61～65	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610
	66～70	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170
	71～75	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730
	76～80	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290
	81～85	5,170	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840
	86～90	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400
	91～95						
	96人以上						

イ 乳児院		16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
地域区分		円	円	円	円	円	円
定員		33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
	15人まで	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
	16～20人	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780
	21～25	16,620	16,280	16,130	15,890	15,770	15,650
	26～30	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080
	31～35	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
	36～40	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950
	41～45	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
	46～50	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920
	51～55	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450
	56～60	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980
	61～65	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510
	66～70	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
	71～75	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570
	76～80	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100
	81～85	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630
	86～90	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160
	91～95	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
	96人以上						

イ 乳児院		7/100	6/100	4/100	3/100	その他
地域区分		円	円	円	円	円
定員		31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
	15人まで	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
	16～20人	18,630	18,480	18,190	18,050	17,610
	21～25	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
	26～30	13,970	13,860	13,640	13,530	13,200
	31～35	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
	36～40	10,870	10,780	10,610	10,520	10,270
	41～45	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
	46～50	8,850	8,780	8,640	8,570	8,360
	51～55	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
	56～60	7,920	7,850	7,730	7,670	7,480
	61～65	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
	66～70	6,980	6,920	6,820	6,760	6,600
	71～75	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
	76～80	6,050	6,000	5,910	5,860	5,720
	81～85	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
	86～90	5,120	5,080	5,000	4,960	4,840
	91～95	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
	96人以上					

現行													
改正後						ウ 情緒障害児短期治療施設							
ウ 情緒障害児短期治療施設						ウ 情緒障害児短期治療施設							
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	13/100		12/100	10/100	9/100	8/100
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで		16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	
31～40人		13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	
41人以上		10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	6/100		4/100	3/100	その他	
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで		15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	15,400	15,160	15,040	14,670		
31～40人		12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	12,320	12,130	12,030	11,740		
41人以上		9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	9,240	9,090	9,020	8,800		

改正後										現行									
(7) 家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設										(7) 家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設									
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100			16/100		13/100	12/100	10/100	9/100	8/100			
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
30人まで		16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790			16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650				
31 ~ 40人		13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630			13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520				
41 ~ 50		9,400	9,320	9,250	9,180	9,130	9,060			9,970	9,780	9,680	9,530	9,460	9,390				
51 ~ 60		8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930			8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450				
61 ~ 70		7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050			7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510				
71 ~ 80		6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170			6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570				
81 ~ 90		5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290			5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630				
91 ~ 100		4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400			4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690				
101 ~ 110		4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110			4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380				
111 ~ 120		4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820			4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060				
121 ~ 130		3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520			3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750				
131 ~ 140		3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,230			3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440				
141 ~ 150		3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,940			3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130				
151 ~ 160		3,010	2,990	2,980	2,970	2,920	2,860			3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920				
161 ~ 170		2,900	2,880	2,870	2,850	2,810	2,740			2,990	2,920	2,900	2,860	2,830	2,810				
171 ~ 180		2,820	2,790	2,770	2,750	2,710	2,640			2,880	2,810	2,790	2,750	2,730	2,710				
181 ~ 190		2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540			2,770	2,710	2,690	2,650	2,620	2,600				
191人以上		2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440			2,770	2,710	2,690	2,650	2,620	2,600				
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他			7/100	6/100	4/100	3/100	その他					
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
30人まで		15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690			15,520	15,400	15,160	15,040	14,670					
31 ~ 40人		12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750			12,420	12,320	12,130	12,030	11,740					
41 ~ 50		9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810			9,310	9,240	9,090	9,020	8,800					
51 ~ 60		8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930			8,380	8,320	8,180	8,120	7,920					
61 ~ 70		7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050			7,450	7,390	7,270	7,220	7,040					
71 ~ 80		6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170			6,520	6,470	6,360	6,310	6,160					
81 ~ 90		5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290			5,590	5,540	5,450	5,410	5,280					
91 ~ 100		4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400			4,650	4,620	4,540	4,510	4,400					
101 ~ 110		4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110			4,340	4,310	4,240	4,210	4,100					
111 ~ 120		4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820			4,030	4,000	3,940	3,910	3,810					
121 ~ 130		3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520			3,720	3,690	3,630	3,610	3,520					
131 ~ 140		3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,230			3,410	3,380	3,330	3,300	3,220					
141 ~ 150		3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,940			3,100	3,080	3,030	3,000	2,930					
151 ~ 160		3,010	2,990	2,980	2,970	2,920	2,860			3,000	2,970	2,930	2,900	2,830					
161 ~ 170		2,900	2,880	2,870	2,850	2,810	2,740			2,890	2,870	2,830	2,800	2,730					
171 ~ 180		2,820	2,790	2,770	2,750	2,710	2,640			2,790	2,770	2,730	2,700	2,640					
181 ~ 190		2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540			2,690	2,670	2,620	2,600	2,540					
191人以上		2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440			2,580	2,560	2,520	2,500	2,440					

改正後

現行

イ 乳児院 地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員		円	円	円	円	円	円
10人まで	50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370	47,000
11 ~ 15人	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580	31,330
16 ~ 20人	25,140	24,800	24,230	24,050	23,860	23,680	23,470
21 ~ 25	20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940	18,780
26 ~ 30	16,780	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	15,650
31 ~ 35	15,090	14,760	14,540	14,430	14,320	14,210	14,080
36 ~ 40	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	12,520
41 ~ 45	11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050	10,950
46 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	9,390
51 ~ 55	9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000	8,920
56 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	8,450
61 ~ 65	8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050	7,980
66 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	7,510
71 ~ 75	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100	7,040
76 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	6,570
81 ~ 85	6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150	6,100
86 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	5,630
91 ~ 95	5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210	5,160
96人以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	4,690

イ 乳児院 地域区分		16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員		円	円	円	円	円	円
15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300	31,060
16 ~ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470	23,280
21 ~ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780	18,630
26 ~ 30	16,260	16,130	16,130	15,890	15,770	15,650	15,530
31 ~ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080	13,960
36 ~ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	12,420
41 ~ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950	10,860
46 ~ 50	9,970	9,790	9,680	9,530	9,460	9,390	9,300
51 ~ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920	8,840
56 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	8,380
61 ~ 65	8,470	8,290	8,230	8,100	8,040	7,980	7,910
66 ~ 70	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	7,440
71 ~ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040	6,980
76 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	6,510
81 ~ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100	6,040
86 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	5,580
91 ~ 95	5,480	5,360	5,320	5,240	5,200	5,160	5,110
96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	4,640

イ 乳児院 地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員		円	円	円	円	円	円
10人まで	47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080	43,720
11 ~ 15人	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380	29,020
16 ~ 20人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040	21,680
21 ~ 25	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630	17,270
26 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	14,320
31 ~ 35	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220	12,850
36 ~ 40	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	11,380
41 ~ 45	10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280	9,910
46 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	8,440
51 ~ 55	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370	8,000
56 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	7,560
61 ~ 65	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490	7,120
66 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	6,680
71 ~ 75	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610	6,240
76 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,160	5,790
81 ~ 85	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730	5,360
86 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,280	4,910
91 ~ 95	5,170	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840	4,470
96人以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	4,030

		改正後										現行									
		ウ 情緒障害児短期治療施設										ウ 情緒障害児短期治療施設									
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	16/100	13/100	12/100	10/100	8/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100			
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
30人まで		16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	16,620	16,260	16,130	15,890	15,650	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650			
31 ~ 40人		13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	13,300	13,000	12,910	12,710	12,520	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520			
41人以上		10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	9,970	9,750	9,680	9,530	9,390	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390			
地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	7/100	6/100	4/100	3/100	その他	7/100	6/100	4/100	3/100	その他				
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円				
30人まで		15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670				
31 ~ 40人		12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740				
41人以上		9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800				

		改正後										現行												
		(8) 心理療法定当職員加算分保護単価 了 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)										(8) 心理療法定当職員加算分保護単価 了 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)												
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	地域区分		7/100	6/100	4/100	3/100	その他				
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	定員		円	円	円	円	円				
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670	30人まで	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740	31 ~ 40人	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
41 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390	41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800	41 ~ 50	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
51 ~ 60	8,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920	51 ~ 60	8,380	8,320	8,180	8,120	7,920
61 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	7,980	7,800	7,740	7,620	7,570	7,510	61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040	61 ~ 70	7,450	7,390	7,270	7,220	7,040
71 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160	71 ~ 80	6,520	6,470	6,360	6,310	6,160
81 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	5,880	5,720	5,670	5,580	5,530	5,500	81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280	81 ~ 90	5,590	5,540	5,450	5,410	5,280
91 ~ 100	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400	91 ~ 100	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400
101 ~ 110	4,690	4,590	4,520	4,480	4,450	4,420	4,650	4,550	4,510	4,450	4,410	4,380	101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100	101 ~ 110	4,340	4,310	4,240	4,210	4,100
111 ~ 120	4,350	4,260	4,200	4,160	4,130	4,100	4,320	4,220	4,190	4,130	4,100	4,060	111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810	111 ~ 120	4,030	4,000	3,940	3,910	3,810
121 ~ 130	4,020	3,930	3,870	3,840	3,810	3,790	3,990	3,900	3,870	3,810	3,780	3,750	121 ~ 130	3,810	3,790	3,720	3,690	3,520	121 ~ 130	3,810	3,790	3,720	3,690	3,520
131 ~ 140	3,680	3,600	3,550	3,520	3,500	3,470	3,650	3,570	3,550	3,490	3,470	3,440	131 ~ 140	3,490	3,470	3,400	3,370	3,200	131 ~ 140	3,490	3,470	3,400	3,370	3,200
141 ~ 150	3,350	3,280	3,230	3,200	3,180	3,160	3,320	3,250	3,220	3,170	3,150	3,130	141 ~ 150	3,120	3,100	3,030	3,000	2,840	141 ~ 150	3,120	3,100	3,030	3,000	2,840
151 ~ 160	3,240	3,170	3,120	3,100	3,070	3,050	3,220	3,150	3,120	3,070	3,050	3,020	151 ~ 160	2,990	2,970	2,900	2,860	2,700	151 ~ 160	2,990	2,970	2,900	2,860	2,700
161 ~ 170	3,130	3,060	3,010	2,990	2,970	2,940	3,100	3,030	3,010	2,960	2,940	2,920	161 ~ 170	2,880	2,860	2,790	2,750	2,600	161 ~ 170	2,880	2,860	2,790	2,750	2,600
171 ~ 180	3,010	2,950	2,900	2,880	2,860	2,840	2,990	2,920	2,890	2,840	2,810	2,790	171 ~ 180	2,880	2,860	2,790	2,750	2,600	171 ~ 180	2,880	2,860	2,790	2,750	2,600
181 ~ 190	2,900	2,840	2,800	2,770	2,750	2,730	2,880	2,810	2,790	2,730	2,710	2,690	181 ~ 190	2,790	2,770	2,700	2,660	2,500	181 ~ 190	2,790	2,770	2,700	2,660	2,500
191人以上	2,790	2,730	2,690	2,670	2,650	2,630	2,770	2,710	2,690	2,630	2,610	2,590	191人以上	2,680	2,660	2,590	2,550	2,440	191人以上	2,680	2,660	2,590	2,550	2,440

現行															
イ 乳児院(常勤職員)															
地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100	定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	定員
15人まで	33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300	10人まで	50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370	47,010	10人まで
16 ~ 20人	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470	11 ~ 15人	33,530	32,800	32,070	32,070	31,820	31,580	31,340	11 ~ 15人
21 ~ 25	19,950	19,510	19,360	19,070	18,920	18,780	16 ~ 20人	23,140	24,800	24,230	24,050	23,880	23,680	23,480	16 ~ 20人
26 ~ 30	16,260	16,130	16,130	15,890	15,770	15,650	21 ~ 25	20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940	18,790	21 ~ 25
31 ~ 35	14,960	14,630	14,520	14,300	14,190	14,080	26 ~ 30	16,780	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	15,670	26 ~ 30
36 ~ 40	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520	31 ~ 35	15,090	14,760	14,540	14,430	14,320	14,210	14,100	31 ~ 35
41 ~ 45	11,630	11,380	11,290	11,120	11,040	10,950	36 ~ 40	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630	12,530	36 ~ 40
46 ~ 50	9,590	9,590	9,680	9,530	9,460	9,390	41 ~ 45	11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050	10,970	41 ~ 45
51 ~ 55	9,470	9,260	9,190	9,060	8,990	8,920	46 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470	9,400	46 ~ 50
56 ~ 60	8,970	8,780	8,710	8,580	8,510	8,450	51 ~ 55	9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000	8,930	51 ~ 55
61 ~ 65	8,470	8,230	8,100	8,040	7,980	7,920	56 ~ 60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520	8,460	56 ~ 60
66 ~ 70	7,980	7,740	7,620	7,570	7,510	7,450	61 ~ 65	8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050	7,990	61 ~ 65
71 ~ 75	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040	66 ~ 70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580	7,530	66 ~ 70
76 ~ 80	6,980	6,820	6,770	6,670	6,620	6,570	71 ~ 75	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100	7,050	71 ~ 75
81 ~ 85	6,480	6,340	6,290	6,190	6,150	6,100	76 ~ 80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630	6,580	76 ~ 80
86 ~ 90	5,980	5,850	5,800	5,720	5,670	5,630	81 ~ 85	6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150	6,100	81 ~ 85
91 ~ 95	5,480	5,320	5,240	5,200	5,160	5,120	86 ~ 90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680	5,640	86 ~ 90
96人以上	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690	91 ~ 95	5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210	5,170	91 ~ 95
							96人以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730	4,690	96人以上

改正後														
イ 乳児院(常勤職員)														
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	定員
10人まで	47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080	10人まで	47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080	10人まで
11 ~ 15人	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380	11 ~ 15人	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380	11 ~ 15人
16 ~ 20人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040	16 ~ 20人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040	16 ~ 20人
21 ~ 25	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630	21 ~ 25	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630	21 ~ 25
26 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	26 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690	26 ~ 30
31 ~ 35	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220	31 ~ 35	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220	31 ~ 35
36 ~ 40	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	36 ~ 40	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750	36 ~ 40
41 ~ 45	10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280	41 ~ 45	10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280	41 ~ 45
46 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	46 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	46 ~ 50
51 ~ 55	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370	51 ~ 55	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370	51 ~ 55
56 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	56 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	56 ~ 60
61 ~ 65	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490	61 ~ 65	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490	61 ~ 65
66 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	66 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	66 ~ 70
71 ~ 75	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610	71 ~ 75	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610	71 ~ 75
76 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	76 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	76 ~ 80
81 ~ 85	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730	81 ~ 85	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730	81 ~ 85
86 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,280	86 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,280	86 ~ 90
91 ~ 95	5,130	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840	91 ~ 95	5,130	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840	91 ~ 95
96人以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	96人以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	96人以上

改正後

現行

ウ 母子生活支援施設(常勤職員)		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
地域区分	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで		33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580
世帯							
11 ~ 20		25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680
21 ~ 30		16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790
31 ~ 40		12,570	12,300	12,110	12,020	11,930	11,840
41 ~ 50		11,310	11,070	10,900	10,820	10,740	10,650
51 ~ 60		10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470
61 ~ 70		8,800	8,610	8,480	8,410	8,350	8,290
71 ~ 80		7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100
81 ~ 90		6,280	6,150	6,050	6,010	5,960	5,920
91世帯以上		5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730

ウ 母子生活支援施設(常勤職員)		16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
地域区分	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで		33,250	32,510	32,270	31,780	31,540	31,300
世帯							
11 ~ 20		24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
21 ~ 30		16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
31 ~ 40		12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
41 ~ 50		11,220	10,970	10,890	10,720	10,640	10,560
51 ~ 60		9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
61 ~ 70		8,720	8,530	8,470	8,340	8,280	8,210
71 ~ 80		7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
81 ~ 90		6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
91世帯以上		4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690

地域区分		8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員		円	円	円	円	円	円
10世帯まで		31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380
世帯							
11 ~ 20		23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040
21 ~ 30		15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690
31 ~ 40		11,750	11,660	11,560	11,470	11,290	11,020
41 ~ 50		10,570	10,490	10,410	10,330	10,160	9,910
51 ~ 60		9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810
61 ~ 70		8,220	8,160	8,090	8,030	7,900	7,710
71 ~ 80		7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610
81 ~ 90		5,870	5,830	5,780	5,730	5,640	5,510
91世帯以上		4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400

地域区分		7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員		円	円	円	円	円
10世帯まで		31,050	30,810	30,320	30,080	29,350
世帯						
11 ~ 20		23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 30		15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40		11,640	11,550	11,370	11,280	11,000
41 ~ 50		10,480	10,400	10,230	10,150	9,900
51 ~ 60		9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
61 ~ 70		8,150	8,080	7,960	7,890	7,700
71 ~ 80		6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
81 ~ 90		5,820	5,770	5,680	5,640	5,500
91世帯以上		4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

改正後

工 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
30人まで	9,330	
31 ~ 40人	7,000	
41 ~ 50	5,600	
51 ~ 60	4,660	
61 ~ 70	4,000	
71 ~ 80	3,500	
81 ~ 90	3,110	
91 ~ 100	2,800	
101 ~ 110	2,540	
111 ~ 120	2,330	
121 ~ 130	2,150	
131 ~ 140	2,000	
141 ~ 150	1,860	
151 ~ 160	1,750	
161 ~ 170	1,640	
171 ~ 180	1,550	
181 ~ 190	1,470	
191人以上	1,400	

才 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
10人まで	28,000	
11 ~ 15	18,670	
16 ~ 20	14,000	
21 ~ 25	11,200	
26 ~ 30	9,330	
31 ~ 35	8,000	
36 ~ 40	7,000	
41 ~ 45	6,220	
46 ~ 50	5,600	
51 ~ 55	5,090	
56 ~ 60	4,660	
61 ~ 65	4,300	
66 ~ 70	4,000	
71 ~ 75	3,730	
76 ~ 80	3,500	
81 ~ 85	3,290	
86 ~ 90	3,110	
91 ~ 95	2,940	
96人以上	2,800	

力 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで	28,000	
11 ~ 20	14,000	
21 ~ 30	9,330	
31 ~ 40	7,000	
41 ~ 50	5,600	
51 ~ 60	4,660	
61 ~ 70	4,000	
71 ~ 80	3,500	
81 ~ 90	3,110	
91世帯以上	2,800	

現行

工 児童養護施設、児童自立支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
30人まで	9,320	
31 ~ 40人	6,990	
41 ~ 50	5,590	
51 ~ 60	4,660	
61 ~ 70	3,990	
71 ~ 80	3,490	
81 ~ 90	3,100	
91 ~ 100	2,790	
101 ~ 110	2,540	
111 ~ 120	2,330	
121 ~ 130	2,150	
131 ~ 140	1,990	
141 ~ 150	1,860	
151 ~ 160	1,740	
161 ~ 170	1,640	
171 ~ 180	1,550	
181 ~ 190	1,470	
191人以上	1,390	

才 乳児院
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
15人まで	18,640	
16 ~ 20	13,980	
21 ~ 25	11,180	
26 ~ 30	9,320	
31 ~ 35	7,990	
36 ~ 40	6,990	
41 ~ 45	6,210	
46 ~ 50	5,590	
51 ~ 55	5,080	
56 ~ 60	4,660	
61 ~ 65	4,300	
66 ~ 70	3,990	
71 ~ 75	3,730	
76 ~ 80	3,490	
81 ~ 85	3,290	
86 ~ 90	3,100	
91 ~ 95	2,940	
96人以上	2,790	

力 母子生活支援施設
(常勤の非常勤職員)

定員	月額	円
10世帯まで	27,970	
11 ~ 20	13,980	
21 ~ 30	9,320	
31 ~ 40	6,990	
41 ~ 50	5,590	
51 ~ 60	4,660	
61 ~ 70	3,990	
71 ~ 80	3,490	
81 ~ 90	3,100	
91世帯以上	2,790	

改正後

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	額
30人まで	6,120	円
31 ~ 40人	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91 ~ 100	1,830	
101 ~ 110	1,670	
111 ~ 120	1,530	
121 ~ 130	1,410	
131 ~ 140	1,310	
141 ~ 150	1,220	
151 ~ 160	1,140	
161 ~ 170	1,080	
171 ~ 180	1,020	
181 ~ 190	960	
191人以上	910	

ク 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額	額
10人まで	18,360	円
11 ~ 15	12,240	
16 ~ 20	9,180	
21 ~ 25	7,340	
26 ~ 30	6,120	
31 ~ 35	5,240	
36 ~ 40	4,590	
41 ~ 45	4,080	
46 ~ 50	3,670	
51 ~ 55	3,330	
56 ~ 60	3,060	
61 ~ 65	2,820	
66 ~ 70	2,620	
71 ~ 75	2,440	
76 ~ 80	2,290	
81 ~ 85	2,160	
86 ~ 90	2,040	
91 ~ 95	1,930	
96人以上	1,830	

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	額
10世帯まで	18,360	円
11 ~ 20	9,180	
21 ~ 30	6,120	
31 ~ 40	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91世帯以上	1,830	

現行

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	額
30人まで	6,120	円
31 ~ 40人	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91 ~ 100	1,830	
101 ~ 110	1,660	
111 ~ 120	1,530	
121 ~ 130	1,410	
131 ~ 140	1,310	
141 ~ 150	1,220	
151 ~ 160	1,140	
161 ~ 170	1,080	
171 ~ 180	1,020	
181 ~ 190	960	
191人以上	910	

ク 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額	額
15人まで	12,240	円
16 ~ 20	9,180	
21 ~ 25	7,340	
26 ~ 30	6,120	
31 ~ 35	5,240	
36 ~ 40	4,590	
41 ~ 45	4,080	
46 ~ 50	3,670	
51 ~ 55	3,330	
56 ~ 60	3,060	
61 ~ 65	2,820	
66 ~ 70	2,620	
71 ~ 75	2,440	
76 ~ 80	2,290	
81 ~ 85	2,160	
86 ~ 90	2,040	
91 ~ 95	1,930	
96人以上	1,830	

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額	額
10世帯まで	18,360	円
11 ~ 20	9,180	
21 ~ 30	6,120	
31 ~ 40	4,590	
41 ~ 50	3,670	
51 ~ 60	3,060	
61 ~ 70	2,620	
71 ~ 80	2,290	
81 ~ 90	2,040	
91世帯以上	1,830	

		改正後										現行						
		(9)個別対応職員加算分保護単価 了 児童養護施設、児童自立支援施設										(9)個別対応職員加算分保護単価 了 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	2/100	1/100	その他			
30人まで	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790	15,660	15,520	15,400	15,280	15,160	15,040	14,920	14,800	14,670			
31 ~ 40人	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,650	12,520	12,420	12,320	12,240	12,160	12,080	11,960	11,840	11,740			
41 ~ 50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810	8,600	8,380	8,120	7,920	7,720	7,520	7,320	7,120	6,920			
51 ~ 60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930	7,700	7,450	7,390	7,270	7,160	7,040	6,920	6,800	6,680			
61 ~ 70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050	6,800	6,520	6,470	6,360	6,260	6,160	6,060	5,960	5,860			
71 ~ 80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170	5,900	5,600	5,550	5,420	5,290	5,160	5,040	4,920	4,800			
81 ~ 90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290	5,000	4,680	4,620	4,510	4,400	4,280	4,160	4,040	3,920			
91 ~ 100	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400	4,110	3,770	3,700	3,610	3,520	3,410	3,300	3,190	3,080			
101 ~ 110	4,380	4,350	4,310	4,280	4,210	4,110	3,820	3,470	3,400	3,310	3,220	3,110	3,000	2,890	2,780			
111 ~ 120	4,070	4,040	4,010	3,970	3,910	3,820	3,530	3,180	3,110	3,020	2,930	2,820	2,710	2,600	2,490			
121 ~ 130	3,760	3,730	3,700	3,670	3,610	3,520	3,230	2,880	2,810	2,720	2,630	2,520	2,410	2,300	2,190			
131 ~ 140	3,440	3,420	3,390	3,360	3,310	3,220	2,930	2,580	2,510	2,420	2,330	2,220	2,110	2,000	1,890			
141 ~ 150	3,130	3,100	3,080	3,060	3,010	2,930	2,640	2,290	2,220	2,130	2,040	1,930	1,820	1,710	1,600			
151 ~ 160	3,030	3,000	2,980	2,950	2,910	2,840	2,550	2,200	2,130	2,040	1,950	1,840	1,730	1,620	1,510			
161 ~ 170	2,920	2,900	2,870	2,850	2,810	2,740	2,450	2,100	2,030	1,940	1,850	1,740	1,630	1,520	1,410			
171 ~ 180	2,820	2,800	2,770	2,750	2,710	2,640	2,350	2,000	1,930	1,840	1,750	1,640	1,530	1,420	1,310			
181 ~ 190	2,710	2,690	2,670	2,650	2,610	2,540	2,250	1,900	1,830	1,740	1,650	1,540	1,430	1,320	1,210			
191人以上	2,610	2,590	2,570	2,550	2,510	2,440	2,150	1,800	1,730	1,640	1,550	1,440	1,330	1,220	1,110			

イ 乳児院 地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,290	49,200	48,470	48,100	47,730	47,370
11～15人	33,530	32,800	32,310	32,070	31,820	31,580
16～20人	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680
21～25	20,120	19,680	19,380	19,240	19,090	18,940
26～30	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790
31～35	15,090	14,760	14,540	14,430	14,320	14,210
36～40	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630
41～45	11,730	11,480	11,310	11,220	11,130	11,050
46～50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470
51～55	9,550	9,340	9,200	9,140	9,070	9,000
56～60	9,050	8,850	8,720	8,650	8,590	8,520
61～65	8,550	8,360	8,240	8,170	8,110	8,050
66～70	8,040	7,870	7,750	7,690	7,630	7,580
71～75	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100
76～80	7,040	6,880	6,780	6,730	6,680	6,630
81～85	6,530	6,390	6,300	6,250	6,200	6,150
86～90	6,030	5,900	5,810	5,770	5,720	5,680
91～95	5,530	5,410	5,330	5,290	5,250	5,210
96人以上	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円
10人まで	47,000	46,640	46,270	45,910	45,170	44,080
11～15人	31,330	31,090	30,850	30,600	30,110	29,380
16～20人	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040
21～25	18,800	18,650	18,510	18,360	18,070	17,630
26～30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690
31～35	14,100	13,990	13,880	13,770	13,550	13,220
36～40	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750
41～45	10,960	10,880	10,790	10,710	10,540	10,280
46～50	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810
51～55	8,930	8,860	8,790	8,720	8,580	8,370
56～60	8,460	8,390	8,330	8,260	8,130	7,930
61～65	7,990	7,920	7,860	7,800	7,680	7,490
66～70	7,520	7,460	7,400	7,340	7,220	7,050
71～75	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610
76～80	6,580	6,530	6,470	6,420	6,320	6,170
81～85	6,110	6,060	6,010	5,960	5,870	5,730
86～90	5,640	5,590	5,550	5,500	5,420	5,290
91～95	5,170	5,130	5,090	5,050	4,970	4,840
96人以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400

改正後

之 情緒障害児短期治療施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円 16,760	円 16,400	円 16,150	円 16,030	円 15,910	円 15,790
30人まで	13,410	13,120	12,920	12,820	12,730	12,630
31～40人	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470
41人以上						

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円 15,660	円 15,540	円 15,420	円 15,300	円 15,060	円 14,690
30人まで	12,530	12,430	12,340	12,240	12,040	11,750
31～40人	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810
41人以上						

現行

イ 情緒障害児短期治療施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円 16,620	円 16,260	円 16,130	円 15,890	円 15,770	円 15,650
30人まで	13,300	13,000	12,910	12,710	12,610	12,520
31～40人	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
41人以上						

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円 15,520	円 15,400	円 15,160	円 15,040	円 14,670
30人まで	12,420	12,320	12,130	12,030	11,740
31～40人	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
41人以上					

改正後

現行

工 母子生活支援施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円 33,530	円 32,800	円 32,310	円 32,070	円 31,820	円 31,580
10世帯まで	25,140	24,600	24,230	24,050	23,860	23,680
11 ~ 20	16,760	16,400	16,150	16,030	15,910	15,790
21 ~ 30	12,570	12,300	12,110	12,020	11,930	11,840
31 ~ 40	11,310	11,070	10,900	10,820	10,740	10,650
41 ~ 50	10,060	9,840	9,690	9,620	9,540	9,470
51 ~ 60	8,800	8,610	8,480	8,410	8,350	8,290
61 ~ 70	7,540	7,380	7,270	7,210	7,160	7,100
71 ~ 80	6,280	6,150	6,050	6,010	5,960	5,920
81 ~ 90	5,030	4,920	4,840	4,810	4,770	4,730
91世帯以上						

ウ 母子生活支援施設

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円 33,250	円 32,510	円 32,270	円 31,780	円 31,540	円 31,300
10世帯まで	24,930	24,390	24,200	23,840	23,650	23,470
11 ~ 20	16,620	16,260	16,130	15,890	15,770	15,650
21 ~ 30	12,460	12,190	12,100	11,920	11,830	11,730
31 ~ 40	11,220	10,970	10,890	10,720	10,640	10,560
41 ~ 50	9,970	9,750	9,680	9,530	9,460	9,390
51 ~ 60	8,720	8,530	8,470	8,340	8,280	8,210
61 ~ 70	7,480	7,310	7,260	7,150	7,090	7,040
71 ~ 80	6,230	6,090	6,050	5,960	5,910	5,860
81 ~ 90	4,980	4,870	4,840	4,760	4,730	4,690
91世帯以上						

地域区分

定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
10世帯まで	円 31,330	円 31,090	円 30,850	円 30,600	円 30,110	円 29,380
11 ~ 20	23,500	23,320	23,130	22,950	22,580	22,040
21 ~ 30	15,660	15,540	15,420	15,300	15,060	14,690
31 ~ 40	11,750	11,660	11,560	11,470	11,290	11,020
41 ~ 50	10,570	10,490	10,410	10,330	10,160	9,910
51 ~ 60	9,400	9,320	9,250	9,180	9,030	8,810
61 ~ 70	8,220	8,160	8,090	8,030	7,900	7,710
71 ~ 80	7,050	6,990	6,940	6,880	6,770	6,610
81 ~ 90	5,870	5,830	5,780	5,730	5,640	5,510
91世帯以上	4,700	4,660	4,620	4,590	4,510	4,400

地域区分

定員	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
10世帯まで	円 31,050	円 30,810	円 30,320	円 30,080	円 29,350
11 ~ 20	23,290	23,110	22,740	22,560	22,010
21 ~ 30	15,520	15,400	15,160	15,040	14,670
31 ~ 40	11,640	11,550	11,370	11,280	11,000
41 ~ 50	10,480	10,400	10,230	10,150	9,900
51 ~ 60	9,310	9,240	9,090	9,020	8,800
61 ~ 70	8,150	8,080	7,960	7,890	7,700
71 ~ 80	6,980	6,930	6,820	6,760	6,600
81 ~ 90	5,820	5,770	5,680	5,640	5,500
91世帯以上	4,650	4,620	4,540	4,510	4,400

(10) 基幹的職員加算分保護単価
了 児童養護施設、児童自立支援施設

地域区分 定員	17/100		14/100		12/100		11/100		10/100		9/100	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	860	840	830	820	810	800	810	800	810	800	810	800
31 ~ 40人	690	670	660	650	650	640	650	640	650	640	650	640
41 ~ 50	520	500	490	480	490	480	490	480	490	480	490	480
51 ~ 60	460	450	440	440	440	430	440	430	440	430	440	430
61 ~ 70	410	400	390	390	390	380	390	380	390	380	390	380
71 ~ 80	360	350	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340
81 ~ 90	310	300	290	290	290	290	290	290	290	290	290	290
91 ~ 100	260	250	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
101 ~ 110	240	230	230	230	230	220	230	220	230	220	230	220
111 ~ 120	220	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
121 ~ 130	200	200	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190
131 ~ 140	190	180	180	180	180	170	180	170	180	170	180	170
141 ~ 150	170	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160
151 ~ 160	160	160	160	160	160	150	160	150	160	150	160	150
161 ~ 170	160	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
171 ~ 180	150	150	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
181 ~ 190	150	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140
191人以上	140	140	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130

地域区分 定員	8/100		7/100		6/100		5/100		3/100		その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	800	790	780	780	780	780	780	780	780	780	780	740
31 ~ 40人	640	630	630	620	620	610	620	610	620	610	620	590
41 ~ 50	480	470	470	470	460	450	460	450	460	450	460	440
51 ~ 60	430	420	420	420	420	410	420	410	420	410	420	400
61 ~ 70	380	380	370	370	370	360	370	360	370	360	370	350
71 ~ 80	330	330	330	320	320	320	320	310	320	310	320	310
81 ~ 90	280	280	280	280	280	280	280	280	280	270	280	260
91 ~ 100	240	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	220
101 ~ 110	220	220	220	220	220	210	220	210	220	210	220	200
111 ~ 120	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	190
121 ~ 130	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	190	170
131 ~ 140	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170	160
141 ~ 150	160	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	140
151 ~ 160	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	140
161 ~ 170	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	130
171 ~ 180	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	130
181 ~ 190	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	120
191人以上	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	120

現行

改正後

イ 乳児院		改正後					現行					
地域区分		17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	地域区分		5/100	3/100	その他
定員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで		2,600	2,530	2,490	2,470	2,440	2,420		2,400	2,360	2,290	2,230
11 ~ 15人		1,730	1,690	1,660	1,640	1,630	1,610		1,600	1,570	1,530	1,480
16 ~ 20人		1,300	1,260	1,240	1,230	1,220	1,210		1,200	1,180	1,140	1,110
21 ~ 25		1,040	1,010	990	980	970	970		960	940	910	890
26 ~ 30		860	840	830	820	810	800		800	780	760	740
31 ~ 35		780	760	740	740	730	720		720	700	680	670
36 ~ 40		690	670	660	650	650	640		640	630	610	590
41 ~ 45		600	590	580	570	570	560		560	550	530	520
46 ~ 50		520	500	490	490	490	480		480	470	450	440
51 ~ 55		490	480	470	460	460	460		450	440	430	420
56 ~ 60		460	450	440	440	440	440		430	420	410	400
61 ~ 65		440	430	420	420	410	410		400	390	390	370
66 ~ 70		410	400	390	370	370	380		380	370	360	350
71 ~ 75		390	380	370	370	360	360		360	350	340	330
76 ~ 80		360	350	340	340	340	340		330	330	320	310
81 ~ 85		330	320	320	320	310	310		310	300	290	290
86 ~ 90		310	300	290	290	290	290		280	280	270	260
91 ~ 95		280	270	270	270	270	260		260	250	250	240
96人以上		260	250	240	240	240	240		240	230	230	220

		改正後						現行
ウ 情緒障害児短期治療施設								
地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100		
定員	円	円	円	円	円	円		
30人まで	860	840	830	820	810	800		
31～40人	690	670	660	650	650	640		
41人以上	520	500	490	490	490	480		
地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他		
定員	円	円	円	円	円	円		
30人まで	800	790	780	780	760	740		
31～40人	640	630	630	620	610	590		
41人以上	480	470	470	460	450	440		

現行

改正後

工 母子生活支援施設

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円 1,730	円 1,690	円 1,660	円 1,640	円 1,630	円 1,610
10世帯まで	1,300	1,260	1,240	1,230	1,220	1,210
世帯	860	840	830	820	810	800
11 ~ 20	650	630	620	610	610	600
21 ~ 30	580	570	560	550	550	540
31 ~ 40	520	500	490	490	480	480
41 ~ 50	450	440	430	430	420	420
51 ~ 60	390	380	370	370	360	360
61 ~ 70	320	310	310	300	300	300
71 ~ 80	260	250	240	240	240	240
81 ~ 90						
91世帯以上						

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円 1,600	円 1,580	円 1,570	円 1,560	円 1,530	円 1,480
10世帯まで	1,200	1,190	1,180	1,170	1,140	1,110
世帯	800	790	780	780	760	740
11 ~ 20	600	590	590	580	570	550
21 ~ 30	540	530	530	520	510	500
31 ~ 40	480	470	470	460	450	440
41 ~ 50	420	410	410	410	400	390
51 ~ 60	360	350	350	350	340	330
61 ~ 70	300	290	290	290	280	270
71 ~ 80	240	230	230	230	230	220
81 ~ 90						
91世帯以上						

		改正後										現行									
		(11)看護師加算分保護単価										(10)看護師加算分保護単価									
地域区分	定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他	地域区分	定員	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
30人まで	31	14,910	14,540	14,300	14,180	14,050	13,930	13,810	13,690	13,560	13,440	13,200	12,830	30人まで	31	14,770	14,400	14,280	14,030	13,910	13,790
41	11,930	11,630	11,440	11,340	11,240	11,140	11,040	10,930	10,830	10,730	10,640	10,540	10,250	41	11,810	11,520	11,420	11,230	11,130	11,030	
51	8,940	8,720	8,580	8,500	8,430	8,360	8,300	8,240	8,180	8,120	8,060	7,920	7,700	51	8,860	8,640	8,570	8,420	8,350	8,270	
61	9,050	7,850	7,720	7,650	7,590	7,520	7,460	7,400	7,340	7,280	7,220	7,120	6,930	61	7,970	7,770	7,710	7,580	7,510	7,440	
71	7,150	6,980	6,860	6,800	6,740	6,680	6,620	6,560	6,500	6,440	6,380	6,240	6,000	71	7,090	6,910	6,850	6,730	6,660	6,620	
81	6,260	6,110	6,000	5,950	5,900	5,850	5,800	5,740	5,680	5,620	5,560	5,420	5,180	81	6,200	6,050	5,990	5,890	5,840	5,790	
91	5,360	5,230	5,140	5,100	5,060	5,010	4,960	4,900	4,840	4,780	4,720	4,580	4,340	91	5,310	5,140	5,140	5,050	5,010	4,960	
101	4,470	4,360	4,290	4,250	4,210	4,180	4,150	4,120	4,090	4,060	4,030	3,890	3,650	101	4,430	4,320	4,280	4,210	4,170	4,130	
111	4,170	4,070	4,000	3,970	3,930	3,900	3,870	3,840	3,810	3,780	3,750	3,610	3,370	111	4,130	4,030	3,990	3,930	3,890	3,860	
121	3,870	3,780	3,710	3,680	3,650	3,620	3,590	3,560	3,530	3,500	3,470	3,330	3,090	121	3,840	3,740	3,710	3,650	3,610	3,580	
131	3,570	3,490	3,430	3,400	3,370	3,340	3,310	3,280	3,250	3,220	3,190	3,050	2,810	131	3,540	3,450	3,420	3,370	3,340	3,310	
141	3,280	3,200	3,140	3,120	3,090	3,060	3,030	3,000	2,970	2,940	2,910	2,770	2,530	141	3,240	3,160	3,140	3,080	3,060	3,030	
151	2,980	2,900	2,860	2,830	2,810	2,790	2,760	2,730	2,700	2,670	2,640	2,500	2,260	151	2,950	2,880	2,850	2,800	2,780	2,750	
161	2,780	2,710	2,660	2,640	2,620	2,600	2,570	2,550	2,530	2,510	2,490	2,350	2,110	161	2,750	2,680	2,660	2,620	2,590	2,570	
171	2,680	2,610	2,570	2,550	2,530	2,500	2,480	2,460	2,440	2,420	2,400	2,260	2,020	171	2,650	2,590	2,570	2,520	2,500	2,480	
181	2,580	2,520	2,470	2,450	2,430	2,410	2,390	2,370	2,350	2,330	2,310	2,170	1,930	181	2,560	2,490	2,470	2,430	2,410	2,390	
191人以上	2,480	2,420	2,380	2,360	2,340	2,320	2,300	2,280	2,260	2,240	2,220	2,080	1,840	191人以上	2,460	2,400	2,380	2,340	2,310	2,290	

改正後

(12)寒冷地手当
○寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額

区分	1級	2級	3級	4級
児童養護施設	円 1,460	円 1,300	円 1,280	円 1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

現行

(11)寒冷地手当
○新寒冷地に所在する施設

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	新1級	新2級	新3級	新4級
児童養護施設	円 1,460	円 1,300	円 1,280	円 1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880

注1「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

○旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く)

定員1人(母子生活支援施設については1世帯)当たりの月額

区分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
児童養護施設	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
児童自立支援施設	0	0	0	0	0
母子生活支援施設	0	0	0	0	0
乳児院	20	0	0	0	0
情緒障害児短期治療施設	210	0	0	0	0

注2「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

改正後

現行

(13)児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	218,090	213,310	210,120	208,530	206,940	205,340

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	203,750	202,150	200,560	198,970	195,780	191,000

(14)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	156,050	152,690	150,440	149,320	148,200	147,080

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	145,950	144,830	143,710	142,590	140,340	136,980

(12)児童養護施設の乳児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	216,240	211,470	209,880	206,690	205,100	203,510

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
1人につき	201,920	200,330	197,140	195,550	190,780

(13)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	154,750	151,390	150,260	148,020	146,900	145,780

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
1人につき	144,660	143,540	141,300	140,180	136,820

改正後

現行

(15)児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	39,010	38,170	37,610	37,330	37,050	36,770

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	36,490	36,200	35,920	35,640	35,080	34,240

(16)ボイラー技士雇上費

(17)児童養護施設の特別指導費

(18)ボイラー技士雇上費

加算分保護単価		加算分保護単価	
定員	月額	定員	月額
30人まで	6,700	30人まで	6,700
31～40人	5,360	31～40人	5,360
41～50	4,020	41～50	4,020
51～60	3,610	51～60	3,610
61～70	3,210	61～70	3,210
71～80	2,810	71～80	2,810
81～90	2,410	81～90	2,410
91～100	2,010	91～100	2,010
101～110	1,870	101～110	1,870
111～120	1,740	111～120	1,740
121～130	1,600	121～130	1,600
131～140	1,470	131～140	1,470
141～150	1,340	141～150	1,340
151～160	1,290	151～160	1,290
161～170	1,250	161～170	1,250
171～180	1,200	171～180	1,200
181～190	1,160	181～190	1,160
191人以上	1,110	191人以上	1,110

(14)児童養護施設の年少児加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
1人につき	38,680	37,840	37,560	37,000	36,720	36,440

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
1人につき	36,160	35,880	35,320	35,040	34,200

(15)ボイラー技士雇上費

(16)児童養護施設の特別指導費

加算分保護単価		加算分保護単価	
定員	月額	定員	月額
30人まで	6,700	30人まで	5,180
31～40人	5,360	31～40人	3,880
41～50	4,020	41～50	3,110
51～60	3,610	51～60	2,590
61～70	3,210	61～70	2,220
71～80	2,810	71～80	1,940
81～90	2,410	81～90	1,720
91～100	2,010	91～100	1,550
101～110	1,870	101～110	1,410
111～120	1,740	111～120	1,290
121～130	1,600	121～130	1,190
131～140	1,470	131～140	1,110
141～150	1,340	141～150	1,030
151～160	1,290	151～160	970
161～170	1,250	161～170	910
171～180	1,200	171～180	860
181～190	1,160	181～190	810
191人以上	1,110	191人以上	770

改正後

(18)学習指導費加算分保護単価

区分	月額	額
1人当たり	8,100	円

(19)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定員	月額	額
46 ~ 50	3,110	円
51 ~ 55	2,820	
56 ~ 60	2,590	
61 ~ 65	2,390	
66 ~ 70	2,220	
71 ~ 75	2,070	
76 ~ 80	1,940	
81 ~ 85	1,830	
86 ~ 90	1,720	
91 ~ 95	1,630	
96人以上	1,550	

現行

(17)学習指導費加算分保護単価

区分	月額	額
1人当たり	8,100	円

(18)乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定員	月額	額
46 ~ 50	3,110	円
51 ~ 55	2,820	
56 ~ 60	2,590	
61 ~ 65	2,390	
66 ~ 70	2,220	
71 ~ 75	2,070	
76 ~ 80	1,940	
81 ~ 85	1,820	
86 ~ 90	1,720	
91 ~ 95	1,630	
96人以上	1,550	

改正後

(20) 母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	7,000
41 ~ 50	5,600
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	4,000
71 ~ 80	3,500
81 ~ 90	3,110
91世帯以上	2,800

現行

(19) 母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,990
41 ~ 50	5,590
51 ~ 60	4,660
61 ~ 70	3,990
71 ~ 80	3,490
81 ~ 90	3,100
91世帯以上	2,790

改正後

(21) 母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定員	月額	額
10世帯まで	16,180	円
11～20世帯	8,090	
21～30世帯	5,390	
31～40世帯	4,040	
41～50世帯	3,230	
51～60世帯	2,690	
61～70世帯	2,310	
71～80世帯	2,020	
81～90世帯	1,790	
91世帯以上	1,610	

(22) 母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定員	月額	額
10世帯まで	15,550	円
11～20世帯	7,770	
21～30世帯	5,180	
31～40世帯	3,880	
41～50世帯	3,110	
51～60世帯	2,590	
61～70世帯	2,220	
71～80世帯	1,940	
81～90世帯	1,720	
91世帯以上	1,550	

現行

(20) 母子生活支援施設の夜間警備
体制強化加算分保護単価

定員	月額	額
10世帯まで	16,180	円
11～20世帯	8,090	
21～30世帯	5,390	
31～40世帯	4,040	
41～50世帯	3,230	
51～60世帯	2,690	
61～70世帯	2,310	
71～80世帯	2,020	
81～90世帯	1,790	
91世帯以上	1,610	

(21) 母子生活支援施設の特別生活
指導費加算分保護単価

定員	月額	額
10世帯まで	15,550	円
11～20世帯	7,770	
21～30世帯	5,180	
31～40世帯	3,880	
41～50世帯	3,110	
51～60世帯	2,590	
61～70世帯	2,220	
71～80世帯	1,940	
81～90世帯	1,720	
91世帯以上	1,550	

改正後

(23)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,290	29,640	29,210	28,990	28,780	28,560
11～20	22,720	22,230	21,910	21,740	21,580	21,420
21～30	15,140	14,820	14,600	14,490	14,390	14,280
31～40	13,630	13,340	13,140	13,040	12,950	12,850
41～50	12,110	11,850	11,680	11,590	11,510	11,420
51～60	10,600	10,370	10,220	10,140	10,070	9,990
61～70	9,090	8,890	8,760	8,690	8,630	8,560
71～80	7,570	7,410	7,300	7,240	7,190	7,140
81～90	6,060	5,920	5,840	5,800	5,750	5,710
91世帯以上	4,540	4,440	4,380	4,350	4,310	4,280

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	28,340	28,130	27,910	27,690	27,260	26,610
11～20	21,260	21,090	20,930	20,770	20,440	19,950
21～30	14,170	14,060	13,950	13,840	13,630	13,300
31～40	12,750	12,650	12,560	12,460	12,260	11,970
41～50	11,330	11,250	11,160	11,070	10,900	10,640
51～60	9,920	9,840	9,770	9,690	9,540	9,310
61～70	8,500	8,430	8,370	8,300	8,170	7,980
71～80	7,080	7,030	6,970	6,920	6,810	6,650
81～90	5,660	5,620	5,580	5,530	5,450	5,320
91世帯以上	4,250	4,210	4,180	4,150	4,080	3,990

現行

(22)母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	30,040	29,390	29,180	28,740	28,530	28,310
11～20	22,530	22,040	21,880	21,560	21,390	21,230
21～30	15,020	14,690	14,590	14,370	14,260	14,150
31～40	13,520	13,220	13,130	12,930	12,830	12,740
41～50	12,010	11,750	11,670	11,490	11,410	11,320
51～60	10,510	10,280	10,210	10,060	9,980	9,910
61～70	9,010	8,810	8,750	8,620	8,550	8,490
71～80	7,510	7,340	7,290	7,180	7,130	7,070
81～90	6,000	5,870	5,830	5,740	5,700	5,660
91世帯以上	4,500	4,400	4,370	4,310	4,280	4,240

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円
10世帯まで	28,090	27,880	27,440	27,230	26,580
11～20	21,070	20,910	20,580	20,420	19,930
21～30	14,040	13,940	13,720	13,610	13,290
31～40	12,640	12,540	12,350	12,250	11,960
41～50	11,230	11,150	10,970	10,890	10,630
51～60	9,830	9,750	9,600	9,530	9,300
61～70	8,430	8,360	8,230	8,170	7,970
71～80	7,020	6,970	6,860	6,800	6,640
81～90	5,620	5,570	5,480	5,440	5,310
91世帯以上	4,210	4,180	4,110	4,080	3,980

改正後

現行

(24)児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額	年額
30人まで	円 6,250	円 5,415,320
31 ~ 35人	円 5,350	

(25)一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	円 5,415,320
個別指導担当職員	円 5,176,930

(23)児童養護施設、乳児院の
指導員特別加算分保護単価

定員	月額	年額
30人まで	円 6,250	
31 ~ 35人	円 5,350	

(24)一時保護所処遇促進
加算分保護単価

区分	年額
心理職員加算分	円 1,629,270
個別指導担当職員	円 5,165,090

(26)事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額	年額
1人当たり	円 180	円 5,650

(27)除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
1人(1世帯)当たり	円 5,650

(25)事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設

区分	月額	年額
1人当たり	円 180	

(26)除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
1人(1世帯)当たり	円 5,650

イ 母子生活支援施設

区分	月額	年額
1世帯当たり	円 120	

(28)降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	年額
1施設当たり	円 138,700

イ 母子生活支援施設

区分	月額	年額
1世帯当たり	円 120	

(27)降灰除去費

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設

区分	年額
1施設当たり	円 138,700

改正後

支給地域 の区分		世帯主である職員 扶養親族の ある職員		扶養親族の ない職員		その他の 職員
1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円			
2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円			
3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円			
4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円			

注「寒冷地に所在する施設」の定義は別表1の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備考)
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

現行

支給地域 の区分		世帯主である職員 扶養親族の ある職員		扶養親族の ない職員		その他の 職員
旧 5 級 地	88,000円	70,100円	52,300円			
旧 4 級 地	68,100円	54,300円	40,400円			
旧 3 級 地	50,100円	39,900円	29,700円			
旧 2 級 地	35,700円	28,300円	21,000円			
旧 1 級 地	19,600円	15,900円	12,000円			

(イ)加算分
①北海道地域

支給地域 の区分		世帯主である職員 扶養親族の ある職員		扶養親族の ない職員		その他の 職員
旧 甲 地	66,500円	44,300円	22,200円			
旧 乙 地	51,600円	34,400円	17,200円			
旧 丙 地	36,600円	25,700円	12,900円			

②その他の地域

支給地域 の区分		世帯主である職員 扶養親族の ある職員		扶養親族の ない職員		その他の 職員
旧 5 級 地	16,500円	11,000円	5,500円			
旧 4 級 地	8,200円	5,500円	2,700円			

注1「旧寒冷地」の定義は別表1の(8)寒冷地手当の注2と同じである。

(2)新寒冷地に所在する施設
(1)①により算定された額から110,000円を引いた額と、次表により算定された額とを比較し、高い方の額

支給地域 の区分		世帯主である職員 扶養親族の ある職員		扶養親族の ない職員		その他の 職員
新 1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円			
新 2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円			
新 3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円			
新 4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円			

注2「新寒冷地」の定義は別表1の(11)寒冷地手当の注1と同じである。

(備考)
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であつて、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

改正後	現行																																				
別表2 略	<div data-bbox="277 1039 303 1115">別表2</div> <div data-bbox="309 461 341 826"> <p style="text-align: center;">児童福祉施設の職種別職員定数表</p> </div> <div data-bbox="347 869 376 1088">(1) 児童養護施設</div> <table border="1" data-bbox="379 161 753 1115"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員</td> <td>通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。</td> </tr> <tr> <td>職業指導員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="833 819 858 1088">(2) 児童自立支援施設</div> <table border="1" data-bbox="861 161 1273 1115"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援専門員</td> <td>通じて定員5人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>児童生活支援員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職業指導員</td> <td>職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>2人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の数	施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。	児童指導員	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	保育士	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業指導員		栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	嘱託医	1人。	職種別	職員の定数	施設長	1人。	児童自立支援専門員	通じて定員5人につき1人。	児童生活支援員		職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	嘱託医	2人。
職種別	職員の数																																				
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。																																				
児童指導員	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。																																				
保育士	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。																																				
職業指導員																																					
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																																				
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。																																				
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。																																				
嘱託医	1人。																																				
職種別	職員の定数																																				
施設長	1人。																																				
児童自立支援専門員	通じて定員5人につき1人。																																				
児童生活支援員																																					
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。																																				
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																																				
事務員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。																																				
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。																																				
嘱託医	2人。																																				

改正後	現行														
略	<p>(3) 乳児院 (乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。</td> </tr> <tr> <td>看護師 保育士 児童指導員</td> <td>2歳未満児 (定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。	医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。	看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児 (定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。	栄養士	1人。	事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。	調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。
	職種別	職員の定数													
施設長	1人。														
医師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。														
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児 (定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの) 通じて1.7人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。														
栄養士	1人。														
事務員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。														
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。														
	<p>(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>看護師 保育士 児童指導員</td> <td>通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。	看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。	嘱託医	1人。	調理員等	1人。				
職種別	職員の定数														
施設長	1人。														
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。														
嘱託医	1人。														
調理員等	1人。														

改正後	現行																		
略	<p>(5) 母子生活支援施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>母子指導員</td> <td>定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>保育所に準ずる設備のある場合に限りに、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)</td> </tr> <tr> <td>少年指導員 兼事務員</td> <td>定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。	母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。	保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限りに、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)	少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。	調理員等	1人。	嘱託医	1人。				
	職種別	職員の定数																	
施設長	1人。																		
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。																		
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限りに、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)																		
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。																		
調理員等	1人。																		
嘱託医	1人。																		
	<p>(6) 情緒障害児短期治療施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>医師</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>セラピスト</td> <td>定員10人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員 保育士</td> <td>通じて定員5人につき1人。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>4人。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。	医師	1人。	セラピスト	定員10人につき1人。	看護師	1人。	児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	1人。	調理員等	4人。
職種別	職員の定数																		
施設長	1人。																		
医師	1人。																		
セラピスト	定員10人につき1人。																		
看護師	1人。																		
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。																		
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																		
事務員	1人。																		
調理員等	4人。																		

改正後	現行												
<p>(7) <u>自立援助ホーム</u></p> <table border="1" data-bbox="344 1137 496 2051"> <thead> <tr> <th>職 種 別</th> <th>職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 導 員</td> <td>2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>補 助 者</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) <u>ファミリーホーム</u></p> <table border="1" data-bbox="604 1137 719 2051"> <thead> <tr> <th>職 種 別</th> <th>職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指 導 員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>補 助 者</td> <td>2人。</td> </tr> </tbody> </table>	職 種 別	職 員 の 定 数	指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。	補 助 者	1人。	職 種 別	職 員 の 定 数	指 導 員	1人。	補 助 者	2人。	
職 種 別	職 員 の 定 数												
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。												
補 助 者	1人。												
職 種 別	職 員 の 定 数												
指 導 員	1人。												
補 助 者	2人。												

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>各 各</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>各 各</p>

改正後

第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について（児童自立生活援助事業（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。）（略）

現行

第1 暫定定員及び保護単価の設定について
 1 暫定定員の設定について

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数がその施設の定員に満たない場合には、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。なお、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。

算式1 [前年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

算式2 [直近3年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

算式3 [前年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数÷12月（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

算式4 [直近3年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする）の合計数÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）]

(注) (1) 1.11は90パーセント分の100パーセントで、10パーセント以上の開差は認めない趣旨であること。

(2) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。

(3) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙（1）の様式による「事務費保護単価設定表（3）定員認定表」に明記しておくこと。

(4) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示（「定員〇〇名（暫定定員〇〇名）」のように。）すること。

改正後

2 事務費の保護単価の設定について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導員加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるとのことであること。

現行

2 事務費の保護単価の設定について

(1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。

(2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

施設種別	職員	職員の定数
児童養護施設	看護師	乳児 1.7人につき1人
	児童指導員、保育士	1・2歳児 2人につき1人 年少児 4人につき1人

(3) 児童養護施設の小規模施設加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

(4) 児童養護施設及び児童自立支援施設加算分保護単価は、それらの施設において、児童指導員及び保育士等が交付要綱の職種別職員定数並びに上記の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士がおかれている場合に限り保護単価を設定することができるものであること。

職業指導員加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(2)の「職業指導員加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続きは、毎年度4月末日まで協議書を当省あてに送付すること。

なお、職業指導員は、協議により認定された者がいる場合に対象となるものであって人事異動、定年退職等により承認された者が、その施設にいない場合には加算できないものであること。

おつて、対象児童数が極端に少ないもの(保育士、指導員の1人当たりの受持数に満たない場合)、指導時間が極端に少ないもの、保育士、指導員以外の職員についても交付要綱の職種別職員定数表に掲げる員数を下回っているもの等は承認しない方針であるので、家庭支援専門相談員や個別対応職員等への振り替えを指導されたい。

(5) 児童養護施設の特別指導員加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるとのことであること。

(6) 児童養護施設の学習指導員加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6本職通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるとのことであること。

改正後

(7) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面で1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおこなわれている場合は被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童が10名以上いる場合に保護単価を設定することができること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

現行

(7) 児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに児童養護施設にあってはさらに上記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たし、かつ、それ以外に被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面で1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおこなわれている場合に限り、保護単価を設定することができること。

(8) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価は、児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設については平成18年6月27日雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、母子生活支援施設については平成13年8月2日雇児発第508号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができること。

(9) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に、児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができること。

(10) 乳児院等の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、平成16年4月28日雇児発第0428005号本職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができること。

また、乳児院(定員50人以上)の家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員50人以上の乳児院のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらにもう一人家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができること。

(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができること。

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、特に処遇が困難なものが4人以上入所している施設であって、母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員がおこなわれている場合に限り、保護単価を設定することができること。

特別生活指導費加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(3)の「母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続は、毎年度4月15日までに協議書を当省あてに送付すること。

(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができることであること。

改正後

現行

<p>(14) (略)</p>	<p>(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(17) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定について</p> <p>(1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設及びファミリーホームの被虐待児受入加算保護単価は、平成〇〇年〇〇月〇〇日雇児発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「〇〇〇〇について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及びファミリーホームの被虐待児受入加算保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>4 (略)</p>
-----------------	---

<p>(14) (略)</p>	<p>(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子指導員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子指導員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(15) 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア担当職員加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(16) 児童養護施設の看護師加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(17) 除雪費の用途は、建物、工作物、敷地内の専用道路等の除雪及び雪囲いを行うために要する経費であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。</p> <p>3 事業費の保護単価の設定について</p> <p>(1) 乳児院病虚弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日雇児発第458号本職通知「乳児院病虚弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>(2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数並びに2の(2)の乳児、1・2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号本職通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長、中核市の市長、児童相談所設置市の市長、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。</p> <p>4 施設の新設に伴う事務費の支弁について</p> <p>(1) 施設の開所に際しては、事前の職員の雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日(実際に児童を入所させる日をいう。)は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分(ただし、1か月分の半額)にについても支弁を行うことができること。</p>
-----------------	--

改正後

第2 民間施設給与等改善費について
1 (略)

現行

(2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないよう十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について
1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の（1）及び（2）により算定するものとする。

(1) 基本分

施設の区分	職員1人当りの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率	左の内訳	
			人件費加算分	管理費加算分
A階級	14年以上	16%	14%	2%
B階級	12年以上14年未満	15	13	2
C階級	10年以上12年未満	13	11	2
D階級	8年以上10年未満	11	9	2
E階級	6年以上8年未満	9	7	2
F階級	4年以上6年未満	7	5	2
G階級	2年以上4年未満	5	3	2
H階級	2年未満	3	1	2

(2) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防令第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセントを加算する。

イ 加算対象施設

ウ 乳児院

本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、県本庁に申請するものとする。

エ 県本庁は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の（3）にいう限度額に含まれるものとする。

改正後

- 2 (略)
- (1) (略)
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員その他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、児童福祉施設(児童福祉施設(児童厚生施設及び児童福祉センターを含む)、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。))を行う事業所、障害者自立支援法附則により運営できるとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもの関係する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

- (3) (略)
- (4) (略)

第3 教育費の取扱いについて
(略)

現行

- 2 施設の区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。
- (1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)とすること。ただし、常勤職員以外の者であつても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなして算定すること。
- (2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数及び当該職員その他の社会福祉施設(現に勤務する施設以外の施設であつて、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る)、児童福祉施設(児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く)、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。))を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できるとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム)における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就業前の子どもの関係する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものであること。

- (3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記(1)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎となつた職員数により除して得た年数をいうこと。
- (4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行われないものであること。
- ただし、1の(2)の管理費スプリングラ設置加算分については、設備設置の翌月から加算することができるものであること。

第3 教育費の取扱いについて

- 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たつては学校長の指定証明を徴すること。
- 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになつていない副読本の図書、ワークブック、和洋辞書及び正規の授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が必ず購入することになつていない類に限られること。
- なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給がない場合には、これを支弁して差し支えないこと。

改正後

現行

第4 見学旅行費の取扱いについて
(略)

第4 見学旅行費の取扱いについて
見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。
なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する費用に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学校第2学年在学時において繰上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。
また、見学旅行には疾病等による特別の事情がない限り参加させるよう配慮すること。

第5 入進学支度金の取扱いについて
(略)

第5 入進学支度金の取扱いについて
入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年に入學し又は中学校第1学年に進学するものに対し支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。

第6 特別育成費の取扱いについて
(略)

第6 特別育成費の取扱いについて
特別育成費の支弁対象となる児童は、別途本職通知「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」に基づき高等学校等に在学する児童及び高等学校第1学年に入學する児童とすること。
なお、この経費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。

第7 医療費の取扱いについて
(略)

第7 医療費の取扱いについて
医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。
1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。
2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。
3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。
4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を經由せずに直接医療機関に支払うようにすること。
5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。

改正後

現行

<p>第8 就職支度費の取扱いについて (略)</p> <p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて (略)</p> <p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について (略)</p> <p>第11 専門里親について (略)</p> <p>第12 親族里親について (略)</p>	<p>第8 就職支度費の取扱いについて 1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給すること。 2 特別基準に当たっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。 該当するものについては、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するのために必要な経済的援助が見込まれない児童等</p> <p>第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。 なお、支弁に当たっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。 2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童等のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。 ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。 (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するのために必要な経済的援助が見込まれない児童等 なお、日中に就業し、かつ、夜間に大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。</p> <p>第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 里親が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途本職通知に該当する場合には限り、保護単価を設定できるものであること。</p> <p>第11 専門里親について 専門里親については里親の一形態であるので、専門里親手当を除き交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。</p> <p>第12 親族里親について 親族里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。</p>
---	---

改正後

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
(略)

現行

第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について
1 国庫負担金の交付の決定について

国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い、第4・四半期において年間の所要額調査を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討の上、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。
なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでそのつどすみやかに市町村に対してこれを示達すること。
2 措置費等の支弁について
都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するように努めること。

第14 徴収金基準額等について
1 徴収金基準額について
I (1) (略)

第14 徴収金基準額等について
1 徴収金基準額について
(1) 都道府県、指定都市及び市町村が及び児童相談所設置市（母子生活支援施設及び助産施設に係るもの）については中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。）において適正かつ簡明に行えるよう、表1の各月初日（月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。）の措置児童等（母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。）の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一つにしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのものについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

改正後

(3) (略)

2 私的契約児童に係る利用料について
措置（助産施設の場合は母子生活支援施設の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであつて、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たり又は1世帯当りの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホームは除く。）ものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
(略)

別紙 (1) ~ (3) 略

現行

(3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。
ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。
イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認は、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。
ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることを証明書をそれらの機関から徴して行うこと。
エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認の方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。

(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。
なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあつては、その状況が不明である場合もあるもので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとする。

2 私的契約児童に係る利用料について
措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等を全て措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであつて、その額はその施設の措置児童等の1人当たり又は1世帯当たり又は1世帯当りの措置費の保護単価により算定した額より下回ることは許されないものであること。

第15 児童入所施設における措置費等の経理について
児童入所施設における措置費等の経理については、別に定めるところによること。

別紙 (1) ~ (3) 略

(案)

雇 児 発 第 号
平成 年 月 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 の 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
地域小規模 児童養護施設	円 223,280	円 219,610	円 217,160	円 215,940	円 214,710	円 213,490

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
地域小規模 児童養護施設	円 212,260	円 211,040	円 209,820	円 208,590	円 206,140	円 202,470

(うち管理費 41,378円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
平 成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市の市長 殿
中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成21年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区 分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 140,340	円 138,010	円 136,460	円 135,690	円 134,910	円 134,140

地域区分 区 分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
小規模分園型 （サテライト型） 母子生活支援施設	円 133,360	円 132,590	円 131,810	円 131,040	円 129,490	円 127,160

（うち管理費 34,891円）

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

○児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>[一部改正]昭和63年4月7日 平成元年5月29日 平成2年6月7日 平成4年4月10日 平成5年4月9日 平成6年6月29日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月1日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成13年8月2日 平成14年11月11日 平成15年5月23日 平成16年7月16日 平成17年6月1日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年6月12日</p> <p>児童第450号 昭和62年5月20日</p> <p>児企第321号 児発第390号の3 児発第475号の5 児発第382号の7 児発第331号の7 児発第639号の4 児発第371号の7 児発第618号の7 児発第375号 児発第457号 児発第321号 児発第418号 児発第520号の2 雇児発第507号の2 雇児発第1111005号 雇児発第0523004号の2 雇児発第0716004号 雇児発第0601005号 雇児発第1028005号の2 雇児発第0627009号 雇児発第0725001号の6 雇児発第0612014号の5</p>	<p>[一部改正]昭和63年4月7日 平成元年5月29日 平成2年6月7日 平成4年4月10日 平成5年4月9日 平成6年6月29日 平成7年4月3日 平成8年6月24日 平成9年5月28日 平成10年6月12日 平成11年4月1日 平成11年4月30日 平成12年5月19日 平成13年8月2日 平成14年11月11日 平成15年5月23日 平成16年7月16日 平成17年6月1日 平成17年10月28日 平成18年6月27日 平成19年7月25日 平成20年6月12日</p> <p>児童第450号 昭和62年5月20日</p> <p>児企第321号 児発第390号の3 児発第475号の5 児発第382号の7 児発第331号の7 児発第639号の4 児発第371号の7 児発第618号の7 児発第375号 児発第457号 児発第321号 児発第418号 児発第520号の2 雇児発第507号の2 雇児発第1111005号 雇児発第0523004号の2 雇児発第0716004号 雇児発第0601005号 雇児発第1028005号の2 雇児発第0627009号 雇児発第0725001号の6 雇児発第0612014号の5</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第 1 目的 (略)</p> <p>第 2 一般事業 (略)</p>	<p>標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おつて、昭和55年10月1日発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p>施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第 1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を全かつ、迅速な避難・誘導施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第 2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) ① 社会復帰等自立促進事業 ア. 施設入所児等社会(家庭) 復帰促進事業 イ. 心身機能低下防事事業 ウ. 処遇困難事例研究事業 ② 専門機能強化事業 ア. 養育機能等強化事業 イ. 広域入所促進事業 ③ 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり</p>

改 正 後	現 行
2 (略)	<p>事業の選択 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。</p>
3 (略)	<p>3 加算の方法等 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請書の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次の方法により加算すること。 なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。 また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 おつて、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。 (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。 (2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の①及び②のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。 なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合においては、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。 ただし、実所要額がこれを下回る場合は国庫負担の対象となしないこととする。 また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象となしないこととする。</p>

改 正 後

現 行

<p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業（以下「分園事業」という。） (1) (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。 ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。 認定額＝施設機能強化推進費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入)×その施設の5月初日の定員等 (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <p>[施設機能強化推進費加算分保護単価(") = 施設機能強化推進費 ÷ その施設の5月初日の定員等 (")]</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>
--	--

イ	<p>対象施設等 分園型事業を が各年度ごと 都道府県及び 日までに別添 社課長まで報 (ア) 当該施設 及び施設運営 率は原則とし 極端に低いも (イ) 同一施設 指定すること (ウ) 指定を受 (エ) 指定を受 (オ) 指定を受</p>	<p>を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。なお、4月1日現在の入所日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないこと。ただし、(ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないこと。ただし、(イ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。(ウ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。(エ) 対象児童の居住地の居住場所指定施設の数地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。(オ) 訓練期間・対象人員のうちの6人程度とすること。事業の実施及び訓練の内容分園型事業の全般についての実務上の責任者(事業担当責任者)を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。 ・ 自活のための生活指導 ・ 職業適性を高める指導 ・ 社会参加のための準備指導 ・ 学習指導 ・ 余暇の活用指導</p>
---	--	--

改 正 後	現 行
<p>(2) 加算の方法等 (略)</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり月額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ (略)</p>	<p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県に提出し、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内訳、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次に ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、一施設当たり月額4,690,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。 加算額＝分園型事業費加算分保単価 (10円未満については四捨五入) $\times \text{その施設の5月初日の定員}$ $\left[\begin{array}{l} \text{分園型事業費加算分保単価} \\ = 1 \text{施設当たり月額} \\ \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{array} \right]$</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2. 家族療法事業 (1) ア 事業の内容等 この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。 イ 対象児童及び家族 この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。 (ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認められたものであること。 (イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅の児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認められたものであること。</p>

改正後

現行

	<p>ウ 対象施設等 この事業を 実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に 都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次に都道府県知事が 各年度ごとに指定するものとする。 都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末 日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福 祉課長まで報告すること。 (7) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び (1) 施設運営が適正に行われている場合に限ること。 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由 が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取 り消すこと。 エ 設備に於いて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を 必要とすること。 オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をた てて行うこと。 (2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府 県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、 必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合に 加算すること。</p>
--	--

	<p>事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。 (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円 イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとす。</p> <p>認定額＝家族療法事業費加算分保護単価 ×その施設の5月初日の定員 家族療法事業費加算分保護単価 ＝1施設当たり年額÷その施設の5月初日の定員</p> <p>3 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設(以下「委託家庭」という。)で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。 イ 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 ウ 事業の実施及び内容 児童養護施設等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会的な涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。 (2) 本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考として申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。</p>
--	---

改 正 後

現 行

	<p>事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、対象児童一人当たり年額99,000円を限度とする。 この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとすること。 加算額 = 99,000円 × その施設の年間対象者数 加算額が年間を通じて99,000円に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>4 (略)</p> <p>支出対象経費 ・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料、ただし、施設入所児童家庭生体活動費、生活費、社会福祉法人会計基準を適用する場合は、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費 ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用材料及び賃借料</p>
<p>第4 報告等 (略)</p>	<p>第4 報告等 1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を営む社会福祉法人の経理規定」に準じて、当該事業により本事業の経理を行う(たゞし、社会福祉法人の経理規定を適用する場合は、当該事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるが、一般事業及び特別事業の実態を明らかにしておくこと。 2 本事業の実績報告書は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考として、事業実施報告書(報告書)を提出すること。また、特別事業を実施した事業実施報告書(報告書)を提出すること。 3 事業実施報告書(報告書)を提出すること。また、特別事業を実施した事業実施報告書(報告書)を提出すること。 4 事業実施報告書(報告書)を提出すること。また、特別事業を実施した事業実施報告書(報告書)を提出すること。</p>

改 正 後	現 行
別表 (略)	別表 (略)
別紙様式 1 (略)	別紙様式 1 (略)
別紙様式 2 (略) 別紙 (略)	別紙様式 2 (略) 別紙 (略)
別紙様式 3 (略) 別紙 (略)	別紙様式 3 (略) 別紙 (略)
別紙様式 4 (略) 別紙 (略)	別紙様式 4 (略) 別紙 (略)
別紙様式 5 (略) 別紙 (略)	別紙様式 5 (略) 別紙 (略)
別添 (略)	別添 1 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所 (平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策 交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合する もの。) 2 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所 (平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施 について」に定める要件に適合するもの(対象児童は、事業開始月(年 度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月)における平均対象児 童が1人以上いること)及びこれと同等の要件を満たして自主事業とし て実施しているもの。) 3 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児・病後児保育自主事業実施 保育所 (平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施 について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たし て自主事業として実施しているもの。) 4 乳児が3人以上入所している保育所 (4月及び5月の初日において乳児が3人以上入所していること。)

○児童養護施設における医療的支援体制の強化についての一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p> 都道府県知事 殿 児童相談所設置市市長 【一部改正】平成 年 月 日 雇児発第 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 児童養護施設における医療的支援体制の強化について (略) 1 (略) 2 対象施設 医療的ケアを担当する職員を配置しようとする者は、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長(以下「都道府県知事等」という。)が定める期間内に都道府県等へ申請を行い、次により都道府県知事等が各年度ごとに指定するものとする。 なお、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、当該年度の4月末日までに別添様式により、当局家庭福祉課長まで報告すること。 </p>	<p> 雇児発第0612014号の4 平成20年6月12日 都道府県知事 殿 児童相談所設置市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 児童養護施設における医療的支援体制の強化について 近年、児童相談所において虐待相談対応件数が著しく増加し、児童養護施設に入所する子どものうち虐待を受けた児童の割合は約6割となっている。また、児童養護施設に入所している児童のうち障害がある児童の割合も増加しており、特にADHDなど発達障害を有する児童の割合が増加している。こうした児童の増加に伴い児童養護施設における看護師による医療的ケアの必要性が高まっていることから、今般、次のとおり実施方法を定め、平成20年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。 1 趣旨 被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理(以下「医療的ケア」という。)の必要な児童に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。 2 対象施設 都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長は、次により医療的ケアを行う職員を配置する施設を1か所指定し、別添様式により協議書を毎年3月末日までに当職あて提出することとし、当職において予算の範囲内で指定するものとする。 ただし、平成20年度分については、7月末日までに当職あて提出することとする。 </p>

改 正 後

現 行

<p>(1) (略)</p> <p>(2) 児童養護施設において、医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた児童が20名以上入所していること。なお、平成20年度に対象となった施設のうち、対象人員が20名未満であったも都道府県知事等が必要と認める場合は対象施設として差し支えない。</p> <p>(3) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名とすること。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(1) 当該施設において児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 1施設について、医療的ケアを担当する職員加算は1名とすること。</p> <p>3 医療的ケアを担当する職員 医療的ケアを担当する職員は看護師とする。</p> <p>4 運営の基準 (1) 指定施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、施設内の衛生管理や継続的な医療管理を必要とする児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。 (2) 指定施設の長は、最低基準に定める必要な職員定数のほか、医療的ケアを担当する職員を配置するものとする。</p> <p>5 医療的ケアを担当する職員の業務内容 (1) 継続的な医療的ケアが必要な障害児等の健康管理、緊急時における対応 (2) 医師（又は嘱託医）との連携 (3) 常備薬の管理と薬 (4) 病欠児、早退児の観察 (5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応 (6) 医療機関への受診及び行事の付添 (7) 入所者の健康上の相談への対応 (8) 感染予防 (9) 緊急時における医療機関との連絡調整 (10) その他</p> <p>6 経費について この実施のための経費については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。</p>
---	--

改正後

別添様式

平成 年 月 日
番

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

都道府県
指定都市
児童相談所設置市
民生主管部(局)長 印

平成 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について
標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき報告する。

1	施設名		名
2	設置主体・経営主体		
3	定員名	暫定定員名	
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数(単なる風邪等は除く)		名
5	主な疾病(上位3つ)		(1) (2) (3)
6	いちばん重いと思われる疾病		
7	院内学級設置の有無	有り・無し	(有りの場合) 分校・分教室
8	医師(又は嘱託医)との連携状況		
9	管内における当該施設の位置付け		

現行

別添様式

平成 年 月 日
番

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

都道府県知事
指定都市の市長 印
児童相談所設置市の市長

平成20年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の協議について
標記について、平成20年6月12日雇児発第0612014号の4厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の「2 対象施設」に基づき協議する。

1	施設名		名
2	設置主体・経営主体		
3	定員名	暫定定員名	
4	継続的な医療的ケアが必要な児童数(単なる風邪は除く)		名
5	主な疾病(上位3つ)		(1) (2) (3)
6	いちばん重いと思われる疾病		
7	院内学級設置の有無	有り・無し	(有りの場合) 分校・分教室
8	医師(又は嘱託医)との連携状況		
9	当該施設の管内における位置付け		

○年長児童に対する処遇体制の強化についての一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>【一部改正】平成 年 月 日 雇児発第 号</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>雇児発第0612014号の6 平成20年6月12日</p>
<p>各</p> <p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p>	<p>各</p> <p>都道府県知事 殿 指定都市市長 中核都市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>年長児童に対する処遇体制の強化について</p>
<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容 (1) 学習指導 中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導を行う。 (2) (略)</p>	<p>標記については、平成10年6月25日雇児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」により実施してきたが、本年4月より、学習指導の対象施設を拡大したことに伴い、別紙により実施することとしたので、管内関係機関に遺漏のないよう御配慮願いたい。 なお、平成10年6月25日雇児発第489号本職通知「児童養護施設における年長児童に対する処遇体制の強化について」は廃止する。</p> <p>別紙</p> <p>1 趣旨 近年の社会経済情勢の変化に伴い、入所児童等の進学への意欲が高まってきたことから、学習指導の強化を図るものである。 また、近年、児童養護施設においては虐待、放任された児童等、一人ひとりの児童の態様に応じたきめ細かな処遇を必要とする児童が多くなつてきていることから、特に年長児童に対してスポーツや表現活動を行うことにより情緒を安定させ児童の自立を支援するものである。</p> <p>2 事業内容 (1) 学習指導 中学校に在籍し高校等受験を目指す児童に対し、副教材の準備及び講師による指導を行う。 (2) 特別指導 各施設に柔道、剣道等の有段者若しくはサッカー、テニス等の各種スポーツやダンス、演劇、音楽等の部門において相当な指導力を持つ者であつて、児童の健全な育成に理解と情熱を有する者を配置し、年長児童に対し、各種スポーツやダンス等の表現活動について専門的指導を行う。</p>

改 正 後	現 行
<p>3 (略)</p>	<p>3 指導についての留意事項 (1) 学習指導については、児童養護施設を措置解除され、家庭の事情等によりやむを得ず、施設内に居住している大学生等を講師として活用を図ることとする。 (2) スポーツや表現活動について ア 指導内容は児童の性別、年齢、興味、関心及び発達状況等に留意し、体力や運動能力を増進すること。 イ 指導方法は、技術の向上に走ることなく、児童にスポーツや表現活動の楽しさを体得させることを基本とすること。 ウ 指導効果を高めるため、他の職員との協調連携を図ること。 (3) 指導員については、常勤、非常勤の別を問わないものである。</p>
<p>4 実施施設 (1) (略) (2) 学習指導 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、<u>小規模住居型児童養育事業を行う者（ファミリーホーム）、里親</u> (3) (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 実施施設 (1) 指導員を配置する施設は「児童福祉施設最低基準」（昭和23年厚生省令第63号）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている学習指導 (2) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、里親特別指導 児童養護施設 5 経費について 指導員の配置に要する経費及び学習指導に必要な副教材費等の経費については、別に定める措置費の交付要綱により支弁されるものである。</p>

○里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、児童家庭局家庭福祉課長、児童家庭局保育課長連盟通知）の新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>各 都道府県 指定都市 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p> <p>民生主管部（局）長 殿</p> <p>【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号 【一部改正】平成 年 月 日 雇児福発第 号</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて (略)</p> <p>別紙 1 (略)</p>	<p>各 都道府県 指定都市 中核市</p> <p>厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長 児童家庭局家庭福祉課長 児童家庭局保育課長</p> <p>民生主管部（局）長 殿</p> <p>【一部改正】平成14年10月15日 雇児福発第1015001号</p> <p>里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて 児童福祉行政及び障害福祉行政の推進については、かねてより特段の御配慮を煩わされているところであるが、今般、標記について、別紙のとおり取扱うこととしたので、十分御留意の上、遺憾のないようにされたい。</p> <p>別紙 1 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合の取扱いについて ア 取扱い 里親の就労等により里親に委託されている児童の保育に欠けることとなつた場合において、当該児童の最善の利益の観点から、当該里親への委託を継続することが適切と認められる場合には、当該児童につき里親に委託されていることが、保育所に入所することを妨げないものとする。児童を既に就労している里親に委託することが、当該児童の最善の利益に適うと認められる場合についても、同様の取り扱いであること。本取扱いを行うに際しては、児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童について最善の措置を採ること。 イ 費用の支弁 ① 里親に対する支弁 里親委託に係る措置費の支弁については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知。（以下「児童入所施設措置費等交付要綱」という。））及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金につ</p>

改正後

現行

<p>2 里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「ファミリーホーム」という。）に委託されている児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに<u>通う場合の取扱い</u>について</p> <p>ア 取扱い 児童が里親又はファミリーホームに委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、里親については「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、また、児童デイサービスについては児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p>	<p>いて」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。</p> <p>② 保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知。以下「保育所運営費施行通知」という。）で定める保育単価により、月額を支弁する。</p> <p>ウ 費用徴収 ① 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 保育所入所に係る費用徴収を免除する。</p>
<p>2 里親に委託されている児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>ア 取扱い 児童が里親に委託されており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設又は肢体不自由児通園施設（以下「障害児通園施設」という。）において専門的な療育・訓練を受けることが必要と認められる場合は、「里親制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）第4の1の（1）のキにより、通所施設の指導訓練を受けさせるとともにファミリーホームについても同様の取扱いとされたい。</p> <p>① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所において十分検討の上、当該児童において最善の措置を採ること。</p>	<p>いて」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知。以下「児童入所施設措置費等施行通知」という。）により、月額を支弁する。</p> <p>② 保育所運営費の支弁については、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知。以下「保育所運営費交付要綱」という。）及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について」（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知。以下「保育所運営費施行通知」という。）で定める保育単価により、月額を支弁する。</p> <p>ウ 費用徴収 ① 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 保育所入所に係る費用徴収を免除する。</p>

改正後

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設や児童デイサービスに通っている児童が里親又はファミリーホームへ委託される場合について、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

- ① 里親及びファミリーホームに対する支弁
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ②の1 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」の通知の施行について」（平成19年12月18日障発第1218001号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費についてはその月の支弁額

＝ 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数
 （注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

- ②の2 児童デイサービスに対する費用
 児童デイサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）に準じて算定した額とする。

ウ 費用の徴収

- ① 里親及びファミリーホーム委託に係る費用徴収
 里親及びファミリーホーム委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設及び児童デイサービスに係る費用徴収
 徴収を免除する。

現行

③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が里親へ委託される場合についても、同様の取扱いであること。

イ 費用の支弁

- ① 里親に対する支弁
 里親委託に係る措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。
- ② 障害児通園施設に対する支弁
 障害児通園施設措置費の支弁については、「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」（平成10年7月31日厚生労働省障第223号厚生事務次官通知。以下「障害児施設措置費交付要綱」という。）及び「障害児施設措置費国庫負担金及び知的障害者施設措置費国庫負担金について」の通知の施行について」（平成10年7月31日障第446号障害保健福祉部長通知。以下「障害児施設措置費施行通知」という。）で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割り支弁する。

その月の支弁額
 ＝ 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数
 （注）10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

ウ 費用の徴収

- ① 里親委託に係る費用徴収
 里親委託に係る措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。
- ② 障害児通園施設に係る費用徴収
 徴収を免除する。

現 行	改 正 後
<p>3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設へ通所する場合の取扱いについて</p> <p>児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設において専門的な療育・訓練を受ける必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設に通所することを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>① 障害児通園施設の日々の通所人員は認可定員を超えないものとする。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p> <p>③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設に通所している児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁</p> <p>① 母子生活支援施設に対する支弁 母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通園施設に対する支弁 障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。</p> <p>その月の支弁額 ＝ 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>	<p>3 母子生活支援施設入所児童が障害児通園施設又は児童デイサービスに通園する場合の取扱いについて</p> <p>児童が母子生活支援施設に入所しており、当該児童が身体等に障害を有している場合に、障害児通園施設又は児童デイサービスにおいて専門的な療育・訓練を受ける必要と認められる場合は、当該児童につき、母子生活支援施設に入所していることが、障害児通園施設又は児童デイサービスに通うことを妨げないものとする。なお、その取扱いについては、下記に留意されたい。</p> <p>① 本取扱いの対象児童は、障害児通園施設については児童福祉法第26条第1項第1号に基づき、都道府県知事に報告した児童に限ることとし、児童デイサービスについては第26条第1項第5号の規定に基づき、市町村長に報告又は通知した児童に限るものである。</p> <p>② 本取扱いを行うに際しては、児童相談所と福祉事務所又は市町村の間で十分連携を図り、当該児童において最善の措置を採ること。</p> <p>③ 既に身体等に障害を有しており、障害児通園施設又は児童デイサービスに通っている児童が母子生活支援施設へ入所する場合についても、同様の取扱いであること。</p> <p>イ 費用の支弁</p> <p>① 母子生活支援施設に対する支弁 母子生活支援施設措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱及び児童入所施設措置費等施行通知により月額を支弁する。</p> <p>② 障害児通園施設に対する支弁 障害児通園施設措置費の支弁については、障害児施設措置費交付要綱及び障害児施設措置費施行通知で定める保護単価により、事務費については月額を支弁し、事業費については次の算式により日割りで支弁する。</p> <p>その月の支弁額 ＝ 月額保護単価 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用 児童デイサービスに係る費用については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に準じて算定した額とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。</p> <p>② ① 障害児通園施設に係る費用徴収 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、次の算式により日割り徴収する。 その月の徴収額 ＝ 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>	<p>ウ 費用の徴収</p> <p>① 母子生活支援施設等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により月額を徴収する。</p> <p>② ① 障害児通園施設に係る費用徴収 障害児通園施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、障害児施設措置費交付要綱の別表4-1「障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）」を基に、次の算式により日割り徴収する。 その月の徴収額 ＝ 徴収金基準額 ÷ その月の開園日数 × その月の通園した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開園日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう</p> <p>②の2 児童デイサービスに係る費用徴収 児童デイサービスに係る国庫精算上の費用徴収については、「やわを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成18年11月17日障発第1117002号障害福祉課長通知)に準じて取り扱う。</p>
<p>4 その他 里親及びファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設へ入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合は、費用の支弁費用の支弁 里親、ファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設等が児童自立支援施設通所措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p>	<p>4 その他 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は母子生活支援施設へ入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合は、費用の支弁及び徴収については次のとおりとする。</p> <p>① 費用の徴収 里親及びファミリーホーム、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設等が児童自立支援施設通所措置費の支弁については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。</p> <p>② 情緒障害児短期治療施設通所部又は児童自立支援施設通所部に係る費用徴収 徴収を免除する。</p>

新

旧

<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金（以下「補助金等」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法（昭和31年法律第118号）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{労働省}省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号（同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設（婦人保護長期収容施設を含む。）の運営事業</p>
---	---

(交付額の算定方法)

4 略

(交付の条件)

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費負担金及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支局長）」という。）の承認を受けなければならない。
- (注) 配分額は交付決定額とする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支局長）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金等の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 別紙の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1) により選定された額に第5欄に掲げる負担（補助）率を乗じる。
- (3) (2) により算出された額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金等の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
- ア 婦人保護事業費負担金、婦人相談所運営費及び婦人保護事業費補助金間での経費の配分の変更は、してはならないものとする。
- イ 婦人保護施設運営費補助金に係る事業に要する経費の種目間での配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を行う場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支局長）」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、地方厚生（支局長）の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (5) 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておくなければならない。

(申請手続)

6 略

(変更申請手続)

7 略

(交付決定までの標準的処理期間)

8 略

(補助金等の概算払)

9 略

(実績報告)

10 略

(補助金等の返還)

11 略

(申請手続)

6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の5月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。

(変更申請手続)

7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金等の概算払)

9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(実績報告)

10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。

(補助金等の返還)

11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。

新	旧
<p>(その他)</p> <p>12 略</p>	<p>(その他)</p> <p>12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによること が き な い 場 合 に は 、 あ ら か じ め 地 方 厚 生 (支) 局 長 の 承 認 を 受 け て そ の 定 め る と こ ろ に よ る も の と す る 。</p>

別紙 婦人保護費交付基準

1 区分 婦人保護 事業費 負担金	2 種目 事務費	3 基準 額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
		<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額（経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数（別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。）を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に1.2を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額（以下「標準国庫補助基本額」という。）とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であつて、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数（以下「指導員加算数」という。）を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額（指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額）を、当該施設の取扱定員に1.2を乗じた数によって除して得た額（円未満切捨）と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費（通信運搬費）、備品購入費、委託料等</p>	<p>5 / 10</p>

新

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率
		17/100	11/100	9/100
	地域区分	14/100	12/100	10/100
	定員	216,800	213,700	210,600
	20名以下	221,500	212,200	209,000
	21 ~ 30	147,900	142,700	140,700
	31 ~ 40	111,200	107,300	104,900
	41 ~ 50	89,100	86,000	84,100
	51 ~ 60	82,700	79,800	78,600
	61 ~ 70	71,000	68,500	67,000
	71 ~ 80	62,200	60,000	58,700
	81 ~ 90	55,400	53,400	52,300
	91 ~ 100	49,900	48,200	47,100
	地域区分	8/100	6/100	3/100
	定員	205,900	204,400	199,700
	20名以下	138,600	136,500	133,400
	21 ~ 30	104,100	102,600	100,200
	31 ~ 40	83,500	82,200	81,600
	41 ~ 50	77,400	76,200	75,700
	51 ~ 60	66,500	65,500	64,000
	61 ~ 70	58,300	57,400	56,100
	71 ~ 80	51,900	51,100	49,900
	81 ~ 90	46,800	46,100	45,000
	91 ~ 100			44,000

旧

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費	5 負担(補助)率
		16/100	10/100	8/100
	地域区分	13/100	12/100	10/100
	定員	215,000	213,500	210,400
	20名以下	146,700	142,600	139,500
	21 ~ 30	110,200	107,100	104,800
	31 ~ 40	88,400	85,900	84,000
	41 ~ 50	82,000	79,700	77,900
	51 ~ 60	70,400	68,400	66,900
	61 ~ 70	61,700	59,900	58,600
	71 ~ 80	54,900	53,400	52,200
	81 ~ 90	49,500	48,100	47,100
	91 ~ 100			46,700
	地域区分	7/100	4/100	3/100
	定員	205,700	201,000	199,500
	20名以下	137,400	134,300	130,100
	21 ~ 30	103,200	100,900	97,800
	31 ~ 40	82,800	80,900	78,400
	41 ~ 50	76,700	75,000	72,700
	51 ~ 60	65,900	64,400	62,400
	61 ~ 70	57,800	56,400	54,700
	71 ~ 80	51,400	50,300	48,700
	81 ~ 90	46,400	45,300	43,900
	91 ~ 100			43,900

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担
				(補助)率

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
20名以下	25,600	25,100	24,700	24,500	24,300	24,100
21 ~ 30	17,100	16,700	16,400	16,300	16,200	16,000
31 ~ 40	12,800	12,500	12,300	12,200	12,100	12,000
41 ~ 50	10,300	10,000	9,900	9,800	9,700	9,600
51 ~ 60	8,500	8,400	8,200	8,200	8,100	8,000
61 ~ 70	7,300	7,200	7,000	7,000	6,900	6,900
71 ~ 80	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,000
81 ~ 90	5,700	5,600	5,500	5,400	5,400	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,900	4,900	4,800

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
20名以下	23,900	23,700	23,500	23,300	22,900	22,300
21 ~ 30	15,900	15,800	15,700	15,500	15,300	14,900
31 ~ 40	11,900	11,800	11,700	11,600	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,500	9,400	9,300	9,200	8,900
51 ~ 60	8,000	7,900	7,800	7,800	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,800	6,700	6,700	6,500	6,400
71 ~ 80	6,000	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,300	5,200	5,200	5,100	5,000
91 ~ 100	4,800	4,700	4,700	4,700	4,600	4,500

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担
				(補助)率

表 2 指導員1人当たり加算限度額

(単位:円)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
20名以下	25,400	24,800	24,600	24,200	24,000	23,900
21 ~ 30	16,900	16,600	16,400	16,200	16,000	15,900
31 ~ 40	12,700	12,400	12,300	12,100	12,000	11,900
41 ~ 50	10,200	9,900	9,900	9,700	9,600	9,500
51 ~ 60	8,500	8,300	8,200	8,100	8,000	8,000
61 ~ 70	7,300	7,100	7,000	6,900	6,900	6,800
71 ~ 80	6,400	6,200	6,200	6,100	6,000	6,000
81 ~ 90	5,600	5,500	5,500	5,400	5,300	5,300
91 ~ 100	5,100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
20名以下	23,700	23,500	23,100	22,900	22,300
21 ~ 30	15,800	15,600	15,400	15,200	14,900
31 ~ 40	11,800	11,700	11,500	11,400	11,100
41 ~ 50	9,500	9,400	9,200	9,100	8,900
51 ~ 60	7,900	7,800	7,700	7,600	7,400
61 ~ 70	6,800	6,700	6,600	6,500	6,400
71 ~ 80	5,900	5,900	5,800	5,700	5,600
81 ~ 90	5,300	5,200	5,100	5,100	5,000
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が17/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大坂狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が16/100とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪府狹山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「<u>5/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 略</p> <p>2 略</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「<u>3/100</u>」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは、(1)から(10)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																									
		寒冷地手当算定方法																											
		(1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く) ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額 ② ①で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)																											
	経費の種類	単価	員数																										
	(1) 定額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> <th>旧1級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>163,700</td> <td>129,600</td> <td>97,800</td> <td>39,600</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>136,500</td> <td>108,000</td> <td>81,500</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>82,900</td> <td>65,000</td> <td>49,100</td> <td>19,800</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>59,200</td> <td>45,800</td> <td>34,200</td> <td>14,200</td> </tr> </tbody> </table>	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地	ア	163,700	129,600	97,800	39,600	イ	136,500	108,000	81,500	33,000	ウ	82,900	65,000	49,100	19,800	エ	59,200	45,800	34,200	14,200	世帯主(扶養親族3人以上)の員数 世帯主(扶養親族1人または2人)の員数 準世帯主(扶養親族なし)の員数 非世帯主の員数	
旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地																									
ア	163,700	129,600	97,800	39,600																									
イ	136,500	108,000	81,500	33,000																									
ウ	82,900	65,000	49,100	19,800																									
エ	59,200	45,800	34,200	14,200																									
	(2) 加算額	北海道 旧甲地 旧乙地 旧丙地 ア 66,500 51,600 38,600 イ 44,300 34,400 25,700 ウ 22,200 17,200 12,900 北海道以外の地域 旧5級地 旧4級地 ア 16,500 8,200 イ 11,000 5,500 ウ 5,500 2,700	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数 世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数																										
	注1	「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。																											
	(2) 新寒冷地に所在する施設	(1) ①の算定方法を適用して算定された額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額																											
		単価	員数																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新1級地</th> <th>新2級地</th> <th>新3級地</th> <th>新4級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>131,900</td> <td>116,800</td> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>72,900</td> <td>65,300</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>51,700</td> <td>44,000</td> <td>36,800</td> </tr> </tbody> </table>	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地	ア	131,900	116,800	89,000	イ	72,900	65,300	51,000	ウ	51,700	44,000	36,800	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数										
新1級地	新2級地	新3級地	新4級地																										
ア	131,900	116,800	89,000																										
イ	72,900	65,300	51,000																										
ウ	51,700	44,000	36,800																										
	注2	「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。																											
	(備考)	1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。																											

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																									
		寒冷地手当算定方法																											
		(1) 旧寒冷地に所在する施設(新寒冷地に所在する施設を除く) ① 経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額 ② ①で算出された合計額から1人あたり100,000円を引いた額(0円以下となる場合は、0円とする。)																											
	経費の種類	単価	員数																										
	(1) 定額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>旧5級地</th> <th>旧4級地</th> <th>旧3級地</th> <th>旧2級地</th> <th>旧1級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>163,700</td> <td>129,600</td> <td>97,800</td> <td>39,600</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>136,500</td> <td>108,000</td> <td>81,500</td> <td>33,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>82,900</td> <td>65,000</td> <td>49,100</td> <td>19,800</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>59,200</td> <td>45,800</td> <td>34,200</td> <td>14,200</td> </tr> </tbody> </table>	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地	ア	163,700	129,600	97,800	39,600	イ	136,500	108,000	81,500	33,000	ウ	82,900	65,000	49,100	19,800	エ	59,200	45,800	34,200	14,200	世帯主(扶養親族3人以上)の員数 世帯主(扶養親族1人または2人)の員数 準世帯主(扶養親族なし)の員数 非世帯主の員数	
旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地																									
ア	163,700	129,600	97,800	39,600																									
イ	136,500	108,000	81,500	33,000																									
ウ	82,900	65,000	49,100	19,800																									
エ	59,200	45,800	34,200	14,200																									
	(2) 加算額	北海道 旧甲地 旧乙地 旧丙地 ア 66,500 51,600 38,600 イ 44,300 34,400 25,700 ウ 22,200 17,200 12,900 北海道以外の地域 旧5級地 旧4級地 ア 16,500 8,200 イ 11,000 5,500 ウ 5,500 2,700	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数 世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数																										
	注1	「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。																											
	(2) 新寒冷地に所在する施設	(1) ①の算定方法を適用して算定された額から、1人あたり110,000円を引いた額と、次表の単価に員数を乗じて算定された額とを比較し、高い方の額																											
		単価	員数																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新1級地</th> <th>新2級地</th> <th>新3級地</th> <th>新4級地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>131,900</td> <td>116,800</td> <td>89,000</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>72,900</td> <td>65,300</td> <td>51,000</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>51,700</td> <td>44,000</td> <td>36,800</td> </tr> </tbody> </table>	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地	ア	131,900	116,800	89,000	イ	72,900	65,300	51,000	ウ	51,700	44,000	36,800	世帯主の員数 準世帯主の員数 非世帯主の員数										
新1級地	新2級地	新3級地	新4級地																										
ア	131,900	116,800	89,000																										
イ	72,900	65,300	51,000																										
ウ	51,700	44,000	36,800																										
	注2	「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)により改正)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。																											
	(備考)	1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。																											

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算 警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。 ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。 (宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員×夜間警備体制強化加算分保護単価×警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="850 546 1262 819"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価 (円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価 (円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略		
		5 略		
		6 略		
		7 略		
		8 略		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合 1 施設当たり年額 1,794,361円		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。		
		5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。		
		6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2,210円		
		7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 138,700円		
		8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。		
		9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 1,794,277円		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) <u>2, 257, 721円</u> (2 人配置の場合) <u>4, 515, 442円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 略 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 <u>4, 450円</u> 就学児から18歳未満児童 <u>2, 420円</u> 同伴者 <u>1, 950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 <u>7, 540円</u> 就学児から18歳未満の児童 <u>5, 510円</u></p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1 人配置の場合) <u>2, 257, 637円</u> (2 人配置の場合) <u>4, 515, 274円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1) 暴力被害者 各月の委託延人数に日額7, 650円を乗じた額 (2) 同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 <u>2, 420円</u> 同伴者 <u>1, 950円</u></p> <p>※1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) ※2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。)</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 <u>5, 510円</u> 児童以外の者 <u>5, 030円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円</p> <p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者</p> <p>略</p> <p>(2) 同伴児(者)加算</p> <p>暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 4,450円</p> <p>就学児から18歳未満児童 2,420円</p> <p>同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 就学前児童 7,540円</p> <p>就学児から18歳未満の児童 5,510円</p> <p>児童以外の者 4,880円</p> <p>12 略</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分</p> <p>(1) 暴力被害者</p> <p>各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額</p> <p>(2) 同伴児(者)加算</p> <p>暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 2,420円</p> <p>同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 5,510円</p> <p>児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費</p> <p>人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分</p> <p>前項[14日以内の場合]の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分</p> <p>前項[14日以内の場合]の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>[14日を超えた場合]</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づき要保護女子の一時保護委託費別途定めるところにより、売春防止法に基づき要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。 2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

略

略																																			
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費																																
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員（月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。）に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" data-bbox="718 380 798 873"> <tr> <td>I 区</td> <td>Ⅱ 区</td> <td>Ⅲ 区</td> <td>Ⅳ 区</td> <td>V 区</td> <td>Ⅵ 区</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>8,900</td> <td>7,100</td> <td>5,400</td> <td>4,200</td> <td>2,800</td> <td>2,200</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1260 470 1404 828"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">妊 産 婦 加 算 額</td> <td colspan="2">妊 産 婦</td> </tr> <tr> <td>6 月未滿</td> <td>6 月以上</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> <td>8,490</td> </tr> </table>	I 区	Ⅱ 区	Ⅲ 区	Ⅳ 区	V 区	Ⅵ 区	円	円	円	円	円	円	8,900	7,100	5,400	4,200	2,800	2,200	妊 産 婦 加 算 額		妊 産 婦		6 月未滿	6 月以上	円	円	円	円	9,140	13,810	8,490	8,490	5 負担(補助)率
I 区	Ⅱ 区	Ⅲ 区	Ⅳ 区	V 区	Ⅵ 区																														
円	円	円	円	円	円																														
8,900	7,100	5,400	4,200	2,800	2,200																														
妊 産 婦 加 算 額		妊 産 婦																																	
		6 月未滿	6 月以上																																
円	円	円	円																																
9,140	13,810	8,490	8,490																																
			5 / 10																																

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
略		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなればならない場合はその者の各月初日の在籍戸数(月の中途において退所した月を除く。)に月額19,380円を、養育しなければならぬ者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>(注) 乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。(以下同じ。)</p>		
		<p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		
		<p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費</p> <p>ア 乳児の各月当初保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。</p> <p>イ 幼児の各月当初保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月当初保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p>		
		<p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む。)、妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算出した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>		

略

1 区分	2 種目	3 基 準	額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
<p>婦人相談 所運営費 負担金</p>	<p>運営費</p>	<p>次に掲げる額の合算額 1 婦人相談所活動費 婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額 2 外国人婦女子緊急一時保護経費 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額 3 広域措置費 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>		<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費) 婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できる。)場合に限る。 婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	<p>5 / 10</p>

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 相談・一時保護同伴児童経費</p> <p>婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費</p> <p>当該年度の同伴児保護延人数に日額180円を乗じた額</p>	<p>婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)</p>	<p>5 / 10</p>

略

<p>1 区分 婦人保護事業費補助金（婦人保護長期収容施設を含む。）</p>	<p>2 種目 事務費</p>	<p>3 基準額 I 婦人保護施設 1 [区分] 婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例（法人の経営する施設については、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定）」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1 施設2名」とあるのは「1 施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生（支）局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合、別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者（精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者（以下「対象者」という））が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数（範囲内）でさらに加算する。</p>	<p>4 対象経費 婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、役務費（通信運搬費）、委託備品購入費、委託料等</p>	<p>5 負担（補助）率 5 / 10</p>								
<p>略</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者が21人を超える施設への加算回数</th> </tr> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数（年間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21～30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者が21人を超える施設への加算回数		対象者数	加算回数（年間）	21～30人	12回	31人以上	24回		
対象者が21人を超える施設への加算回数												
対象者数	加算回数（年間）											
21～30人	12回											
31人以上	24回											

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 略		
		5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に1.2を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,031,682円</u> (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u>		
		6 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>(1)人配置の場合) 2,257,721円</u> <u>(2)人配置の場合) 4,515,442円</u>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社席第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知という社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率		
		5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。 (1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額 (心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に1.2を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していづれか少ない方の額に取扱定員と1.2を乗じて得た額とする。 (2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>3,027,797円</u> (3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,711,957円</u>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費 (補助)率	5 負担 (補助)率
------	------	-------	-----------------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員						
20名以下	25,100	24,600	24,200	24,100	23,900	23,700
21 ~ 30	16,800	16,400	16,200	16,000	15,900	15,800
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,500
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	8,000	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,800
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,300
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員						
20名以下	23,500	23,300	23,100	23,000	22,600	22,000
21 ~ 30	15,700	15,500	15,400	15,300	15,100	14,700
31 ~ 40	11,800	11,700	11,600	11,500	11,300	11,000
41 ~ 50	9,400	9,300	9,300	9,200	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,800	7,700	7,700	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,700	6,600	6,600	6,500	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,700	4,600	4,600	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費 (補助)率	5 負担 (補助)率
------	------	-------	-----------------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額

(単位:円)

地域区分	16/100	13/100	12/100	10/100	9/100	8/100
定員						
20名以下	24,900	24,400	24,200	23,800	23,700	23,500
21 ~ 30	16,600	16,300	16,100	15,900	15,800	15,700
31 ~ 40	12,500	12,200	12,100	11,900	11,800	11,700
41 ~ 50	10,000	9,800	9,700	9,500	9,500	9,400
51 ~ 60	8,300	8,100	8,100	7,900	7,900	7,800
61 ~ 70	7,100	7,000	6,900	6,800	6,800	6,700
71 ~ 80	6,200	6,100	6,100	6,000	5,900	5,900
81 ~ 90	5,500	5,400	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700

地域区分	7/100	6/100	4/100	3/100	その他
定員					
20名以下	23,300	23,100	22,700	22,600	22,000
21 ~ 30	15,500	15,400	15,200	15,000	14,700
31 ~ 40	11,600	11,600	11,400	11,300	11,000
41 ~ 50	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,500	4,500	4,400

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,500円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>		
	事業費	<p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>		

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>II 婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額79,400円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項I婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項I婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7人</p> <p>東京都 40人</p> <p>神奈川県 10人</p> <p>愛知県 5人</p> <p>大阪府 5人</p> <p>兵庫県 7人</p> <p>福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		
	事業費	<p>1 [区分] 婦人保護事業費負担金 [種目] 事業費の基準額(4を除く)による。ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。</p> <p>2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円</p> <p>3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認められた額。</p>	<p>婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等</p>	5/10

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<u>4 同伴児童経費</u> <u>同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費</u> <u>—当該年度の同伴児保護延人数に日額1,800円を乗じた額</u>	<u>婦人保護施設が行う要保護女子等の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、常用費(消耗品費)</u>						

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単価	員数
人件費	(1) 給与	<p>毎年4月1日現在（以下「4月当初現在」という。）の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア．都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかなる場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

施設事務費算定基準

(別表)

Table with 3 columns: 経費の種類 (Expense Type), 経費の区分 (Expense Category), 単価 (Unit Price), and 員数 (Number of Staff)

施設事務費算定基準

(別表)

Table with 3 columns: 経費の種類 (Expense Type), 経費の区分 (Expense Category), 単価 (Unit Price), and 員数 (Number of Staff)

Main table for '旧' (Old) standards, containing detailed cost breakdowns by staff type and region, with multiple columns for unit prices and counts.

Main table for '新' (New) standards, containing detailed cost breakdowns by staff type and region, with multiple columns for unit prices and counts.

新

経費の種類	経費の区分	単価	員数
		イ. 略	
(2) 略			
(3) 略			
(4) 管理職員特別勤務手当		(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき <u>6,000.00</u> 円	勤務回数
(5) 略			
(6) 略			
(7) 略			

旧

経費の種類	経費の区分	単価	員数
		イ. 法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4.5 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×1.2	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき <u>4,000.00</u> 円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×1.2	0.0427
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員の住居手当の月額	1.2
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となった4月当初現在の職員について算定した手当月額	1.2

新

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(8) 略		
	(9) 略		
	(10) 略		
	(11) 略		
	(12) 略		
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.18172を乗じて得た額	12
	(14) 略		
管理費	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 2,460,500円	1
	(16) 略		
	(17) 略		

旧

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 調理員等年休代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定した給与に0.17958を乗じて得た額	12
	(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
管理費	(15) 宿直業務改善費	1 施設年額 2,457,840円	1
	(16) 旅費	5,580円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 庁費	57,120円	同上

新

経費の種類	経費の区分	単価	員数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)処遇改善費		年額 5,690円	1
(26)苦情解決対策経費		年額 25,326円	

旧

経費の種類	経費の区分	単価	員数
	(18)特別管理費	50人以下の施設 年額 842,100円	1
	(19)職員研修費	51人以上の施設 年額 785,400円	1
	(20)被服手当	1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(21)職員健康管理費	630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
	(22)各所修繕費	5,600円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
	(23)入所者保健衛生費	1㎡当たり 379円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨)
	(24)業務省力化等勤務条件改善費	3,150円	当該施設の実延数(1㎡未満切捨) ただし、一時保護所の兼場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
	(25)処遇改善費	直接処遇職員 年額 299,985円 調理員 年額 290,472円	取扱定員 (1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(26)苦情解決対策経費	年額 5,600円	1
		年額 27,216円	1

新

旧

経費の 種類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	12

略

小規模住居型児童養育事業実施要綱（案）

第1 目的

小規模住居型児童養育事業は、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）に対し、この事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的とする。

第2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が相当と認めた者とする。

第3 対象児童

この事業の対象児童は、要保護児童のうち、家庭的な養育環境の下で児童間の相互作用を活かしつつ養育を行うことが必要とされたものであって、児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号の規定に基づき措置されたものとする。

第4 対象人員

ファミリーホームの入居定員は、5人又は6人とする。

第5 ファミリーホームの設備等

- (1) 児童の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、養育者等が児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態とすること。
- (2) 居間、食堂等児童が相互交流することができる場所を有するほか、ファミリーホームの設備全てが、児童の適切な養育に資するものであること。
- (3) 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有することとし、年齢に応じて男子と女子の居室を別にすること。
- (4) 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこと。

第6 事業内容

この事業は、法第27条第1項第3号の規定による委託を受け、養育者の住宅を利用し、次の観点を踏まえつつ、児童の養育を行うものとする。

- (1) 家庭的な環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者により、きめ細かな養育を行うこと。
- (2) 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重した養育を行うこと。
- (3) 児童の権利を擁護するための体制や、関係機関との連携その他による支援体制を確保しつつ、養育を行うこと。

第7 職 員

- (1) ファミリーホームごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者（養育者を補助する者）をもってその他の養育者に代えることができる。
- (2) 1人以上の養育者が当該住居に本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人をファミリーホームの管理者とする。
- (3) 養育者は、以下の各号援助及び生活指導等を行う者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
 - ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者(※ ①及び②については、平成21年4月1日より前における里親としての経験を含むものとする)

第8 実施に当たっての留意事項

小規模住居型児童養育事業者（以下「事業者」という。）は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、入居者の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第1条の26に規定する事項を運営規程に定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施すること。

- (1) 都道府県は、児童の委託をしようとするときは、児童相談所長、児童又はその保護者、事業者の意見を聴くこと。
- (2) 児童を委託する場合、養育者及び既に委託されている児童と新たに委託する児童との適合性が極めて重要であるため、都道府県は、児童のアセスメントや、養育者及びすでに委託されている児童と新たに委託する児童との適合性の確認等十分な調整を行った上で、当該児童に最も適した事業者へ委託するよう努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切に、可能な限り、その連続性が保障できる事業者へ委託するよう努めること。

- (3) 都道府県は、虚弱な児童、障害がある児童、虐待や非行等の問題を抱えた児童を委託する場合には、知識や経験を有する等それらの児童を適切に養育できる事業者に委託すること。
- (4) 事業者は、養育を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (5) 事業者は、入居している児童の人数、年齢等に応じた養育体制を維持できるように、養育者及び補助者を適切に配置すること。
- (6) 事業者は、児童が不安定な状態となる場合や緊急時の対応などを含め、児童の状況に応じた養育を行うことができるよう、学校、児童相談所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- (7) 事業者は、都道府県知事からの求めに応じて、児童の状況等について定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならない。
- (8) 事業者は、児童相談所長があらかじめ当該事業者並びにその養育する児童及びその保護者の意見を聴いて当該児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該児童を養育しなければならない。
- (9) 事業者は、養育者に対し、児童に法第33条の10各号に規定する虐待等を行ってはならない旨、徹底すること。
- (10) 事業者は、児童の権利擁護、虐待の防止等のため、苦情を受け付けるための窓口や責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、第三者による関与や、養育者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- (11) 事業に運営に当たっては、児童の記録や事務運営に係る会計に関する諸帳簿を適切に整備すること。特に、養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入すること。
また、特に運営主体が法人である場合については、養育者の法人における立場等も十分に踏まえ、労働法規等に即して実施すること。
- (12) その他、児童福祉法施行規則に掲げる規定に留意し、児童が心身ともに健やかにして社会に適応するよう、適切な養育を行うこと。

第9 経 費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

児童自立生活援助事業の実施について（一部改正案新旧表）

新（案）	旧
<p>児 発 第 3 4 4 号 平成 1 0 年 4 月 2 2 日</p> <p>【一部改正】平成 1 6 年 4 月 2 8 日 雇 児 発 第 0 4 2 8 0 0 4 号 【一部改正】平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 1 2 号 【一部改正】平成 〇 〇 年 〇 月 〇 日 雇 児 発 第 〇 〇 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成 1 0 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>	<p>児 発 第 3 4 4 号 平成 1 0 年 4 月 2 2 日</p> <p>【一部改正】平成 1 6 年 4 月 2 8 日 雇 児 発 第 0 4 2 8 0 0 4 号 【一部改正】平成 1 8 年 4 月 3 日 雇 児 発 第 0 4 0 3 0 1 2 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童自立生活援助事業の実施について</p> <p>義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等の社会的自立を促進する事業として、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」に基づき「自立相談援助事業」が実施されてきたところであるが、今般、施設退所後の児童等に対する支援の強化のため、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。）の改正により、同事業を「児童自立生活援助事業」とし児童居宅生活援助事業の一類型として法定化するとともに、「児童自立生活援助事業実施要綱」を別紙の通り定め、平成 1 0 年 4 月 1 日より適用することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 なお、本通知の施行に伴い、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日付本職通知「自立相談援助事業の実施について」は廃止する。</p>

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「<u>相談その他の援助</u>」という。）を行い、あわせて援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体等 (削除)</p> <p>設置及び運営の主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であつて都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認められた者とする。</p> <p>第3 対象児童 この事業の対象児童は、義務教育を終了した20歳未満の児童等（以下「<u>児童</u>」という。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして、都道府県（以下「<u>法</u>」という。）第33条の6第1項の規定に基づき援助の実施が必要とされたものとする。 ① <u>小規模住居型児童養育事業</u>を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの ② 前号に規定する児童以外の児童であつて、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導等が必要と認められたもの</p> <p>第4 対象人員 自立援助ホームの入居定員は、5人から20人とする。</p> <p>第5 自立援助ホームの設備等 (1) (略) (2) 個々の入居児童の居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。 (3) <u>居間、食堂等入居児童</u>が相互交流することができる場所を有していること。 (4) (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的 児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、児童養護施設、児童自立支援施設等を退所し、就職する児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 実施主体等 (1) <u>自立援助ホームへの援助措置の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。</u> (2) <u>自立援助ホームの運営主体は、地方公共団体及び社会福祉法人、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等であつて都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認められた者とする。</u></p> <p>第3 対象児童 この事業の対象児童は、義務教育を終了した18歳未満の児童（法第31条第4項に規定する場合にあっては、20歳未満の者。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして法第27条第7項の規定に基づき措置されたものとする。 ① <u>里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除されたもの</u> ② 前号に規定する児童以外の児童であつて、都道府県知事が当該児童の自立のために援助及び生活指導が必要と認められたもの</p> <p>第4 対象人員 この事業の対象人員は、<u>おおむね5名から20名とする。</u></p> <p>第5 自立援助ホームの設備等 (1) <u>日常生活を支援し、送迎のために必要な設備を有し、職員が入居児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。</u> (2) <u>個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり3.3㎡以上とすること。なお、一居室当たりおおむね2人までとすること。</u> (3) <u>居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。</u> (4) <u>保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならぬこと。</u></p>

第6 事業内容
この事業は、児童が自立した生活を営むことができよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。
① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関するその他の自立した日常生活を営むために必要な相談・援助・指導

- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就労先との調整
- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ (削除)

第7 職員

(1) 自立援助ホームごとに、指導員(主として児童自立生活援助に携わる者)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

(2) 指導員は次のとおり配置することとする。

- ① 入居児童の数が6人以下の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員(指導員を補助する者)をもって代えることができる。
- ② 入居児童の数が7人以上の場合は指導員を4人以上配置することとし、以降入居児童の数が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数を補助員をもって代えることができる。

【指導員の配置(単位:人)】

入居児童数	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	19以上
指導員数(補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(3) 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めたる者
- ⑤ 法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者

第6 事業内容
この事業は、児童が自立した生活を営むことができよう、当該児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に援助及び生活指導を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。
① 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
② 健康管理、金銭管理、余暇の活用、食事等日常生活についての援助・指導

- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導

- ④ 児童の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退所した者に対する生活相談など
- ⑦ 就労先、警察等関係機関との調整など対外関係調整が必要な児童に対する援助及び生活指導

第7 職員

援助及び生活指導を行う者は、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てるものとする。

- ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

第8 申込み、入居及び退居時の取扱等

- (1) 都道府県は、その区域内における児童の自立を図るため必要がある場合において、児童から援助の実施について申込みがあったときは、援助及び生活指導等を行わなければならない。
- (2) 援助の実施を希望する児童は、申込書を都道府県に提出しなければならぬ。この場合、児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は入居を希望する児童からの依頼を受けて、この児童に代わって都道府県に申込書の提出を行うことができる。
- (3) 都道府県は、(1)により援助の実施を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。

(削除)

- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、援助の実施を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。
- (5) 都道府県は、市町村等から援助の実施が適当であると認める児童について報告を受けた場合は、必要があると認めるときは、その児童に対し申込みを勧奨しなければならない。
- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則第36条の2第5項に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関すること等について、当該情報を自由に利用できよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により情報提供を行わなければならない。
- (7) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居児童本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。
- (8) 事業者は、入居児童が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

第9 実施に当たった事業者の留意事項

- 事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童への援助内容、金銭管理の方法、入居児童の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第33条の20に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。
- (1) 児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、児童に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
(削除)→一部を第10(3)へ)

第8 入居及び退居時の報告等

- (1) 実施主体は、法第27条第7項の規定に基づき措置あるいは法第31条第4項の規定に基づき援助を継続する措置を採る時、措置の変更又は解除を行う時は、自立援助ホームの運営主体の長の意見を聞くこと。
- (2) 自立援助ホームの運営主体は、この事業による援助及び生活指導を要すると認める児童を発見した場合は、これを実施主体に報告するものとする。

- (3) 自立援助ホームの運営主体は、入所児童が死亡したとき、あるいは法第27条第7項に基づき措置を継続、変更または解除する必要があると認める場合は、これを実施主体に報告するものとする。
- (4) 運営主体の所在する都道府県以外の都道府県が、法第27条第7項の規定に基づき措置を行う時あるいはその措置を継続、変更又は解除する必要があると認める時は、運営主体の所在する都道府県に協議するものとする。

第9 実施に当たった者の留意事項

- (1) 事業の運営にあたっては、児童の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、児童との信頼関係の上に立って援助及び生活指導を行うこと。
- (2) 事業の運営に当たっては、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、入所児童の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び入所児童の家庭等と密接に連携をとり、入所児童に対する援助及び生活指導が円滑かつ効果的に実施されるよう努めなければならない。
- (3) 援助及び生活指導を行うに当たっては、児童及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 入居者負担金を徴収した場合は、それを適正に処理することともに、これ

に關連する諸帳簿を整備すること。また、事業運営に係る会計に關する諸帳簿を整備すること。受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより特に、虐待など必要ない児童に対し、就労先の開拓や住居の確保、警察自立に向けた指導が必要な児童の調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

(4) (略)

(5) 事業者は、児童の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。

- ① 職員に対し、入居児童に虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならぬ。
- ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならぬ。
- ③ 援助に関する児童等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならぬ。
- ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならぬ。
- ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならぬ。
- (6) 都道府県からの求めに応じ、入居児童の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けること。
- (7) 入居児童の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、運営規程に金銭管理の方法等を定めるとともに入居児童に説明し、同意を得ること。また、金銭管理の記録を月に1回以上入居児童に知らせること。
- (8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、児童が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

第10 入居児童の費用負担及び適切な経理処理

- (1) 事業者は、援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他日常生活で通常必要になるもので入居児童に負担させるところが適当と認められる費用については、入居児童に負担させることができるとする。
- (2) 入居児童に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居児童に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居児童の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。
- (3) 入居児童に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに關連する諸帳簿を整備しなければならない。

第11 経費

本事業の運営に關する経費は、「児童福祉法による児童入所施設設置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）によるものとする。

第12 経過措置

平成21年4月1日において現に児童自立生活援助事業を行う者について

(5)

第10 入居児童の費用負担

入居児童本人に帰属する家賃、飲食物費、飲食物費、光熱水費及びその他共通経費については、入居児童に負担させることができるものとする。

第11 経費

- (1) 国は、予算の範囲内において、都道府県が第6の①から⑥に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 国は、予算の範囲内において、都道府県が、第6の⑦に掲げる事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

は、第9に規定する運営規程は、平成21年9月30日までに定めること
によりとする。

基幹的職員研修事業実施要綱（案）

第1 目的

社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、今日の社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。

第3 基幹的職員の業務内容

- (1) 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行う。
- (2) 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたす。
- (3) 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う。

第4 受講対象者

基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（以下「対象施設」という。）の職員である者。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

第5 実施内容

- (1) 研修の申込み
対象施設の施設長は、第4に該当する者の推薦書を添えて、受講申込書を都道府県に提出すること。
- (2) 研修の方法及び内容

① 講義及び事例を用いた演習により行う

児童福祉に係る基礎的知識は、すでに習得していることを前提とした内容とすること。また、演習は現場での課題などを中心に構成し、実践において活用が期待できるテーマを設定すること。

② 前期と後期に分けて研修を行う（各2日程度）

前期の研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、現場で実践を行い、後期の研修ではその実践における課題を解決するための知識や技能の習得を図ること。

③ 講義及び演習は、以下の内容の研修を行う

- ・施設の管理・運営（マネージメント）に関すること
- ・職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること
- ・子どもの権利擁護に関すること
- ・施設における日常的なケアに関すること
- ・施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること
- ・子どもの発達に関すること
- ・アセスメントに関すること
- ・ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
- ・家族支援やソーシャルワークに関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
- ・その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること

(3) 研修講師

研修講師については、国が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。

第6 修了認定

- (1) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- (2) 都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。なお、基幹的職員研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて都道府県が修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- (3) 都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- (4) 都道府県は、基幹的職員の専門性の維持・向上に努めること。また、必要が認められる者については、基幹的職員研修の再受講の指示を行うこと。

第7 経費の補助

国は、都道府県が基幹的職員研修事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。

第8 その他

平成21年度について、都道府県は、研修実施計画案を、策定後速やかに厚生労働省に対し提出すること。

児童家庭支援センターの設置運営について（一部改正案新旧表）

新（案）	旧
<p>平成10年5月18日 児 発 第 3 9 7 号</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成〇〇年〇月〇日雇児発第〇号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目 的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、<u>市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に</u>行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、<u>地方公共団体並びに民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談</u></p>	<p>平成10年5月18日 児 発 第 3 9 7 号</p> <p>【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403013号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生省児童家庭局長</p> <p>児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1 目 的 児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、<u>保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に</u>行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、<u>地方公共団体並びに民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人及び社会福祉法人とする。</u></p>

所設置市の市長とする。以下同じ。)が児童福祉法第27条第1項第2号による指導委託先としても適切な水準の専門性を有する機関であると認めたとする。

- 3 支援体制の確保
児童家庭支援センターは、要保護児童及び要支援児童の相談指導に関する知見や経験を有し、夜間・緊急時の対応や一時保護等を迅速かつ適切に行うことができよう、児童相談所、市町村、児童福祉施設、警察その他の関係機関との連携その他の支援体制を確保しなければならぬ。

- 4 事業内容等
児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。

- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行う。
- (2) 市町村の求めに応ずる事業
市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。

- (3) 都道府県(児童相談所)からの受託による指導
児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

- (4) 関係機関等との連携・連絡調整
児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、児童福祉施設、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、児童福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

- 5 事業の実施
事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (1) ～ (2)
(略)

- (3) 児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる場合には、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。なお、専門的な知識を特に必要としない軽微な相談については、市町村と連携して適切な対応を図る。

- (4) ～ (5)
(略)

- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確

- 3 児童福祉施設への附置
児童家庭支援センターは、児童福祉施設の相談指導に関する知見や、夜間・緊急時の対応、一時保護等に当たっての施設機能の活用を図る観点から、児童院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置する。

- 4 事業内容等
児童家庭支援センターは、以下に定める事業を実施する。
- (1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業
地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。

- (2) 都道府県(児童相談所)からの受託による指導
児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う。

- (3) 関係機関等との連携・連絡調整
児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う。

- 5 事業の実施
事業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。
- (1) 住民の利用度の高い時間に対応できる体制を採るよう配慮するものとする。
- (2) 支援に当たっては、児童、保護者その他の意向の把握に努めるとともに、懇切を旨としなければならない。

- (3) 児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じる場合には、必要に応じ、訪問等の方法により積極的に児童及び家庭に係る状況把握をし、問題点の明確化を図る。

- (4) 当該児童及び家庭に係る援助計画を作成し、これに基づく援助を行うなど、計画的な援助の実施を図る。

- (5) 処遇の適正な実施を図るため、相談者に係る基礎的事項、援助計画の内容及び実施状況等を記録に止める。
なお、個人の身上に関する秘密が守られるよう、記録は適切に管理するものとする。

- (6) 援助計画の作成に当たっては、問題点の把握、援助目標・援助方法を明確

にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。
児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

また、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う場合には、市町村や市町村が設置する要保護児童対策地域協議会と共同して援助計画を作成し、役割分担を明確にする。

(7) 児童相談所から指導委託を受けた時又は市町村の求めに応ずる時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

(8) (略)

(9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるように、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童福祉施設、児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

(10) (削除)

(11) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、平成〇〇年〇月〇〇日雇児発第通知〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所運営指針の改定について」による。

(12) ~ (14) (略)

にし、これに基づく計画的な処遇を行うとともに、随時計画の再評価を行うものとする。また、必要に応じて関係機関との連絡・調整を図り、それぞれの役割分担についても計画に盛り込むこと。

特に児童相談所からの指導委託を受託する場合には、児童相談所の指導の下援助計画を作成する等、児童相談所の処遇指針との整合性を図る。

(7) 児童相談所から指導委託を受けた時は、正当な理由がないかぎり、これを拒んではならない。

(8) 児童相談所から指導委託を受けた事例について、訪問等の方法による指導を行い、定期的にその状況を児童相談所に報告するとともに、必要に応じて児童相談所の指示及び助言を求めると、児童相談所と密接な連絡をとるものとする。

(9) 夜間等の緊急の相談等に迅速に対応できるように、あらかじめ、必要な関係機関等との連絡方法等の対応手順について児童相談所等の関係機関等と協議の上、定めるものとする。

(10) 附置される児童養護施設等は、緊急時等において当該施設で実施する在宅福祉事業等の利用及び児童相談所からの一時保護委託が可能となるよう体制を確保しておくものとする。

(11) 児童相談所と常に密接な連携を図り、児童相談所による技術的支援及び他の関係機関との連携に係わる仲介、調整等の協力を受けるものとする。

児童相談所と児童家庭支援センターとの連携については、平成17年2月14日雇児発第通知0214003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童相談所運営指針の改定について」による。

(12) 相談を受けた場合等は、訪問や通所等の方法による援助をはじめ、必要に応じて関係機関との調整を図る等、柔軟かつ速やかに必要な援助活動を展開するものとする。

なお、複雑・困難及び法的対応を必要とするような事例については、児童相談所等の関係機関に通告またはあつせんを行う。

(13) 相談の実施に当たっては、母子自立支援員、婦人相談員、家庭相談員、児童委員等との連携を図り、例えばこれららの相談員等が同一日に相談に応ずる「総合相談日」等を設ける等の配慮を行うものとする。

(14) 児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整を行うに当たっては、支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員（常勤1名及び非常勤1名）

の児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、附置される児童養護施設等入所者の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員（非常勤1名）

6 職員の配置等

(1) 児童家庭支援センターの運営管理責任者を定めるとともに、次の職種の職員を配置するものとする。

ア 相談・支援を担当する職員（2名）

の児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者。児童福祉事業の実務経験を十分有し各種福祉施策に熟知していることが望ましい。

なお、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の直接処遇の業務は行わないものであること。

イ 心理療法等を担当する職員（1名）

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務
(略)

- 7 児童家庭支援センターの設備
次の設備を設けるものとする。
ただし、児童福祉施設等に附置している場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。
なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。
(1) 相談室・プレイルーム
(2) 事務室
(3) その他必要な設備

- 8 広報等について
(略)

- 9 経費の補助
(略)

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて
(略)

児童及び保護者に対し、心理学的側面からの援助を行う。

(2) 職員の責務

- ア 職員はその職務を遂行するに当たっては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。(児童福祉法第44条の2第3項)
イ 職員は、児童家庭支援センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、相談・支援等の技術等に関し自己研鑽に努めるものとする。

- 7 児童家庭支援センターの設備
次の設備を設けるものとする。
ただし、児童福祉施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し障えない。
なお、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。
(1) 相談室・プレイルーム
(2) 事務室
(3) その他必要な設備

- 8 広報等について
児童家庭支援センターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、地域住民が理解しやすいように工夫された広報活動を積極的に行うものとする。
また、児童家庭支援センターの所在が利用者に明確に把握されるように、その所在を掲示版等により表示すること。

- 9 経費の補助
国は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が児童家庭支援センターの運営のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものであること。

(参考) 援助計画の作成及び再評価の流れについて

(援助計画の内容)

- ・ 個々の児童、保護者等に対する援助の選択(児童、保護者等の意向及び具体的な援助を行う者の条件を考慮し、その児童に最も適合する援助を選択する。)
- ・ 具体的援助の指針(援助の目標、児童の持つそれぞれの問題に対する指導方法、児童の持つ良い面の伸ばし方、児童の周辺にある保護者等に対する指導方法、その他必要な留意点等具体的かつ広範にわたり行う。)

(援助計画の作成及び再評価の流れ)

1. 相談による問題点の把握(主訴から隠れた問題を探る)
2. 援助目標の設定
3. 援助方法の明確化(留意点及び関係機関との役割分担を含む)

4. 援助計画の再評価（援助の実施に伴う新たな問題点の発見及び援助方法等）。

（具体的事例）

1. 相談による問題点の把握

子ども（乳児）の夜泣きが止まらず困っている。（母親からの電話による主訴）

母親は育児方法が分からず子どもを虐待している疑いがある。（面接を重ねた結果隠れた問題が判明）

現在のところ、在宅での援助により経過を見ることとする。（援助の選択）

2. 援助目標の設定

母親が育児に自信を持ち、安定した母子関係が形成されることを援助目標とする。

3. 援助方法の明確化

向こう3か月は、児童家庭支援センターに週一回来所させ、育児上の具体的な助言を行う。

さらに、二週間に一度家庭訪問を行って、より具体的な助言を行う。

なお、場合により、母の育児力回復のため、1週間程度のショートステイの活用を検討する。

3か月後、経過良好であれば、2週間に1回の来所、1か月に一度の家庭訪問とする。

（留意点）

この母親の場合、高圧的な態度だと助言を受入れない。助言に当たっては受容的態度に留意する。

4. 援助計画の再評価

家庭訪問により、子ども及び母親の偏食が見られ、また家庭が不衛生な状態であることが判明したため、当分の間、保健師が訪問指導を行うこととし、双方が情報交換を行いながら援助していくこととする。

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 1 月 23 日</p> <p>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 【一部改正】平成 年 月 日発雇児第 号 ※ 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p>厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 1 月 23 日</p> <p>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指 定 都 市 市 長 中 核 市 市 長 児童相談所設置市市長</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 19 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年1月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p><u>削除</u></p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関連事業</p> <p>(5) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）</p> <p>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</p> <p>(7) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>労働省</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年1月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業</p> <p>(6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関連事業</p> <p>(7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）</p> <p>(8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</p>

新	
<p>(8) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(9) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>(10) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(8)以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(8)の事業</p> <p>(1) のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に</p>	

旧	
<p>(9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</p> <p>(11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(9)以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2) 3の(9)の事業</p> <p>(1) のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に</p>	

新	
	<p>定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けなくて、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調査を作成するとともに、<u>事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておく</u>なければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>

旧	
	<p>定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けなくて、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調査を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2) から (7) に掲げる条件を付さなければならない。</p> <p>この場合において(2) から(3) 及び(5) 中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4) 中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7) 中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9) により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめのうえ、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>

新	旧
<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第5による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第6による報告書を、翌年度4月10日（6の（3））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</p> <p>市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度4月10日（6の（3））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合</p> <p>別紙様式第5による報告書を、翌年度4月10日（6の（3））により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新					旧				
別表					別表				
1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率	1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	削除	削除	削除	削除	児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	次により算出された額の合計額 1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未滿の場合は1月とする) 2 対外関係調整事業 (1) 対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未滿の場合は1月とする) (2) 対象人員10人未滿 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未滿の場合は1月とする)	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費) 役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
児童虐待防止対策等支援事業	削除	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2	児童虐待防止対策支援事業	児童虐待防止対策支援事業	次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2

新	旧
<p>費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>326,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり ・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」 706,000円 ・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 2,698,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,156,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 272,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体との連携</p>	<p>費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p> <p>327,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり ・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」 706,000円 ・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 2,699,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,142,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 269,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 2,258,000円</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 ・市町村及び必要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,708,000円 ・民間団体との連携</p>

新		旧		
<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 711,000円</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,000,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 5,000,000円</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1 都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 705,000円</p>	<p>1/2</p>
<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業</p>	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあいの心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円</p> <p>②事業実施前研修会費 174,800円</p> <p>③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円</p> <p>②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>1/2</p> <p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役員費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>

新		旧	
1回当たり 12,200円 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	1回当たり 12,200円 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	1回当たり 12,200円 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	1回当たり 12,200円 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円
児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業
次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,947,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,416,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,078,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,947,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,416,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,078,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	次により算出された額の合計額 1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円
1/2	1/2	1/2	1/2
児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等
削除	削除	削除	削除

新		旧	
里親支援機関連事業	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 3,995,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 7,701,000円</p>	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4,002,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 7,683,000円</p>	<p>1/2</p> <p>里親支援機関連事業に必要な賃金、報酬費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>
(経過措置分)里親支援事業	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>(経過措置分)里親支援事業</p> <p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>1/3</p> <p>里親支援事業に必要な報酬、賃金、報酬費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>
里親支援機関連事業	<p>次に算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>(経過措置分)里親委託推進事業</p>	<p>1/2</p> <p>里親委託推進事業</p>

新		旧	
児童相談所1か所当たり 4,315,000円	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	児童相談所1か所当たり 4,315,000円
地域生活・自立支援事業(モデル事業)	地域生活・自立支援事業(モデル事業)	地域生活・自立支援事業(モデル事業)	地域生活・自立支援事業(モデル事業)
次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額
1 運営費 1か所当たり 7,905,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円	1 運営費 1か所当たり 7,904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円	1 運営費 1か所当たり 7,904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円	1 運営費 1か所当たり 7,904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円
2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円
基礎的職員研修事業	基礎的職員研修事業		
次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額		
1 都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 505,000円	1 都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 505,000円		
身元保証人確保対策事業	身元保証人確保対策事業	身元保証人確保対策事業	身元保証人確保対策事業
次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額	次に算出した額の合計額
1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円
1/2 市及び福祉事務所を設置す	1/2 市及び福祉事務所を設置す	1/2 市及び福祉事務所を設置す	1/2 市及び福祉事務所を設置す

新		旧	
DV・女性保護対策等支援事業			
2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費 (1)婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に<u>107,000円</u>を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2)婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>る町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3</p>	
2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費 (1)婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に<u>106,600円</u>を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2)婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>る町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 2/3</p>	
DV・女性保護対策等支援事業			
DV・女性保護対策等支援事業			
DV・女性保護対策等支援事業			

新		旧	
売春防 止活 動・D V対策 機能強 化事業	5/10	売春防 止活 動・D V対策 機能強 化事業	5/10
次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額
1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 <u>1,572,000円</u> に10人を超えた対 象者1人につき <u>132,060円</u> を乗じて加算し、算定した 額とすること。	1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 <u>1,544,000円</u> に10人を超えた対 象者1人につき <u>129,900円</u> を乗じて加算し、算定した 額とすること。	1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 <u>1,544,000円</u> に10人を超えた対 象者1人につき <u>129,900円</u> を乗じて加算し、算定した 額とすること。	1 売春防止活動推進等事業強化対策費 (1) 婦人保護事業啓発普及費 A型(東京・大阪) 年額 604,000円 B型(北海道・埼玉・神奈川県・愛知・京都・兵庫・ 広島・福岡・長崎・沖縄) 年額 444,000円 C型(その他の県) 年額 338,000円 (2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費 1施設当たり年額 <u>1,544,000円</u> に10人を超えた対 象者1人につき <u>129,900円</u> を乗じて加算し、算定した 額とすること。
2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 <u>53,200円</u> ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>26,600円</u> 18時～20時 月額 <u>13,300円</u> ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>57,000円</u> 18時～20時 月額 <u>28,500円</u>	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 <u>51,600円</u> ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>25,800円</u> 18時～20時 月額 <u>12,900円</u> ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>55,000円</u> 18時～20時 月額 <u>27,500円</u>	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 <u>51,600円</u> ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>25,800円</u> 18時～20時 月額 <u>12,900円</u> ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>55,000円</u> 18時～20時 月額 <u>27,500円</u>	2 配偶者からの暴力対策機能強化事業 (1) 休日夜間電話相談事業 ① 休日電話相談 9時～18時(8時間実施) 月額 <u>51,600円</u> ② 休日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>25,800円</u> 18時～20時 月額 <u>12,900円</u> ③ 平日夜間部分実施 18時～22時 月額 <u>55,000円</u> 18時～20時 月額 <u>27,500円</u>
(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク	(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク
配偶者からの暴 力	配偶者からの暴 力	配偶者からの暴 力	配偶者からの暴 力

新		旧	
<p>被害者保護支援 ネットワーク事業に 必要な報償費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)</p> <p>配偶者からの暴 力相談担当職員の 研修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、使用料及び 賃借料</p> <p><u>専門通訳者養成研 修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、役務費(通 信運搬費)、使用 料、賃借料及び賃 金</u></p> <p>法的対応機能強 化事業に必要な報 酬、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)</p>	<p>事業 年額 815,610円</p> <p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円</p> <p><u>(4) 専門通訳者養成研修</u> 年額 684,540円</p> <p>(5) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p>	<p>被害者保護支援 ネットワーク事業に 必要な報償費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)</p> <p>配偶者からの暴 力相談担当職員の 研修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、使用料及び 賃借料</p> <p>法的対応機能強 化事業に必要な報 酬、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)</p>	<p>事業 年額 815,610円</p> <p>(3) 配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円</p> <p>(4) 法的対応機能強化事業 年額 713,960円</p>

(案)

雇児発第※※※※※号
平成21年※月※※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における配偶者からの暴力被害者等に
同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)等により、婦人保護施設に入所した被害者等に同伴する児童(以下「同伴児童」という。)に対する適切な処遇体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成21年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1 趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)の施行等により、婦人保護施設には、DV被害者等が入所しているが、同伴家族として多数の児童も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた適切な援助を行う指導員を配置し、同伴児童に対する適切な処遇体制を確保することとする。

2 対象施設

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」(以下「配置基準」という。)を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に同伴児童の対応等を行う指導員を配置する婦人保護施設とする。

3 指導員の配置人数

上記の対象施設のうち、同伴児童の1日当たりの平均保護人数が、前年度の実績等を勘案した実施年度の見込み数において6人以上となる婦人保護施設については2名、1人以上6人未満となる婦人保護施設については1名の指導員を配置することができることとする。

4 指導員の要件

同伴児童の対応等を行う指導員は、児童福祉法第18条の4に定める保育士又は児童福祉施設最低基準第43条に定める児童指導員の資格を有する者とする。

5 運営の留意点等

- (1) 婦人保護施設長は、当該指導員から同伴児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療法担当職員による支援を行うこと、また、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所及び婦人相談所と連携して適切な処遇に努めること。
- (2) 婦人保護施設長は、当該指導員が同伴児童の対応を行うことにより、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするとともに、自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。
- (3) 婦人保護施設長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。

6 経費

この指導員の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

別添

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 —	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) 括弧書きは、非常勤職員の別掲である。

[育成環境課關係]

改 正 後	現 行
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p> <p>18 文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19 文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 ※ 文科生第※号 雇児発第※※号 平成※※年※※月※日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省において「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱 現行のとおり (略)</p>	<p>18 文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19 文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿</p> <p>文部科学省生涯学習政策局長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省において「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱 現行のとおり (略)</p>

平成21年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>18 文 科 生 第 5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19 文 科 生 第 6 3 2 号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 ※ 文 科 生 第 ※ 号 厚生労働省発雇児第 ※ 号 平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>18 文 科 生 第 5 8 6 号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19 文 科 生 第 6 3 2 号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p> <p>文部科学事務次官 厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p>

改正案	現行
<p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 (通 則) 1 ～ (その他) 1 7 (略)</p>	<p>別紙 放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 (通 則) 1 ～ (その他) 1 7 (略)</p>

改 正 案				現 行					
別 表				別 表					
事業名	区分	基準額	対象経費	事業名	区分	基準額	対象経費		
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 995,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 1,630,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)当たり年額 2,426,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 3,222,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額(原則として1日8時間以上開所する場合) 13,000円×251日～300日まで の250日を超える日数の 長時間開設加算額</p> <p>⑥ 長時間開設加算額 (7) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合) 202,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(4) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合) 91,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分(開設日数 200～249日)</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 1,651,000円×か所数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食費を除く。)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10～19人)当たり年額 990,000円×か所数</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20～35人)当たり年額 1,612,000円×か所数</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36～70人)当たり年額 2,408,000円×か所数</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 3,204,000円×か所数</p> <p>⑤ 開設日数加算額(原則として1日8時間以上開所する場合) 13,000円×251日～300日まで の250日を超える日数の 長時間開設加算額</p> <p>(7) 平日分(1日6時間を超え、18時を越えて開設する場合) 199,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p> <p>(4) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開設する場合) 90,000円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数</p> <p>(2) 特例分(開設日数 200～249日)</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 1,611,000円×か所数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費(飲食費を除く。)	放課後児童健全育成事業費等	補助率 1 / 3

改 正 案		現 行			
事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	② 長時間開設加算額(1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場 202,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数	放課後児童クラブ運営に必要な経費(飲食費を除く。)	1/3	
		2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費		
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 454,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費		
		4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 950,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費		
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	② 長時間開設加算額(1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場 199,000円×「18時を越える時間」の年間平均時間数	放課後児童クラブ運営に必要な経費(飲食費を除く。)	1/3	
		2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費		
		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 441,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 1,421,000円×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費		
		4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 1,000,000円	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費		

改 正 案

現 行

別紙様式 1、2 (略)

別表 1 (略)

別表 2
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 総額内訳分

-放課後児童健全育成事業等

-放課後児童健全育成事業等

Table with columns: 種別, 額, 単価, 補助金額, 補助率. Rows for 放課後児童健全育成事業等.

(2) 指定都市・中核市分

-放課後児童健全育成事業等

-放課後児童健全育成事業等

Table with columns: 指定都市・中核市名, 額, 単価, 補助金額, 補助率.

別紙様式 1、2 (略)

別表 1 (略)

別表 2
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 総額内訳分

-放課後児童健全育成事業等

-放課後児童健全育成事業等

Table with columns: 種別, 額, 単価, 補助金額, 補助率.

(2) 指定都市・中核市分

-放課後児童健全育成事業等

-放課後児童健全育成事業等

Table with columns: 指定都市・中核市名, 額, 単価, 補助金額, 補助率.

-放課後児童健全育成事業等

指定都市・中核市名 区

Main table for '放課後児童健全育成事業等' with columns: 区分, 支出予定額, 収入額, 事業費, 補助率, 単価, 補助金額, 備考.

-放課後児童健全育成事業等

指定都市・中核市名 区

Main table for '放課後児童健全育成事業等' with columns: 区分, 支出予定額, 収入額, 事業費, 補助率, 単価, 補助金額, 備考.

改 正 案				
別表3 1. 放課後子ども教室推進事業等 (略) 2. 放課後児童健全育成事業等 (略) (1) 都道府県分 (2) 指定都市・中核市分 ①放課後児童指導員等資質向上事業 (略) ②放課後児童健全育成事業費 (略)				
③ 放課後子ども環境整備事業費 a. 放課後児童クラブ設置促進事業				
実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
①	②	③	④	⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計	か所	か所	か所	
	公	公	公	
	私	私	私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

現 行				
別表3 1. 放課後子ども教室推進事業等 (略) 2. 放課後児童健全育成事業等 (略) (1) 都道府県分 (2) 指定都市・中核市分 ①放課後児童指導員等資質向上事業 (略) ②放課後児童健全育成事業費 (略)				
③ 放課後子ども環境整備事業費 a. 放課後児童クラブ設置促進事業				
実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
①	②	③	④	⑤
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	
	公	公	公	
	私	私	私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改 正 案

b. 放課後児童クラブ環境改善事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運 営 主 体	⑤ 購入備品等の内容
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

現 行

b. 放課後児童クラブ環境改善事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運 営 主 体	⑤ 具体的な設備の整備(備品の購入等)内容
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改 正 案

現 行

ｃ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

ｃ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

④放課後児童クラブ支援事業費

ア. ボランティア派遣事業

実施市名	活動内容	派遣要のクラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効率的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

④放課後児童クラブ支援事業費

ア. ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇クラブ		1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
〇〇クラブ		1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
△△クラブ		1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
△△クラブ		1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
合計		事業 事業 事業 事業		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効率的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

現行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	対象クラブ数	対象人数	備考
	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の区分	備考
合計	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

d 障害児受入推進事業 (略)

改正案

現行

(3)市町村分
①放課後児童健全育成事業費 (略)

(3)市町村分
①放課後児童健全育成事業費 (略)

②放課後子ども環境整備事業費
a. 放課後児童クラブ設置促進事業

②放課後子ども環境整備事業費
a. 放課後児童クラブ設置促進事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

① 市町村名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改 正 案

①	②	③	④	⑤
市町村名	施設名	設置主体	運営主体	購入備品等の内容
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	
小 計	か所	か所	か所	
合 計 (市 町 村)	か所	か所	か所	

b 放課後児童クラブ環境改善事業

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

現 行

①	②	③	④	⑤
市町村名	施設名	設置主体	運営主体	具体的な設備・購入の備品等・内容
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	
小 計	か所	か所	か所	
合 計 (市 町 村)	か所	か所	か所	

b 放課後児童クラブ環境改善事業

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改 正 案

現 行

市町村名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
①	②	③	④	⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合 計 (市 町 村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

（注）1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改 正 案

現 行

市町村名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
①	②	③	④	⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合 計 (市 町 村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

（注）1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

市町村名	活動内容	派遣対象クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
△△市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
合計 (市町村)				

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

市町村名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
合計 (市町村)				

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

現行

b 放課後子どもプラン実施支援事業費

市町村名	事業内容	研修等内容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市町村名	対象クラブ数	対象人数	備考
〇〇市			
□□町			
◇◇村			
合計(市町村)	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は児童は児童の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

d 障害児受入推進事業 (略)

b 放課後子どもプラン実施支援事業費

市町村名	事業内容	研修等内容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市町村名	放課後児童クラブ名	対象人数	施設民営・民間民営の区分	備考
〇〇市				
小計	クラブ	人		
△△市				
小計	クラブ	人		
□□町				
小計	クラブ	人		
◇◇村				
小計	クラブ	人		
合計(市町村)	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

改 正 案

	現 行																																																																																										
<p>別紙様式 3、4、5 (略)</p> <p>別表 1、2 (略)</p> <p>別表 3</p> <p>1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)</p> <p>2. 放課後児童健全育成事業等 (略)</p> <p>(1) 都道府県分</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> <p>① 放課後児童指導員等資質向上事業 (略)</p> <p>② 放課後児童健全育成事業費 (略)</p> <p>③ 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>a. 放課後児童クラブ設置促進事業</p>	<p>別紙様式 3、4、5 (略)</p> <p>別表 1、2 (略)</p> <p>別表 3</p> <p>1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)</p> <p>2. 放課後児童健全育成事業等 (略)</p> <p>(1) 都道府県分</p> <p>(2) 指定都市・中核市分</p> <p>① 放課後児童指導員等資質向上事業 (略)</p> <p>② 放課後児童健全育成事業費 (略)</p> <p>③ 放課後子ども環境整備事業費</p> <p>a. 放課後児童クラブ設置促進事業</p>																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施市名</th> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">設置主体</th> <th style="width: 10%;">運営主体</th> <th style="width: 50%;">実施事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>か所</td> <td>か所</td> <td>か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。 2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。</p>	実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容	①	②	③	④	⑤					1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入					1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入					1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入					1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入					1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入					1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入	合計	か所	か所	か所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施市名</th> <th style="width: 15%;">施設名</th> <th style="width: 10%;">設置主体</th> <th style="width: 10%;">運営主体</th> <th style="width: 50%;">実施事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> <td>④</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>か所</td> <td>か所</td> <td>か所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。 2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。</p>	実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容	①	②	③	④	⑤					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	合計	か所	か所	か所	
実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容																																																																																							
①	②	③	④	⑤																																																																																							
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入																																																																																							
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入																																																																																							
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入																																																																																							
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入																																																																																							
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入																																																																																							
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入																																																																																							
合計	か所	か所	か所																																																																																								
実施市名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容																																																																																							
①	②	③	④	⑤																																																																																							
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費																																																																																							
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費																																																																																							
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費																																																																																							
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費																																																																																							
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費																																																																																							
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費																																																																																							
合計	か所	か所	か所																																																																																								

改 正 案

b. 放課後児童クラブ環境改善事業	施設名	設置 主体	運 営 主 体	購入備品等の内容
① 実施市名	②	③	④	⑤
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

現 行

b. 放課後児童クラブ環境改善事業	施設名	設置 主体	運 営 主 体	具体的な設備の整備(備品の購入等)内容
① 実施市名	②	③	④	⑤
合計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改 正 案

現 行

ｃ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

ｃ 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

① 実施市名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
				1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

④放課後児童クラブ支援事業費

5. ボランティア派遣事業

実施市名	活動内容	派遣要否の区別	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	1. 伝承遊び等事業			
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業	クラブ		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効率的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

④放課後児童クラブ支援事業費

5. ボランティア派遣事業

実施市名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
	OOクラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	OOクラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		
合計	クラブ	1. 伝承遊び等事業 2. 自然等体験事業 3. 巡回派遣事業 4. 長期休暇派遣事業		

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効率的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

現行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	対象クラブ数	対象人数	備考
	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

実施市名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の区分	備考
合計	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

d 障害児受入推進事業 (略)

改正案

(3)市町村分
①放課後児童健全育成事業費 (略)

②放課後子ども環境整備事業費
a. 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
合計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

現行

(3)市町村分
①放課後児童健全育成事業費 (略)

②放課後子ども環境整備事業費
a. 放課後児童クラブ設置促進事業

市町村名	施設名	設置主体	運営主体	実施事業内容
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
小計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計 (市町村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

b 放課後児童クラブ環境改善事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 購入備品等の内容
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	
合計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

b 放課後児童クラブ環境改善事業

① 市町村名	② 施設名	③ 設置 主体	④ 運営 主体	⑤ 具体的な設備の整備(購入の備品等)内容
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	
合計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

改 正 案

現 行

① 市町村名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
c. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業				
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合 計 (市 町 村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改 正 案

① 市町村名	② 施設名	③ 設置主体	④ 運営主体	⑤ 実施事業内容
c. 放課後児童クラブ障害児受入促進事業				
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品の購入
小 計	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/
合 計 (市 町 村)	か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/

(注)1. ③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
2. ⑤は、該当するもの全てに番号に○をすること。

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

市町村名	活動内容	派遣対象クラブ数	主な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
△△市	1. 伝承遊び等事業	クラブ		
	2. 自然等体験事業			
	3. 巡回派遣事業			
	4. 長期休暇派遣事業			
合計 (市町村)				

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

市町村名	クラブ名	活動内容	具体的な事業内容	放課後子ども教室推進事業との連携
〇〇市	〇〇クラブ	1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
△△市	△△クラブ	1. 伝承遊び等事業		
		2. 自然等体験事業		
		3. 巡回派遣事業		
		4. 長期休暇派遣事業		
合計 (市町村)				

(注1)「活動内容」欄には、該当する事業に○をすること。

(注2)「放課後子ども教室推進事業との連携」欄には、放課後子ども教室推進事業と放課後児童クラブを同じ小学校で実施し、ボランティアの効果的な活用を図っている場合には、その具体的な内容(ボランティアの活用事業名・頻度等)について記載すること。

改正案

現行

b 放課後子どもプラン実施支援等事業費

市町村名	事業内容	研修等内容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市町村名	対象クラブ数	対象人数	備考
〇〇市			
□□町			
◇◇村			
合計(市町村)	クラブ	人	

(注)当該事業の対象は民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員であること。

b 放課後子どもプラン実施支援等事業費

市町村名	事業内容	研修等内容
〇〇市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
△△市	1. 人材確保のための研修 2. 地区別運営委員会の設置・開催 3. 広報啓発 4. その他	
合計 (市町村)	1. 事業 2. 事業 3. 事業 4. 事業	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

市町村名	放課後児童クラブ名	対象人数	公設民営・民設民営の区分	備考
〇〇市				
小計	クラブ	人		
△△市				
小計	クラブ	人		
□□町				
小計	クラブ	人		
◇◇村				
小計	クラブ	人		
合計(市町村)	クラブ	人		

d 障害児受入推進事業 (略)

別紙様式6、7、8 (略)

d 障害児受入推進事業 (略)

別紙様式6、7、8 (略)

平成21年度児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表案（案）

(別紙)

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～4 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備</p> <p>(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(3) 設置運営要綱に基づき市町村(特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人、公益財団法人、特例財団法人、及び特例財団法人(以下「社会福祉法人等」という。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助</p> <p>(整備補助の対象外) 6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～4 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>5. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 設置運営要綱に基づき都道府県が設置する大型児童館の施設整備</p> <p>(2) 設置運営要綱に基づき指定都市及び中核市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備</p> <p>(3) 設置運営要綱に基づき市町村(特別区を含む指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助</p> <p>(4) 設置運営要綱に基づき社会福祉法人及び民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人(以下「社会福祉法人等」という。)が設置するB型児童館、小型児童館、児童センター及び3の(2)に定める放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県、指定都市又は中核市が行う補助</p> <p>(整備補助の対象外) 6 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7. この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>なお、前年度からの継続事業において、別表の第4欄(3、4、第2欄の区分が拡張であるものうち第4欄の2及び第2欄の区分が大規模修繕であるものうち第4欄の2を除く。)に定める基準額を算定する場合には、平成19年度の単価を適用する。</p>

改 正 後	現 行
<p>(交付の条件) 8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、<u>JK A</u>若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) ～ (14) (略)</p> <p>(申請手続) 9 ～ (その他) 1 6 (略)</p>	<p>(交付の条件) 8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) ～ (14) (略)</p> <p>(申請手続) 9 ～ (その他) 1 6 (略)</p>

改 正 後					現 行				
別 表					別 表				
算 定 基 準					算 定 基 準				
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	1 区分	2 整備区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費
施設整備費	創設及び改築	工事費	1 施設の種類のごとに次に掲げる額 (1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートルのもの。)に1平方メートルあたり基準単価 405,000 円(実1平方メートルあたり基準単価に満たないときは実1平方メートルあたり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 607,724 千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)	児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及びび工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい)、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)	施設整備費	創設及び改築	工事費	1 施設の種類のごとに次に掲げる額 (1) 大型児童館 ア A型児童館 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、都道府県の人口規模により、付表1に掲げる補助基準面積の範囲内で、2,000平方メートルのもの。)に1平方メートルあたり基準単価 356,800円(実1平方メートルあたり基準単価に満たないときは実1平方メートルあたり単価とする。)を乗じて得た額。 イ B型児童館(1,500平方メートル以上) 535,414千円 (ただし、A型児童館と併設する場合には厚生労働大臣が承認した額とする。)	児童厚生施設等の施設整備に必要な工事費又は工事請負費及びび工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をい)、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。)
			(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) 35,561 千円 都府県で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 27,239 千円					(2) 小型児童館(217.6平方メートル以上) <u>31,105</u> 千円 都府県で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(163.2平方メートル以上) 23,826千円	
			(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 51,316 千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 70,959 千円					(3) 児童センター(336.6平方メートル以上) 46,859千円 ただし、大型児童センター(500平方メートル以上)については、次に掲げる額。 62,516千円	
			(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 21,124 千円					(4) 放課後児童クラブ室(2)、(3)の整備とは別に整備する場合に限る。 12,500千円	
			2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 6,728 千円					2 1の(2)、(3)の整備の際、放課後児童クラブ室(31.8平方メートル以上)を設ける場合、次の額を加算する。 3,981千円	
			3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初年度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設あたり 113,947 千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設あたり 2,823 千円					3 1の(1)、(2)及び(3)の整備の際、初年度設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 (1) 大型児童館については、1施設あたり 100,389千円 (2) 小型児童館及び児童センターについては、1施設あたり 2,469千円	

改	正	後	現	行
	<p>大型児童センターについては、1施設当たり 5,065千円</p>	<p>大型児童センターについては、1施設当たり 5,065千円</p>		
	<p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限4,179千円</p>	<p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限4,179千円</p>	<p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3,682千円</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
	<p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用政策促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類のごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用政策促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類のごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用政策促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種類のごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	
<p>拡</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p>	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積(ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。)に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価(実1平方メートル単価が、1平方メートル当たり基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。)を乗じて得た額。</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
<p>大規模修繕</p>	<p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり 5,101千円</p>	<p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり 5,101千円</p>	<p>2 既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1 施設当たり 4,462千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2

1 平方米当たりの基準単価

単 価	備 考
1 4 2 , 8 0 0 円	

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都道府県の人口規模	補助基準面積の上限
100万人未満	3,000 平方米
100万人以上300万人未満	4,000 平方米
300万人以上500万人未満	6,000 平方米
500万人以上700万人未満	8,000 平方米
700万人以上	10,000 平方米

付表 2

1 平方米当たりの基準単価

単 価	備 考
1 2 4 , 9 0 0 円	

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正案	現行
児 発 第 3 9 6 号 平 成 9 年 6 月 5 日	児 発 第 3 9 6 号 平 成 9 年 6 月 5 日
第一次改正	第一次改正
第二次改正	第二次改正
第三次改正	第三次改正
第四次改正	第四次改正
第五次改正	第五次改正
第六次改正	第六次改正
第七次改正	第七次改正
第八次改正	第八次改正
第九次改正	第九次改正
第十次改正	第十次改正
第十一次改正	第十次改正
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日 雇 児 発 第 ※ 号	平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 雇 児 発 第 0 3 3 1 0 2 3 号
各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長	各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長
厚生省児童家庭局長	厚生省児童家庭局長

改 正 案	現 行
<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</p> <p>少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目 的 ～ 3 事業の実施方法等 (略)</p>	<p>児童環境づくり基盤整備事業の実施について</p> <p>少子化や核家族化の進行、都市化の進展、地域社会の子育て機能の低下等に伴う育児不安、多様な人間関係を経験する機会の減少など、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりの基盤整備を総合的に推進するため、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業実施要綱」を定め、平成9年4月1日から実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、本職通知平成4年5月18日児発第513号「都道府県児童環境づくり対策事業の実施について」、本職通知平成6年6月23日児発第610号「子どもにやさしい街づくり事業の実施について」、本職通知平成元年5月29日児発第401号「家庭支援相談等事業の実施について」及び本職通知昭和61年8月30日児発第727号「児童福祉事業適正化対策特別事業について」は廃止する。</p> <p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目 的 ～ 3 事業の実施方法等 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>別添 1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>削 除</u></p> <p><u>削 除</u></p> <p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p> <p>別添 2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 3 <u>児童ふれあい交流支援事業実施要綱</u></p> <p>1 趣 旨 <u>市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進することにより、児童の</u></p>	<p>別添 1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱</p> <p>1 趣 旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 子育て環境づくりに資する地域の実情に応じた取組</u> <u>次世代育成支援対策等を踏まえ、地域の実情に応じた先駆的な子育て支援事業であって、その成果等を他の都道府県に向けて発信・普及することができる取組を実施する。</u></p> <p>5 <u>事業実施の手続き</u> <u>本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める方法により、事前に協議を行うものとする。</u></p> <p>6 留意事項 (略)</p> <p>7 費用 (略)</p> <p>別添 2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 3 <u>健全育成推進事業実施要綱</u></p> <p>1 趣 旨 <u>児童の健全育成の場で働いている職員等に対して研修を行うことにより、児童の</u></p>

改 正 案	現 行
<p>親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する。</p> <p>4 留意点 ～ 5 費用 (略)</p> <p>別添 4 民間児童館活動事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 6 児童ふれあい交流促進事業実施要綱 (略)</p>	<p>健全育成の充実を図るものである。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。 (1) 地域子育て環境づくり支援事業 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。</p> <p>(2) 児童ふれあい交流支援事業 中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会を提供するために市町村が実施する「児童ふれあい交流促進事業」を推進するため、都道府県域で設置する協議会等の運営や啓発活動、情報提供、研究等を実施する事業。</p> <p>4 留意点 ～ 5 費用 (略)</p> <p>別添 4 民間児童館活動事業実施要綱 (略)</p> <p>別添 5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>別添7</u> <u>地域子育て環境づくり支援事業実施要綱</u></p> <p><u>1 趣 旨</u> <u>地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して研修等を行うことにより、児童の健全育成の充実を図るものである。</u></p> <p><u>2 実施主体</u> <u>本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。</u> <u>ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人等に委託することができるものとする。</u></p> <p><u>3 事業内容</u> <u>地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員（主任児童委員を含む）等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する。</u></p> <p><u>5 費 用</u> <u>都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。</u></p>	<p><u>別添6</u> 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)</p> <p><u>別添7</u> 児童ふれあい交流促進事業実施要綱 (略)</p>
<p><u>別添8</u> 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	

改 正 案	現 行
<p>別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 児童福祉法第6条の2第6項の規定に基づき、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) ひろば型 ① 基本機能 (略)</p> <p>② 機能拡充型 市町村から委託等を受けて、ひろば型を実施している社会福祉法人等は、子育て支援活動の展開による機能拡充を図るため、以下のア～エに掲げるいずれかの取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、ひろばを中心に関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援の実施に努めること。</p> <p>ア ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業</p> <p>イ ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業</p>	<p>別添8 地域子育て支援拠点事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 ～ 4 事業内容 (略)</p> <p>5 実施要件 (1) ひろば型 ① 基本機能 (略)</p> <p>② 出張ひろばの実施 4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。</p> <p>ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。</p> <p>イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。</p> <p>ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>ウ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業</p> <p>エ その他、市町村独自に補助又は委託又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業</p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>④ 出張ひろばの実施 4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している市町村又は社会福祉法人等は、地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。</p> <p>ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設すること。</p> <p>イ 出張ひろばは、利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進めることを念頭において実施すること。</p> <p>ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。</p> <p>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。</p> <p>オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型 ① 基本機能 ア 実施場所 (略)</p>	<p>エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。</p> <p>オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。</p> <p>③ 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>(2) センター型 (略)</p> <p>(3) 児童館型 ① 基本機能 ア 実施場所 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>イ 開設日数等 子育て親子のニーズ等に十分配慮し、原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して、弾力的な運営を行って差し支えない。</p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>	<p>イ 開設日数等 原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。 <u>なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。</u></p> <p>ウ 職員の配置 (略)</p> <p>② 地域の子育て力を高める取組の実施 (略)</p> <p>6 留意事項 ～ 8 費用 (略)</p>

平成21年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
厚 生 省 発 児 第 7 2 号 平 成 9 年 6 月 5 日 号	厚 生 省 発 児 第 7 2 号 平 成 9 年 6 月 5 日 号
第 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 7 3 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日 号	第 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 7 3 号 平 成 1 0 年 4 月 1 3 日 号
第 二 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 9 8 号 平 成 1 1 年 6 月 1 4 日 号	第 二 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 9 8 号 平 成 1 1 年 6 月 1 4 日 号
第 三 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 1 0 3 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日 号	第 三 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 1 0 3 号 平 成 1 2 年 6 月 2 日 号
第 四 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 2 6 3 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日 号	第 四 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 2 6 3 号 平 成 1 3 年 6 月 2 6 日 号
第 五 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 1 0 0 0 1 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日 号	第 五 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 1 0 0 0 1 号 平 成 1 4 年 5 月 1 0 日 号
第 六 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 0 7 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日 号	第 六 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 0 7 号 平 成 1 5 年 4 月 1 日 号
第 七 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 1 6 年 3 月 3 1 日 号	第 七 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 1 6 年 3 月 3 1 日 号
第 八 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 1 2 号 平 成 1 7 年 4 月 1 日 号	第 八 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 4 0 1 0 1 2 号 平 成 1 7 年 4 月 1 日 号
第 九 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 7 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 号	第 九 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 7 号 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 号
第 十 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 0 7 0 0 4 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日 号	第 十 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 5 0 7 0 0 4 号 平 成 1 9 年 5 月 7 日 号
第 十 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 号	第 十 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 号
第 十 二 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 ※ 号 平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日	第 十 一 次 改 正 厚 生 省 発 雇 児 第 0 3 3 1 0 2 0 号 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 号
各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿	各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 殿

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(通 則) 1 ～ (交付の目的) 2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">厚生事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助について</p> <p>近年の少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能の低下等児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ子育てしやすい環境の整備をはかるとともに、児童が健やかに生まれ育つための児童環境づくりを総合的に推進するため、児童環境づくり支援事業、子どもにやさしい街づくり事業及び家庭支援相談等事業などにより、児童環境づくり対策の促進を図ってきたところである。</p> <p>この度、平成8年度から実施されてきた「児童環境づくり支援事業」、平成6年度から実施されてきた「子どもにやさしい街づくり事業」の一部及び平成元年度から実施されてきた「家庭支援相談等事業」の統合を図ることに伴い、別紙のとおり「児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱」を定め、平成9年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>なお、平成8年6月7日厚生省発児第103号本職通知「児童環境づくり支援事業費補助金の国庫補助について」、平成6年9月21日厚生省発児第148号本職通知「子どもにやさしい街づくり事業の国庫補助について」及び平成元年5月29日厚生省発児第91号本職通知「家庭支援相談等事業の国庫補助について」は廃止する。</p> <p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">(通 則) 1 ～ (交付の目的) 2 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (略)</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (略)</p> <p>(3) <u>児童ふれあい交流支援事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>児童ふれあい交流支援事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業 (略)</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (略)</p> <p>(6) <u>児童ふれあい交流促進事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「<u>児童ふれあい交流促進事業実施要綱</u>」により、<u>市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</u></p> <p>(7) <u>地域子育て環境づくり支援事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「<u>地域子育て環境づくり支援事業実施要綱</u>」</p>	<p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (略)</p> <p>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (略)</p> <p>(3) <u>健全育成推進事業</u> 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「<u>健全育成推進事業実施要綱</u>」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(4) 民間児童館活動事業 (略)</p> <p>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(8) 地域組織活動育成事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(9) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法) 4 ～ (その他) 13 (略)</p>	<p>(6) 地域組織活動育成事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。</p> <p>(7) 児童ふれあい交流促進事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(8) 地域子育て支援拠点事業 平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。</p> <p>(交付額の算定方法) 4 ～ (その他) 13 (略)</p>

改 正 案

現 行

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
推 進 機 構 環 境 づ っ く り 費	1 児童環境づくり推進機構事業費 都道府県当たり年額 11,380,000円 (平成21年度限りとする。)	児童環境づくり推進機構事業に必要経費	定 額
推 進 等 対 策 事 業 費	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要経費	定 額
健 全 育 成 推 進 費	3 児童ふれあい交流支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	児童ふれあい交流支援事業に必要経費	1 / 3
市 町 村 児 童 環 境 づ っ く り 基 盤 整 備 事 業 費	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,796,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり898,000円とする)	民間児童館活動事業に必要経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1 / 3

児童の健全育成に必要な経費

別 表

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率
推 進 機 構 環 境 づ っ く り 費	1 児童環境づくり推進機構事業費 (1) 都道府県当たり年額 11,380,000円 (2) 児童環境づくり推進機構事業実施要綱3(4)に掲げる事業については、厚生労働大臣が認めた額とする。	児童環境づくり推進機構事業に必要経費	定 額
推 進 等 対 策 事 業 費	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要経費	定 額
健 全 育 成 推 進 費	3 健全育成推進事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 2,000,000円	健全育成推進事業に必要経費	1 / 3
市 町 村 児 童 環 境 づ っ く り 基 盤 整 備 事 業 費	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,831,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあっては、1か所当たり915,000円とする)	民間児童館活動事業に必要経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1 / 3

改 正 案			現 行		
		市町村児童環境づくり基盤整備事業費			市町村児童環境づくり基盤整備事業費
児童の健全育成に必要な経費					
		市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
	1/3	1/3	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 <u>2,963,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり <u>1,481,000円</u> とする)	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)～(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 <u>3,016,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり <u>1,508,000円</u> とする)	1/3
	5	5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 <u>10,138,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり <u>5,069,000円</u> とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要経費	5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 <u>10,403,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり <u>5,201,000円</u> とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要経費
	6	6 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 <u>1,160,000円</u>	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費	6 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費
	7	7 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 <u>936,000円</u>	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	7 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 <u>1,200,000円</u>	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費
	8	8 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	8 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数	地域子育て支援拠点事業に必要な経費
	9	9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3～4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所数 (機能拡充型の場合、1か所当たり 年額 <u>4,787,000円</u>)	地域子育て支援拠点事業に必要な経費		
		市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
		健全育成費 推進			
		市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
		地域子育て支援に必要な経費			

改 正 案		現 行	
			1 / 3
<p>地域子育て支援に必要な経費</p>	<p>市町村児童環境づくり基盤整備事業費</p>	<p>市町村児童環境づくり基盤整備事業費</p>	
<p>(イ)5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所数 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,390,000円)</p> <p>(ウ)6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所数 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,881,000円)</p> <p>イ 加算分 (ア)出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所数 (イ)地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額</p> <p>1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数</p> <p>(2) センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,491,000円×か所数 イ 6～7日型 1か所当たり年額 8,002,000円×か所数 ウ 経過措置分(小規模型指定施設)</p> <p>(ア)基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、1,288,000円)</p> <p>(イ)保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合は加算。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、676,000円)</p> <p>(3) 児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所数 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数</p>	<p>(イ)5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所数</p> <p>(ウ)6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所数</p> <p>イ 加算分 (ア)出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所数 (イ)地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額</p> <p>1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数</p> <p>(2) センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,485,000円×か所数 イ 6～7日型 1か所当たり年額 7,996,000円×か所数 ウ 経過措置分(小規模型指定施設)</p> <p>(ア)基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、1,288,000円)</p> <p>(イ)保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合は加算。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、676,000円)</p> <p>(3) 児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所数 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数</p>	1 / 3	

改 正 案

現 行

別紙様式1

平成 年度児童福祉法に基づく児童養護事業費削減補助金調書

児童手当助決定 (都道府県、指定都市、中核市、市町村名)

児童手当助決定 (都道府県、指定都市、中核市、市町村名)

児童手当助決定 (都道府県、指定都市、中核市、市町村名)

国	児童手当助決定			児童手当助決定			備考
	年度特別会計	国	地方公共団体	年度特別会計	国	地方公共団体	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入	歳入	歳入	歳入	備考
	円	円	科目	科目	科目	科目	
			円	円	円	円	
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) ①児童の健全育成に必要経費 児童福祉法に基づく児童福祉事業費 児童育成事業費推進等対策事業費 健全育成推進事業費 市町村児童福祉法に基づく児童養護事業費 ②上掲各費で支原に必要経費 健全育成推進事業費 市町村児童福祉法に基づく児童養護事業費							

(注) 1 「地方公共団体の科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算額」は、当初予算額、補正予算額、予算外支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別紙様式1

平成 年度児童福祉法に基づく児童養護事業費削減補助金調書

児童手当助決定 (都道府県、指定都市、中核市、市町村名)

児童手当助決定 (都道府県、指定都市、中核市、市町村名)

国	児童手当助決定			児童手当助決定			備考
	年度特別会計	国	地方公共団体	年度特別会計	国	地方公共団体	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入	歳入	歳入	歳入	備考
	円	円	科目	科目	科目	科目	
			円	円	円	円	
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) 児童福祉法に基づく児童福祉事業費 児童育成事業費推進等対策事業費 健全育成推進事業費 市町村児童福祉法に基づく児童養護事業費							

(注) 1 「地方公共団体の科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算額」は、当初予算額、補正予算額、予算外支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

改 正 案

現 行

別紙様式2 (略)

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区	分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費				
児童環境づくり推進機構事業費				
児童育成事業推進等対策事業費				
健全育成推進等対策事業費				
市町村児童環境づくり基盤整備事業費				
小 計				
(2)地域子育て支援に必要な経費				
健全育成推進事業費				
市町村児童環境づくり基盤整備事業費				
小 計				
合 計				

(注) 別表2の各案に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区	分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
児童環境づくり推進機構事業費				
児童育成事業推進等対策事業費				
健全育成推進事業費				
市町村児童環境づくり基盤整備事業費				
合 計				

(注) 別表2の各案に記載された数値と付合すること。

改正案

現行

別表2 年度児童福祉つくり基盤整備事業費国庫補助金所収額内取表
平成 都道府県分

(1) 児童福祉つくり推進機構事業費

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	考
	円	円	円	円	円	

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	考
	円	円	円	円	円	

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	注
	円	円	円	円	円	※児童ふれあい交流支援事業

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	注
	円	円	円	円	円	※地域子育て支援事業

別表2 年度児童福祉つくり基盤整備事業費国庫補助金所収額内取表
平成 都道府県分

(1) 児童福祉つくり推進機構事業費

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	考
	円	円	円	円	円	

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	考
	円	円	円	円	円	

(3) 健全育成推進事業費

都道府県名	支出予定額①	交付金等②	他の差引額③	国庫補助基本額要(3)と②を比較して少ない方の額)⑤	国庫補助額⑥	注
	円	円	円	円	円	※地域子育て支援事業 児童ふれあい交流支援事業

改正案

現行

別添2 年経児童福祉計画(5)基礎情報集事業費国庫補助金内訳表
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成施設事業費等対象事業費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

別添2 年経児童福祉計画(5)基礎情報集事業費国庫補助金内訳表
2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成施設事業費等対象事業費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

(2) 健全育成施設事業費(児童福祉施設)の国庫補助金内訳表

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

(2) 児童福祉施設事業費(児童福祉施設)の国庫補助金内訳表

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

(3) 1. 児童福祉施設事業費(児童福祉施設)の国庫補助金内訳表

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

(3) 1. 児童福祉施設事業費(児童福祉施設)の国庫補助金内訳表

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

(3) 2. 児童福祉施設事業費(児童福祉施設)の国庫補助金内訳表

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

(3) 2. 児童福祉施設事業費(児童福祉施設)の国庫補助金内訳表

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '合計'.

資料名	区分	国	都	府	市	町	村	支庁	道庁	国	都	府	市	町	村	支庁	道庁	備考
地籍簿簿面作成要領																		①(1)～④ ⑤(1)～④ ⑥(1)～④ ⑦(1)～④ ⑧(1)～④ ⑨(1)～④ ⑩(1)～④ ⑪(1)～④ ⑫(1)～④ ⑬(1)～④ ⑭(1)～④ ⑮(1)～④ ⑯(1)～④ ⑰(1)～④ ⑱(1)～④ ⑲(1)～④ ⑳(1)～④ ㉑(1)～④ ㉒(1)～④ ㉓(1)～④ ㉔(1)～④ ㉕(1)～④ ㉖(1)～④ ㉗(1)～④ ㉘(1)～④ ㉙(1)～④ ㉚(1)～④ ㉛(1)～④ ㉜(1)～④ ㉝(1)～④ ㉞(1)～④ ㉟(1)～④ ㊱(1)～④ ㊲(1)～④ ㊳(1)～④ ㊴(1)～④ ㊵(1)～④ ㊶(1)～④ ㊷(1)～④ ㊸(1)～④ ㊹(1)～④ ㊺(1)～④ ㊻(1)～④ ㊼(1)～④ ㊽(1)～④ ㊾(1)～④ ㊿(1)～④
地籍簿簿面作成要領																		①(1)～④ ②(1)～④ ③(1)～④ ④(1)～④ ⑤(1)～④ ⑥(1)～④ ⑦(1)～④ ⑧(1)～④ ⑨(1)～④ ⑩(1)～④ ⑪(1)～④ ⑫(1)～④ ⑬(1)～④ ⑭(1)～④ ⑮(1)～④ ⑯(1)～④ ⑰(1)～④ ⑱(1)～④ ⑲(1)～④ ⑳(1)～④ ㉑(1)～④ ㉒(1)～④ ㉓(1)～④ ㉔(1)～④ ㉕(1)～④ ㉖(1)～④ ㉗(1)～④ ㉘(1)～④ ㉙(1)～④ ㉚(1)～④ ㉛(1)～④ ㉜(1)～④ ㉝(1)～④ ㉞(1)～④ ㉟(1)～④ ㊱(1)～④ ㊲(1)～④ ㊳(1)～④ ㊴(1)～④ ㊵(1)～④ ㊶(1)～④ ㊷(1)～④ ㊸(1)～④ ㊹(1)～④ ㊺(1)～④ ㊻(1)～④ ㊼(1)～④ ㊽(1)～④ ㊾(1)～④ ㊿(1)～④
地籍簿簿面作成要領																		①(1)～④ ②(1)～④ ③(1)～④ ④(1)～④ ⑤(1)～④ ⑥(1)～④ ⑦(1)～④ ⑧(1)～④ ⑨(1)～④ ⑩(1)～④ ⑪(1)～④ ⑫(1)～④ ⑬(1)～④ ⑭(1)～④ ⑮(1)～④ ⑯(1)～④ ⑰(1)～④ ⑱(1)～④ ⑲(1)～④ ⑳(1)～④ ㉑(1)～④ ㉒(1)～④ ㉓(1)～④ ㉔(1)～④ ㉕(1)～④ ㉖(1)～④ ㉗(1)～④ ㉘(1)～④ ㉙(1)～④ ㉚(1)～④ ㉛(1)～④ ㉜(1)～④ ㉝(1)～④ ㉞(1)～④ ㉟(1)～④ ㊱(1)～④ ㊲(1)～④ ㊳(1)～④ ㊴(1)～④ ㊵(1)～④ ㊶(1)～④ ㊷(1)～④ ㊸(1)～④ ㊹(1)～④ ㊺(1)～④ ㊻(1)～④ ㊼(1)～④ ㊽(1)～④ ㊾(1)～④ ㊿(1)～④
地籍簿簿面作成要領																		①(1)～④ ②(1)～④ ③(1)～④ ④(1)～④ ⑤(1)～④ ⑥(1)～④ ⑦(1)～④ ⑧(1)～④ ⑨(1)～④ ⑩(1)～④ ⑪(1)～④ ⑫(1)～④ ⑬(1)～④ ⑭(1)～④ ⑮(1)～④ ⑯(1)～④ ⑰(1)～④ ⑱(1)～④ ⑲(1)～④ ⑳(1)～④ ㉑(1)～④ ㉒(1)～④ ㉓(1)～④ ㉔(1)～④ ㉕(1)～④ ㉖(1)～④ ㉗(1)～④ ㉘(1)～④ ㉙(1)～④ ㉚(1)～④ ㉛(1)～④ ㉜(1)～④ ㉝(1)～④ ㉞(1)～④ ㉟(1)～④ ㊱(1)～④ ㊲(1)～④ ㊳(1)～④ ㊴(1)～④ ㊵(1)～④ ㊶(1)～④ ㊷(1)～④ ㊸(1)～④ ㊹(1)～④ ㊺(1)～④ ㊻(1)～④ ㊼(1)～④ ㊽(1)～④ ㊾(1)～④ ㊿(1)～④

改 正 案

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1. 都道府県分
(1) 児童環境づくり推進機構事業費
① 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの)		
	② 職員配置 名(うち常勤 名)		

② 推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

現 行

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1. 都道府県分
(1) 児童環境づくり推進機構事業費
① 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの)		
	② 職員配置 名(うち常勤 名)		

② 推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

現 行

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(3) 健全育成推進事業費

区	分	研 修 等 内 容	備 考
		1. 地域子育て環境づくり支援事業 2. 児童ふれあい交流支援事業	

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

改 正 案

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区	分	事 業 実 施 内 容	備 考
		児童ふれあい交流支援事業	

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区	分	事 業 実 施 内 容	備 考
		地域子育て環境づくり支援事業	

現 行

2 指定都市・中核市分
(1)児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2)健全育成推進事業費

区	分	班	修	差	込	空	備	考
	1. 地域子育て環境づくり支援事業							
	2. 児童ふれあい交流支援事業							

(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。

改 正 案

2 指定都市・中核市分
(1)児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2)-1健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区	分	事	業	実	施	込	空	備	考
	児童ふれあい交流支援事業								

(2)-2健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

区	分	事	業	実	施	込	空	備	考
	地域子育て環境づくり支援事業								

改 正 案

現 行

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～エ (略)

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～エ (略)

オ 地域子育て支援拠点事業(ひらび型)

オ 地域子育て支援拠点事業(ひらび型)

						（申請内容）									
No.	児童・委託・補助先 （委託先又は補助先） （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
連携型及びかきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
かきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
かきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
かきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
かきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
かきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															
かきま事業 要約表															
No.	出展の名称 （支 店 場 所）	所在地 （郵便番号・都道府県からの記載）	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月	開設日数 （曜日）	土日開設 （土・日）	開設時間 （時間）	広 さ （㎡）						
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
		〒		平成 年 月 日	月 月	週 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時							
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進															
○ 親子の者の育成 機 具															
(2) 子育てで関わる関係、援助の獲得															
○ 親子の者の育成 機 具 ○ 親子の者の育成 ボランティアスタッフ (3名以内)															
(3) 地域の子育て関連情報の提供															
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施															
備考															

- (注) 1. 「児童・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託先または補助先は補助先を記入する。
2. 「広さ」欄は、委託先または補助先は補助先を記入する。
3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に選定した名称(委託先)欄は、上段に選定した名称の名称を、下段(1)内に開設日の要約を、下段(2)内に開設日の要約を記載すること。
4. 「開設時間(時間)」欄は、上段に選定した名称(委託先)欄は、上段に選定した名称の名称を、下段(1)内に開設日の要約を、下段(2)内に開設日の要約を記載すること。
5. 「事業者のほかに記入する」欄は、ボランティアスタッフが2人以上の場合には、ボランティアスタッフの人数を再掲で記入すること。
6. 「連携型及びかきま事業」欄は、連携型及びかきま事業の要約表を再掲で記入すること。

- (注) 1. 「児童・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託先または補助先は補助先を記入する。
2. 「広さ」欄は、委託先または補助先は補助先を記入する。
3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に選定した名称(委託先)欄は、上段に選定した名称の名称を、下段(1)内に開設日の要約を、下段(2)内に開設日の要約を記載すること。
4. 「開設時間(時間)」欄は、上段に選定した名称(委託先)欄は、上段に選定した名称の名称を、下段(1)内に開設日の要約を、下段(2)内に開設日の要約を記載すること。
5. 「事業者のほかに記入する」欄は、ボランティアスタッフが2人以上の場合には、ボランティアスタッフの人数を再掲で記入すること。

改正案

現行

オ 幼少子育て支援推進事業（センター型）

No.	園名・委託先は補助区分 （委託先又は補助区分） （園名・委託先・補助区分）	センター型の名称 （園名・場所）	電話番号 （園名・場所から記載）	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業年度 年 月 月	開設日数 （土・日・祭日除く） 週（ ）日	1日開設 時間（ ）時～（ ）時	定 員 （名）
		(1) 子育てで親子の交流の場の提供と交流の促進						
		(2) 子育てで親子に関する相談、援助の実施						
		事業の内容 （委託先又は補助区分） （園名・委託先・補助区分）						
		(3) 地域の子育てに関する情報の提供						
		(4) 子育てで親子が子育て支援に関する情報の実施						
		地域支援活動 の実施内容						
		備考						
		計						

- (注) 1. 「園名・委託先・補助区分」欄は、いずれかに○をつける。委託先または補助区分の場合は、()内に委託先または補助区分を記入する。
 2. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 4. 「1日開設時間(開始～終了)」欄は、上段に定められた開設日数に基づき、開設時間を必ず記入すること。
 5. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいない場合は、ボランティアスタッフの人数を再掲で記入すること。

オ 幼少子育て支援推進事業（センター型）

No.	園名・委託先は補助区分 （委託先又は補助区分） （園名・委託先・補助区分）	センター型の名称 （園名・場所）	電話番号 （園名・場所から記載）	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業年度 年 月 月	開設日数 （土・日・祭日除く） 週（ ）日	1日開設 時間（ ）時～（ ）時	定 員 （名）
		(1) 子育てで親子の交流の場の提供と交流の促進						
		(2) 子育てで親子に関する相談、援助の実施						
		事業の内容 （委託先又は補助区分） （園名・委託先・補助区分）						
		(3) 地域の子育てに関する情報の提供						
		(4) 子育てで親子が子育て支援に関する情報の実施						
		地域支援活動 の実施内容						
		備考						
		計						

- (注) 1. 「園名・委託先・補助区分」欄は、いずれかに○をつける。委託先または補助区分の場合は、()内に委託先または補助区分を記入する。
 2. 「センター型の名称(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 4. 「1日開設時間(開始～終了)」欄は、上段に定められた開設日数に基づき、開設時間を必ず記入すること。
 5. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいない場合は、ボランティアスタッフの人数を再掲で記入すること。

改 正 案

現 行

才 地 域 子 育 て 支 援 協 定 事 業 (セ ン タ ー 型 ・ 産 学 協 働 型 分 小 学 校 特 定 種 類)

(協 定 名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先) (業 務 種 別)	所在地 (郵便番号・所在地からの距離) 〒 () () ()	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数	開 始 日 数 (曜日) (土 、 日)	1. 月 別 開 始 日 2. 抽 出 開 始 日	開 始 日 間 時 ~ 時	広 さ (㎡)
	事業の内容 事業の名称(項目) 事業の概要(事業の目的・目標) 事業の概要(事業の目的・目標) 事業の概要(事業の目的・目標)	() () ()		平成 年 月 日		(土 、 日)	1. 月 別 開 始 日 2. 抽 出 開 始 日	開 始 日 間 時 ~ 時	広 さ (㎡)

(注)1.「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
2.「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に教育所などの実施場所を記入すること。
3.「開設年月日」は、上段に開設年月日、下段()内に開設年月日を記入すること。
4.「開始日数(曜日)」欄は、上段に開設日数、下段()内に開始日数を記入すること。
5.「開設時間(時間)」欄は、上段に開始時間、下段()内に開始時間を記入すること。
6.「事業の概要(事業の目的・目標)」欄は、上段に事業の目的・目標、下段()内に事業の概要を記入すること。
7.「事業の概要(事業の目的・目標)」欄は、上段に事業の概要、下段()内に事業の目的・目標を記入すること。

才 地 域 子 育 て 支 援 協 定 事 業 (セ ン タ ー 型 ・ 産 学 協 働 型 分 小 学 校 特 定 種 類)

(協 定 名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先) (業 務 種 別)	所在地 (郵便番号・所在地からの距離) 〒 () () ()	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数	開 始 日 数 (曜日) (土 、 日)	1. 月 別 開 始 日 2. 抽 出 開 始 日	開 始 日 間 時 ~ 時	広 さ (㎡)
	事業の内容 事業の名称(項目) 事業の概要(事業の目的・目標) 事業の概要(事業の目的・目標) 事業の概要(事業の目的・目標)	() () ()		平成 年 月 日		(土 、 日)	1. 月 別 開 始 日 2. 抽 出 開 始 日	開 始 日 間 時 ~ 時	広 さ (㎡)

(注)1.「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
2.「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に教育所などの実施場所を記入すること。
3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に開設日数、下段()内に開始日数を記入すること。
4.「開設時間(時間)」欄は、上段に開始時間、下段()内に開始時間を記入すること。
5.「事業の概要(事業の目的・目標)」欄は、上段に事業の目的・目標、下段()内に事業の概要を記入すること。
6.「事業の概要(事業の目的・目標)」欄は、上段に事業の概要、下段()内に事業の目的・目標を記入すること。

改 正 案

現 行

才 地 域 子 育 て 支 援 機 構 事 業 (改 正 案)

No.	委託・補助の別 (委託又は補助別)	児童館等の名称 (英 漢 語 併 記)	所在地 (郵便番号・都道府県・市町村)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土・日・休 日	開設時間 (時～時)	広 告 (㎡)
		(1) 子育て親子の交流の場としての役割								
		(2) 子育て等に際しての相談、援助の場								
		事業の内容 児童館等 児童館等(児童センター)								
		(4) 子育て及び子育て支援に関する講演等の実施								
計		委託()人、(中学生)()人、高校生()人、大学生()人、その他()人								

(注) 1. 「委託・補助の別」欄は必ずれがに○をつけ、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に児童館等の名称を、下段()内に英漢併記又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時～時)」欄は、上段に開始時刻を、下段()内に閉鎖時刻を記入すること。
 5. 「児童館等の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合は、ボランティアスタッフの志願者が何人いるか人数を併せて記入すること。

才 地 域 子 育 て 支 援 機 構 事 業 (現 行)

No.	委託・補助の別 (委託又は補助別)	児童館等の名称 (英 漢 語 併 記)	所在地 (郵便番号・都道府県・市町村)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土・日・休 日	開設時間 (時～時)	広 告 (㎡)
		(1) 子育て親子の交流の場としての役割								
		(2) 子育て等に際しての相談、援助の場								
		事業の内容 児童館等 児童館等(児童センター)								
		(4) 子育て及び子育て支援に関する講演等の実施								
計		委託()人、(中学生)()人、高校生()人、大学生()人、その他()人								

(注) 1. 「委託・補助の別」欄は必ずれがに○をつけ、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に児童館等の名称を、下段()内に英漢併記又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時～時)」欄は、上段に開始時刻を、下段()内に閉鎖時刻を記入すること。
 5. 「児童館等の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合は、ボランティアスタッフの志願者が何人いるか人数を併せて記入すること。

現 行

改 正 案

3. 市町村分 (1)ア～エ (略)

3. 市町村分 (1)ア～エ (略)

オ 地域子育て支援員事業(0.5は型)

(市町村分)

No. (委託先又は補助先) 町名・番地・補助 ()	お申し込みの名称 (実施場所)	電話番号 〒	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時～時)	広 さ (㎡)
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進								
(2) 子育てで困る相談、援助の実施								
事業の内容等 (具体的に)								
(3) 地域の子育て関連情報の提供 (3.1) 子育て支援員								
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								
出展のふたぎの No.	出展のふたぎの名称 (実施場所)	電話番号 〒	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時～時)	広 さ (㎡)
有・無								
ア 中・高校生や学業終了の子の自発的な交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
イ 地域の高齢者や青年等と世代間の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
ウ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
エ 市民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
オ 地域の高齢者や青年等と世代間の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
カ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
キ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
ク 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
コ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
カ所数計								
合計								
ひらば型								
か所								
ひらば型								
か所								
ひらば型								
か所								

No. (委託先又は補助先) 町名・番地・補助 ()	お申し込みの名称 (実施場所)	電話番号 〒	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時～時)	広 さ (㎡)
(1) 子育て親子の交流の場の確保と交流の促進								
(2) 子育てで困る相談、援助の実施								
事業の内容等 (具体的に)								
(3) 地域の子育て関連情報の提供 (3.1) 子育て支援員								
(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								
出展のふたぎの No.	出展のふたぎの名称 (実施場所)	電話番号 〒	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時～時)	広 さ (㎡)
有・無								
ア 中・高校生や学業終了の子の自発的な交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
イ 地域の高齢者や青年等と世代間の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
ウ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
エ 市民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
オ 地域の高齢者や青年等と世代間の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
カ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
キ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
ク 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
コ 公民館、市民会館、市民センター等の子育て親子が集まる場、職員の定期的な巡回による必要の交流の場の確保(ア～エ)に該当する								
カ所数計								
合計								
ひらば型								
か所								
ひらば型								
か所								
ひらば型								
か所								

- (注) 1. 「運営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託または補助先を記入する。
2. 「広さ」欄は「委託・補助の別」欄に○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託または補助先を記入する。
3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に委託または補助先を記入する。下段()内に委託または補助先を記入する。
4. 「開設時間(時～時)」欄は、上段に委託または補助先を記入する。下段()内に委託または補助先を記入する。
5. 「事業者の状況」欄は、市町村分(ア～エ)の欄に記入する。市町村分(ア～エ)の欄に記入する。

- (注) 1. 「運営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託または補助先を記入する。
2. 「広さ」欄は「委託・補助の別」欄に○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託または補助先を記入する。
3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に委託または補助先を記入する。下段()内に委託または補助先を記入する。
4. 「開設時間(時～時)」欄は、上段に委託または補助先を記入する。下段()内に委託または補助先を記入する。
5. 「事業者の状況」欄は、市町村分(ア～エ)の欄に記入する。市町村分(ア～エ)の欄に記入する。

改正案

現行

オ 地域子育て支援拠点事業（センター型）

No.	拠点・委託・補助の別 （委託先又は補助先） （事業・委託・補助） （事業・委託・補助）	センター型の名称 （事業・委託・補助） （事業・委託・補助）	所在地 （郵便番号・都道府県から記載） 〒	開設年月日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	年 間 事業年度 年 月 月	開設日数 （土・日・祭日除く） 週（ ）日	開設時間 （ ）時～（ ）時	定 数 （名）
		(1) 子育てで親子の交流の場の提供と交流の促進						
		(2) 子育て等に際する相談、援助の実施						
		(3) 地域の子育て支援に関する調査等の実施						
		(4) 子育て及び子育て支援に関する調査等の実施						
		地域支援活動 の実施内容等						
		備考						
		計						

- (注) 1. 「児童・委託・補助の別」欄は必ずしも○をつける。委託先または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(開館日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館時間を必ず記入すること。
 5. 「児童者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち児童者が何人いるか人数を再掲で記入すること。

オ 地域子育て支援拠点事業（センター型）

No.	拠点・委託・補助の別 （委託先又は補助先） （事業・委託・補助） （事業・委託・補助）	センター型の名称 （事業・委託・補助） （事業・委託・補助）	所在地 （郵便番号・都道府県から記載） 〒	開設年月日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	年 間 事業年度 年 月 月	開設日数 （土・日・祭日除く） 週（ ）日	開設時間 （ ）時～（ ）時	定 数 （名）
		(1) 子育てで親子の交流の場の提供と交流の促進						
		(2) 子育て等に際する相談、援助の実施						
		(3) 地域の子育て支援に関する調査等の実施						
		(4) 子育て及び子育て支援に関する調査等の実施						
		地域支援活動 の実施内容等						
		備考						
		計						

- (注) 1. 「児童・委託・補助の別」欄は必ずしも○をつける。委託先または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「センター型の名称(委託先)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段()内に委託先などの委託先を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館日数を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(開館日)」欄は、上段に定められた開設日数を、下段()内に開館時間を必ず記入すること。
 5. 「児童者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち児童者が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改 正 案

現 行

才 地 域 子 育 で 支 援 施 設 事 業 (セ ン タ ー 型 ・ 経 営 担 當 分 小 規 模 型 特 定 施 設)

【設置名称】									
No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先) 直営・委託・補助	所在地 (郵便番号・市町村名から記載) 〒 () () ()	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月 日	開設日数 (曜日) 月 日 () 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	開設時間 (時間区) 時～ 時	広 さ (㎡)
	()	()	()	平成 年 月 日	月 月 日	月 日 () 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時	
	(1) 所在地(支庁)についての取扱情報								
	(2) 子育てセンターが及び子育てでの子供のケアの提供・支援								
	(3) 地域の保育関係の情報提供等								
	事業の内容 (員数(名))	1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. 小規模型特定施設として実施 4. その他() 平成22年度 1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. その他()							
	今後の事業実施予定	1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. その他() 平成22年度 1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. その他()							
	備考								
	計	か所							

(注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄は必ずらかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設年月日」は平成26年4月1日以後であることを確認すること(経過措置期間中の経過期間とは認めない)。
 4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週当たりの開設日数を、下段()内に開設日数を必ず記入すること。
 5. 「開設時間(時間区)」欄は、上段に開設時間、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 6. 「今後の事業実施予定」欄は、上段に開設時間、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 7. 「今後の事業実施予定」欄は、該当する項目を○で囲むこと。また、「その他」に該当する場合は、具体的な対応について記入すること。

才 地 域 子 育 で 支 援 施 設 事 業 (セ ン タ ー 型 ・ 経 営 担 當 分 小 規 模 型 特 定 施 設)

【設置名称】									
No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先) 直営・委託・補助	所在地 (郵便番号・市町村名から記載) 〒 () () ()	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業日数 月 月 日	開設日数 (曜日) 月 日 () 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	開設時間 (時間区) 時～ 時	広 さ (㎡)
	()	()	()	平成 年 月 日	月 月 日	月 日 () 日	1. 月 日開設 2. 毎週開設	時～ 時	
	(1) 所在地(支庁)についての取扱情報								
	(2) 子育てセンターが及び子育てでの子供のケアの提供・支援								
	(3) 地域の保育関係の情報提供等								
	事業の内容 (員数(名))	1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. 小規模型特定施設として実施 4. その他() 平成22年度 1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. その他()							
	今後の事業実施予定	1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. その他() 平成22年度 1. センター型は施行 2. ひまわり型は施行 3. その他()							
	備考								
	計	か所							

(注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄は必ずらかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週当たりの開設日数を、下段()内に開設日数を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間区)」欄は、上段に開設時間、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 5. 「今後の事業実施予定」欄は、上段に開設時間、下段()内に開設時間を必ず記入すること。
 6. 「今後の事業実施予定」欄は、該当する項目を○で囲むこと。また、「その他」に該当する場合は、具体的な対応について記入すること。

改 正 案

現 行

才 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (現 行 案)

No.	委託・補助の別 (委託又は補助別)	児童館等の名称 (英 漢 語 併 記)	所在地 (郵便番号・都道府県・市町村)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土 日 曜 日 (土・日)	開設時間 (時～時)	広 告 (㎡)
		(1) 子育て支援センターの開設の時期に改訂の申請								
		(2) 子育て場に関する相談、助産の業務								
		事業の運営 支援センター								
		(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								
地域の子育て支援の促進の業務 委託()人、(中学生)人、高校生()人、大学生()人、その他()人 計 人										

(注) 1. 「委託・補助の別」欄は必ずれがに○をつけ、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に児童館等の名称を、下段()内に児童館等又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に開設日数の曜日数を、下段()に開設日数を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時～時)」欄は、上段に開設開始時間、下段()内に開設終了時刻を必ず記入すること。
 5. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に開設開始時間、下段()内に開設終了時刻を必ず記入すること。
 6. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に開設開始時間、下段()内に開設終了時刻を必ず記入すること。

4 社会福祉法人等分 (略)

才 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (現 行 案)

No.	委託・補助の別 (委託又は補助別)	児童館等の名称 (英 漢 語 併 記)	所在地 (郵便番号・都道府県・市町村)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数	開設日数 (曜日)	土 日 曜 日 (土・日)	開設時間 (時～時)	広 告 (㎡)
		(1) 子育て支援センターの開設の時期に改訂の申請								
		(2) 子育て場に関する相談、助産の業務								
		事業の運営 支援センター								
		(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								
地域の子育て支援の促進の業務 委託()人、(中学生)人、高校生()人、大学生()人、その他()人 計 人										

(注) 1. 「委託・補助の別」欄は必ずれがに○をつけ、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に児童館等の名称を、下段()内に児童館等又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に開設日数の曜日数を、下段()に開設日数を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時～時)」欄は、上段に開設開始時間、下段()内に開設終了時刻を必ず記入すること。
 5. 「児童館等の名称(英漢併記)」欄は、上段に開設開始時間、下段()内に開設終了時刻を必ず記入すること。

4 社会福祉法人等分 (略)

改 正 案

別紙様式3、4 (略)

別紙様式5 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引進込不足額 (③-①)④ 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童環境づくり推進機構事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

現 行

別紙様式3、4 (略)

別紙様式5 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引進込不足額 (③-①)④ 千円	備 考
児童環境づくり推進機構事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

改 正 案

現 行

別表2 年度児童福祉つくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内取表
平成 都道府県分

(1) 児童福祉つくり推進機構事業費

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

(2) 児童福祉事業推進等対策事業費

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

(3)-2 健全育成推進事業費(他母子育児支援に必要な経費)

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

別表2 年度児童福祉つくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内取表
平成 都道府県分

(1) 児童福祉つくり推進機構事業費

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

(2) 児童福祉事業推進等対策事業費

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

(3) 健全育成推進事業費

都道府県名	児童福祉 国庫補助基本額要 ④(3)と④を比較して少 ない方の額)⑤	国庫補助額 ⑥	考
県 支 出 額	①	②(①-②) = ③	
市 支 出 額	①	②(①-②) = ③	

改正案

現行

行

別添2 平成 年度児童福祉計画(少子化対策推進事業)補助金申請書内訳表
2 指定都市・中核部分

別添2 平成 年度児童福祉計画(少子化対策推進事業)補助金申請書内訳表
2 指定都市・中核部分

(1) 児童育成事業推進費等関係事業費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(1) 児童育成事業推進費等関係事業費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(2) 1-2 健全な生活環境の確保に必要経費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(2) 健全な生活環境の確保に必要経費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(3) 1-1 児童福祉計画(少子化対策推進事業)の健全な実施に必要経費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(3) 児童福祉計画(少子化対策推進事業)の健全な実施に必要経費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(3) 2 児童福祉計画(少子化対策推進事業)の健全な実施に必要経費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

(3) 児童福祉計画(少子化対策推進事業)の健全な実施に必要経費

Table with columns for city name, amount, and calculation. Includes rows for '指定都市名' and '指定都市・中核部分'.

改 正 案

現 行

3 別冊付分

(1) 二、国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項

指導事項	国語	漢文	算数	理科	社会	外国語	総合的な学習の時間	道徳	特別活動	体育	芸術	保健	生活	計	備考
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項	○														小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項	○														小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項	○														小 中 高
計															
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項															小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項															小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項															小 中 高
計															

3 別冊付分

(1) 一、国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項

指導事項	国語	漢文	算数	理科	社会	外国語	総合的な学習の時間	道徳	特別活動	体育	芸術	保健	生活	計	備考
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項	○														小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項	○														小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項	○														小 中 高
計															
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項															小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項															小 中 高
国語の基礎として必要な読解技能を育成するための指導事項															小 中 高
計															

改 正 案

現 行

行	種	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目	目		
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												
	000	地中不況調整基金等費																												

改正案

現行

4 社会福祉法人等分 (略)

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

別表3 平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1. 都道府県分
(1) 児童環境づくり推進機構事業費
① 事業実施主体の概要

1. 都道府県分
(1) 児童環境づくり推進機構事業費
① 事業実施主体の概要

法人の名称	設立年月日
所在地	電話番号
設置目的	
推進機構の名称	
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)

法人の名称	設立年月日
所在地	電話番号
設置目的	
推進機構の名称	
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)

② 推進機構事業の実施内容

区分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

② 推進機構事業の実施内容

区分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	
4. 子育て環境づくりに資する地域に実情に応じた取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改 正 案	現 行																								
<p>(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)</p> <p>(3) ー1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)</p> <table border="1" data-bbox="539 1205 837 2027"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>事業実施内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>児童ふれあい交流支援事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ー2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)</p> <table border="1" data-bbox="949 1205 1232 2027"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>事業実施内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域子育て環境づくり支援事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	事業実施内容	備考			児童ふれあい交流支援事業		区	分	事業実施内容	備考			地域子育て環境づくり支援事業		<p>(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)</p> <p>(3) 健全育成推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="539 224 837 1048"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>研修等内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1. 地域子育て環境づくり支援事業 2. 児童ふれあい交流支援事業</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。</p>	区	分	研修等内容	備考			1. 地域子育て環境づくり支援事業 2. 児童ふれあい交流支援事業	
区	分	事業実施内容	備考																						
		児童ふれあい交流支援事業																							
区	分	事業実施内容	備考																						
		地域子育て環境づくり支援事業																							
区	分	研修等内容	備考																						
		1. 地域子育て環境づくり支援事業 2. 児童ふれあい交流支援事業																							

改 正 案	現 行																																			
<p>2 指定都市・中核市分 (1)児童育成事業推進等対策事業費 (略)</p> <p>(2)-1健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)</p> <table border="1" data-bbox="529 1205 831 2027"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>事業実施内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>児童ふれあい交流支援事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)-2健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)</p> <table border="1" data-bbox="960 1205 1246 2027"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>事業実施内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>地域子育て環境づくり支援事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	事業実施内容	金額	備考			児童ふれあい交流支援事業			区	分	事業実施内容	金額	備考			地域子育て環境づくり支援事業			<p>2 指定都市・中核市分 (1)児童育成事業推進等対策事業費 (略)</p> <p>(2)健全育成推進事業費</p> <table border="1" data-bbox="529 224 831 1048"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>分</th> <th>事業実施内容</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>1. 地域子育て環境づくり支援事業</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2. 児童ふれあい交流支援事業</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 区分欄は、実施する事業に○をしてください。</p>	区	分	事業実施内容	金額	備考			1. 地域子育て環境づくり支援事業					2. 児童ふれあい交流支援事業		
区	分	事業実施内容	金額	備考																																
		児童ふれあい交流支援事業																																		
区	分	事業実施内容	金額	備考																																
		地域子育て環境づくり支援事業																																		
区	分	事業実施内容	金額	備考																																
		1. 地域子育て環境づくり支援事業																																		
		2. 児童ふれあい交流支援事業																																		

現 行

(3)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～エ (略)

才 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

市町村名										
No.	運営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日 開設年月日 月数	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	運営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
[]	[]	[]	()	()	()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
<p>出願ひろば</p> <p>地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エ)について、実施した取組について全て記入)</p>										
	運営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
[]	[]	[]	()	()	()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
	運営・委託・補助		年 月 日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
[]	[]	[]	()	()	()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
<p>合計</p> <p>ひろば型 ひろば型(機能拡充型) 出願ひろば</p>										
か所数計										か所
か所										か所
か所										か所
か所										か所

- (注)1.「運営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2.「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に前店前の空き店舗、学校の余剰教室など具体的な実施場所を記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週末の開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、上段に週末の開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.必要に応じて、備考欄に詳細を記入すること。

改 正 案

(3)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～エ (略)

才 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

市町村名										
No.	運営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日 開設年月日 月数	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	運営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
[]	[]	[]	()	()	()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
<p>出願ひろば</p> <p>地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エ)について、実施した取組について全て○を付す内容で記入)</p>										
	運営・委託・補助		年 月 日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
[]	[]	[]	()	()	()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	人 人 人
<p>合計</p> <p>ひろば型 ひろば型(機能拡充型) 出願ひろば</p>										
か所数計										か所
か所										か所
か所										か所
か所										か所

- (注)1.「運営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2.「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に前店前の空き店舗、学校の余剰教室など具体的な実施場所を記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週末の開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、上段に週末の開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.必要に応じて、備考欄に詳細を記入すること。

改

正

案

現

行

才 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	センター型の名称 (実施場所)	開設年月日 年 月 日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助									
	[]	[]								
地域支援活動の実施内容(開設内容に基づき、具体的な事業内容を記載)										
	直営・委託・補助									
	[]	[]								
地域支援活動の実施内容(開設内容に基づき、具体的な事業内容を記載)										

か所数計

か所

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄は「○」をつける。委託または補助の場合は、「()」内に委託先または補助先を記入する。
2.「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に簡易遊具の遊具名、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
4.「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

才 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	センター型の名称 (実施場所)	開設年月日 年 月 日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助									
	[]	[]								
地域支援活動の実施内容										
	直営・委託・補助									
	[]	[]								
地域支援活動の実施内容										

か所数計

か所

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄は「○」をつける。委託または補助の場合は、「()」内に委託先または補助先を記入する。
2.「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に簡易遊具の遊具名、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
4.「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
5.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

現 行

案 正 改

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

市町村名

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	指定施設の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備考
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	[]	()			()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	[]	()			()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	

か所

か所

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄は、必ず「○」をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上記に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上記に連日あることとを補記すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上記に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を併掲で記入すること。

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄は、必ず「○」をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上記に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設年月日」欄は、平成18年3月31日以前であることとを補記すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
 4. 「開設日数(曜日)」欄は、上記に連日あることとを補記すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上記に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設日数と、下段()内に開設日数を必ず記入すること。
 7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を併掲で記入すること。

改 正 案

行

才 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (児 童 健 康 型)

才 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (児 童 健 康 型)

市町村名

市町村名

No.	運営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	児童館等の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者(ひろは担当)の状況 職員 人 or ○専任の者(ひろは担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 or 学生の数	
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者(ひろは担当)の状況 職員 人 or ○専任の者(ひろは担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 or 学生の数	
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
合 計										
か所数計										

- (注)1.「委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2.「(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()内に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、上段に開設曜日(土・日)を、下段()内に開設曜日(土・日)を必ず記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

No.	委託・補助の別 (委託先または補助先)	児童館等の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者(ひろは担当)の状況 職員 人 or ○専任の者(ひろは担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 or 学生の数	
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者(ひろは担当)の状況 職員 人 or ○専任の者(ひろは担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 or 学生の数	
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
合 計										
か所数計										

- (注)1.「委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2.「(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()内に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、上段に開設曜日(土・日)を、下段()内に開設曜日(土・日)を必ず記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

現 行

3 市町村分
(1)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～エ (略)

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日 開設年月日 年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助		年月日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	[]	[]	()	()	()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	出張ひろば		年月日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	直営・委託・補助		年月日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	[]	[]	()	()	()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	出張ひろば		年月日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	直営・委託・補助		年月日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	[]	[]	()	()	()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	出張ひろば		年月日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	合計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	か所数計	ひろば型 ひろば型(機能拡充型) 出張ひろば								

地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エ)について、実施した取組について○を付して記入

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
- 2.「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に前店前の空き店舗、学校の余剰教室など具体的な実施場所を記入すること。
- 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週末の開設日数、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
- 4.「土日開設(土・日)」欄は、上段に週末の開設日数、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
- 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間、下段()内に時間数を必ず記入すること。
- 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を併せて記入すること。
- 7.「機能拡充型」欄は、機能拡充にかかる事業の内容と欄に該当する事業内容を記入すること。
- 8.必要に応じて、備考欄に詳細を記入すること。

改 正 案

3 市町村分
(1)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～エ (略)

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日 開設年月日 年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助		年月日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	[]	[]	()	()	()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	出張ひろば		年月日	月	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	直営・委託・補助		年月日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	[]	[]	()	()	()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	()	()	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	出張ひろば		年月日	火	週 日	(土・日)	時～時	㎡	○専任の者の状況 職員 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ うち学生の数	
	合計	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	か所数計	ひろば型 ひろば型(機能拡充型) 出張ひろば								

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入すること。
- 2.「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に前店前の空き店舗、学校の余剰教室など具体的な実施場所を記入すること。
- 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週末の開設日数、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
- 4.「土日開設(土・日)」欄は、上段に週末の開設日数、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
- 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間、下段()内に時間数を必ず記入すること。
- 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を併せて記入すること。
- 7.「機能拡充型」欄は、機能拡充にかかる事業の内容と欄に該当する事業内容を記入すること。
- 8.必要に応じて、備考欄に詳細を記入すること。

改

正

案

現

行

才 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	センター型の名称 (実施場所)	開設年月日 年 月 日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助								○専任の者の状況 職員 人 ad (うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
[] ()										
地域支援活動の実施内容(開設内容に基づき、具体的な事業内容を記載)										
	直営・委託・補助								○専任の者の状況 職員 人 ad (うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
[] ()										
地域支援活動の実施内容(開設内容に基づき、具体的な事業内容を記載)										
か所数計										
か所										

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄は「○」をつける。委託または補助の場合は、「()」内に委託先または補助先を記入する。
 2.「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に簡易遊具の遊具名、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

才 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	センター型の名称 (実施場所)	開設年月日 年 月 日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助								○専任の者の状況 職員 人 ad (うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
[] ()										
地域支援活動の実施内容										
	直営・委託・補助								○専任の者の状況 職員 人 ad (うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
[] ()										
地域支援活動の実施内容										
か所数計										
か所										

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄は「○」をつける。委託または補助の場合は、「()」内に委託先または補助先を記入する。
 2.「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に簡易遊具の遊具名、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

現 行

改 正 案

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

市町村名

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	指定施設の名 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	[]	()			()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	[]	()			()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	()		○専任者の状況 職員 人 ad(うち保育士の数) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	

か所

か所

小計数計

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄は、必ず「○」をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2.「指定施設の名(実施場所)」欄は、上記に指定施設の名を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上記に連日あることとを補記すること(経過措置期間中の新設開設は認められない)。
 4.「開設時間(時間数)」欄は、上記に連日あることとを補記すること(経過措置期間中の新設開設は認められない)。
 5.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を併掲で記入すること。

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄は、必ず「○」をつける。委託または補助の場合は、()内に委託先または補助先を記入する。
 2.「指定施設の名(実施場所)」欄は、上記に指定施設の名を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上記に連日あることとを補記すること(経過措置期間中の新設開設は認められない)。
 4.「開設時間(時間数)」欄は、上記に連日あることとを補記すること(経過措置期間中の新設開設は認められない)。
 5.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を併掲で記入すること。

改 正 案

行

才 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (児 童 健 康 型)

才 地 域 子 育 て 支 援 拠 点 事 業 (児 童 健 康 型)

市町村名										
No.	運営・委託・補助の別 (委託先または補助先)	児童館等の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者(ひろは担当)の状況 職員 人 ad ○専任の者(ひろは担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 ○非学生の数	
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者(ひろは担当)の状況 職員 人 ad ○専任の者(ひろは担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 ○非学生の数	
	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]
地域の子育て力を高める取組の実施状況										
合 計										
か所数計										

- (注)1.「委託・補助の別」欄は、必ず「か」に○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
- 2.「(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
- 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()内に開設曜日を必ず記入すること。
- 4.「土日開設(土・日)」欄は、必ず「土」または「日」に○をつける。開設日数を必ず記入すること。
- 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
- 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか、人数を再掲で記入すること。

4 社会福祉法人等分 (略)

4 社会福祉法人等分 (略)

別紙様式6、7 (略)

別紙様式6、7 (略)

- (注)1.「委託・補助の別」欄は必ず「か」に○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
- 2.「(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
- 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()内に開設曜日を必ず記入すること。
- 4.「土日開設(土・日)」欄は、必ず「土」または「日」に○をつける。開設日数を必ず記入すること。
- 5.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか、人数を再掲で記入すること。

[保育課関係]

(資料23)

(案)

厚生労働省発雇児第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
の一部改正について

標記の国庫負担金の交付については、昭和51年4月16日厚生省発雇児第59号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」により行われているところであるが、今般、その一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたので通知する。

ただし、平成20年度分以前の取扱いについては、なお従前の例による。

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表

○ 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

改正後	改正前
<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略) ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であつて、次の範囲内の経費をいうこと。</p> <p>(1) 事業費 ア 一般生活費 入所児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。)及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器具、光熱水費等 (3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。)</p> <p>イ 児童用採暖費 入所児童の冬の採暖費</p> <p>(2) 人件費 入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士(乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。)、調理員その他の職員の職員の人件費</p> <p>(3) 管理費 保育所の管理に必要な経費</p> <p>2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。</p> <p>3 「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。</p> <p>4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。</p>

改正後

改正前

- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- 10 (略)
- 11 (略)
- 12 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。
これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。
- 13 (略)
- 14 (略)

- 6 「特別支援学校幼稚部」とは、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。
- 7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。
- 8 「難聴幼児通園施設」とは、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。
- 9 「肢体不自由児施設通園部」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設」の通園児童に対する療育について(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。
- 10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。
- 11 「児童デイサービス」とは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。
- 12 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。
ただし、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第295号 厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けられた幼児連携施設を構成する保育所については、当該幼児連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合算人員をいう。
これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。
- 13 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。
- 14 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。
ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額(以下「保育料額」という。)を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書きに定める算式によること。

改正後

- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「17/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が17/100とされている地域とする。
- (イ) 「14/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。
- (ロ) (略)
- (ハ) 「11/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (ニ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。
- (ホ) 「9/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。
- (ヘ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。
- (ト) 「7/100地域」とは、東大和市、松原市とする。
- (チ) (略)
- (リ) 「5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (ル) (略)
- (レ) 「その他地域」とは、(ア)から(サ)以外の地域とする。

16 (略)

改正前

- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「16/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が16/100とされている地域とする。
- (イ) 「13/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
- (ロ) 「12/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (ハ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。
- (ニ) 「9/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域とする。
- (ヘ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。
- (ト) 「7/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。
- (チ) 「6/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (リ) 「4/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (ル) 「3/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。
- (レ) 「その他地域」とは、(ア)から(コ)以外の地域とする。
- 16 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。

17 (略)

17 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。

18 (略)

18 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

第2 国庫負担額

1 国庫負担金
(略)

この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第4号により支弁した支弁総額(各保育所に対する各月の支弁額(私立認定保育所にあっては、保育単価に在所児童の数を乗じて得た額とする。))の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。)から当該年度における第4に定める徴収金(保育料)基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 (略)

2 国庫負担金の概算
厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

3 (略)

3 国庫負担金の返還
厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

なお、定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される予定であるので留意すること。

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価

その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。

なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

改正後

保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所の長がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所が その月初日に おいて設置 無給)の区分	そのの保育 所のその 月初日の 定員区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
その保育所の所在する地域区分	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	31人 から 40人 まで	191,400	21,820	18,180	14,540	7,270
					120,000	13,250	11,040	8,820	4,410
					66,940	7,250	6,040	4,830	2,410
					59,800	6,400	5,330	4,260	2,130
	未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	178,590	20,280	16,900	13,520	6,760
					107,190	11,710	9,760	7,800	3,900
					54,130	5,710	4,760	3,810	1,900
					46,990	4,860	4,050	3,240	1,620
	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	設置	189,960	21,640	18,030	14,430	7,210
					118,560	13,070	10,890	8,710	4,350
					55,500	7,070	5,890	4,720	2,350
					58,360	6,220	5,180	4,150	2,070
	未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	178,580	20,280	16,900	13,520	6,760
					107,180	11,710	9,760	7,800	3,900
					54,120	5,710	4,760	3,810	1,900
					46,980	4,860	4,050	3,240	1,620
設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	設置	189,130	21,540	17,950	14,360	7,180	
				117,730	12,970	10,810	8,640	4,320	
				64,670	6,970	5,810	4,650	2,320	
				57,530	6,120	5,100	4,080	2,040	
未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	178,880	20,310	16,930	13,540	6,770	
				107,480	11,740	9,790	7,820	3,910	
				54,420	5,740	4,790	3,830	1,910	
				47,280	4,890	4,080	3,260	1,630	
設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	設置	182,910	20,800	17,330	13,860	6,930	
				111,510	12,230	10,190	8,140	4,070	
				58,450	6,230	5,190	4,150	2,070	
				51,310	5,380	4,480	3,580	1,790	
未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	174,370	19,770	16,480	13,180	6,590	
				102,970	11,200	9,340	7,460	3,730	
				49,910	5,200	4,340	3,470	1,730	
				42,770	4,350	3,630	2,900	1,450	
設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	設置	178,550	20,270	16,890	13,510	6,750	
				107,150	11,700	9,750	7,790	3,890	
				54,090	5,700	4,750	3,800	1,890	
				46,950	4,850	4,040	3,230	1,610	
未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	171,230	19,400	16,160	12,930	6,460	
				99,830	10,830	9,020	7,210	3,600	
				46,770	4,830	4,020	3,220	1,600	
				39,630	3,980	3,310	2,650	1,320	

改正前

保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所の長がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所が その月初日に おいて設置 無給)の区分	そのの保育 所のその 月初日の 定員区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
その保育所の所在する地域区分	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	45人 まで	188,370	21,450	17,870	14,300	7,140
					117,600	12,960	10,800	8,630	4,310
					64,980	7,010	5,840	4,670	2,330
					57,910	6,170	5,140	4,110	2,050
	未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	177,110	20,100	16,740	13,400	6,690
					106,340	11,610	9,670	7,730	3,860
					53,720	5,660	4,710	3,770	1,880
					46,650	4,820	4,010	3,210	1,600
	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	設置	181,380	20,610	17,170	13,740	6,860
					110,610	12,120	10,100	8,070	4,030
					57,990	6,170	5,140	4,110	2,050
					50,920	5,330	4,440	3,550	1,770
	未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	未設置	172,930	19,600	16,330	13,070	6,530
					102,160	11,110	9,260	7,400	3,700
					49,540	5,160	4,300	3,440	1,720
					42,470	4,320	3,600	2,880	1,440

改正後					改正前				
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
17/100 地域	71人 から 80人 まで	設置	乳児	175,330	19,890	16,570	13,260	6,630	
			1, 2歳児	103,930	11,320	9,430	7,540	3,770	
			3歳児	50,870	5,320	4,430	3,550	1,770	
			4歳以上児	43,730	4,470	3,720	2,980	1,490	
	81人 から 90人 まで	未設置	乳児	168,920	19,120	15,930	12,740	6,370	
			1, 2歳児	97,520	10,550	8,790	7,020	3,510	
			3歳児	44,460	4,550	3,790	3,030	1,510	
			4歳以上児	37,320	3,700	3,080	2,460	1,230	
	91人 から 100人 まで	設置	乳児	172,780	19,580	16,320	13,050	6,520	
			1, 2歳児	101,380	11,010	9,180	7,330	3,660	
			3歳児	48,320	5,010	4,180	3,340	1,660	
			4歳以上児	41,180	4,160	3,470	2,770	1,380	
91人 から 100人 まで	未設置	乳児	167,080	18,900	15,750	12,600	6,300		
		1, 2歳児	95,680	10,330	8,610	6,880	3,440		
		3歳児	42,620	4,330	3,610	2,890	1,440		
		4歳以上児	35,480	3,480	2,900	2,320	1,160		
101人 から 110人 まで	設置	乳児	167,630	18,960	15,800	12,640	6,320		
		1, 2歳児	96,230	10,390	8,660	6,920	3,460		
		3歳児	43,170	4,390	3,660	2,930	1,460		
		4歳以上児	36,030	3,540	2,950	2,360	1,180		
101人 から 110人 まで	未設置	乳児	162,510	18,350	15,290	12,230	6,110		
		1, 2歳児	91,110	9,780	8,150	6,510	3,250		
		3歳児	38,050	3,780	3,150	2,520	1,250		
		4歳以上児	30,910	2,930	2,440	1,950	970		
111人 から 120人 まで	設置	乳児	166,280	18,800	15,670	12,530	6,260		
		1, 2歳児	94,880	10,230	8,530	6,810	3,400		
		3歳児	41,820	4,230	3,530	2,820	1,400		
		4歳以上児	34,680	3,380	2,820	2,250	1,120		
111人 から 120人 まで	未設置	乳児	161,620	18,240	15,200	12,160	6,080		
		1, 2歳児	90,220	9,670	8,060	6,440	3,220		
		3歳児	37,160	3,670	3,060	2,450	1,220		
		4歳以上児	30,020	2,820	2,350	1,880	940		
111人 から 120人 まで	設置	乳児	165,120	18,660	15,550	12,440	6,220		
		1, 2歳児	93,720	10,090	8,410	6,720	3,360		
		3歳児	40,660	4,090	3,410	2,730	1,360		
		4歳以上児	33,520	3,240	2,700	2,160	1,080		
111人 から 120人 まで	未設置	乳児	160,850	18,150	15,120	12,100	6,050		
		1, 2歳児	89,450	9,580	7,980	6,380	3,190		
		3歳児	36,390	3,580	2,980	2,390	1,190		
		4歳以上児	29,250	2,730	2,270	1,820	910		
111人 から 120人 まで	設置	乳児	163,760	18,500	15,410	12,330	6,160		
		1, 2歳児	92,990	10,010	8,340	6,660	3,330		
		3歳児	40,370	4,060	3,380	2,700	1,350		
		4歳以上児	33,300	3,220	2,680	2,140	1,070		
91人 から 120人 まで	未設置	乳児	159,530	17,990	14,990	11,990	5,990		
		1, 2歳児	88,760	9,500	7,920	6,320	3,160		
		3歳児	36,140	3,550	2,960	2,360	1,180		
		4歳以上児	29,070	2,710	2,260	1,800	900		

		改正後					改正前				
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)						
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分			
			乳 1, 2 3 4歳以上児	164,140 92,740 39,680 32,540	18,540 9,970 3,970 3,120	15,450 8,310 3,310 2,600	12,360 6,640 2,650 2,080	6,180 3,320 1,320 1,040			
	121人 から 130人 まで	設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	160,200 88,800 35,740 28,600	18,070 9,500 3,500 2,650	15,060 7,920 2,920 2,210	12,050 6,330 2,340 1,770	6,020 3,160 1,160 880			
	131人 から 140人 まで	設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	163,330 91,930 38,870 31,730	18,450 9,880 3,880 3,030	15,370 8,230 3,230 2,520	12,300 6,580 2,590 2,020	6,150 3,290 1,290 1,010			
		未設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	159,670 88,270 35,210 28,070	18,010 9,440 3,440 2,590	15,010 7,870 2,870 2,160	12,000 6,280 2,290 1,720	6,000 3,140 1,140 860			
	141人 から 150人 まで	設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	162,600 91,200 38,140 31,000	18,360 9,790 3,790 2,940	15,300 8,160 3,160 2,450	12,240 6,520 2,530 1,960	6,120 3,260 1,260 980			
		未設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	159,190 87,790 34,730 27,590	17,950 9,380 3,380 2,530	14,960 7,820 2,820 2,110	11,960 6,240 2,250 1,680	5,980 3,120 1,120 840			
	151人 から 160人 まで	設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	162,830 91,430 38,370 31,230	18,390 9,820 3,820 2,970	15,320 8,180 3,180 2,470	12,260 6,540 2,550 1,980	6,130 3,270 1,270 990			
		未設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	159,630 88,230 35,170 28,030	18,000 9,430 3,430 2,580	15,000 7,860 2,860 2,150	12,000 6,280 2,290 1,720	6,000 3,140 1,140 860			
	161人 から 170人 まで	設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	162,240 90,840 37,780 30,640	18,320 9,750 3,750 2,900	15,260 8,120 3,120 2,410	12,210 6,490 2,500 1,930	6,100 3,240 1,240 960			
		未設置	乳 1, 2 3 4歳以上児	159,230 87,830 34,770 27,630	17,950 9,380 3,380 2,530	14,960 7,820 2,820 2,110	11,970 6,250 2,260 1,690	5,980 3,120 1,120 840			
			乳 1, 2 3 4歳以上児	161,250 90,480 37,860 30,790	18,190 9,700 3,750 2,910	15,160 8,090 3,130 2,430	12,130 6,460 2,500 1,940	6,060 3,230 1,250 970			
			乳 1, 2 3 4歳以上児	157,870 87,100 34,480 27,410	17,790 9,300 3,350 2,510	14,820 7,750 2,790 2,090	11,860 6,190 2,230 1,670	5,920 3,090 1,110 830			

改正前										改正後										
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 未設置 又は 無給の 区分	その月 初日の 入所 児童 の年齢 区分	基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				基本 単価 (第1欄)	その月 初日の 入所 児童 の年齢 区分	基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
			乳 児	160,360	18,250	15,210	12,170	6,080	161,690	18,250	15,210	12,170	6,080							
		設置	1, 2 歳 児	89,600	9,680	8,070	6,450	3,220	90,290	9,680	8,070	6,450	3,220							
			3 歳 児	36,970	3,680	3,070	2,460	1,220	37,230	3,680	3,070	2,460	1,220							
	151人 以上		4歳以上 児	29,900	2,830	2,360	1,890	940	30,090	2,830	2,360	1,890	940							
		未設置	乳 児	157,540	17,910	14,920	11,940	5,970	158,850	17,910	14,920	11,940	5,970							
			1, 2 歳 児	86,770	9,340	7,780	6,220	3,110	87,450	9,340	7,780	6,220	3,110							
			3 歳 児	34,150	3,340	2,780	2,230	1,110	34,390	3,340	2,780	2,230	1,110							
			4歳以上 児	27,080	2,490	2,070	1,660	830	27,250	2,490	2,070	1,660	830							
		設置	乳 児	187,250	21,310	17,760	14,210	7,100	187,250	21,310	17,760	14,210	7,100							
			1, 2 歳 児	117,490	12,940	10,790	8,630	4,310	117,490	12,940	10,790	8,630	4,310							
			3 歳 児	55,570	7,080	5,900	4,720	2,350	55,570	7,080	5,900	4,720	2,350							
	31人 から 40人 まで		4歳以上 児	58,600	6,250	5,210	4,170	2,080	58,600	6,250	5,210	4,170	2,080							
		未設置	乳 児	174,770	19,810	16,510	13,210	6,600	174,770	19,810	16,510	13,210	6,600							
			1, 2 歳 児	105,010	11,440	9,540	7,630	3,810	105,010	11,440	9,540	7,630	3,810							
			3 歳 児	53,090	5,580	4,650	3,720	1,850	53,090	5,580	4,650	3,720	1,850							
			4歳以上 児	46,120	4,750	3,960	3,170	1,580	46,120	4,750	3,960	3,170	1,580							
		設置	乳 児	185,840	21,140	17,620	14,090	7,040	185,840	21,140	17,620	14,090	7,040							
			1, 2 歳 児	116,080	12,770	10,650	8,510	4,250	116,080	12,770	10,650	8,510	4,250							
			3 歳 児	64,160	6,910	5,760	4,600	2,290	64,160	6,910	5,760	4,600	2,290							
	41人 から 45人 まで		4歳以上 児	57,190	6,080	5,070	4,050	2,020	57,190	6,080	5,070	4,050	2,020							
		未設置	乳 児	174,750	19,810	16,510	13,210	6,600	174,750	19,810	16,510	13,210	6,600							
			1, 2 歳 児	104,990	11,440	9,540	7,630	3,810	104,990	11,440	9,540	7,630	3,810							
			3 歳 児	53,070	5,580	4,650	3,720	1,850	53,070	5,580	4,650	3,720	1,850							
			4歳以上 児	46,100	4,750	3,960	3,170	1,580	46,100	4,750	3,960	3,170	1,580							
		設置	乳 児	185,030	21,050	17,540	14,030	7,010	185,030	21,050	17,540	14,030	7,010							
			1, 2 歳 児	115,270	12,680	10,570	8,450	4,220	115,270	12,680	10,570	8,450	4,220							
			3 歳 児	63,350	6,820	5,680	4,540	2,260	63,350	6,820	5,680	4,540	2,260							
	46人 から 50人 まで		4歳以上 児	56,380	5,990	4,990	3,990	1,990	56,380	5,990	4,990	3,990	1,990							
		未設置	乳 児	175,040	19,850	16,540	13,230	6,610	175,040	19,850	16,540	13,230	6,610							
			1, 2 歳 児	105,280	11,480	9,570	7,650	3,820	105,280	11,480	9,570	7,650	3,820							
			3 歳 児	53,360	5,620	4,680	3,740	1,860	53,360	5,620	4,680	3,740	1,860							
			4歳以上 児	46,390	4,790	3,990	3,190	1,590	46,390	4,790	3,990	3,190	1,590							
		設置	乳 児	178,950	20,320	16,930	13,540	6,770	178,950	20,320	16,930	13,540	6,770							
			1, 2 歳 児	109,190	11,950	9,960	7,960	3,980	109,190	11,950	9,960	7,960	3,980							
			3 歳 児	57,270	6,090	5,070	4,050	2,020	57,270	6,090	5,070	4,050	2,020							
	51人 から 60人 まで		4歳以上 児	50,300	5,260	4,380	3,500	1,750	50,300	5,260	4,380	3,500	1,750							
		未設置	乳 児	170,630	19,320	16,100	12,880	6,440	170,630	19,320	16,100	12,880	6,440							
			1, 2 歳 児	100,870	10,950	9,130	7,300	3,650	100,870	10,950	9,130	7,300	3,650							
			3 歳 児	48,950	5,090	4,240	3,390	1,690	48,950	5,090	4,240	3,390	1,690							
			4歳以上 児	41,980	4,260	3,550	2,840	1,420	41,980	4,260	3,550	2,840	1,420							

改正後		改正前											
		その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その月最初の 入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				円	円	
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	円	円	円	円
14/100 地域	61人 から 90人 まで	設置	乳 1, 2 歳児	13/100 地域	167,600	18,960	15,800	12,640	6,310	円	円	円	円
					98,470	10,660	8,890	7,110	3,550	円	円	円	円
					47,000	4,850	4,050	3,240	1,610	円	円	円	円
					40,090	4,030	3,360	2,690	1,340	円	円	円	円
					162,110	18,300	15,250	12,200	6,090	円	円	円	円
					92,980	10,000	8,340	6,670	3,330	円	円	円	円
					41,510	4,190	3,500	2,800	1,390	円	円	円	円
					34,600	3,370	2,810	2,250	1,120	円	円	円	円
					174,690	19,800	16,500	13,200	6,600	円	円	円	円
					104,930	11,430	9,530	7,620	3,810	円	円	円	円
					53,010	5,570	4,640	3,710	1,850	円	円	円	円
					46,040	4,740	3,950	3,160	1,580	円	円	円	円
71人 から 80人 まで	未設置	未設置	乳 1, 2 歳児	167,550	18,950	15,790	12,630	6,310	円	円	円	円	
				97,790	10,580	8,820	7,050	3,520	円	円	円	円	
				45,870	4,720	3,930	3,140	1,560	円	円	円	円	
				38,900	3,890	3,240	2,590	1,290	円	円	円	円	
71人 から 80人 まで	設置	未設置	乳 1, 2 歳児	171,540	19,430	16,190	12,950	6,470	円	円	円	円	
				101,780	11,060	9,220	7,370	3,680	円	円	円	円	
				49,860	5,200	4,330	3,460	1,720	円	円	円	円	
				42,890	4,370	3,640	2,910	1,450	円	円	円	円	
81人 から 90人 まで	設置	未設置	乳 1, 2 歳児	165,300	18,680	15,560	12,450	6,220	円	円	円	円	
				95,540	10,310	8,590	6,870	3,430	円	円	円	円	
				43,620	4,450	3,700	2,960	1,470	円	円	円	円	
				36,650	3,620	3,010	2,410	1,200	円	円	円	円	
81人 から 90人 まで	未設置	未設置	乳 1, 2 歳児	169,040	19,130	15,940	12,750	6,370	円	円	円	円	
				99,280	10,760	8,970	7,170	3,580	円	円	円	円	
				47,360	4,900	4,080	3,260	1,620	円	円	円	円	
				40,390	4,070	3,390	2,710	1,350	円	円	円	円	
91人 から 100人 まで	設置	未設置	乳 1, 2 歳児	163,500	18,460	15,380	12,310	6,150	円	円	円	円	
				93,740	10,090	8,410	6,730	3,360	円	円	円	円	
				41,820	4,230	3,520	2,820	1,400	円	円	円	円	
				34,850	3,400	2,830	2,270	1,130	円	円	円	円	
91人 から 100人 まで	未設置	未設置	乳 1, 2 歳児	164,040	18,530	15,440	12,350	6,170	円	円	円	円	
				94,280	10,160	8,470	6,770	3,380	円	円	円	円	
				42,360	4,300	3,580	2,860	1,420	円	円	円	円	
				35,390	3,470	2,890	2,310	1,150	円	円	円	円	
101人 から 110人 まで	設置	未設置	乳 1, 2 歳児	159,050	17,930	14,940	11,950	5,970	円	円	円	円	
				89,290	9,560	7,970	6,370	3,180	円	円	円	円	
				37,370	3,700	3,080	2,460	1,220	円	円	円	円	
				30,400	2,870	2,390	1,910	950	円	円	円	円	
101人 から 110人 まで	未設置	未設置	乳 1, 2 歳児	162,720	18,370	15,310	12,240	6,120	円	円	円	円	
				92,960	10,000	8,340	6,660	3,330	円	円	円	円	
				41,040	4,140	3,450	2,750	1,370	円	円	円	円	
				34,070	3,310	2,760	2,200	1,100	円	円	円	円	
101人 から 110人 まで	未設置	未設置	乳 1, 2 歳児	158,180	17,820	14,850	11,880	5,940	円	円	円	円	
				88,420	9,450	7,880	6,300	3,150	円	円	円	円	
				36,500	3,590	2,990	2,390	1,190	円	円	円	円	
				29,530	2,760	2,300	1,840	920	円	円	円	円	

		改正後										改正前									
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)											
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分								
	111人 から 120人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3歳 4歳以上児	161,580 91,820 39,900 32,930	18,230 9,860 4,000 3,170	15,190 8,220 3,330 2,640	12,150 6,570 2,660 2,110	6,070 3,280 1,320 1,050	160,220 91,090 39,620 32,710	18,080 9,780 3,970 3,150	15,060 8,150 3,310 2,620	12,050 6,520 2,650 2,100	6,020 3,260 1,320 1,050								
	121人 から 130人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3歳 4歳以上児	157,420 87,660 35,740 28,770	17,730 9,360 3,500 2,670	14,780 7,810 2,920 2,230	11,820 6,240 2,330 1,780	5,910 3,120 1,160 890	156,110 86,980 35,510 28,600	17,580 9,280 3,470 2,650	14,650 7,740 2,900 2,210	11,720 6,190 2,320 1,770	5,850 3,090 1,150 880								
	131人 から 140人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3歳 4歳以上児	156,780 87,020 35,100 28,130	17,660 9,290 3,430 2,600	14,710 7,740 2,850 2,160	11,770 6,190 2,280 1,730	5,880 3,090 1,130 860	155,830 86,500 34,580 27,610	18,020 9,650 3,790 2,960	15,020 8,050 3,160 2,470	12,010 6,430 2,520 1,970	6,000 3,210 1,250 980								
	141人 から 150人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3歳 4歳以上児	155,790 86,030 34,110 27,140	17,590 9,220 3,360 2,530	14,660 7,690 2,800 2,110	11,730 6,150 2,240 1,690	5,860 3,070 1,110 840	154,480 85,350 33,880 26,970	17,390 9,090 3,280 2,460	14,490 7,580 2,740 2,050	11,590 6,060 2,190 1,640	5,790 3,030 1,090 820								
	151人 から 160人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3歳 4歳以上児	159,360 89,600 37,680 30,710	17,960 9,590 3,730 2,900	14,970 8,000 3,110 2,420	11,970 6,390 2,480 1,930	5,980 3,190 1,230 960	156,240 86,480 34,560 27,590	17,590 9,220 3,360 2,530	14,660 7,690 2,800 2,110	11,730 6,150 2,240 1,690	5,860 3,070 1,110 840								

改正後										改正前											
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
	161人 から 170人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	158,780 89,020 37,100 30,130	17,900 9,530 3,670 2,840	14,910 7,940 3,050 2,360	11,930 6,350 2,440 1,890	5,960 3,170 1,210 940													
		未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	155,840 86,080 34,160 27,190	17,540 9,170 3,310 2,480	14,620 7,650 2,760 2,070	11,690 6,110 2,200 1,650	5,840 3,050 1,090 820													
	171人 以上	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	158,240 88,480 36,560 29,590	17,830 9,460 3,600 2,770	14,860 7,890 3,000 2,310	11,890 6,310 2,400 1,850	5,940 3,150 1,190 920													
		未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	155,470 85,710 33,790 26,820	17,500 9,130 3,270 2,440	14,580 7,610 2,720 2,030	11,660 6,080 2,170 1,620	5,830 3,040 1,080 810													
	31人 から 40人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	184,480 115,820 64,660 57,800	20,990 12,750 6,980 6,160	17,490 10,620 5,810 5,130	13,980 8,490 4,640 4,100	6,990 4,240 2,320 2,050													
		未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	172,220 103,560 52,400 45,540	19,510 11,270 5,500 4,680	16,260 9,390 4,580 3,900	13,000 7,510 3,660 3,120	6,500 3,750 1,830 1,560													
	41人 から 45人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	183,090 114,430 63,270 56,410	20,820 12,580 6,810 5,990	17,350 10,480 5,670 4,990	13,870 8,380 4,530 3,990	6,930 4,180 2,260 1,990													
		未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	172,190 103,530 52,370 45,510	19,510 11,270 5,500 4,680	16,260 9,390 4,580 3,900	13,000 7,510 3,660 3,120	6,500 3,750 1,830 1,560													
	46人 から 50人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	182,290 113,630 62,470 55,610	20,720 12,480 6,710 5,890	17,270 10,400 5,590 4,910	13,810 8,320 4,470 3,930	6,900 4,150 2,230 1,960													
		未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳児 4歳以上児	172,480 103,820 52,660 45,800	19,550 11,310 5,540 4,720	16,290 9,420 4,610 3,930	13,020 7,530 3,680 3,140	6,510 3,760 1,840 1,570													

改正前										改正後										
その保育所 の所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その月 初日の 入所 児童 の年齢 区分	基本分 保育単 価 (第1欄)	民間施設給 与等改 善費加 算額 (第2欄)				その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育 所の所在 する地域 区分	基本分 保育単 価 (第1欄)	民間施設給 与等改 善費加 算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
	46人 から 60人 まで	設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	176,110	19,980	16,650	13,310	6,650		176,310	20,010	16,670	13,330	6,660						
	61人 から 90人 まで	未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	167,950	19,000	15,830	12,660	6,320		166,360	18,830	15,670	12,530	6,260						
12/100 地域		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	97,780	10,580	8,810	7,040	3,520		94,220	10,150	8,460	6,760	3,370						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	46,680	4,820	4,010	3,200	1,600		43,060	4,380	3,650	2,910	1,450						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	39,830	4,000	3,330	2,660	1,330		36,200	3,560	2,970	2,370	1,180						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	160,920	18,160	15,130	12,100	6,040		162,880	18,390	15,330	12,250	6,120						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	92,340	9,930	8,270	6,610	3,300		94,220	10,150	8,460	6,760	3,370						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	41,240	4,170	3,470	2,770	1,380		43,060	4,380	3,650	2,910	1,450						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	34,390	3,350	2,790	2,230	1,110		36,200	3,560	2,970	2,370	1,180						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	161,640	18,250	15,210	12,160	6,080		162,880	18,390	15,330	12,250	6,120						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	92,980	10,010	8,340	6,670	3,330		94,220	10,150	8,460	6,760	3,370						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	41,820	4,240	3,550	2,820	1,410		43,060	4,380	3,650	2,910	1,450						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	34,960	3,420	2,850	2,280	1,140		36,200	3,560	2,970	2,370	1,180						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	156,740	17,660	14,710	11,760	5,880		162,880	18,390	15,330	12,250	6,120						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	88,080	9,420	7,840	6,270	3,130		94,220	10,150	8,460	6,760	3,370						
		未設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	36,920	3,650	3,030	2,420	1,210		43,060	4,380	3,650	2,910	1,450						
		設置	乳 児 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	30,060	2,830	2,350	1,880	940		30,060	2,830	2,350	1,880	940						

改正後			改正前								
			その保育所がその月月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その保育所の長 がその月月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その保育 所のその 月月初日の 定員区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分						4.0% 加算分			
	設置	101人 から 110人 まで	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4歳以上児	160,340	18,090	15,080	12,050	6,020			
	未設置	111人 から 120人 まで	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4歳以上児	155,880	17,550	14,630	11,690	5,840			
	設置	121人 から 130人 まで	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4歳以上児	158,270	17,840	14,870	11,890	5,940			
	未設置	131人 から 140人 まで	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4歳以上児	154,500	17,390	14,490	11,580	5,790			
	設置	141人 から 150人 まで	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4歳以上児	157,490	17,750	14,790	11,820	5,910			
	未設置		乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4歳以上児	156,790	17,660	14,720	11,770	5,880			

		改正後					改正前				
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)						
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分			
			乳 1, 2 3 4	157,040 88,380 37,220 30,360	14,740 7,870 3,060 2,380	11,790 6,300 2,450 1,910	5,890 3,140 1,220 950				
	151人 から 160人 まで	設置 未設置	児 1, 2 3 4	153,970 85,310 34,150 27,290	14,440 7,570 2,760 2,080	11,540 6,050 2,200 1,660	5,770 3,020 1,100 830				
	161人 から 170人 まで	設置 未設置	児 1, 2 3 4	156,470 87,810 36,650 29,790	17,620 9,380 3,610 2,790	14,690 6,250 3,010 2,330	5,870 3,120 1,200 930				
	171人 以上	設置 未設置	児 1, 2 3 4	155,940 87,280 36,120 29,260	14,630 7,760 2,950 2,270	11,700 6,210 2,360 1,820	5,850 3,100 1,180 910				
	31人 から 40人 まで	設置 未設置	児 1, 2 3 4	183,110 114,990 64,220 57,410	20,820 12,640 6,920 6,110	17,350 8,420 4,610 4,070	6,930 4,200 2,300 2,030				
	41人 から 45人 まで	設置 未設置	児 1, 2 3 4	170,950 102,830 52,060 45,250	16,130 9,310 4,550 3,870	12,900 7,450 3,640 3,100	6,450 3,720 1,820 1,550				
		設置 未設置	児 1, 2 3 4	181,730 113,610 62,840 56,030	17,210 10,390 5,630 4,950	13,760 8,310 4,500 3,960	6,880 4,150 2,250 1,980				
		設置 未設置	児 1, 2 3 4	170,920 102,800 52,030 45,220	16,130 9,310 4,550 3,870	12,900 7,450 3,640 3,100	6,450 3,720 1,820 1,550				
		設置 未設置	児 1, 2 3 4	155,760 87,180 36,080 29,230	14,610 7,750 2,950 2,270	11,690 6,200 2,360 1,820	5,840 3,100 1,180 910				
		設置 未設置	児 1, 2 3 4	153,040 84,460 33,360 26,510	14,340 7,480 3,220 2,400	11,470 5,980 2,140 1,600	5,730 2,990 1,070 800				

改正前

改正後

その保育所 所在する 区域 区分	その保育 所のその 月その 初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
46人 から 50人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	180,930	20,560	17,130	13,700	6,850
			1, 2歳児	112,810	12,380	10,310	8,250	4,120
			3歳児	62,040	6,660	5,550	4,440	2,220
			4歳以上児	55,230	5,850	4,870	3,900	1,950
未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	171,210	19,390	16,160	12,920	6,460	
		1, 2歳児	103,090	9,340	9,340	7,470	3,730	
		3歳児	52,320	5,490	4,580	3,660	1,830	
		4歳以上児	45,510	4,680	3,900	3,120	1,560	
設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	174,990	19,840	16,540	13,220	6,610	
		1, 2歳児	106,870	11,660	9,720	7,770	3,880	
		3歳児	56,100	5,940	4,960	3,960	1,980	
		4歳以上児	49,290	5,130	4,280	3,420	1,710	
未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	166,890	18,870	15,730	12,570	6,280	
		1, 2歳児	98,770	10,690	8,910	7,120	3,550	
		3歳児	48,000	4,970	4,150	3,310	1,650	
		4歳以上児	41,190	4,160	3,470	2,770	1,380	
設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	170,820	19,340	16,120	12,890	6,440	
		1, 2歳児	102,700	11,160	9,300	7,440	3,710	
		3歳児	51,930	5,440	4,540	3,630	1,810	
		4歳以上児	45,120	4,630	3,860	3,090	1,540	
未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	163,880	18,510	15,430	12,330	6,160	
		1, 2歳児	95,760	10,330	8,610	6,880	3,430	
		3歳児	44,990	4,610	3,850	3,070	1,530	
		4歳以上児	38,180	3,800	3,170	2,530	1,260	
設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	167,750	18,980	15,810	12,640	6,320	
		1, 2歳児	99,630	10,800	8,990	7,190	3,590	
		3歳児	48,860	5,080	4,230	3,380	1,690	
		4歳以上児	42,050	4,270	3,550	2,840	1,420	
未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	161,670	18,250	15,210	12,160	6,080	
		1, 2歳児	93,550	10,070	8,390	6,710	3,350	
		3歳児	42,780	4,350	3,630	2,900	1,450	
		4歳以上児	35,970	3,540	2,950	2,360	1,180	
設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	165,310	18,680	15,570	12,450	6,220	
		1, 2歳児	97,190	10,500	8,750	7,000	3,490	
		3歳児	46,420	4,780	3,990	3,190	1,590	
		4歳以上児	39,610	3,970	3,310	2,650	1,320	
未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	乳児	159,910	18,030	15,030	12,010	6,000	
		1, 2歳児	91,790	9,850	8,210	6,560	3,270	
		3歳児	41,020	4,130	3,450	2,750	1,370	
		4歳以上児	34,210	3,320	2,770	2,210	1,100	

改正前

改正後

その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月その 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
	91人 から 100人 まで	設置	乳児	160,450	18,100	15,080	12,060	6,030
			1, 2歳児	92,330	9,920	8,260	6,610	3,300
			3歳児	41,560	4,200	3,500	2,800	1,400
			4歳以上児	34,750	3,390	2,820	2,260	1,130
	未設置	乳児	155,590	17,520	14,600	11,670	5,830	
		1, 2歳児	87,470	9,340	7,780	6,220	3,100	
		3歳児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200	
		4歳以上児	29,890	2,810	2,340	1,870	930	
	設置	乳児	159,160	17,940	14,950	11,950	5,970	
		1, 2歳児	91,040	9,760	8,130	6,500	3,240	
		3歳児	40,270	4,040	3,370	2,690	1,340	
		4歳以上児	33,460	3,230	2,690	2,150	1,070	
未設置	乳児	154,740	17,410	14,510	11,600	5,800		
	1, 2歳児	86,620	9,230	7,690	6,150	3,070		
	3歳児	35,850	3,510	2,930	2,340	1,170		
	4歳以上児	29,040	2,700	2,250	1,800	900		
設置	乳児	158,050	17,810	14,840	11,870	5,930		
	1, 2歳児	89,930	9,630	8,020	6,420	3,200		
	3歳児	39,160	3,910	3,260	2,610	1,300		
	4歳以上児	32,350	3,100	2,580	2,070	1,030		
未設置	乳児	153,990	17,320	14,440	11,540	5,770		
	1, 2歳児	85,870	9,140	7,620	6,090	3,040		
	3歳児	35,100	3,420	2,860	2,280	1,140		
	4歳以上児	28,290	2,610	2,180	1,740	870		
設置	乳児	157,100	17,700	14,750	11,790	5,890		
	1, 2歳児	88,980	9,520	7,930	6,340	3,160		
	3歳児	38,210	3,800	3,170	2,530	1,260		
	4歳以上児	31,400	2,990	2,490	1,990	990		
未設置	乳児	153,370	17,250	14,380	11,490	5,740		
	1, 2歳児	85,250	9,070	7,560	6,040	3,010		
	3歳児	34,480	3,350	2,800	2,230	1,110		
	4歳以上児	27,670	2,540	2,120	1,690	840		
設置	乳児	156,330	17,600	14,670	11,730	5,860		
	1, 2歳児	88,210	9,420	7,850	6,280	3,130		
	3歳児	37,440	3,700	3,090	2,470	1,230		
	4歳以上児	30,630	2,890	2,410	1,930	960		
未設置	乳児	152,850	17,190	14,320	11,450	5,720		
	1, 2歳児	84,730	9,010	7,500	6,000	2,990		
	3歳児	33,960	3,290	2,740	2,190	1,090		
	4歳以上児	27,150	2,480	2,060	1,650	820		

改正前

改正後

その保育所 所在する地域 区分	その保育 所のその 月その 初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
	141人 から 150人 まで	設置	乳児	155,630	17,520	14,600	11,670	5,830
			1, 2歳児	87,510	9,340	7,780	6,220	3,100
			3歳児	36,740	3,620	3,020	2,410	1,200
			4歳以上児	29,930	2,810	2,340	1,870	930
	未設置	乳児	152,390	17,130	14,280	11,410	5,700	
		1, 2歳児	84,270	8,950	7,460	5,960	2,970	
		3歳児	33,500	3,230	2,700	2,150	1,070	
		4歳以上児	26,690	2,420	2,020	1,610	800	
	設置	乳児	155,890	17,550	14,630	11,690	5,840	
		1, 2歳児	87,770	9,370	7,810	6,240	3,110	
		3歳児	37,000	3,650	3,050	2,430	1,210	
		4歳以上児	30,190	2,840	2,370	1,890	940	
	未設置	乳児	152,850	17,190	14,320	11,450	5,720	
		1, 2歳児	84,730	9,010	7,500	6,000	2,990	
		3歳児	33,960	3,290	2,740	2,190	1,090	
		4歳以上児	27,150	2,480	2,060	1,650	820	
設置	乳児	155,320	17,480	14,570	11,650	5,820		
	1, 2歳児	87,200	9,300	7,750	6,200	3,090		
	3歳児	36,430	3,580	2,990	2,390	1,190		
	4歳以上児	29,620	2,770	2,310	1,850	920		
未設置	乳児	152,460	17,140	14,280	11,420	5,710		
	1, 2歳児	84,340	8,960	7,460	5,970	2,980		
	3歳児	33,570	3,240	2,700	2,160	1,080		
	4歳以上児	26,760	2,430	2,020	1,620	810		
設置	乳児	154,790	17,420	14,520	11,610	5,800		
	1, 2歳児	86,670	9,240	7,700	6,160	3,070		
	3歳児	35,900	3,520	2,940	2,350	1,170		
	4歳以上児	29,090	2,710	2,260	1,810	900		
未設置	乳児	152,090	17,100	14,250	11,390	5,690		
	1, 2歳児	83,970	8,920	7,430	5,940	2,960		
	3歳児	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060		
	4歳以上児	26,390	2,390	1,990	1,590	790		
設置	乳児	181,730	20,650	17,210	13,770	6,880		
	1, 2歳児	114,150	12,540	10,450	8,360	4,180		
	3歳児	63,760	6,870	5,720	4,580	2,290		
	4歳以上児	57,010	6,060	5,050	4,040	2,020		
未設置	乳児	169,680	19,200	16,000	12,800	6,390		
	1, 2歳児	102,100	11,090	9,240	7,390	3,690		
	3歳児	51,710	5,420	4,510	3,610	1,800		
	4歳以上児	44,960	4,610	3,840	3,070	1,530		

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	41人 から 45人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	20,490 12,380 6,710 5,900	17,070 10,310 5,580 4,910	13,660 8,250 4,470 3,930	6,820 4,120 2,230 1,960	180,360 112,780 62,390 55,640	20,460 12,360 6,690 5,890	17,050 10,300 5,580 4,910	13,630 8,230 4,450 3,920	6,810 4,110 2,220 1,960
	46人 から 50人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	20,390 12,280 6,610 5,800	16,990 10,230 5,500 4,830	13,600 8,190 4,410 3,870	6,790 4,090 2,200 1,930	169,650 102,070 51,680 44,930	19,180 11,080 5,410 4,610	15,980 9,230 4,510 3,840	12,780 7,380 3,600 3,070	6,380 3,680 1,790 1,530
	51人 から 60人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	19,680 11,570 5,900 5,090	16,400 9,640 4,910 4,240	13,120 7,710 3,930 3,390	6,550 3,850 1,960 1,690	173,670 106,090 55,700 48,950	19,660 11,560 5,890 5,090	16,380 9,630 4,910 4,240	13,100 7,700 3,920 3,390	6,540 3,840 1,950 1,690
	61人 から 70人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	19,190 11,080 5,410 4,600	15,990 9,230 4,500 3,830	12,790 7,380 3,600 3,060	6,390 3,690 1,800 1,530	169,540 101,960 51,570 44,820	18,700 10,600 4,930 4,130	15,580 8,830 4,110 3,440	12,460 7,060 3,280 2,750	6,220 3,520 1,630 1,370
	71人 から 80人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	18,820 10,710 5,040 4,230	15,690 8,930 4,200 3,550	12,550 7,140 3,360 2,820	6,270 3,570 1,680 1,410	166,490 98,910 48,520 41,770	18,820 10,710 5,040 4,230	15,690 8,930 4,200 3,550	12,550 7,140 3,360 2,820	6,270 3,570 1,680 1,410
	80人 まで	未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	18,100 9,990 4,320 3,510	15,080 8,320 3,590 2,920	12,070 6,660 2,880 2,340	6,030 3,330 1,440 1,170	160,460 92,880 42,490 35,740	4,130 3,440	3,840	2,750	1,370

改正前										改正後																	
その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その保育所の その月の 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)															
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分												
設置	61人 から 90人 まで	設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	163,870	18,510	15,420	12,330	6,160	163,870	16,380	13,310	10,150	5,075	10/100 地域	設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	164,070	18,530	15,440	12,360	6,170	164,070	16,490	13,330	10,175	5,087	
未設置		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	158,530	17,870	14,890	11,910	5,950	158,530	15,850	12,870	9,650	4,825		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	158,720	17,890	14,910	11,930	5,960	158,720	15,940	12,900	9,675	4,841	
設置	91人 から 120人 まで	設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	156,890	17,640	14,700	11,760	5,870	156,890	15,680	12,640	9,520	4,760		設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	157,970	17,830	14,480	11,590	5,790	157,970	15,830	12,830	9,630	4,815	
未設置		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	153,590	17,270	14,400	11,520	5,750	153,590	15,350	12,300	9,225	4,612		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	153,590	17,270	14,400	11,520	5,750	153,590	15,350	12,300	9,225	4,612	
設置	111人 から 120人 まで	設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	156,870	17,670	14,720	11,780	5,880	156,870	15,680	12,640	9,520	4,760		設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	156,870	17,670	14,720	11,780	5,880	156,870	15,680	12,640	9,520	4,760	
未設置		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	152,850	17,190	14,320	11,460	5,720	152,850	15,280	12,240	9,180	4,590		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	152,850	17,190	14,320	11,460	5,720	152,850	15,280	12,240	9,180	4,590	
設置	121人 から 130人 まで	設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	155,940	17,560	14,630	11,710	5,850	155,940	15,590	12,510	9,450	4,725		設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	155,940	17,560	14,630	11,710	5,850	155,940	15,590	12,510	9,450	4,725	
未設置		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	152,330	17,110	14,250	11,410	5,700	152,330	15,230	12,190	9,090	4,545		未設置	乳 児 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	152,330	17,110	14,250	11,410	5,700	152,330	15,230	12,190	9,090	4,545	

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又 は未設 置(次 員・無 給)の 区分	その入所 児童の 年齢区 分	基本分 保育単 価 (第1欄)	民間施設給 与等改 善費加 算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	155,160	17,460	14,550	11,640	5,810				
	131人 から 140人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	87,580	9,350	7,790	6,230	3,110				
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	37,190	3,680	3,060	2,450	1,220				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	30,440	2,870	2,390	1,910	950				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	151,720	17,050	14,210	11,370	5,680				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	84,140	8,940	7,450	5,960	2,980				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,750	3,270	2,720	2,180	1,090				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	27,000	2,460	2,050	1,640	820				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	154,470	17,380	14,480	11,590	5,790				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	86,890	9,270	7,720	6,180	3,090				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	36,500	3,600	2,990	2,400	1,200				
	141人 から 150人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	29,750	2,790	2,320	1,860	930				
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	151,260	16,990	14,160	11,330	5,660				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	83,680	8,880	7,400	5,920	2,960				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,290	3,210	2,670	2,140	1,070				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	26,540	2,400	2,000	1,600	800				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	154,730	17,410	14,510	11,610	5,800				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	87,150	9,300	7,750	6,200	3,100				
	151人 から 160人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	36,760	3,630	3,020	2,420	1,210				
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	30,010	2,820	2,350	1,880	940				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	151,720	17,050	14,210	11,370	5,680				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	84,140	8,940	7,450	5,960	2,980				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,750	3,270	2,720	2,180	1,090				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	27,000	2,460	2,050	1,640	820				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	154,170	17,340	14,450	11,560	5,770				
	161人 から 170人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	86,590	9,230	7,690	6,150	3,070				
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	36,200	3,560	2,980	2,370	1,180				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	29,450	2,750	2,290	1,830	910				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	151,330	17,000	14,170	11,340	5,660				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	83,750	8,890	7,410	5,930	2,960				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,360	3,220	2,680	2,150	1,070				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	26,610	2,410	2,010	1,610	800				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	153,640	17,280	14,400	11,520	5,750				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	86,060	9,170	7,640	6,110	3,050				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	35,670	3,500	2,910	2,330	1,160				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	28,920	2,690	2,240	1,790	890				
	171人 以上	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	150,970	16,960	14,130	11,310	5,650				
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	83,390	8,850	7,370	5,900	2,950				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,000	3,180	2,640	2,120	1,060				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	26,250	2,370	1,970	1,580	790				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	154,280	17,360	14,460	11,570	5,780				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	86,790	9,260	7,710	6,170	3,080				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	36,460	3,590	2,990	2,390	1,190				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	29,720	2,790	2,320	1,860	930				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	151,080	16,970	14,140	11,310	5,650				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	83,590	8,870	7,390	5,910	2,950				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,260	3,200	2,670	2,130	1,060				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	26,520	2,400	2,000	1,600	800				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	153,460	17,260	14,380	11,500	5,740				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	85,970	9,160	7,630	6,100	3,040				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	35,640	3,490	2,910	2,320	1,150				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	28,900	2,690	2,240	1,790	890				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	150,790	16,940	14,110	11,290	5,640				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	83,300	8,840	7,360	5,890	2,940				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	32,970	3,170	2,640	2,110	1,050				
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	26,230	2,370	1,970	1,580	790				

改正後			改正前				
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
		乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	180,340 113,310 63,310 56,610	20,480 12,440 6,810 6,010	17,070 10,370 5,680 5,010	13,660 8,290 4,540 4,010	6,820 4,140 2,260 2,000
31人 から 40人 まで	設置 未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	168,400 101,370 51,370 44,670	19,050 11,010 5,380 4,580	15,880 9,180 4,490 3,820	12,700 7,330 3,580 3,050	6,340 3,660 1,780 1,520
		乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	178,980 111,950 61,950 55,250	20,320 12,280 6,650 5,850	16,930 10,230 5,540 4,870	13,550 8,180 4,430 3,900	6,770 4,090 2,210 1,950
41人 から 45人 まで	設置 未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	168,370 101,340 51,340 44,640	19,050 11,010 5,380 4,580	15,870 9,170 4,480 3,810	12,700 7,330 3,580 3,050	6,340 3,660 1,780 1,520
		乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	178,200 111,170 61,170 54,470	20,230 12,190 6,560 5,760	16,860 10,160 5,470 4,800	13,490 8,120 4,370 3,840	6,740 4,060 2,180 1,920
46人 から 50人 まで	設置 未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	168,650 101,620 51,620 44,920	19,080 11,040 5,410 4,610	15,900 9,200 4,510 3,840	12,720 7,350 3,600 3,070	6,350 3,670 1,790 1,530
		乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	172,350 105,320 55,320 48,620	19,520 11,480 5,850 5,050	16,270 9,570 4,880 4,210	13,020 7,650 3,900 3,370	6,500 3,820 1,940 1,680
51人 から 60人 まで	設置 未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	164,390 97,360 47,360 40,660	18,570 10,530 4,900 4,100	15,470 8,770 4,080 3,410	12,380 7,010 3,260 2,730	6,180 3,500 1,620 1,360
		乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	168,250 101,220 51,220 44,520	19,030 10,990 5,360 4,560	15,860 9,160 4,470 3,800	12,690 7,320 3,570 3,040	6,340 3,660 1,780 1,520
61人 から 70人 まで	設置 未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	161,420 94,390 44,390 37,690	18,210 10,170 4,540 3,740	15,180 8,480 3,790 3,120	12,140 6,770 3,020 2,490	6,060 3,380 1,500 1,240
		その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分					
		その入所児童 の年齢区分					
		基本分 保育単価 (第1欄)					
		民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
		その保育所 のその 月初日の 定員区分					
		その保育所 所在する 地域 区分					
		その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分					
		その入所児童 の年齢区分					
		基本分 保育単価 (第1欄)					
		民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
		その保育所 のその 月初日の 定員区分					
		その保育所 所在する 地域 区分					

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置 又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢 区分	基本分 保育単 価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
9/100 地域	71人 から 80人 まで	設置	乳児	165,220	18,670	15,560	12,450	6,220				
			1, 2歳児	98,190	10,630	8,860	7,080	3,540				
			3歳児	48,190	5,000	4,170	3,330	1,660				
			4歳以上児	41,490	4,200	3,500	2,800	1,400				
	81人 から 90人 まで	未設置	乳児	159,250	17,950	14,960	11,970	5,980				
			1, 2歳児	92,220	9,910	8,260	6,600	3,300				
			3歳児	42,220	4,280	3,570	2,850	1,420				
			4歳以上児	35,520	3,480	2,900	2,320	1,160				
	91人 から 100人 まで	設置	乳児	162,820	18,380	15,320	12,260	6,120				
			1, 2歳児	95,790	10,340	8,620	6,890	3,440				
			3歳児	45,790	4,710	3,930	3,140	1,560				
			4歳以上児	39,090	3,910	3,260	2,610	1,300				
91人 から 100人 まで	未設置	乳児	157,510	17,740	14,790	11,830	5,910					
		1, 2歳児	90,480	9,700	8,090	6,460	3,230					
		3歳児	40,480	4,070	3,400	2,710	1,350					
		4歳以上児	33,780	3,270	2,730	2,180	1,090					
91人 から 100人 まで	設置	乳児	158,060	17,810	14,840	11,870	5,930					
		1, 2歳児	91,030	9,770	8,140	6,500	3,250					
		3歳児	41,030	4,140	3,450	2,750	1,370					
		4歳以上児	34,330	3,340	2,780	2,220	1,110					
101人 から 110人 まで	未設置	乳児	153,280	17,240	14,360	11,490	5,740					
		1, 2歳児	86,250	9,200	7,660	6,120	3,060					
		3歳児	36,250	3,570	2,970	2,370	1,180					
		4歳以上児	29,550	2,770	2,300	1,840	920					
101人 から 110人 まで	設置	乳児	156,780	17,660	14,710	11,770	5,880					
		1, 2歳児	89,750	9,620	8,010	6,400	3,200					
		3歳児	39,750	3,990	3,320	2,650	1,320					
		4歳以上児	33,050	3,190	2,650	2,120	1,060					
111人 から 120人 まで	未設置	乳児	152,440	17,130	14,280	11,420	5,700					
		1, 2歳児	85,410	9,090	7,580	6,050	3,020					
		3歳児	35,410	3,460	2,890	2,300	1,140					
		4歳以上児	28,710	2,660	2,220	1,770	880					
111人 から 120人 まで	設置	乳児	155,680	17,520	14,600	11,680	5,830					
		1, 2歳児	88,650	9,480	7,900	6,310	3,150					
		3歳児	38,650	3,850	3,210	2,560	1,270					
		4歳以上児	31,950	3,050	2,540	2,030	1,010					
111人 から 120人 まで	未設置	乳児	151,710	17,050	14,210	11,370	5,680					
		1, 2歳児	84,680	9,010	7,510	6,000	3,000					
		3歳児	34,680	3,380	2,820	2,250	1,120					
		4歳以上児	27,980	2,580	2,150	1,720	860					
111人 から 120人 まで	設置	乳児	155,510	17,510	14,590	11,670	5,830					
		1, 2歳児	88,570	9,470	7,890	6,310	3,150					
		3歳児	38,620	3,850	3,200	2,560	1,270					
		4歳以上児	31,930	3,050	2,540	2,030	1,010					
91人 から 120人 まで	未設置	乳児	151,540	17,030	14,190	11,350	5,670					
		1, 2歳児	84,600	8,990	7,490	5,990	2,990					
		3歳児	34,650	3,370	2,800	2,240	1,110					
		4歳以上児	27,960	2,570	2,140	1,710	850					

		改正後										改正前									
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢 区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢 区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
			乳 1, 2歳 児	154,760	17,410	14,510	11,610	5,800				乳 1, 2歳 児	153,130	17,230	14,350	11,480	5,740				
		設置	3歳 児	87,730	9,370	7,810	6,240	3,120				3歳 児	86,190	9,190	7,650	6,120	3,060				
			4歳 以上 児	37,730	3,740	3,120	2,490	1,240				4歳 以上 児	36,240	3,570	2,960	2,370	1,180				
	121人 から 130人 まで		乳 1, 2歳 児	31,030	2,940	2,450	1,960	980				乳 1, 2歳 児	29,550	2,770	2,300	1,840	920				
		未設置	3歳 児	151,080	16,970	14,140	11,320	5,650				3歳 児	149,950	16,840	14,040	11,230	5,610				
			4歳 以上 児	84,050	8,930	7,440	5,950	2,970				4歳 以上 児	83,010	8,800	7,340	5,870	2,930				
		設置	乳 1, 2歳 児	34,050	3,300	2,750	2,200	1,090				乳 1, 2歳 児	33,060	3,180	2,650	2,120	1,050				
			3歳 児	27,350	2,500	2,080	1,670	830				3歳 児	26,370	2,380	1,990	1,590	790				
			4歳 以上 児	153,990	17,320	14,430	11,550	5,770				4歳 以上 児	149,950	16,840	14,040	11,230	5,610				
		設置	乳 1, 2歳 児	86,960	9,280	7,730	6,180	3,090				乳 1, 2歳 児	86,190	9,190	7,650	6,120	3,060				
			3歳 児	36,960	3,650	3,040	2,430	1,210				3歳 児	36,240	3,570	2,960	2,370	1,180				
	131人 から 140人 まで		4歳 以上 児	30,260	2,850	2,370	1,900	950				4歳 以上 児	29,550	2,770	2,300	1,840	920				
		未設置	乳 1, 2歳 児	150,580	16,910	14,090	11,280	5,630				乳 1, 2歳 児	149,950	16,840	14,040	11,230	5,610				
			3歳 児	83,550	8,870	7,390	5,910	2,950				3歳 児	83,010	8,800	7,340	5,870	2,930				
			4歳 以上 児	33,550	3,240	2,700	2,160	1,070				4歳 以上 児	33,060	3,180	2,650	2,120	1,050				
		設置	乳 1, 2歳 児	26,850	2,440	2,030	1,630	810				乳 1, 2歳 児	26,370	2,380	1,990	1,590	790				
	141人 から 150人 まで		3歳 児	153,300	17,240	14,370	11,490	5,740				3歳 児	153,130	17,230	14,350	11,480	5,740				
			4歳 以上 児	86,270	9,200	7,670	6,120	3,060				4歳 以上 児	86,190	9,190	7,650	6,120	3,060				
		設置	乳 1, 2歳 児	36,270	3,570	2,980	2,370	1,180				乳 1, 2歳 児	36,240	3,570	2,960	2,370	1,180				
			3歳 児	29,570	2,770	2,310	1,840	920				3歳 児	29,550	2,770	2,300	1,840	920				
		未設置	乳 1, 2歳 児	150,120	16,860	14,050	11,240	5,610				乳 1, 2歳 児	149,950	16,840	14,040	11,230	5,610				
			3歳 児	83,090	8,820	7,350	5,870	2,930				3歳 児	83,010	8,800	7,340	5,870	2,930				
			4歳 以上 児	33,090	3,190	2,660	2,120	1,050				4歳 以上 児	33,060	3,180	2,650	2,120	1,050				
		設置	乳 1, 2歳 児	26,390	2,390	1,990	1,590	790				乳 1, 2歳 児	26,370	2,380	1,990	1,590	790				
	151人 から 160人 まで		3歳 児	153,570	17,270	14,390	11,520	5,750				3歳 児	153,300	17,240	14,370	11,490	5,740				
			4歳 以上 児	86,540	9,230	7,690	6,150	3,070				4歳 以上 児	86,270	9,200	7,670	6,120	3,060				
		設置	乳 1, 2歳 児	36,540	3,600	3,000	2,400	1,190				乳 1, 2歳 児	36,240	3,570	2,960	2,370	1,180				
			3歳 児	29,840	2,800	2,330	1,870	930				3歳 児	29,570	2,770	2,310	1,840	920				
		未設置	乳 1, 2歳 児	150,580	16,910	14,090	11,280	5,630				乳 1, 2歳 児	150,120	16,860	14,050	11,240	5,610				
			3歳 児	83,550	8,870	7,390	5,910	2,950				3歳 児	83,090	8,820	7,350	5,870	2,930				
			4歳 以上 児	33,550	3,240	2,700	2,160	1,070				4歳 以上 児	33,090	3,190	2,660	2,120	1,050				
		設置	乳 1, 2歳 児	26,850	2,440	2,030	1,630	810				乳 1, 2歳 児	26,390	2,390	1,990	1,590	790				
	161人 から 170人 まで		3歳 児	153,010	17,200	14,340	11,470	5,730				3歳 児	153,570	17,270	14,390	11,520	5,750				
			4歳 以上 児	85,980	9,160	7,640	6,100	3,050				4歳 以上 児	86,540	9,230	7,690	6,150	3,070				
		設置	乳 1, 2歳 児	35,980	3,530	2,950	2,350	1,170				乳 1, 2歳 児	35,980	3,530	2,950	2,350	1,170				
			3歳 児	29,280	2,730	2,280	1,820	910				3歳 児	29,280	2,730	2,280	1,820	910				
		未設置	乳 1, 2歳 児	150,200	16,870	14,060	11,250	5,620				乳 1, 2歳 児	150,580	16,910	14,090	11,280	5,630				
			3歳 児	83,170	8,830	7,360	5,880	2,940				3歳 児	83,550	8,870	7,390	5,910	2,950				
			4歳 以上 児	33,170	3,200	2,670	2,130	1,060				4歳 以上 児	33,550	3,240	2,700	2,160	1,070				
		設置	乳 1, 2歳 児	26,470	2,400	2,000	1,600	800				乳 1, 2歳 児	26,850	2,440	2,030	1,630	810				
			3歳 児	26,470	2,400	2,000	1,600	800				3歳 児	26,850	2,440	2,030	1,630	810				

		改正後										改正前									
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
	171人 以上	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	152,490 85,460 35,460 28,760	17,140 9,100 3,470 2,670	14,280 7,580 2,890 1,780	11,430 6,060 2,310 1,150	5,710 3,030 1,150 890	151人 以上	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	152,310 85,370 35,420 28,730	17,130 9,090 3,470 2,670	14,270 7,570 2,880 1,780	11,420 6,060 2,310 1,780	5,710 3,030 1,150 890					
	31人 から 40人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	149,840 82,810 32,810 26,110	16,820 8,780 3,150 2,350	14,020 7,320 2,630 1,960	11,220 5,850 2,100 1,570	5,600 2,920 1,040 780	151人 以上	未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	149,670 82,730 32,780 26,090	14,010 7,310 2,620 1,960	11,200 5,840 2,090 1,560	5,600 2,920 1,040 780						
	41人 から 45人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	177,610 111,130 61,500 54,860	20,160 12,180 6,590 5,800	16,790 10,140 5,490 4,830	13,440 8,120 4,400 3,870	6,710 4,050 2,190 1,930	45人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	177,400 111,000 61,440 54,800	20,140 12,170 6,590 5,800	16,780 10,140 5,490 4,830	13,420 8,100 4,390 3,860	6,710 4,050 2,190 1,930					
	46人 から 50人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	167,100 100,620 50,990 44,350	18,900 10,920 5,330 4,540	15,740 9,090 4,440 3,780	12,600 7,280 3,560 3,030	6,290 3,630 1,770 1,510	45人 まで	未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	166,910 100,510 50,950 44,310	18,880 10,910 5,330 4,540	15,730 9,090 4,440 3,780	12,580 7,260 3,550 3,020	6,290 3,630 1,770 1,510					
	51人 から 60人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	171,030 104,550 54,920 48,280	19,370 11,390 5,800 5,010	16,140 9,490 4,840 4,180	12,910 7,590 3,870 3,340	6,450 3,790 1,930 1,670	46人 から 60人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	170,830 104,430 54,870 48,230	19,350 11,380 5,800 5,010	16,120 9,480 4,830 4,170	12,900 7,580 3,870 3,340	6,450 3,790 1,930 1,670					
	31人 から 40人 まで	未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	163,150 96,670 47,040 40,400	18,430 10,450 4,860 4,070	15,350 8,700 4,050 3,390	12,280 6,960 3,240 2,710	6,130 3,470 1,610 1,350	46人 から 60人 まで	未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4 歳以上	162,960 96,560 47,000 40,360	18,400 10,430 4,850 4,060	15,340 8,700 4,050 3,390	12,270 6,950 3,240 2,710	6,130 3,470 1,610 1,350					

		改正後					改正前						
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
8/100 地域	61人 から 90人 まで	設置	乳児	166,960	18,880	15,730	12,580	6,280	161,390	18,210	15,180	12,140	6,070
			1, 2歳児	100,480	9,080	7,260	3,620	94,990	10,240	8,540	6,820	3,410	
			3歳児	50,850	5,310	4,430	1,760	45,430	4,660	3,890	3,110	1,550	
			4歳以上児	44,210	4,520	3,770	1,500	38,790	3,870	3,230	2,580	1,290	
	71人 から 80人 まで	未設置	乳児	160,200	18,070	15,050	12,040	6,010	156,140	17,580	14,650	11,720	5,860
			1, 2歳児	93,720	10,090	8,400	6,720	89,740	9,610	8,010	6,400	3,200	
			3歳児	44,090	4,500	3,750	3,000	40,180	4,030	3,360	2,690	1,340	
			4歳以上児	37,450	3,710	3,090	2,470	33,540	3,240	2,700	2,160	1,080	
	81人 から 90人 まで	設置	乳児	163,960	18,520	15,430	12,340	6,160	156,800	17,810	14,840	11,870	5,930
			1, 2歳児	97,480	10,540	8,780	7,020	91,560	9,830	8,190	6,550	3,270	
			3歳児	47,850	4,950	4,130	3,300	41,930	4,240	3,540	2,830	1,410	
			4歳以上児	41,210	4,160	3,470	2,770	35,290	3,450	2,880	2,300	1,150	
	91人 から 100人 まで	未設置	乳児	156,320	17,610	14,670	11,730	5,860	151,580	18,240	15,190	12,150	6,070
			1, 2歳児	89,840	9,630	8,020	6,410	84,540	9,070	7,600	6,080	3,030	
			3歳児	40,210	4,040	3,370	2,690	36,830	3,880	3,230	2,580	1,290	
			4歳以上児	33,570	3,250	2,710	2,160	30,570	3,250	2,710	2,160	1,080	
101人 から 110人 まで	設置	乳児	156,860	17,670	14,720	11,780	5,880	156,320	17,610	14,670	11,730	5,860	
		1, 2歳児	90,380	9,690	8,070	6,460	85,840	9,300	7,680	6,060	3,020		
		3歳児	40,750	4,100	3,420	2,740	37,050	3,890	3,240	2,600	1,300		
		4歳以上児	34,110	3,310	2,760	2,210	30,800	3,310	2,760	2,210	1,100		
8/100 地域	未設置	乳児	152,130	17,110	14,250	11,400	5,690	147,320	17,110	14,250	11,400	5,690	
		1, 2歳児	85,650	9,130	7,600	6,080	80,320	8,700	7,300	5,800	2,900		
		3歳児	36,020	3,540	2,950	2,360	32,480	3,540	2,950	2,360	1,170		
		4歳以上児	29,380	2,750	2,290	1,830	26,630	2,750	2,290	1,830	910		
8/100 地域	設置	乳児	155,600	17,520	14,590	11,680	5,830	154,880	17,520	14,590	11,680	5,830	
		1, 2歳児	89,120	9,540	7,940	6,360	84,820	9,030	7,510	6,010	3,000		
		3歳児	39,490	3,950	3,290	2,640	35,200	3,950	3,290	2,640	1,310		
		4歳以上児	32,850	3,160	2,630	2,110	29,720	3,160	2,630	2,110	1,050		
8/100 地域	未設置	乳児	151,300	17,010	14,160	11,330	5,660	146,690	17,010	14,160	11,330	5,660	
		1, 2歳児	84,820	9,030	7,510	6,010	80,320	8,700	7,300	5,800	2,900		
		3歳児	35,190	3,440	2,860	2,290	31,750	3,440	2,860	2,290	1,140		
		4歳以上児	28,550	2,650	2,200	1,760	25,900	2,650	2,200	1,760	880		

		改正後					改正前							
その保育所の所在する地域区分	その保育所の長がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その保育所の そのその 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	設置	111人 から 120人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	154,510	17,390	14,480	11,590	5,790	154,340	17,370	14,470	11,580	5,790
	未設置		未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	88,030	9,410	7,830	6,270	3,130	87,940	9,400	7,830	6,260	3,130
					38,400	3,820	3,180	2,550	1,270	38,380	3,820	3,180	2,550	1,270
					31,760	3,030	2,520	2,020	1,010	31,740	3,030	2,520	2,020	1,010
					150,570	16,920	14,090	11,270	5,630	150,400	16,900	14,080	11,260	5,630
					84,090	8,940	7,440	5,950	2,970	84,000	8,930	7,440	5,940	2,970
					34,460	3,350	2,790	2,230	1,110	34,440	3,350	2,790	2,230	1,110
					27,820	2,560	2,130	1,700	850	27,800	2,560	2,130	1,700	850
					153,590	17,280	14,390	11,520	5,750					
					87,110	9,300	7,740	6,200	3,090					
					37,480	3,710	3,090	2,480	1,230					
					30,840	2,920	2,430	1,950	970					
					149,950	16,840	14,030	11,220	5,600					
					83,470	8,860	7,380	5,900	2,940					
					33,840	3,270	2,730	2,180	1,080					
					27,200	2,480	2,070	1,650	820					
					152,830	17,190	14,320	11,450	5,720					
					86,350	9,210	7,670	6,130	3,060					
					36,720	3,620	3,020	2,410	1,200					
					30,080	2,830	2,360	1,880	940					
					149,450	16,780	13,980	11,180	5,580					
					82,970	8,800	7,330	5,860	2,920					
					33,340	3,210	2,680	2,140	1,060					
					26,700	2,420	2,020	1,610	800					
					152,140	17,110	14,250	11,400	5,690	151,970	17,080	14,240	11,390	5,690
					85,660	9,130	7,600	6,080	3,030	85,570	9,110	7,600	6,070	3,030
					36,030	3,540	2,950	2,360	1,170	36,010	3,530	2,950	2,360	1,170
					29,390	2,750	2,290	1,830	910	29,370	2,740	2,290	1,830	910
					148,990	16,730	13,930	11,150	5,570	148,820	16,710	13,920	11,140	5,570
					82,510	8,750	7,280	5,830	2,910	82,420	8,740	7,280	5,820	2,910
					32,880	3,160	2,630	2,110	1,050	32,860	3,160	2,630	2,110	1,050
					26,240	2,370	1,970	1,580	790	26,220	2,370	1,970	1,580	790
					152,410	17,140	14,280	11,420	5,700					
					85,930	9,160	7,630	6,100	3,040					
					36,300	3,570	2,980	2,380	1,180					
					29,660	2,780	2,320	1,850	920					
					149,460	16,780	13,980	11,180	5,580					
					82,980	8,800	7,330	5,860	2,920					
					33,350	3,210	2,680	2,140	1,060					
					26,710	2,420	2,020	1,610	800					

改正後		改正前											
		その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その月最初の 入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				民間施設給与等改善費加算額		
						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
						17,070	14,220	11,380	5,680				
						9,090	7,570	6,060	3,020				
						3,500	2,920	2,340	1,160				
						2,710	2,260	1,810	900				
						16,740	13,940	11,150	5,570				
						8,760	7,290	5,830	2,910				
						3,170	2,640	2,110	1,050				
						2,380	1,980	1,580	790				
						17,010	14,170	11,340	5,660				
						9,030	7,520	6,020	3,000				
						3,440	2,870	2,300	1,140				
						2,650	2,210	1,770	880				
						16,700	13,910	11,130	5,560				
						8,720	7,260	5,810	2,900				
						3,130	2,610	2,090	1,040				
						2,340	1,950	1,560	780				
						20,160	16,790	13,430	6,710				
						12,240	10,200	8,150	4,070				
						6,710	5,580	4,460	2,230				
						5,920	4,930	3,940	1,970				
						18,750	15,620	12,500	6,240				
						10,830	9,030	7,220	3,600				
						5,300	4,410	3,530	1,760				
						4,510	3,760	3,010	1,500				
						20,000	16,660	13,330	6,660				
						12,080	10,070	8,050	4,020				
						6,550	5,450	4,360	2,180				
						5,760	4,800	3,840	1,920				
						18,750	15,610	12,490	6,240				
						10,830	9,020	7,210	3,600				
						5,300	4,400	3,520	1,760				
						4,510	3,750	3,000	1,500				
						19,900	16,580	13,260	6,620				
						11,980	9,990	7,980	3,980				
						6,450	5,370	4,290	2,140				
						5,660	4,720	3,770	1,880				
						18,780	15,640	12,510	6,250				
						10,860	9,050	7,230	3,610				
						5,330	4,430	3,540	1,770				
						4,540	3,780	3,020	1,510				

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
7/100 地域	51人 から 60人 まで	設置	乳児	169,700	19,210	16,000	12,800	6,390	19,190	15,990	12,790	6,390
			1, 2歳児	103,770	11,290	9,410	7,520	3,750	11,290	9,400	7,520	3,750
			3歳児	54,530	5,760	4,790	3,830	1,910	5,760	4,790	3,830	1,910
			4歳以上児	47,940	4,970	4,140	3,310	1,650	4,970	4,140	3,310	1,650
	61人 から 70人 まで	未設置	乳児	161,890	18,280	15,220	12,180	6,080	161,720	15,210	12,170	6,080
			1, 2歳児	95,960	10,360	8,630	6,900	3,440	95,860	10,350	8,620	3,440
			3歳児	46,720	4,830	4,010	3,210	1,600	46,680	4,820	4,010	1,600
			4歳以上児	40,130	4,040	3,360	2,690	1,340	40,100	4,030	3,360	1,340
	71人 から 80人 まで	設置	乳児	165,670	18,730	15,600	12,480	6,230				
			1, 2歳児	99,740	10,810	9,010	7,200	3,590				
			3歳児	50,500	5,280	4,390	3,510	1,750				
			4歳以上児	43,910	4,490	3,740	2,990	1,490				
81人 から 90人 まで	未設置	乳児	158,970	17,920	14,930	11,940	5,960					
		1, 2歳児	93,040	10,000	8,340	6,660	3,320					
		3歳児	43,800	4,470	3,720	2,970	1,480					
		4歳以上児	37,210	3,680	3,070	2,450	1,220					
7/100 地域	91人 から 100人 まで	設置	乳児	162,690	18,370	15,300	12,240	6,110	160,150	15,050	12,040	6,020
			1, 2歳児	96,760	10,450	8,710	6,960	3,470	94,290	10,160	8,460	3,380
			3歳児	47,520	4,920	4,090	3,270	1,630	45,110	4,630	3,850	1,540
			4歳以上児	40,930	4,130	3,440	2,750	1,370	38,530	3,840	3,200	1,280
	91人 から 100人 まで	未設置	乳児	156,830	17,670	14,720	11,770	5,880				
			1, 2歳児	90,900	9,750	8,130	6,490	3,240				
			3歳児	41,660	4,220	3,510	2,800	1,400				
			4歳以上児	35,070	3,430	2,860	2,280	1,140				
	91人 から 100人 まで	設置	乳児	160,330	18,090	15,070	12,050	6,020	160,150	15,050	12,040	6,020
			1, 2歳児	94,400	10,170	8,480	6,770	3,380	94,290	10,160	8,460	3,380
			3歳児	45,160	4,640	3,860	3,080	1,540	45,110	4,630	3,850	1,540
			4歳以上児	38,570	3,850	3,210	2,560	1,280	38,530	3,840	3,200	1,280
91人 から 100人 まで	未設置	乳児	155,120	17,460	14,540	11,640	5,810	154,950	14,530	11,620	5,810	
		1, 2歳児	89,190	9,540	7,950	6,360	3,170	89,090	9,540	7,940	3,170	
		3歳児	39,950	4,010	3,330	2,670	1,330	39,910	4,010	3,330	1,330	
		4歳以上児	33,360	3,290	2,680	2,150	1,070	33,330	3,220	2,660	1,070	
91人 から 100人 まで	設置	乳児	155,660	17,530	14,600	11,680	5,830					
		1, 2歳児	89,730	9,610	8,010	6,400	3,190					
		3歳児	40,490	4,080	3,390	2,710	1,350					
		4歳以上児	33,900	3,290	2,740	2,190	1,090					
91人 から 100人 まで	未設置	乳児	150,970	16,970	14,130	11,310	5,650					
		1, 2歳児	85,040	9,050	7,540	6,030	3,010					
		3歳児	35,800	3,520	2,920	2,340	1,170					
		4歳以上児	29,210	2,730	2,270	1,820	910					

		改正後						改正前						
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又 は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区 分	基本 単 価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				基本 単 価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	154,400 88,470 39,230 32,640	17,380 7,880 3,260 2,610	11,580 6,300 2,610 2,090	5,780 3,140 1,300 1,040							
	101人 から 110人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	150,140 84,210 34,970 28,380	16,870 8,950 3,420 2,630	11,240 5,960 2,270 1,750	5,610 2,970 1,130 870							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	153,320 87,390 38,150 31,560	17,250 9,330 3,800 3,010	11,490 6,210 2,520 2,000	5,740 3,100 1,260 1,000							
	111人 から 120人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	149,420 83,490 34,250 27,660	16,780 8,860 3,330 2,540	11,180 5,900 2,210 1,690	5,580 2,940 1,100 840							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	152,410 86,480 37,240 30,650	17,140 9,220 3,690 2,900	11,420 6,140 2,450 1,930	5,700 3,060 1,220 960							
	121人 から 130人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	148,800 82,870 33,630 27,040	16,700 8,780 3,250 2,460	11,130 5,850 2,160 1,640	5,560 2,920 1,080 820							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	151,650 85,720 36,480 29,890	17,050 9,130 3,600 2,810	11,360 6,080 2,390 1,870	5,670 3,030 1,190 930							
	131人 から 140人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	148,300 82,370 33,130 26,540	16,640 8,720 3,190 2,400	11,090 5,810 2,120 1,600	5,540 2,900 1,060 800							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	150,980 85,050 35,810 29,220	16,970 9,050 3,520 2,730	11,310 6,030 2,340 1,820	5,650 3,010 1,170 910							
	141人 から 150人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	147,850 81,920 32,680 26,090	16,590 8,670 3,140 2,350	11,060 5,780 2,090 1,570	5,520 2,880 1,040 780							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	149,260 83,400 34,220 27,640	16,760 8,860 3,330 2,540	11,170 5,900 2,210 1,690	5,580 2,940 1,100 840							
		設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	153,160 87,300 38,120 31,540	17,220 9,320 3,790 3,000	11,480 6,210 2,520 2,000	5,740 3,100 1,260 1,000							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	149,260 83,400 34,220 27,640	16,760 8,860 3,330 2,540	11,170 5,900 2,210 1,690	5,580 2,940 1,100 840							
		設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	150,810 84,950 35,770 29,190	16,940 9,040 3,510 2,720	11,290 6,020 2,330 1,810	5,640 3,000 1,160 900							
	121人 から 150人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	147,690 81,830 32,650 26,070	16,570 8,670 3,140 2,350	11,040 5,770 2,080 1,560	5,520 2,880 1,040 780							
		未設置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	149,260 83,400 34,220 27,640	16,760 8,860 3,330 2,540	11,170 5,900 2,210 1,690	5,580 2,940 1,100 840							

		改正後					改正前								
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その月 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
	151人 から 160人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	151,250 85,320 36,080 29,490	17,000 9,080 3,550 2,760	14,160 7,570 2,950 2,300	11,330 6,050 2,360 1,840	5,660 3,020 1,180 920							
	161人 から 170人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	148,320 82,390 33,150 26,560	16,650 8,730 3,200 2,410	13,860 7,270 2,650 2,000	11,090 5,810 2,120 1,600	5,540 2,900 1,060 800							
	161人 から 170人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	150,700 84,770 35,530 28,940	16,930 9,010 3,480 2,690	14,100 7,510 2,890 2,240	11,280 6,000 2,310 1,790	5,630 2,990 1,150 890							
	171人 以上	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	147,940 82,010 32,770 26,180	16,600 8,680 3,150 2,360	13,830 7,240 2,620 1,970	11,060 5,780 2,090 1,570	5,520 2,880 1,040 780							
	171人 以上	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	150,180 84,250 35,010 28,420	16,870 8,950 3,420 2,630	14,050 7,460 2,840 2,190	11,240 5,960 2,270 1,750	5,610 2,970 1,130 870							
	31人 から 40人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	147,580 81,650 32,410 25,820	16,560 8,640 3,110 2,320	13,790 7,200 2,580 1,930	11,030 5,750 2,060 1,540	5,510 2,870 1,030 770							
	31人 から 40人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	176,190 110,800 61,940 55,410	19,990 12,140 6,650 5,870	16,660 10,120 5,540 4,890	13,320 8,090 4,430 3,910	6,650 4,040 2,210 1,950							
	41人 から 45人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	164,580 99,190 50,330 43,800	18,600 10,750 5,260 4,480	15,500 8,960 4,380 3,730	12,390 7,160 3,500 2,980	6,190 3,580 1,750 1,490							
	41人 から 45人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	174,860 109,470 60,610 54,080	19,830 11,980 6,490 5,710	16,530 9,990 5,410 4,760	13,210 7,980 4,320 3,800	6,600 3,990 2,160 1,900							
	45人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳以上児	164,540 99,150 50,290 43,760	18,590 10,740 5,250 4,470	15,500 8,960 4,380 3,730	12,390 7,160 3,500 2,980	6,190 3,580 1,750 1,490							

		改正後					改正前							
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)									
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						
6/100 地域	46人 から 50人 まで	設置	乳児	174,100	19,740	16,450	13,150	6,570						
			1, 2歳児	108,710	11,890	9,910	7,920	3,960						
			3歳児	59,850	6,400	5,330	4,260	2,130						
			4歳以上児	53,320	5,620	4,680	3,740	1,870						
			乳児	164,810	18,620	15,520	12,410	6,200						
			1, 2歳児	99,420	10,770	8,980	7,180	3,590						
			3歳児	50,560	5,280	4,400	3,520	1,760						
			4歳以上児	44,030	4,500	3,750	3,000	1,500						
			乳児	168,390	19,050	15,880	12,700	6,340						
			1, 2歳児	103,000	11,200	9,340	7,470	3,730						
			3歳児	54,140	5,710	4,760	3,810	1,900						
			4歳以上児	47,610	4,930	4,110	3,290	1,640						
6/100 地域	51人 から 60人 まで	設置	乳児	160,650	18,120	15,110	12,080	6,030						
			1, 2歳児	95,260	10,270	8,570	6,850	3,420						
			3歳児	46,400	4,780	3,990	3,190	1,590						
			4歳以上児	39,870	4,000	3,340	2,670	1,330						
			乳児	164,380	18,570	15,480	12,380	6,180						
			1, 2歳児	98,990	10,720	8,940	7,150	3,570						
			3歳児	50,130	5,230	4,360	3,490	1,740						
			4歳以上児	43,600	4,450	3,710	2,970	1,480						
			乳児	157,750	17,780	14,820	11,850	5,920						
			1, 2歳児	92,360	9,930	8,250	6,620	3,310						
			3歳児	43,500	4,440	3,700	2,960	1,480						
			4歳以上児	36,970	3,660	3,050	2,440	1,220						
6/100 地域	71人 から 80人 まで	設置	乳児	161,430	18,220	15,180	12,140	6,060						
			1, 2歳児	96,040	10,370	8,640	6,910	3,450						
			3歳児	47,180	4,880	4,060	3,250	1,620						
			4歳以上児	40,650	4,100	3,410	2,730	1,360						
			乳児	155,620	17,520	14,600	11,680	5,830						
			1, 2歳児	90,230	9,670	8,060	6,450	3,220						
			3歳児	41,370	4,180	3,480	2,790	1,390						
			4歳以上児	34,840	3,400	2,830	2,270	1,130						
			乳児	159,090	17,940	14,950	11,950	5,970						
			1, 2歳児	93,700	10,090	8,410	6,720	3,360						
			3歳児	44,840	4,600	3,830	3,060	1,530						
			4歳以上児	38,310	3,820	3,180	2,540	1,270						
6/100 地域	81人 から 90人 まで	未設置	乳児	153,930	17,320	14,430	11,540	5,760						
			1, 2歳児	88,540	9,470	7,890	6,310	3,150						
			3歳児	39,680	3,980	3,310	2,650	1,320						
			4歳以上児	33,150	3,200	2,660	2,130	1,060						
			乳児	158,900	17,910	14,930	11,940	5,970						
			1, 2歳児	93,600	10,070	8,400	6,710	3,350						
			3歳児	44,800	4,590	3,830	3,060	1,530						
			4歳以上児	38,270	3,810	3,180	2,540	1,270						
			乳児	153,750	17,290	14,410	11,530	5,760						
			1, 2歳児	88,450	9,450	7,880	6,300	3,140						
			3歳児	39,650	3,970	3,310	2,650	1,320						
			4歳以上児	33,120	3,190	2,660	2,130	1,060						

		改正後					改正前				
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)						
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分			
	91人 から 100人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	154,470 89,080 40,220 33,690	17,380 9,530 4,040 3,260	14,490 7,950 3,370 2,720	11,580 6,350 2,690 2,170	5,780 3,170 1,340 1,080			
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	149,820 84,430 35,570 29,040	16,820 8,970 3,480 2,700	14,020 7,480 2,900 2,250	11,210 5,980 2,320 1,800	5,600 2,990 1,160 900			
	101人 から 110人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	153,220 87,830 38,970 32,440	17,230 9,380 3,890 3,110	14,360 7,820 3,240 2,590	11,480 6,250 2,590 2,070	5,730 3,120 1,290 1,030			
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	149,000 83,610 34,750 28,220	16,730 8,880 3,390 2,610	13,940 7,400 2,820 2,170	11,150 5,920 2,260 1,740	5,570 2,960 1,130 870			
	111人 から 120人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	152,150 86,760 37,900 31,370	17,100 9,250 3,760 2,980	14,260 7,720 3,140 2,490	11,400 6,170 2,510 1,990	5,690 3,080 1,250 990			
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	148,280 82,890 34,030 27,500	16,640 8,790 3,300 2,520	13,870 7,330 2,750 2,100	11,090 5,860 2,200 1,680	5,540 2,930 1,100 840			
	121人 から 130人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	151,240 85,850 36,990 30,460	16,990 9,140 3,650 2,870	14,160 7,620 3,040 2,390	11,320 6,090 2,430 1,910	5,650 3,040 1,210 950			
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	147,670 82,280 33,420 26,890	16,570 8,720 3,230 2,450	13,810 7,270 2,690 2,040	11,040 5,810 2,150 1,630	5,510 2,900 1,070 810			
	131人 から 140人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	150,490 85,100 36,240 29,710	16,900 9,050 3,560 2,780	14,090 7,550 2,970 2,320	11,260 6,030 2,370 1,850	5,620 3,010 1,180 920			
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	147,170 81,780 32,920 26,390	16,510 8,660 3,170 2,390	13,760 7,220 2,640 1,990	11,000 5,770 2,110 1,590	5,490 2,880 1,050 790			

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	141人 から 150人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,820 8,970 3,480 2,700	14,020 7,480 2,900 2,250	11,210 5,980 2,320 1,800	5,600 2,990 1,160 900	149,820 84,430 35,570 29,040	16,800 8,960 2,900 2,250	14,000 7,470 2,900 2,250	11,200 5,970 2,320 1,800	5,600 2,980 1,160 900
	151人 から 160人 まで	未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,450 8,600 3,110 2,330	13,710 7,170 2,590 1,940	10,960 5,730 2,070 1,550	5,470 2,860 1,030 770	146,720 81,330 32,470 25,940	16,430 8,590 3,110 2,330	13,690 7,160 2,590 1,940	10,950 5,720 2,070 1,550	5,470 2,850 1,030 770
	151人 から 160人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,860 9,010 3,520 2,740	14,050 7,510 2,930 2,280	11,230 6,000 2,340 1,820	5,610 3,000 1,170 910	150,100 84,710 35,850 29,320	16,860 9,010 3,520 2,740	14,050 7,510 2,930 2,280	11,230 6,000 2,340 1,820	5,610 3,000 1,170 910
	161人 から 170人 まで	未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,510 8,660 3,170 2,390	13,760 7,220 2,640 1,990	11,000 5,770 2,110 1,590	5,490 2,880 1,050 790	147,190 81,800 32,940 26,410	16,510 8,660 3,170 2,390	13,760 7,220 2,640 1,990	11,000 5,770 2,110 1,590	5,490 2,880 1,050 790
	161人 から 170人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,790 8,940 3,450 2,670	14,000 7,460 2,880 2,230	11,190 5,960 2,300 1,780	5,590 2,980 1,150 890	149,550 84,160 35,300 28,770	16,790 8,940 3,450 2,670	14,000 7,460 2,880 2,230	11,190 5,960 2,300 1,780	5,590 2,980 1,150 890
	171人 以上	未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,460 8,610 3,120 2,340	13,720 7,180 2,600 1,950	10,970 5,740 2,080 1,560	5,480 2,870 1,040 780	146,810 81,420 32,560 26,030	16,460 8,610 3,120 2,340	13,720 7,180 2,600 1,950	10,970 5,740 2,080 1,560	5,480 2,870 1,040 780
	171人 以上	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,730 8,880 3,390 2,610	13,940 7,400 2,820 2,170	11,150 5,920 2,260 1,740	5,570 2,960 1,130 870	149,040 83,650 34,790 28,260	16,730 8,880 3,390 2,610	13,920 7,390 2,820 2,170	11,140 5,910 2,260 1,740	5,570 2,950 1,130 870
	31人 から 40人 まで	未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	16,420 8,570 3,080 2,300	13,690 7,150 2,570 1,920	10,940 5,710 2,050 1,530	5,460 2,850 1,020 760	146,460 81,070 32,210 25,680	16,420 8,570 3,080 2,300	13,660 7,130 2,560 1,910	10,930 5,700 2,050 1,530	5,460 2,840 1,020 760
	31人 から 40人 まで	設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	19,820 12,040 6,590 5,820	16,520 10,030 5,490 4,850	13,210 8,020 4,390 3,880	6,600 4,010 2,190 1,940	174,810 109,960 61,490 55,010	19,820 12,040 6,590 5,820	16,520 10,030 5,490 4,850	13,210 8,020 4,390 3,880	6,600 4,010 2,190 1,940
	31人 から 40人 まで	未設置	乳 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	18,440 10,660 5,210 4,440	15,370 8,880 4,340 3,700	12,290 7,100 3,470 2,960	6,140 3,550 1,730 1,480	163,310 98,460 49,990 43,510	18,440 10,660 5,210 4,440	15,370 8,880 4,340 3,700	12,290 7,100 3,470 2,960	6,140 3,550 1,730 1,480

		改正後										改正前									
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育 所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
	41人 から 45人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	173,490 108,640 60,170 53,690	19,660 11,880 6,430 5,660	16,390 9,960 5,360 4,720	13,100 7,910 4,280 3,770	6,540 3,950 2,130 1,880		乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	171,920 107,700 59,670 53,250	19,480 11,770 6,380 5,610	16,220 9,800 5,310 4,670	12,980 7,840 4,250 3,740	6,490 3,920 2,120 1,870						
	46人 から 50人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	163,270 98,420 49,950 43,470	18,440 10,660 5,210 4,440	15,370 8,880 4,340 3,700	12,290 7,100 3,470 2,960	6,140 3,550 1,730 1,480		乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	161,810 97,590 49,560 43,140	18,270 10,560 5,170 4,400	15,210 8,790 4,300 3,660	12,170 7,030 3,440 2,930	6,080 3,510 1,710 1,460						
	51人 から 60人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	167,070 102,220 53,750 47,270	18,890 11,110 6,660 4,890	15,750 9,260 4,720 4,080	12,590 7,400 3,770 3,260	6,290 3,700 1,880 1,630		乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	165,560 101,340 53,310 46,890	18,720 11,010 5,620 4,850	15,590 9,170 4,680 4,040	12,470 7,330 3,740 3,230	6,230 3,660 1,860 1,610						
	61人 から 70人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	159,400 94,550 46,080 39,600	17,970 10,190 4,740 3,970	14,980 8,490 3,950 3,310	11,980 6,790 3,160 2,650	5,980 3,390 1,570 1,320		乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	157,980 93,760 45,730 39,310	17,810 10,100 4,710 3,940	14,830 8,410 3,920 3,280	11,860 6,720 3,130 2,620	5,930 3,360 1,560 1,310						
	71人 から 80人 まで	設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	163,100 98,250 49,780 43,300	18,420 10,640 5,190 4,420	15,350 8,860 4,320 3,680	12,270 7,080 3,450 2,940	6,130 3,540 1,720 1,470		乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	161,530 91,680 43,210 36,730	18,420 10,640 5,190 4,420	15,350 8,860 4,320 3,680	12,270 7,080 3,450 2,940	6,130 3,540 1,720 1,470						
	71人 から 80人 まで	未設置	乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	156,530 91,680 43,210 36,730	17,630 9,850 4,400 3,630	14,690 8,200 3,660 3,020	11,750 6,560 2,930 2,420	5,870 3,280 1,460 1,210		乳 1, 2 歳児 3 歳 4歳 以上児	154,420 89,570 41,100 34,620	17,370 9,590 4,140 3,370	14,480 8,570 4,030 3,390	11,580 6,850 3,220 2,710	5,780 3,190 1,370 2,250						

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
5/100 地域	81人 から 90人 まで	設置	乳児	17,780	14,820	11,850	5,920	156,420	17,620	14,670	11,740	5,870
			1, 2歳児	10,000	8,330	6,660	3,330	92,200	9,910	8,250	6,600	3,300
			3歳児	4,550	3,790	3,030	1,510	44,170	4,520	3,760	3,010	1,500
			4歳以上児	3,780	3,150	2,520	1,260	37,750	3,750	3,120	2,500	1,250
	91人 から 100人 まで	未設置	乳児	17,170	14,310	11,440	5,710	151,360	17,010	14,170	11,330	5,660
			1, 2歳児	9,390	7,820	6,250	3,120	87,140	9,300	7,750	6,190	3,090
			3歳児	3,940	3,250	2,620	1,300	39,110	3,910	3,260	2,600	1,290
			4歳以上児	3,170	2,640	2,110	1,050	32,690	3,140	2,620	2,090	1,040
	91人 から 100人 まで	設置	乳児	17,240	14,370	11,490	5,740					
			1, 2歳児	9,460	7,880	6,300	3,150					
			3歳児	4,010	3,340	2,670	1,330					
			4歳以上児	3,240	2,700	2,160	1,080					
101人 から 110人 まで	未設置	乳児	16,680	13,910	11,120	5,550						
		1, 2歳児	8,900	7,420	5,930	2,960						
		3歳児	3,450	2,880	2,300	1,140						
		4歳以上児	2,680	2,240	1,790	890						
111人 から 120人 まで	設置	乳児	17,090	14,240	11,390	5,690						
		1, 2歳児	9,310	7,750	6,200	3,100						
		3歳児	3,860	3,210	2,570	1,280						
		4歳以上児	3,090	2,570	2,060	1,030						
111人 から 120人 まで	未設置	乳児	16,590	13,820	11,050	5,520						
		1, 2歳児	8,810	7,330	5,860	2,930						
		3歳児	3,360	2,790	2,230	1,110						
		4歳以上児	2,590	2,150	1,720	860						
121人 から 130人 まで	設置	乳児	16,960	14,140	11,300	5,640						
		1, 2歳児	9,180	7,650	6,110	3,050						
		3歳児	3,730	3,110	2,480	1,230						
		4歳以上児	2,960	2,470	1,970	980						
121人 から 130人 まで	未設置	乳児	16,500	13,750	11,000	5,490						
		1, 2歳児	8,720	7,260	5,810	2,900						
		3歳児	3,270	2,720	2,180	1,080						
		4歳以上児	2,500	2,080	1,670	830						
121人 から 130人 まで	設置	乳児	16,850	14,050	11,230	5,610						
		1, 2歳児	9,070	7,560	6,040	3,020						
		3歳児	3,620	3,020	2,410	1,200						
		4歳以上児	2,850	2,380	1,900	950						
121人 から 130人 まで	未設置	乳児	16,430	13,690	10,950	5,470						
		1, 2歳児	8,650	7,200	5,760	2,880						
		3歳児	3,200	2,660	2,130	1,060						
		4歳以上児	2,430	2,020	1,620	810						

		改正後					改正前				
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初日の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)						
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分			
			乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	149,330 84,480 36,010 29,530	16,760 8,980 3,530 2,760	13,970 7,480 2,940 2,300	11,170 5,980 2,350 1,840	5,580 2,990 1,170 920			
	131人 から 140人 まで	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	146,040 81,190 32,720 26,240	16,370 8,590 3,140 2,370	13,640 7,150 2,610 1,970	10,910 5,720 2,090 1,580	5,450 2,860 1,040 790			
	141人 から 150人 まで	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	148,660 83,810 35,340 28,860	16,680 8,900 3,450 2,680	13,900 7,410 2,870 2,230	11,120 5,930 2,300 1,790	5,550 2,960 1,140 890			
	151人 から 160人 まで	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	145,590 80,740 32,270 25,790	16,310 8,530 3,080 2,310	13,600 7,110 2,570 1,930	10,870 5,680 2,050 1,540	5,430 2,840 1,020 770			
	151人 から 160人 まで	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	148,940 84,090 35,620 29,140	16,720 8,940 3,490 2,720	13,930 7,440 2,900 2,260	11,140 5,950 2,320 1,810	5,560 2,970 1,150 900			
	161人 から 170人 まで	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	146,070 81,220 32,750 26,270	16,370 8,590 3,140 2,370	13,650 7,160 2,620 1,980	10,910 5,720 2,090 1,580	5,450 2,860 1,040 790			
	161人 から 170人 まで	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	148,400 83,550 35,080 28,600	16,650 8,870 3,420 2,650	13,880 7,390 2,850 2,210	11,100 5,910 2,280 1,770	5,540 2,950 1,130 880			
	171人 以上	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	145,690 80,840 32,370 25,890	16,330 8,550 3,100 2,330	13,610 7,120 2,580 1,940	10,880 5,690 2,060 1,550	5,430 2,840 1,020 770			
	171人 以上	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	147,890 83,040 34,570 28,090	16,590 8,810 3,360 2,590	13,830 7,340 2,800 2,160	11,060 5,870 2,240 1,730	5,520 2,930 1,110 860			
	171人 以上	設置 未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	145,330 80,480 32,010 25,530	16,280 8,500 3,050 2,280	13,570 7,080 2,540 1,900	10,850 5,660 2,030 1,520	5,420 2,830 1,010 760			
			乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	147,330 83,110 35,080 28,660	16,530 8,820 3,430 2,660	13,760 7,340 2,850 2,210	10,950 5,810 2,220 1,710	5,470 2,900 1,100 850			
			乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	144,290 80,070 32,040 25,620	16,160 8,450 3,060 2,290	13,460 7,040 2,550 1,910	10,770 5,630 2,040 1,530	5,380 2,810 1,010 760			
			乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	146,570 82,350 34,320 27,900	16,440 8,730 3,340 2,570	13,690 7,270 2,780 2,140	10,950 5,810 2,220 1,710	5,470 2,900 1,100 850			
			乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	144,040 79,820 31,790 25,370	16,130 8,420 3,030 2,260	13,440 7,020 2,530 1,890	10,750 5,610 2,020 1,510	5,370 2,800 1,000 750			

改正前				改正後							
その保育所の名称又はその入所児童の年齢区分	その保育所の長がその月末日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その保育所の月末日の定員区分	その保育所が設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その保育所が設置又は未設置(欠員・無給)の区分	民間施設給与等改善費加算額	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				基本単価(第1欄)	
						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
						19,490	16,240	12,990	6,490	172,040	
	設置	31人から40人まで				11,840	9,860	7,890	3,940	108,290	
	未設置					6,490	5,400	4,330	2,160	60,580	
						5,730	4,770	3,820	1,910	54,210	
						18,130	15,110	12,080	6,030	160,760	
	未設置					10,480	8,730	6,980	3,480	97,010	
						5,130	4,270	3,420	1,700	49,300	
						4,370	3,640	2,910	1,450	42,930	
						19,330	16,110	12,880	6,430	170,740	
	設置					11,680	9,730	7,780	3,880	106,990	
		41人から45人まで				6,330	5,270	4,220	2,100	59,280	
						5,570	4,640	3,710	1,850	52,910	
	未設置					18,130	15,110	12,080	6,030	160,710	
						10,480	8,730	6,980	3,480	96,960	
						5,130	4,270	3,420	1,700	49,250	
						4,370	3,640	2,910	1,450	42,880	
						19,240	16,040	12,820	6,400	170,000	
	設置					11,590	9,660	7,720	3,850	106,250	
		46人から50人まで				6,240	5,200	4,160	2,070	58,540	
						5,480	4,570	3,650	1,820	52,170	
	未設置					18,160	15,130	12,100	6,040	160,970	
						10,510	8,750	7,000	3,490	97,220	
						5,160	4,290	3,440	1,710	49,510	
						4,400	3,660	2,930	1,460	43,140	
						18,570	15,480	12,380	6,180	164,430	
	設置					10,920	9,100	7,280	3,630	100,680	
		51人から60人まで				5,570	4,640	3,720	1,850	52,970	
						4,810	4,010	3,210	1,600	46,600	
	未設置					17,670	14,730	11,770	5,880	156,910	
						10,020	8,350	6,670	3,330	93,160	
						4,670	3,890	3,110	1,550	45,450	
						3,910	3,260	2,600	1,300	39,080	
						18,100	15,090	12,060	6,020	160,520	
	設置					10,450	8,710	6,960	3,470	96,770	
		61人から70人まで				5,100	4,250	3,400	1,690	49,060	
						4,340	3,620	2,890	1,440	42,690	
	未設置					17,330	14,440	11,550	5,770	154,070	
						9,680	8,060	6,450	3,220	90,320	
						4,330	3,600	2,890	1,440	42,610	
						3,570	2,970	2,380	1,190	36,240	

		改正後					改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置 又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢 区分	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)			
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
3/100 地域	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	17,760	14,800	11,830	5,910	157,640	17,470	14,560	11,640	5,820
			1, 2 歳 児	10,110	8,420	6,730	3,360	93,890	9,830	8,190	6,550	3,270
			3 歳 児	4,760	3,960	3,170	1,580	46,180	4,480	3,730	2,980	1,490
			4歳以上児	4,000	3,330	2,660	1,330	39,810	3,720	3,100	2,480	1,240
	81人 から 90人 まで	未設置	乳 児	17,080	14,240	11,380	5,680	152,000	16,870	14,060	11,240	5,620
			1, 2 歳 児	9,430	7,860	6,280	3,130	88,250	9,230	7,690	6,150	3,070
			3 歳 児	4,080	3,400	2,720	1,350	40,540	3,880	3,230	2,580	1,290
			4歳以上児	3,320	2,770	2,210	1,100	34,170	3,120	2,600	2,080	1,040
	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	17,480	14,570	11,650	5,820	155,350	16,870	14,060	11,240	5,620
			1, 2 歳 児	9,830	8,190	6,550	3,270	91,600	9,230	7,690	6,150	3,070
			3 歳 児	4,480	3,730	2,990	1,490	43,890	4,480	3,730	2,980	1,490
			4歳以上児	3,720	3,100	2,480	1,240	37,520	3,120	2,600	2,080	1,040
91人 から 100人 まで	未設置	乳 児	16,880	14,070	11,250	5,620	150,340	16,870	14,060	11,240	5,620	
		1, 2 歳 児	9,230	7,690	6,150	3,070	86,590	9,230	7,690	6,150	3,070	
		3 歳 児	3,880	3,230	2,590	1,290	38,880	3,880	3,230	2,580	1,290	
		4歳以上児	3,120	2,600	2,080	1,040	32,510	3,120	2,600	2,080	1,040	
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	16,950	14,120	11,290	5,640	150,880	16,400	13,670	10,930	5,460	
		1, 2 歳 児	9,300	7,740	6,190	3,090	87,130	8,750	7,290	5,830	2,910	
		3 歳 児	3,950	3,280	2,630	1,310	39,420	3,400	2,830	2,270	1,130	
		4歳以上児	3,190	2,650	2,120	1,060	33,050	3,190	2,650	2,120	1,060	
101人 から 110人 まで	未設置	乳 児	16,400	13,670	10,930	5,460	146,370	16,400	13,670	10,930	5,460	
		1, 2 歳 児	8,750	7,290	5,830	2,910	82,620	8,750	7,290	5,830	2,910	
		3 歳 児	3,400	2,830	2,270	1,130	34,910	3,400	2,830	2,270	1,130	
		4歳以上児	2,640	2,200	1,760	880	28,540	2,640	2,200	1,760	880	
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	16,800	14,000	11,190	5,590	149,660	16,660	13,880	11,100	5,550	
		1, 2 歳 児	9,150	7,620	6,090	3,040	85,910	9,020	7,510	6,010	3,000	
		3 歳 児	3,800	3,160	2,530	1,260	38,200	3,670	3,050	2,440	1,220	
		4歳以上児	3,180	2,550	2,020	1,010	31,830	2,910	2,420	1,940	970	
111人 から 120人 まで	未設置	乳 児	16,310	13,590	10,870	5,430	145,560	16,310	13,590	10,870	5,430	
		1, 2 歳 児	8,660	7,210	5,770	2,880	81,810	8,660	7,210	5,770	2,880	
		3 歳 児	3,310	2,750	2,210	1,100	34,100	3,310	2,750	2,210	1,100	
		4歳以上児	2,730	2,120	1,700	850	27,730	2,730	2,120	1,700	850	
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	16,670	13,900	11,110	5,550	148,610	16,660	13,880	11,100	5,550	
		1, 2 歳 児	9,020	7,520	6,010	3,000	84,860	9,020	7,510	6,010	3,000	
		3 歳 児	3,670	3,060	2,450	1,220	37,150	3,670	3,050	2,440	1,220	
		4歳以上児	2,910	2,430	1,940	970	30,780	2,910	2,420	1,940	970	
111人 から 120人 まで	未設置	乳 児	16,220	13,520	10,810	5,400	144,850	16,210	13,510	10,800	5,400	
		1, 2 歳 児	8,570	7,140	5,710	2,850	81,100	8,570	7,140	5,710	2,850	
		3 歳 児	3,220	2,680	2,150	1,070	33,390	3,220	2,680	2,140	1,070	
		4歳以上児	2,460	2,050	1,640	820	27,020	2,460	2,050	1,640	820	

改正後		改正前												
		その保育所の所在する地域区分	その保育所の長がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(次員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				民間施設給与等改善費加算額		
							12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
							16,570	13,810	11,040	5,510	16,570	13,810	11,040	5,510
							8,920	7,430	5,940	2,960	8,920	7,430	5,940	2,960
							3,570	2,970	2,380	1,180	3,570	2,970	2,380	1,180
							2,810	2,340	1,870	930	2,810	2,340	1,870	930
							16,150	13,460	10,760	5,370	16,150	13,460	10,760	5,370
							8,500	7,080	5,660	2,820	8,500	7,080	5,660	2,820
							3,150	2,620	2,100	1,040	3,150	2,620	2,100	1,040
							2,390	1,990	1,590	790	2,390	1,990	1,590	790
							16,480	13,730	10,980	5,480	16,480	13,730	10,980	5,480
							8,830	7,350	5,880	2,930	8,830	7,350	5,880	2,930
							3,480	2,890	2,320	1,150	3,480	2,890	2,320	1,150
							2,720	2,260	1,810	900	2,720	2,260	1,810	900
							16,090	13,410	10,720	5,350	16,090	13,410	10,720	5,350
							8,440	7,030	5,620	2,800	8,440	7,030	5,620	2,800
							3,090	2,570	2,060	1,020	3,090	2,570	2,060	1,020
							2,330	1,940	1,550	770	2,330	1,940	1,550	770
							16,400	13,670	10,930	5,460	16,400	13,670	10,930	5,460
							8,750	7,290	5,830	2,910	8,750	7,290	5,830	2,910
							3,400	2,830	2,270	1,130	3,400	2,830	2,270	1,130
							2,640	2,200	1,760	880	2,640	2,200	1,760	880
							16,040	13,370	10,690	5,340	16,040	13,370	10,690	5,340
							8,390	6,990	5,590	2,790	8,390	6,990	5,590	2,790
							3,040	2,530	2,030	1,010	3,040	2,530	2,030	1,010
							2,280	1,900	1,520	760	2,280	1,900	1,520	760
							16,430	13,700	10,950	5,470	16,430	13,700	10,950	5,470
							8,780	7,320	5,850	2,920	8,780	7,320	5,850	2,920
							3,430	2,860	2,290	1,140	3,430	2,860	2,290	1,140
							2,670	2,230	1,780	890	2,670	2,230	1,780	890
							16,100	13,420	10,730	5,360	16,100	13,420	10,730	5,360
							8,450	7,040	5,630	2,810	8,450	7,040	5,630	2,810
							3,100	2,580	2,070	1,030	3,100	2,580	2,070	1,030
							2,340	1,950	1,560	780	2,340	1,950	1,560	780
							16,370	13,640	10,910	5,450	16,370	13,640	10,910	5,450
							8,720	7,260	5,810	2,900	8,720	7,260	5,810	2,900
							3,370	2,800	2,250	1,120	3,370	2,800	2,250	1,120
							2,610	2,170	1,740	870	2,610	2,170	1,740	870
							16,050	13,380	10,700	5,340	16,050	13,380	10,700	5,340
							8,400	7,000	5,600	2,790	8,400	7,000	5,600	2,790
							3,050	2,540	2,040	1,010	3,050	2,540	2,040	1,010
							2,290	1,910	1,530	760	2,290	1,910	1,530	760

		改正後						改正前					
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所その 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)				基本 単価 (第1欄)	民間施設給 与等改善 費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	171人 以上	設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	145,590 81,840 34,130 27,760	16,310 8,660 3,310 2,550	13,590 7,210 2,750 1,700	10,870 5,770 2,210 1,100	5,430 2,880 1,100 850	145,410 81,740 34,090 27,730	16,300 8,660 3,310 2,550	13,580 7,210 2,750 1,700	10,860 5,770 2,200 850	5,430 2,880 1,100 850
	31人 から 40人 まで	設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	143,080 79,330 31,620 25,250	16,010 8,360 3,010 2,250	13,340 6,960 2,500 1,870	10,670 5,570 2,010 1,500	5,330 2,780 1,000 750	142,910 79,240 31,590 25,230	16,000 8,360 3,010 2,250	13,330 6,960 2,500 1,870	10,660 5,570 2,000 750	5,330 2,780 1,000 750
	41人 から 45人 まで	設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	166,630 104,520 57,960 51,750	18,840 11,390 6,170 5,430	15,690 9,480 5,140 4,520	12,560 7,590 4,110 3,620	6,280 3,790 2,050 1,810	166,430 104,390 57,890 51,690	18,810 11,370 6,160 5,420	15,680 9,480 5,140 4,520	12,540 7,580 4,100 3,610	6,260 3,780 2,040 1,800
	46人 から 50人 まで	設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	165,900 103,790 57,230 51,020	18,750 11,300 6,080 5,340	15,620 9,410 5,070 4,450	12,500 7,530 4,050 3,560	6,250 3,760 2,020 1,780	165,710 103,670 57,170 50,920	18,720 11,270 6,050 5,310	15,600 9,400 5,060 4,440	12,480 7,520 4,040 3,550	6,230 3,740 2,010 1,760
	51人 から 60人 まで	設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	157,140 95,030 48,470 42,260	17,700 10,250 5,030 4,290	14,740 8,530 4,190 3,570	11,800 6,830 3,350 2,860	5,900 3,410 1,670 1,430	156,950 94,780 48,220 42,010	17,670 10,220 5,000 4,260	14,710 8,510 4,170 3,550	11,770 6,810 3,330 2,840	5,880 3,400 1,660 1,420
		設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	160,470 98,360 51,800 45,590	18,100 10,650 5,430 4,690	15,080 8,870 4,530 3,910	12,070 7,100 3,620 3,130	6,030 3,540 1,800 1,560	160,280 98,240 51,740 45,540	18,070 10,630 5,420 4,680	15,060 8,860 4,520 3,900	12,050 7,090 3,610 3,120	6,020 3,540 1,800 1,560
		未設置	乳 1, 2歳 児 3歳 児 4歳以上 児	153,160 91,050 44,490 38,280	17,220 9,770 4,550 3,810	14,350 8,140 3,800 3,180	11,480 6,510 3,030 2,540	5,740 3,250 1,510 1,270	152,990 90,950 44,450 38,250	17,200 9,760 4,550 3,810	14,330 8,130 3,790 3,170	11,470 6,510 3,030 2,540	5,730 3,250 1,510 1,270

		改正後					改正前										
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月最初に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その入所児童 の年齢区分	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)								
				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
その他 地域	61人 から 90人 まで	設置	乳児	17,640	14,700	11,760	5,880	156,660	17,640	14,700	11,760	5,880	151,440	17,010	14,180	11,340	5,660
			1, 2歳児	10,190	8,490	6,790	3,390	94,550	10,190	8,490	6,790	3,390	89,400	9,570	7,980	6,380	3,180
			3歳児	4,970	4,150	3,310	1,650	47,990	4,970	4,150	3,310	1,650	42,900	4,360	3,640	2,900	1,440
			4歳以上児	4,230	3,530	2,820	1,410	41,780	4,230	3,530	2,820	1,410	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200
	71人 から 80人 まで	未設置	乳児	16,890	14,070	11,260	5,630	150,400	16,890	14,070	11,260	5,630	146,580	16,430	13,690	10,960	5,470
			1, 2歳児	9,440	7,860	6,290	3,140	88,290	9,440	7,860	6,290	3,140	84,540	8,990	7,490	6,000	2,990
			3歳児	4,220	3,520	2,810	1,400	41,730	4,220	3,520	2,810	1,400	38,040	3,780	3,150	2,520	1,250
			4歳以上児	3,480	2,900	2,320	1,160	35,520	3,480	2,900	2,320	1,160	31,840	3,040	2,530	2,030	1,010
	81人 から 90人 まで	設置	乳児	17,310	14,420	11,540	5,770	153,850	17,310	14,420	11,540	5,770	149,100	17,040	14,190	11,360	5,680
			1, 2歳児	9,860	8,210	6,570	3,280	91,740	9,860	8,210	6,570	3,280	87,510	9,590	7,980	6,390	3,190
			3歳児	4,640	3,870	3,090	1,540	45,180	4,640	3,870	3,090	1,540	42,950	4,370	3,640	2,910	1,450
			4歳以上児	3,900	3,250	2,600	1,300	38,970	3,900	3,250	2,600	1,300	36,740	3,630	3,020	2,420	1,210
	91人 から 100人 まで	未設置	乳児	16,650	13,870	11,100	5,550	148,370	16,650	13,870	11,100	5,550	146,750	16,450	13,710	10,970	5,480
			1, 2歳児	9,200	7,660	6,130	3,060	86,260	9,200	7,660	6,130	3,060	84,640	9,000	7,500	6,000	2,990
			3歳児	3,980	3,320	2,650	1,320	39,700	3,980	3,320	2,650	1,320	38,080	3,780	3,160	2,520	1,250
			4歳以上児	3,240	2,700	2,160	1,080	33,490	3,240	2,700	2,160	1,080	31,870	3,040	2,540	2,030	1,010
101人 から 110人 まで	設置	乳児	17,040	14,190	11,360	5,680	151,620	17,040	14,190	11,360	5,680	147,290	17,040	14,190	11,360	5,680	
		1, 2歳児	9,590	7,980	6,390	3,190	89,510	9,590	7,980	6,390	3,190	85,180	9,070	7,550	6,040	3,010	
		3歳児	4,370	3,640	2,910	1,450	42,950	4,370	3,640	2,910	1,450	38,620	3,850	3,210	2,560	1,270	
		4歳以上児	3,630	3,020	2,420	1,210	36,740	3,630	3,020	2,420	1,210	32,410	3,110	2,590	2,070	1,030	
その他 地域	未設置	乳児	16,450	13,710	10,970	5,480	146,750	16,450	13,710	10,970	5,480	142,910	15,990	13,320	10,660	5,330	
		1, 2歳児	9,000	7,500	6,000	2,990	84,640	9,000	7,500	6,000	2,990	80,800	8,540	7,110	5,690	2,840	
		3歳児	3,780	3,160	2,520	1,250	38,080	3,780	3,160	2,520	1,250	34,240	3,320	2,770	2,210	1,100	
		4歳以上児	3,040	2,540	2,030	1,010	31,870	3,040	2,540	2,030	1,010	28,030	2,580	2,150	1,720	860	
その他 地域	未設置	乳児	16,520	13,760	11,010	5,500	147,290	16,520	13,760	11,010	5,500	146,100	16,380	13,640	10,920	5,460	
		1, 2歳児	9,070	7,550	6,040	3,010	85,180	9,070	7,550	6,040	3,010	83,990	8,930	7,430	5,950	2,970	
		3歳児	3,850	3,210	2,560	1,270	38,620	3,850	3,210	2,560	1,270	37,430	3,710	3,090	2,470	1,230	
		4歳以上児	3,110	2,590	2,070	1,030	32,410	3,110	2,590	2,070	1,030	31,220	2,970	2,470	1,980	990	
その他 地域	未設置	乳児	15,990	13,320	10,660	5,330	142,910	15,990	13,320	10,660	5,330	142,110	15,900	13,240	10,600	5,300	
		1, 2歳児	8,540	7,110	5,690	2,840	80,800	8,540	7,110	5,690	2,840	80,000	8,450	7,030	5,630	2,810	
		3歳児	3,320	2,770	2,210	1,100	34,240	3,320	2,770	2,210	1,100	33,440	3,230	2,690	2,150	1,070	
		4歳以上児	2,580	2,150	1,720	860	28,030	2,580	2,150	1,720	860	27,230	2,490	2,070	1,660	830	

		改正後					改正前						
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月最初の 定員区分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又は 未設置 (次員・ 無給)の 区分	その入所 児童の 年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)								
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分					
	111人 から 120人 まで	設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	145,070	16,250	13,540	10,830	5,410	144,910	16,230	13,530	10,820	5,400
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	82,960	8,800	7,330	5,860	2,920	82,870	8,790	7,330	5,860	2,920
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	36,400	3,580	2,990	2,380	1,180	36,370	3,580	2,990	2,380	1,180
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	30,190	2,840	2,370	1,890	940	30,170	2,840	2,370	1,890	940
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	141,420	15,810	13,170	10,540	5,270	141,270	15,790	13,160	10,530	5,260
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	79,310	8,360	6,960	5,570	2,780	79,230	8,350	6,960	5,570	2,780
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	32,750	3,140	2,620	2,090	1,040	32,730	3,140	2,620	2,090	1,040
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	26,540	2,400	2,000	1,600	800	26,530	2,400	2,000	1,600	800
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	144,210	16,150	13,450	10,760	5,380					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	82,100	8,700	7,240	5,790	2,890					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	35,540	3,480	2,900	2,310	1,150					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	29,330	2,740	2,280	1,820	910					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	140,830	15,740	13,110	10,490	5,240					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	78,720	8,290	6,900	5,520	2,750					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	32,160	3,070	2,560	2,040	1,010					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	25,950	2,330	1,940	1,550	770					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	143,490	16,060	13,380	10,710	5,350					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	81,380	8,610	7,170	5,740	2,860					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	34,820	3,390	2,830	2,260	1,120					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	28,610	2,650	2,210	1,770	880					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	140,360	15,690	13,070	10,460	5,230					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	78,250	8,240	6,860	5,490	2,740					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	31,690	3,020	2,520	2,010	1,000					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	25,480	2,280	1,900	1,520	760					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	142,850	15,990	13,320	10,660	5,330					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	80,740	8,540	7,110	5,690	2,840					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	34,180	3,320	2,770	2,210	1,100					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	27,970	2,580	2,150	1,720	860					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	139,930	15,640	13,020	10,420	5,210					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	77,820	8,190	6,810	5,450	2,720					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	31,260	2,970	2,470	1,970	980					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	25,050	2,230	1,850	1,480	740					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	143,150	16,020	13,350	10,680	5,340					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	81,040	8,570	7,140	5,710	2,850					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	34,480	3,350	2,800	2,230	1,110					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	28,270	2,610	2,180	1,740	870					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	140,410	15,690	13,070	10,460	5,230					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	78,300	8,240	6,860	5,490	2,740					
		設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	31,740	3,020	2,520	2,010	1,000					
		未設置	乳 1, 2 歳 3 歳 4歳以上児	25,530	2,280	1,900	1,520	760					

改正後		改正前												
その保育所 所在する 地域 区分	その保育所 のその 月 初 日 の 定 員 区 分	その保育所の長 がその月 初日に おいて 設置又 は未設 置(次員 ・無給)の 区分	その月 初日 の 入 所 児 童 の 年 齢 区 分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	142,620	15,960	13,290	10,640	5,320		141,970	15,880	13,230	10,590	5,290
	161人 から 170人 まで	設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	80,510	8,510	7,080	5,670	2,830		79,930	8,440	7,030	5,630	2,810
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,950	3,290	2,740	2,190	1,090		33,430	3,230	2,690	2,150	1,070
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	27,740	2,550	2,120	1,700	850		27,230	2,490	2,070	1,660	830
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	140,050	15,650	13,040	10,430	5,210		139,540	15,590	12,990	10,390	5,190
		設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	77,940	8,200	6,830	5,460	2,720		77,500	8,150	6,790	5,430	2,710
	171人 以上	未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	31,380	2,980	2,490	1,980	980		31,000	2,940	2,450	1,950	970
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	25,170	2,240	1,870	1,490	740		24,800	2,200	1,830	1,460	730
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	142,140	15,900	13,240	10,600	5,300		141,970	15,880	13,230	10,590	5,290
		設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	80,030	8,450	7,030	5,630	2,810		79,930	8,440	7,030	5,630	2,810
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	33,470	3,230	2,690	2,150	1,070		33,430	3,230	2,690	2,150	1,070
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	27,260	2,490	2,070	1,660	830		27,230	2,490	2,070	1,660	830
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	139,700	15,610	13,000	10,400	5,200		139,540	15,590	12,990	10,390	5,190
		設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	77,590	8,160	6,790	5,430	2,710		77,500	8,150	6,790	5,430	2,710
		未 設 置	乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	31,030	2,940	2,450	1,950	970		31,000	2,940	2,450	1,950	970
			乳 1, 2 歳 児 3 歳 児 4 歳 以 上 児	24,820	2,200	1,830	1,460	730		24,800	2,200	1,830	1,460	730

改正後

2 保育単価に加える加算額
その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。
なお、定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される予定であるので留意すること。

(1) 児童用採暖費加算
(略)

(2) 寒冷地加算
(略)

(略)

改正前

2 保育単価に加える加算額
その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) 児童用採暖費加算
すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。
次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

級地区分	加算額
旧5級地	1,130円
旧4級地	960円
旧3級地	590円
旧2級地	380円
その他の地域	190円

(2) 寒冷地加算
寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。
次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の日において設置又は未設置(次員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分				
			45人まで	46人から60人まで	61人から90人まで	91人から120人まで	121人から150人まで
1級地	設置	乳児	2,490	2,420	2,220	2,170	2,140
		1, 2歳児	1,480	1,410	1,210	1,160	1,130
		3歳児	670	600	400	350	320
		4歳以上児					
2級地	未設置	乳児	2,360	2,320	2,150	2,120	2,100
		1, 2歳児	1,350	1,310	1,140	1,110	1,090
		3歳児	540	500	330	300	280
		4歳以上児					
3級地	設置	乳児	2,230	2,170	1,990	1,940	1,920
		1, 2歳児	1,320	1,260	1,080	1,030	1,010
		3歳児	600	540	360	310	290
		4歳以上児					
4級地	未設置	乳児	2,110	2,080	1,930	1,900	1,880
		1, 2歳児	1,200	1,170	1,020	990	970
		3歳児	480	450	300	270	250
		4歳以上児					

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の日において設置又は未設置(次員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分																	
			40人まで	41人から45人まで	46人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人以上		
1級地	設置	乳児	2,500	2,490	2,500	2,420	2,360	2,320	2,250	2,150	2,140	2,220	2,200	2,180	2,170	2,160	2,150	2,140	2,130	2,120
		1, 2歳児	1,490	1,480	1,490	1,410	1,350	1,310	1,240	1,140	1,130	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110
		3歳児	680	670	680	600	540	500	430	330	320	400	380	360	350	340	330	320	310	300
		4歳以上児																		
2級地	未設置	乳児	2,360	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,080	1,990	1,970	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,100	2,090	2,090
		1, 2歳児	1,350	1,350	1,370	1,310	1,270	1,240	1,070	1,080	1,060	1,240	1,230	1,220	1,210	1,200	1,190	1,190	1,180	1,180
		3歳児	540	540	560	500	460	430	360	360	340	440	430	420	410	400	390	380	370	370
		4歳以上児																		
3級地	設置	乳児	2,200	2,190	2,200	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	2,100	1,990	1,980	1,970	1,960	1,950	1,940	1,930	1,930
		1, 2歳児	1,310	1,300	1,310	1,240	1,190	1,150	1,100	1,020	1,010	1,190	1,080	1,070	1,060	1,050	1,040	1,030	1,020	1,020
		3歳児	600	590	600	530	480	440	380	300	290	380	370	360	350	340	330	320	310	310
		4歳以上児																		
4級地	未設置	乳児	2,070	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,880	1,870	2,050	1,940	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870
		1, 2歳児	1,180	1,180	1,210	1,150	1,110	1,080	1,050	980	980	1,160	1,050	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980
		3歳児	470	470	500	440	400	370	300	290	280	370	260	250	240	230	220	210	200	190
		4歳以上児																		

(3) 単身赴任手当加算
(略)

(4) 事務用採暖費の加算
(略)

(5) 除雪費加算
(略)

(6) 降灰除去費加算
(略)

(7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算
(略)

(8) 施設機能強化推進費の加算
(略)

(9) 保育所事務職員雇上費の加算
(略)

(3) 単身赴任手当加算

別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。

(4) 事務用採暖費の加算

北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。

(5) 除雪費加算

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,650円を2月分の保育単価に加算すること。

(6) 降灰除去費加算

活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費138,700円を2月分の保育単価に加算すること。

(7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算

別に定めるところにより、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(8) 施設機能強化推進費の加算

別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。

(9) 保育所事務職員雇上費の加算

別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
41人	1,150	130	110	90	40
45人	1,020	120	100	80	40
50人	920	110	90	70	30
60人	760	90	70	60	30
70人	650	70	60	50	20
80人	570	60	50	40	20
90人	510	60	50	40	20
100人	460	50	40	30	10
110人	410	50	40	30	10
120人	380	40	30	30	10
130人	350	40	30	20	10
140人	320	30	30	20	10
150人	300	30	30	20	10
160人	280	30	20	20	10
170人	270	30	20	20	10
171人	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
40人	6,190	740	610	490	240
45人	5,510	660	550	440	220
50人	4,950	590	490	390	190
60人	4,130	490	410	330	160
70人	3,540	420	350	280	140
80人	3,100	370	310	240	120
90人	2,750	330	270	220	110
100人	2,480	290	240	190	90
110人	2,250	270	220	180	90
120人	2,060	240	200	160	80
130人	1,900	220	190	150	70
140人	1,770	210	170	140	70
150人	1,650	190	160	130	60
160人	1,550	180	150	120	60
170人	1,450	170	140	110	50
171人	1,370	160	130	110	50

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
45人	1,020	120	100	80	40
46人	760	90	70	60	30
61人	510	60	50	40	20
91人	380	40	30	30	10
121人	300	30	30	20	10
151人	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
45人	5,500	660	550	440	220
46人	4,120	490	410	330	160
61人	2,750	330	270	220	110
91人	2,060	240	200	160	80
121人	1,650	190	160	130	60
151人	1,370	160	130	110	50

3 (略)

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

〔保育所の設置認可等について(平成12年30日児童養育法第295号、厚生省児童家庭局長通知)の第1の2の(1)のただし書きの適用を受けた幼保連携施設を構成する保育所に適用する保育単価等及び分園を設置する保育所に適用する保育単価等については別に定めるところによること。〕

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (略)

算式2 (略)

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないこと認められるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数

1～2歳児保育単価×その月初日の1～2歳児入所児童数

3歳児保育単価×その月初日の3歳児入所児童数

4歳以上児保育単価×その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

1～2歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

3歳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数

(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式3 (略)

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

1～2歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

3歳児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

4歳以上児保育単価 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

第4 徴収金(保育料)基準額

第4 徴収金(保育料)基準額

1 (略)

1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (略)

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (略)

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

保育所徴収金(保育料)基準額表

(略)

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	40,000円未満	30,000円	27,000円 (保育単価限度)
第5階層	第1階層を除き、前年度の所得税課税世帯であつて、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7第1項第1号、第2項、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。
また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第2項第1号、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第1項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しないものとする。
また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、除灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

(1) 「母子世帯等」 … 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

改正後

(3) (略)

(略)

4 (略)

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のものを1人とする。)	(略)
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のものを1人とする。)	(略)
ウ (略)	0円

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 (略)

改正前

(3)「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)
3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円
第3階層	18,500円
	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合には、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。
ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	徴収金(保育料)基準額表×0.1

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難しいときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

(資料24)

(案)

雇児発第 ※ 号の1
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」
通知の施行について』の一部改正について

標記の昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5厚生省児童家庭局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとしたので通知する。

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』の一部改正新旧対照表

○『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正前	改正後
<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を<u>11</u>区分、定員規模別を<u>8</u>区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地加算、北海道に所在する保育所において採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所において単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所においては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）においては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>児童用採暖費加算額又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておかれないこと。</p> <p>年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人（ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算）並びに調理員等については2人（定員45人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人）とされているのでこれを充足すること。</p> <p>なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。</p>	<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を<u>12</u>区分、定員規模別を<u>16</u>区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地加算、北海道に所在する保育所において採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所において単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所においては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所においては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）においては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>(略)</p>

改正後	
改正前	<p>2 所長の設置又は未設置の認定について</p> <p>(1) 保育単価については、その保育所の長が各月の初日において欠員又は無給であるときは、その人件費を控除した未設置の保育単価が適用されるが、この設置又は未設置であるかどうかの認定は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、おおむね次の基準によらなければならないこと。</p> <p>ア その所長が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合に限り、設置の単価を適用すること。</p> <p>イ したがって私立保育所において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、保育所長としての職務を行っていないものは欠員とみなして未設置の単価を適用すること。</p> <p>(2) 保育所長の欠員補充に伴い新たに所長設置の保育単価を適用するにあたっては、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、その保育所の設置者からその旨の申請（保育所名、所長設置の保育単価の適用年月日、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴し、前記(1)の基準に適合しているときは所長設置の保育単価の適用の決定を行い、欠員補充された日の属する月の翌月（月初日に欠員補充された場合はその月）から所長設置の保育単価の適用承認を行うこととする。</p> <p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、所長設置の保育単価が適用されている保育所については、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の基準に適合しなくなった場合には、(1)の基準に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適用しなくなった場合はその月）から未設置の単価の適用を行うこととする。</p> <p>3 民間施設給与等改善費の承認等について</p> <p>交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらなければならないこと。</p> <p>(1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。</p>

改正後

改正前

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(7) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。

(1) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものとする。

(7) その保育所の職員1人当り平均勤続年数は(7)により算定した全職員の合算勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。

(エ) 前記職員1人当り平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があつても適用の変更は行わないものであること。

(2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で費職が必要と認められる期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、遡及適用は行わないこと。

(2) (略)

改正後	改正前
<p>(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとすること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>4 保育所事務職員雇上費の加算について 交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。 (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p>	<p>(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の4の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「3 運営費の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとすること。</p> <p>(4) また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。</p> <p>(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。</p> <p>(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ(指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を徴すること。)、いずれかの加算率の適用に該当するかを承認を行い、市町村長に通知する措置を講ずること。市長村長は、その内容を保育所の設置者に通知すること。</p> <p>4 保育所事務職員雇上費の加算について 交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。 (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p>

改正後

- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) (略)

5 主任保育士の専任加算について

- 交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。
- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) (略)

改正前

- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

5 主任保育士の専任加算について

- 交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。
- (1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成19年11月30日雇児発第1130001号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (2) 一時保育促進事業実施保育所及び一時保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること）及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成12年3月29日雇児発第247号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）
- (4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所している月から年度を通じて加算。）

改正後	改正前
<p>6 保育単価の予算措置等について(略)</p> <p>第2 徴収金(保育料)基準額について(略)</p>	<p>6 保育単価の予算措置等について 保育単価は、最低基準を維持するのに必要な最低の経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を毎月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事は、毎年度当初において、管下市町村の予算書抄本を徴する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切な指導を加えられたいこと。 なお、この費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は遅くともその月中に精算支弁するように、月中入退所については市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。</p> <p>第2 徴収金(保育料)基準額について 1 交付要綱の第4に定める徴収金(保育料)基準額の算定については、市町村において適正かつ簡明に行えるよう各月初日の入所児童の属する世帯を課税額等の状況に応じ区分し、それぞれ入所児童1人当たりの基準額をさだめていること。 入所児童の属する世帯の課税額等の確認については、関係機関との連携を密にして、誤りなきを期するよう指導することはもちろんであるが、各市町村における各階層区分の確認の適否は、直ちに国庫負担に重大な影響をもたらすこととなるので、指導監査等を通じて、とくにこの点の状況を厳密に監督することとされたいこと。</p> <p>2 その世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 ただし、私立認定保育所については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の法第24条第2項に規定する保育の実施に係る児童の保護者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。</p>

改正後	改正前
<p>第3 保育所における運営費の経理について (略)</p>	<p>3 その世帯の階層区分の確認は次によらねたいこと。 ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所等において行うこと。 イ 前年度分市長村民税の課税状況の確認は、その市町村の市町村 民税主管課の資料等に基づいて行うこと。 ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税 主管課又は税務署において行うこと。 エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、 確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者 の印を押印すること。 なお、課税状況の確認を証明書を徴して行うこととしている場合 においては、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を 徴すること。 オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって1月ないし3 月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の 課税状況により階層を決定するものであること。</p> <p>第3 保育所における運営費の経理について 保育所における運営費の経理については、別に定めるところによるこ と。</p>

(案)

雇児保発第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成21年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

- (1) 社会保険料事業主負担金
厚生年金保険料等の改定に伴う引き上げ
- (2) 地域手当
人事院規則による支給割合の改正等に伴う改正
- (3) 職員健康管理費 5,337円 → 5,417円

2 加算単価関係

主任保育士の専任加算
1 施設年額 2,971,158円 → 2,975,229円

3 その他

今回の改正により保育単価等の定員区分が細分化されたところであるが、定員区分「41人から45人まで」及び「46人から50人まで」は平成21年度限りとし、平成22年度以降は定員区分「41人から50人まで」に統合される予定であるので留意すること。

第2 平成21年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調 整 数	基 本 額
所 長	(福) 2-33	253,800円	—	—
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	1	9,325円
保 育 士	(福) 1-29	195,228円	1	7,800円
調 理 員 等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

- (注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	円
		1, 2 歳 児	12,686
		3 歳 児	7,543
		4 歳 以上 児	3,942
	未 設 置	乳 児	3,428
		1, 2 歳 児	12,539
		3 歳 児	7,396
		4 歳 以上 児	3,795
41人 から 45人 まで	設 置	乳 児	3,281
		1, 2 歳 児	12,640
		3 歳 児	7,497
		4 歳 以上 児	3,896
	未 設 置	乳 児	3,382
		1, 2 歳 児	12,509
		3 歳 児	7,366
		4 歳 以上 児	3,765
46人 から 50人 まで	設 置	乳 児	3,251
		1, 2 歳 児	12,713
		3 歳 児	7,570
		4 歳 以上 児	3,969
	未 設 置	乳 児	3,455
		1, 2 歳 児	12,595
		3 歳 児	7,452
		4 歳 以上 児	3,851
51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	3,337
		1, 2 歳 児	12,247
		3 歳 児	7,104
		4 歳 以上 児	3,503
	未 設 置	乳 児	2,989
		1, 2 歳 児	12,149
		3 歳 児	7,006
		4 歳 以上 児	3,405
61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	2,891
		1, 2 歳 児	11,988
		3 歳 児	6,845
		4 歳 以上 児	3,244
	未 設 置	乳 児	2,730
		1, 2 歳 児	11,905
		3 歳 児	6,762
		4 歳 以上 児	3,161
71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	2,647
		1, 2 歳 児	11,798
		3 歳 児	6,655
		4 歳 以上 児	3,054
	未 設 置	乳 児	2,540
		1, 2 歳 児	11,725
		3 歳 児	6,582
		4 歳 以上 児	2,981
81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	2,467
		1, 2 歳 児	11,647
		3 歳 児	6,504
		4 歳 以上 児	2,903
	未 設 置	乳 児	2,389
		1, 2 歳 児	11,582
		3 歳 児	6,439
		4 歳 以上 児	2,838
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	2,324
		1, 2 歳 児	11,217
		3 歳 児	6,074
		4 歳 以上 児	2,473
	未 設 置	乳 児	1,959
		1, 2 歳 児	11,159
		3 歳 児	6,016
		4 歳 以上 児	2,415
		4 歳 以上 児	1,901

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月 の 入 所 の 年 齢 区 分	日 童 分	管理費
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	11,149	
		1, 2 歳 児	6,006	
		3 歳 児	2,405	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,891	
		乳 児	11,096	
		1, 2 歳 児	5,953	
111人 から 120人 まで	設 置	3 歳 児	2,352	
		4 歳 以上 児	1,838	
		乳 児	11,090	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,947	
		3 歳 児	2,346	
		4 歳 以上 児	1,832	
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	11,041	
		1, 2 歳 児	5,898	
		3 歳 児	2,297	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,783	
		乳 児	11,040	
		1, 2 歳 児	5,897	
131人 から 140人 まで	設 置	3 歳 児	2,296	
		4 歳 以上 児	1,782	
		乳 児	10,995	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,852	
		3 歳 児	2,251	
		4 歳 以上 児	1,737	
141人 から 150人 まで	設 置	乳 児	10,999	
		1, 2 歳 児	5,856	
		3 歳 児	2,255	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,741	
		乳 児	10,957	
		1, 2 歳 児	5,814	
151人 から 160人 まで	設 置	3 歳 児	2,213	
		4 歳 以上 児	1,699	
		乳 児	10,965	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,822	
		3 歳 児	2,221	
		4 歳 以上 児	1,707	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	10,926	
		1, 2 歳 児	5,783	
		3 歳 児	2,182	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,668	
		乳 児	10,932	
		1, 2 歳 児	5,789	
171人 以上	設 置	3 歳 児	2,188	
		4 歳 以上 児	1,674	
		乳 児	10,896	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,753	
		3 歳 児	2,152	
		4 歳 以上 児	1,638	
161人 から 170人 まで	設 置	乳 児	10,905	
		1, 2 歳 児	5,762	
		3 歳 児	2,161	
	未 設 置	4 歳 以上 児	1,647	
		乳 児	10,871	
		1, 2 歳 児	5,728	
171人 以上	設 置	3 歳 児	2,127	
		4 歳 以上 児	1,613	
		乳 児	10,882	
	未 設 置	1, 2 歳 児	5,739	
		3 歳 児	2,138	
		4 歳 以上 児	1,624	
未 設 置	乳 児	10,849		
	1, 2 歳 児	5,706		
	3 歳 児	2,105		
		4 歳 以上 児	1,591	

(資料26)

(案)

雇児発第 ※ 号の2
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

別紙

小規模保育所適用保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
17/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	227,400	26,140	21,780	17,420	8,710
			1, 2 歳 児	156,000	17,570	14,640	11,700	5,850
		未 設 置	3 歳 児	102,940	11,570	9,640	7,710	3,850
			4 歳 以上 児	95,800	10,720	8,930	7,140	3,570
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	203,220	23,060	19,220	15,370	7,680
			1, 2 歳 児	130,380	14,490	12,080	9,650	4,820
		未 設 置	3 歳 児	77,320	8,490	7,080	5,660	2,820
			4 歳 以上 児	70,180	7,640	6,370	5,090	2,540
14/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	222,510	25,540	21,280	17,030	8,510
			1, 2 歳 児	152,750	17,170	14,310	11,450	5,720
		未 設 置	3 歳 児	100,830	11,310	9,420	7,540	3,760
			4 歳 以上 児	93,860	10,480	8,730	6,990	3,490
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	198,850	22,700	18,920	15,130	7,560
			1, 2 歳 児	129,090	14,330	11,950	9,550	4,770
		未 設 置	3 歳 児	77,170	8,470	7,060	5,640	2,810
			4 歳 以上 児	70,200	7,640	6,370	5,090	2,540
12/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	219,240	25,160	20,970	16,760	8,380
			1, 2 歳 児	150,580	16,920	14,100	11,270	5,630
		未 設 置	3 歳 児	99,420	11,150	9,290	7,420	3,710
			4 歳 以上 児	92,560	10,330	8,610	6,880	3,440
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	194,720	22,210	18,510	14,800	7,400
			1, 2 歳 児	126,060	13,970	11,640	9,310	4,650
		未 設 置	3 歳 児	74,900	8,200	6,830	5,460	2,730
			4 歳 以上 児	68,040	7,380	6,150	4,920	2,460
11/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	217,610	24,960	20,800	16,630	8,310
			1, 2 歳 児	149,490	16,780	13,980	11,180	5,580
		未 設 置	3 歳 児	98,720	11,060	9,220	7,370	3,680
			4 歳 以上 児	91,910	10,250	8,540	6,830	3,410
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	193,310	22,040	18,370	14,690	7,340
			1, 2 歳 児	125,190	13,860	11,550	9,240	4,610
		未 設 置	3 歳 児	74,420	8,140	6,790	5,430	2,710
			4 歳 以上 児	67,610	7,330	6,110	4,890	2,440

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
10/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	215,990	24,760	20,640	16,510	8,250
			1, 2 歳 児	148,410	16,650	13,880	11,100	5,550
		未 設 置	3 歳 児	98,020	10,980	9,150	7,320	3,660
			4 歳 以上 児	91,270	10,170	8,480	6,780	3,390
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	193,020	22,010	18,340	14,670	7,330
			1, 2 歳 児	125,440	13,900	11,580	9,260	4,630
		未 設 置	3 歳 児	75,050	8,230	6,850	5,480	2,740
			4 歳 以上 児	68,300	7,420	6,180	4,940	2,470
9/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	214,350	24,560	20,470	16,380	8,180
			1, 2 歳 児	147,320	16,520	13,770	11,010	5,500
		未 設 置	3 歳 児	97,320	10,890	9,080	7,260	3,620
			4 歳 以上 児	90,620	10,090	8,410	6,730	3,360
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	191,560	21,830	18,190	14,550	7,270
			1, 2 歳 児	124,530	13,790	11,490	9,180	4,590
		未 設 置	3 歳 児	74,530	8,160	6,800	5,430	2,710
			4 歳 以上 児	67,830	7,360	6,130	4,900	2,450
8/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	212,720	24,380	20,310	16,250	8,120
			1, 2 歳 児	146,240	16,400	13,660	10,930	5,460
		未 設 置	3 歳 児	96,610	10,810	9,010	7,210	3,600
			4 歳 以上 児	89,970	10,020	8,350	6,680	3,340
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	190,100	21,660	18,040	14,440	7,210
			1, 2 歳 児	123,620	13,680	11,390	9,120	4,550
		未 設 置	3 歳 児	73,990	8,090	6,740	5,400	2,690
			4 歳 以上 児	67,350	7,300	6,080	4,870	2,430
7/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	211,090	24,180	20,140	16,110	8,050
			1, 2 歳 児	145,160	16,260	13,550	10,830	5,410
		未 設 置	3 歳 児	95,920	10,730	8,930	7,140	3,570
			4 歳 以上 児	89,330	9,940	8,280	6,620	3,310
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	187,650	21,370	17,800	14,240	7,110
			1, 2 歳 児	121,720	13,450	11,210	8,960	4,470
		未 設 置	3 歳 児	72,480	7,920	6,590	5,270	2,630
			4 歳 以上 児	65,890	7,130	5,940	4,750	2,370

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
6/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	209,460	23,980	19,990	15,980	7,980
			1, 2 歳 児	144,070	16,130	13,450	10,750	5,370
		未 設 置	3 歳 児	95,210	10,640	8,870	7,090	3,540
			4 歳 以上 児	88,680	9,860	8,220	6,570	3,280
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	187,180	21,310	17,760	14,200	7,090
			1, 2 歳 児	121,790	13,460	11,220	8,970	4,480
		未 設 置	3 歳 児	72,930	7,970	6,640	5,310	2,650
			4 歳 以上 児	66,400	7,190	5,990	4,790	2,390
5/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	207,830	23,780	19,820	15,850	7,920
			1, 2 歳 児	142,980	16,000	13,330	10,660	5,330
		未 設 置	3 歳 児	94,510	10,550	8,790	7,030	3,510
			4 歳 以上 児	88,030	9,780	8,150	6,520	3,260
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	185,730	21,130	17,610	14,080	7,030
			1, 2 歳 児	120,880	13,350	11,120	8,890	4,440
		未 設 置	3 歳 児	72,410	7,900	6,580	5,260	2,620
			4 歳 以上 児	65,930	7,130	5,940	4,750	2,370
3/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	204,570	23,390	19,490	15,590	7,790
			1, 2 歳 児	140,820	15,740	13,110	10,490	5,240
		未 設 置	3 歳 児	93,110	10,390	8,650	6,930	3,460
			4 歳 以上 児	86,740	9,630	8,020	6,420	3,210
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	182,810	20,780	17,320	13,850	6,920
			1, 2 歳 児	119,060	13,130	10,940	8,750	4,370
		未 設 置	3 歳 児	71,350	7,780	6,480	5,190	2,590
			4 歳 以上 児	64,980	7,020	5,850	4,680	2,340
その他 地域	20人 まで	設 置	乳 児	199,670	22,800	19,000	15,200	7,600
			1, 2 歳 児	137,560	15,350	12,790	10,230	5,110
		未 設 置	3 歳 児	91,000	10,130	8,450	6,750	3,370
			4 歳 以上 児	84,790	9,390	7,830	6,260	3,130
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	177,760	20,180	16,810	13,450	6,720
			1, 2 歳 児	115,650	12,730	10,600	8,480	4,230
		未 設 置	3 歳 児	69,090	7,510	6,260	5,000	2,490
			4 歳 以上 児	62,880	6,770	5,640	4,510	2,250

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	管理費
20人まで	設置	乳児	円 14,635
		1, 2	9,492
		3歳	5,891
		4歳以	5,377
	未設置	乳児	14,342
		1, 2	9,199
		3歳	5,598
		4歳以	5,084
21人から30人まで	設置	乳児	13,246
		1, 2	8,103
		3歳	4,502
		4歳以	3,988
	未設置	乳児	13,051
		1, 2	7,908
		3歳	4,307
		4歳以	3,793

(資料27)

(案)

雇児発第 ※ 号の3
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	15,440	1,100	910	730	360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	12,380	730	610	480	240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,280	円 550	円 450	円 360	円 180
	3歳以上児	10,850	550	450	360	180
41人から 45人まで	3歳未満児	円 8,770	円 480	円 400	円 320	円 160
	3歳以上児	10,340	480	400	320	160
46人から 50人まで	3歳未満児	円 8,360	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	9,930	440	360	290	140
50人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	9,320	360	300	240	120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,320	円 310	円 260	円 200	円 100
	3歳以上児	8,880	310	260	200	100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 6,990	円 270	円 220	円 180	円 90
	3歳以上児	8,550	270	220	180	90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	8,300	240	200	160	80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	6,263

(資料28)

(案)

雇児発第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所への入所の円滑化について」の一部改正について

標記の平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号）の一部改正新旧対照表

○保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）厚生省児童家庭局保育課長通知

改正後	改正前
<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p>記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。 また、保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行ったところであり、定員については入所児童数に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(一) 市町村村において待機のある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 略</p> <p>ア 略</p>	<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p>記</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものであること。</p> <p>(一) 原則として、市町村において待機のある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内とする。 ただし、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合</p>

改正前	改正後
<p>イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。</p> <p>また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、<u>まず定員の見直しに取り組みむべきものであるが、見直しが困難である場合には、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとすること。</u></p> <p>(三) 都道府県知事・指定都市市長・中核都市市長は、該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。</p> <p>二 私的契約児の入所について 私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。</p> <p>三 その他 (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう<u>十分留意すること。</u></p> <p>(二) 都道府県知事は、該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見通し等に関し、市町村長の意見を求めること。</p>	<p>イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。</p> <p>また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとすること。</p> <p>(三) 略</p> <p>二 私的契約児の入所について 略</p> <p>三 その他 (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう<u>にすること。</u></p> <p>(二) <u>前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。</u></p> <p>(三) 略</p>

改正後	改正前
<p>(四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般保育単価表の定員区分に見合っている必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたこと。</p> <p>(五) 略</p> <p>(六) 本通知は、平成21年4月1日から適用するものである。 <u>なお、一における定員を超えている状況が恒常的に亘る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用とする。</u> <u>ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の場合には定員の見直しに取り組むこと。</u> (削除)</p>	<p>(三) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般保育単価表の定員区分に見合っている必要はなく、また、<u>定員の増員後、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたこと。</u></p> <p>(四) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難しい場合等があるときには随時当省に協議されたいこと。</p> <p>(五) 本通知は、平成11年4月1日から適用するものであるが、平成11年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。</p> <p>(六) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。</p>

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

現行	改正後
<p>雇用第06090001号 平成20年6月9日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 各 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育について多様なニーズに対応したサービスが求められている。そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 一時・特定保育等事業 2 休日・夜間保育事業 3 病児・病後児保育事業 4 待機児童解消促進等事業 5 保育環境改善等事業</p>	<p>雇用第06090001号 平成20年6月9日 〔雇用第*****号 平成21年*月*日 一部改正〕</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 各 殿</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育について多様なニーズに対応したサービスが求められている。そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成21年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 一時預かり事業 2 特定保育事業 3 休日・夜間保育事業 4 病児・病後児保育事業 5 待機児童解消促進等事業 6 保育環境改善等事業</p>

第2 事業の実施
事業の実施及び運営は、次によること。
各 1 一時預かり事業実施要綱(別添1)
2 特定保育事業実施要綱(別添2)
3 休日・夜間保育事業実施要綱(別添3)
4 病児・病後児童等事業実施要綱(別添4)
5 待機児童解消促進等事業実施要綱(別添5)
6 保育環境改善等事業実施要綱(別添6)

第2 事業の実施
事業の実施及び運営は、次によること。
各 1 一時・特定保育事業実施要綱(別添1)
2 休日・夜間保育事業実施要綱(別添2)
3 病児・病後児童等事業実施要綱(別添3)
4 待機児童解消促進等事業実施要綱(別添4)
5 保育環境改善等事業実施要綱(別添5)

(別添1)

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的
常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることと、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認められた者とする。

3 対象児童
本事業の対象となる児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。

4 事業類型
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
(1) 保育所型
児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業
(2) 地域密着型
法第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業
(3) 地域密着II型（(2)に類するもの）
法第6条の2第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

5 実施要件
(1) 保育所型及び地域密着型
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の7各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。
(2) 地域密着II型
① 規則第36条の7第1項、第4項の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
② 規則第36条の7第2項の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこととする。ただし、乳幼児の保育について経験豊

(別添1)

一時・特定保育等事業実施要綱

1 一時保育促進事業
(1) 事業の目的
常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かることと、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象児童
本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象とならない就学前児童とする。

(4) 実施要件
① 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されなければ、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。
② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能なる場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することでも差し支えない。
③ 公共施設の空き部屋等を実施する場合に、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
(5) 留意事項
① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針（平成11年10月29日児発第799号厚生省児童家庭局長通知）を参考とすること。
(6) 事業の実施手続
① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(7) 費用

富な保育士を1名以上配置すること。
保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。
 なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。
 ③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の7第3項の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

6. 事業の実施手続

(1) 保育所型及び地域密着型
法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

(2) 地域密着II型

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
 ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7. 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
(2) 規則第36条の7第5項の規定に基づき、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。
また、地域密着II型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
 ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ。

2. 特定保育事業の目的

(1) 事業の目的
 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。一定程度を必要とした保育に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育することと、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることとする。

(2) 実施主体
 実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。
 (3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象とならない。

- (4) 実施要件
- ① 最低基準 第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されなければ、本事業を担当する保育士が配置されていない。
② 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施すること。また、差支えない公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
③ 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
④ 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。
- (5) 留意事項
- ① 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
 - ② 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
- (6) 事業の実施手続
- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
 - ② 費用
- (7) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
 - ③ 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができない。

3. 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業

- (1) 事業の目的
- 子育て家庭においては、通院、社会参加活動、育児疲れ等による心理的・肉体的負担の軽減等のため、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。子育て家庭においては、必要となる子育て環境を整備することができ、子育て環境を整備する必要がある。子育て家庭においては、必要となる子育て環境を整備することができ、子育て環境を整備する必要がある。

- について検証することを目的とする。
- (2) 実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めたとす。
- (3) 対象児童は、対象となる児童は、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
- (4) 実施要件
- ① 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じ、担当者を担当する者（以下「担当者」という。）を配置すること。
 - ② 担当者の数は全体で2名を下回らないこと。
 - ③ 担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。
 - ④ 市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たすこととし、その研修等の修了を必要とする研修会が別紙2の内容を満たすこと。
 - ⑤ 市町村は、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
- (5) 留意事項
- ① 顧客など利用者の特定の者に限定せず、公共性を確保するとともに、利用性の高い場所での継続的な事業実施に努めること。
 - ② 日々変動する利用児童数に対応するため、担当者を効率的かつ安定的に確保し、事業の効率的な実施に努めること。
 - ③ 利用手続についても、利用者の利便性に配慮し、事務処理や管理業務を効率的に行うこと。
 - ④ 初めて利用する児童の情緒の安定に配慮するなど、保育所保育指針を参考として事業実施に努めること。
 - ⑤ 緊急の利用申込みにも対応できる実施体制の確保に努めること。
 - ⑥ 児童の急病、事故等の緊急時の対応方法について事前に定めるなど、安全な実施体制を確保すること。
 - ⑦ 職員配置、備品、保育材料等について、児童の援助に支障がないよう十分に留意すること。
- (6) 事業の実施手続
- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
 - ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
- ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとす。
 - ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ、時間単位での利用が可能となるように利用料の設定を行うこと。

4 地域保育資源活用事業

(1) 事業の目的
多様な保育ニーズに対応するために、保育所においては、休日保育、時間外保育、病児・病後児保育などの取組を推進しているところであるが、今般、地域の民間保育資源である事業所内保育施設（事業主が雇用する労働者の子を保育するために事業所の敷地内等に設置する施設。以下同じ。）を有効に活用することとし、当該施設において地域の子を保育することと、安心して子育てができる環境を整備し、実施主体が事業を実施することとを目的とする。

(2) 実施主体
実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を事業所内保育施設を運営する事業主に委託できるものとする。

(3) 事業類型
対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

- ① 休日保育事業
事業所内保育施設において、休日（日曜・国民の祝日）に児童の保育を行う事業。
- ② 時間外保育事業
事業所内保育施設において、近隣の認可保育所の閉所後（時間外）に、児童の保育を行う事業
- ③ 病児・病後児保育事業
事業所内保育施設において、病中・病後の児童を保育する事業。

(4) 対象児童
対象となる児童は、次のとおりとする。
なお、地域の児童のみならず、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）についても、本事業の対象とすること

ことができ、(財) 21世紀職業財団福祉関係業務規程（平成7年10月1日規程第1号）第3章の規定による育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レバブルアツプ助成金）支給要領（平成9年4月1日要領第3号）に基づき事業所内託児施設設置・運営コースで整備した施設を利用して、現に運営を受給している場合には、事業所内保育施設を利用している児童（当該事業所の労働者の子）については、本事業の対象とする。

① 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であつて、別添2「休日・夜間保育」を実施する保育所が近隣になつて、理由により、休日における保育所の利用が困難な児童

② 法第24条の規定による保育の実施の対象となる就学前児童であつて、別添2「休日・夜間保育」を実施する保育所が近隣になつて、理由により、認可保育所の閉所後（時間外）において保育所の利用が困難な児童

③ 就学前児童であつて、別添3「病児・病後児保育事業」を実施す

る施設が近隣にない等の理由により、病児・病後児保育事業の利用が困難な児童

- (5) ① 休業要件
ア 事業・時間外保育事業
イ 最低基準第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じ、本事業を担当する保育士を配置すること。
ウ 保育室等の面積は、最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる面積が確保されていること。
エ 地域の児童を3名以上受け入れるとともに、当該事業所の労働者と合わせて利用児童数が10名以上とすること。
② 病児・病後児保育事業
ア 事業を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下、「看護師等」という。）を1名以上配置することとし、預かる人数は、看護師等1名に対して児童2名程度とすること。
イ 医務室、スペース等で衛生的に配慮されており、対象児童の安静が確保できる場所を確保すること。
ウ 認可保育所と同等の開所日数が確保されていること。
(6) 事業の実施手続
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(7) 費用
① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
イ 指定都市及び中核市が実施する事業
② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ。

特定保育事業実施要綱

(別添2)

- 1 事業の目的
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に対応した保育の実施が求められている。
こどもたちや保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育すること、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。
- 3 対象児童
本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象となら

ない就学前児童とする。
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

4. 実施要件

- (1) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に¹応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。最低基準²ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準³第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されれば、本事業を担当する保育士が配置されなくても差し支えない。
(2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施すること。また、⁴差し支えない。
(3) 公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準⁵第32条第8号の基準を満たすこと。
(4) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
(5) 最低基準⁶第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

5. 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

6. 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7. 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

(別添3)

休日・夜間保育事業実施要綱

1. 休日保育事業

(1) 略

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

(3) 略

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。

② 略

③ 略

④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第3.2条に定める設備の基準を満たす施設であつて、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）

(5) 略

(6) 略

(別添2)

休日・夜間保育事業実施要綱

1. 休日保育事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することとで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づき保育の実施の対象となる就学前児童であつて、休日等においても保育に欠ける児童とする。

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所を指定して実施すること。

② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。

③

対象児童の実施場所は、保育所のほか、給食等を提供すること。

④

本事業の空き部屋等において実施する~~ことも差し支えない。~~継続的な使用が確保される~~公~~公共施設の~~空き部屋等~~において実施する~~ことも差し支えない。~~ただし、~~公共施設の空き部屋等~~を利用して本事業を実施する場合においても、~~最低基準第3.2条第8号の基準を満たすこと。~~

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

②

この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

ア

指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

イ

本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができ。

2. 夜間保育推進事業

(1) 略

- (2) 実施主体
実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。
- (3) 実施要件
本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。
① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
③ 略

③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であるとし、市町村が認めた施設かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

(4) 略

(5) 略

2. 夜間保育推進事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

- (2) 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。
- (3) 実施要件
本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。
① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業

(4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(5) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(別添 4)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添 3)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 事業の目的
 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。
 こころを一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体
 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

3 事業類型
 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 (1) 病児対応型
 児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変に付設された専用スペースにおいて、当該児童を病院・診療所、保育所に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 (2) 病後児対応型
 児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 (3) 体調不良児対応型
 児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業

4 対象児童
 本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
 (1) 病児対応型
 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認められた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
 (2) 病後児対応型
 病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認められた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）
 (3) 体調不良児対応型
 事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となつた児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）

5. 実施要件

(1) 病児対応型

① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を**利用児童おおむね1.0人につき1名以上**配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を**利用児童おおむね3人につき1名**以上配置すること。

④ 略

⑤ 略

(2) 病後児対応型

① 病後児の看護を担当する看護師等を**利用児童おおむね1.0人につき1名**以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えること。

② 略

③ 略

(3) 略

5. 実施要件

(1) 病児対応型

① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設において保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

① 病後児の看護を担当する看護師等を1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、利用定員4人以上の施設にあっては保育士を2名以上、利用定員2名以上の施設にあっては保育士を1名以上、配置すること。

② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。

（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。

（イ）調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。

（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。

③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。

② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする。

③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とする。

④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。

⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的に実施すること。

6 実施方法
(1) 略

- (2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。)により、症状を確
認し、受け入れの決定を行うこと。
(3) 略

7 (略)

7 留意事項
(1) 医療機関との連携等

- ① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等(以下「地方医師会」という。)に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。
② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れられもらうための医療機関(以下「協力医療機関」という。)をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師(以下「指導医」という。)をあらかじめ選定すること。
④ 病児対応型を実施する場合には、指導医又は協力医療機関(併設する医療機関の医師を含む。)との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めること。
⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安(対応可能な症例、開所時間等)を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 感染の防止

- ① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。
② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設置することで、職員及び他児の往来を制限すること。
④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

8 (略)

8 事業の実施手続

- (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

- 9 費用
(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

1.0 経過措置

- (1) 病児対応型及び病後児対応型については、当分の間、従前の職員配置により実施して差し支えないものとする。
(2) 従来の派遣型一時保育及び施設型（C型）の実施設については、当分の間、従前の例により実施して差し支えないものとする。

(別添 5)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 実施要件

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)を参考とすること。

⑧ 略

(別添 4)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地域と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。

こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設(以下「送迎保育ステーション」という。)において、保育所が開所するまでの間、児童を保育するとともに、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することと、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)とする。ただし、本事業を保育所を営業者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。

② 事業を担う保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎する際は保育士1人以上(運転手を除く。)をそれぞれ配置すること。

③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等々の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。

④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。場合ただしても、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第32条第8号の基準を満たすこと。

⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置(いわゆる「チャイルドシート」)を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。

⑥ 子どもたちの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を整えておくこと。

⑦ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針(平成11年10月29日児童第79号厚生省児童家庭局長通知)を参考とすること。

⑧ 自家用車で送迎を行う場合であって、保護者から運行に必要な経

費の一部又は全部を徴収するときは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の有償運送の許可が必要であること。

⑨ 本事業に支障のない範囲で、保育所又は放課後児童クラブ閉所後に当該施設の利用児童をバスで送迎保育ステーション又は夜間受け入れ可能な保育所に送る事業を併せて実施できるものとする。この場合、放課後児童クラブの閉所後の利用児童については、小学校3年生までの児童を対象とする。

(5) 事業の実施手続
 ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
 ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用
 ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 アイ 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができないこと。
 ③ 本事業については、対象経費に建物の賃借料（敷金を除く。）を含むことができるものとする。

2 家庭的保育事業
 (1) 家庭的保育
 ① 事業の目的
 希望するようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の資格を有する者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅等において少人数の児童の保育（以下「家庭的保育」という。）を実施することと、保育サービスの供給を増やし、もつて待機児童の解消を図ることを目的とする。

② 実施主体
 実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所を運営する者に委託するものとする。

③ 事業類型
 本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 ア 個人実施型保育
 家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、「家庭的保育者」に「連携保育所」の技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育者」という。）の技術的な支援等を受け、3歳未満の児童（以下「低年齢児」という。）を保育する事業
 イ 保育所実施型保育

⑦ 略

(5) 略

(6) 略

2 家庭的保育事業

(1) 家庭的保育

① 略

② 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、家庭的保育者又は保育所若しくは最低基準第32条から第36条までに規定する基準を満たす認可外保育施設（以下本事業において「保育所等」という。）を経営する者に委託するものとする。

③ 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 ア 個人実施型保育
 家庭的保育者が、育児・保育に関する技術的な支援等を行う保育所等（以下「連携保育所」という。）の支援を受けながら、「家庭的保育者」に「連携保育所」の技術的な支援等を行う者（以下「家庭的保育者」という。）の技術的な支援等を受け、3歳未満の児童（以下「低年齢児」という。）を保育する事業
 イ 保育所実施型保育

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所等（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④

ア 対象児童
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる低年齢児とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある児童を除く。なお、現に本事業において保育されている児童が年度途中で対象となることができる。

イ 保育の実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育者又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。

⑤ 実施要件
ア 略

本事業の実施場所については、次のとおりとする。
a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するのに適切と市町村が認めた場所とすること。
b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。
c 児童を保育するするための専用の部屋の床面積は、9.9平方メートル以上とし、採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること。

d 衛生的な調理設備を有すること。
e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内等が開かれた空間があること。
イ 家庭的保育者等は、次のとおりとする。
a 家庭的保育者又は看護師の資格を有すること。
b 家庭的保育者自身に、養育する就学前児童がいない又は介護を必要としないこと。
c 補助者については、乳幼児の養育に熟意のある者であつて、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とする。

イ 略

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

a 保育士又は看護師の資格を有すること。保育士の経験を10年以上有すること。
b 若しくは家庭の保育事業における主任保育士の経験として10年以上有すること。
c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合には、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことのできる保育者より、家庭的保育を満了し居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育が事業を実施する場所以内（家庭的保育者が事業を実施する場所を含む。）を確保すること。
個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

エ

家庭的保育者が、当該家庭的保育者を雇用する保育所（以下「実施保育所」という。）の支援を受けながら、必要に応じ家庭的保育支援者の支援を受け、就学前児童を保育する事業

④

ア 対象児童
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
個人実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる低年齢児とする。ただし、家庭的保育者又は家庭的保育者を補助する者（以下「補助者」という。）と三親等以内の親族関係にある児童を除く。なお、現に本事業において保育されている児童が年度途中で対象となることができる。

イ 保育の実施型保育の対象児童は、法第24条の規定に基づく保育者又は補助者と三親等以内の親族関係にある児童を除く。

⑤ 実施要件
ア 本事業の実施場所については、次のとおりとする。
a 家庭的保育者の居宅又は賃貸アパート等、事業を実施するのに適切と市町村が認めた場所とすること。
b 児童を保育するための専用の部屋を確保すること。
c 児童を保育するするための専用の部屋の床面積は、9.9平方メートル以上とし、採光及び換気について良好な状況にあること。ただし、3人を超えて児童を保育する場合は、3人を超える児童1人につき、床面積3.3平方メートル以上を加算すること。

d 衛生的な調理設備を有すること。
e 家庭的保育者の居宅の敷地内に児童の遊戯等に適する広さの庭を有するか、又は付近にこれに代わる公園、広場、寺社境内等が開かれた空間があること。
イ 家庭的保育者等は、次のとおりとする。
a 家庭的保育者又は看護師の資格を有すること。
b 家庭的保育者自身に、養育する就学前児童がいない又は介護を必要としないこと。
c 補助者については、乳幼児の養育に熟意のある者であつて、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とする。

イ

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

a 保育士又は看護師の資格を有すること。保育士の経験を10年以上有すること。
b 若しくは家庭の保育事業における主任保育士の経験を10年以上有すること。
c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合には、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことのできる保育者より、家庭的保育を満了し居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育が事業を実施する場所以内（家庭的保育者が事業を実施する場所を含む。）を確保すること。
個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。
a 本事業を実施する市町村内において、保育所入所を待機している低年齢児がいること。

エ

事業を
 a. 実施する市町村において、0歳児保育を行う保育
 所が
 b. 児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者
 を雇用して2人で保育する場合は、保育の人数は5人
 以下とすること。
 c. 家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること
 とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置され
 ていること。
 d. 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所か
 ら育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
 e. 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携
 保育所に配置すること。
 f. 家庭的保育支援者については、家庭的保育者3人から
 15人に対し1人の配置を標準とすること。
 g. 賠償責任保険に加入すること。

オ

事業を
 b. 実施する市町村において、0歳児保育を行う保育
 所が
 c. 児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者
 を雇用して2人で保育する場合は、保育の人数は5人
 以下とすること。
 d. 家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること
 とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置され
 ていること。
 e. 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所か
 ら育児・保育に関する技術的な支援を受けること。
 f. 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携
 保育所に配置すること。
 g. 家庭的保育支援者については、家庭的保育者6人から
 15人に対し1人の配置を標準とすること。
 h. 賠償責任保険に加入すること。

オ

a. 賠償責任保険の実施要件は次のとおりとする。補助者
 を雇用して2人で保育する場合は、保育の人数は5人
 以下とすること。
 b. 家庭的保育者の指示を受けて保育に従事すること
 とし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置され
 ていること。
 c. 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施
 保育所に配置すること。
 d. 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者6人から
 15人に対し1人の配置を標準とすること。
 e. 賠償責任保険に加入すること。

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割
 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとす
 る。略

⑥ 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとす
 る。略

イ 略

イ 児童の保育に関する相談・指導について知識及び経験を
 有する者と「担当者」として知識を有している保育士
 ・連絡を受けること。
 を整備すること。
 の向上に努めること。
 配置しないこと。
 及び家庭的保育支援者への支援が体制を整備すること。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長
 保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担
 手が**連携保育所又は実施保育所**まで利用児童の送迎を行うこと。
 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支
 援者が送迎を行うこともできること。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長
 保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担
 手が**連携保育所又は実施保育所**まで利用児童の送迎を行うこと。
 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支
 援者が送迎を行うこともできること。

エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況を把握し、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うこと。

オ 保育を行う児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な保育が行われるよう、保育内容の計画・管理に努めること。

カ 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合理論、OJT等を行うこと。

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に保育所に招いたり、見守りや健康診断を保育所の人と共同で行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 家庭的保育者が休暇等を取ることにより、家庭的保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。

ケ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者への支援に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割
 の 家庭的保育支援者は、主に⑥のイ、エ、オ及びクの支援を行うもの
 保 育 所 と 十分 に 連 携 す る こ と 。

⑧ ・ 指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。
 ア 従事する者（家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者等）は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。
 イ 家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所
 ウ 個人間の金銭の授受があった場合は、関係法令を遵守すること。
 エ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
 オ 個人事業型保育にあっては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の児童を保育するのみの事業は対象とならないこと。
 カ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たさず場合は、その積極的な活用を努めること。
 キ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。
 事 故 防 止 の た め の 対 応 策 を 事 前 に 定 め る と と も に、 家 庭 的 保 育 の 状 況 に 懸 念 さ れ る 点 が あ っ た 場 合 に は、 状 況 報 告 の 徴 収 や 実 地 指 導 を 行 う 等 の 重 点 的 な 支 援 を 行 う こ と 。

(2) 家庭的保育者等研修

① 事業の目的

家庭的保育者の孤立化の防止、家庭的保育者及び家庭的保育支援者の交流や資質向上等のため、市町村が研修、連絡会議等（以下「研修等」という。）を実施することで、家庭的保育事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

略

略

略

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、児童の健康診断を連携保育所又は実施保育所の人と共同で行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 略

ケ 略

⑦ 略

⑧ 略

- ② 実施主体は、市町村とする。
- ③ 対象者
本事業の対象となる者は、家庭的保育者及び家庭的保育支援者と
する。
- ④ 実施要件
事業の実施に当たり、以下のような研修等を実施すること。
 ア 市町村、家庭的保育者又は家庭的保育支援者が講師、指導者
等を招いて定期的に実施する講習、研修
 b 家庭的保育者又は家庭的保育支援者が自主的に課題等を設定
して随時又は定期的に実施する情報連絡会議
 イ 研修等は、年間6回以上開催すること。
 ウ 研修等の当日は、連携保育所又は実施保育所における保育の実
施や家庭的保育支援者による家庭的保育の実施等といった代替措
置をとるより市町村、連携保育所、実施保育所等は調整するもの
とし、できる限り利用者へ支障のないよう配慮すること。
 エ 家庭的保育者が研修等に参加することより、当日の家庭的保育
を休止すること、又は普段と異なる家庭的保育者が保育すること
あるいは普段と異なる場所等において家庭的保育を実施すること
等について、事前に保護者に連絡の上、了解を得ること。
- (3) 事業の実施手続
 ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当た
ては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
 ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を
整備しておくこと。
- (4) 費用
 ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものと
する。
 ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 イ 指定都市及び中核市が実施する事業
 ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担と
することができる。
- 3 認可化移行促進事業
 (1) 事業の目的
希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことが
できるような課題に対応するため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。
移行する課題にため、認可外保育施設に対して認可保育所
へ移行するための必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できる
よう支援すること、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童
の解消を図ることを目的とする。
- (2) 実施主体
実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を運営する者
に委託できるものとする。
- (3) 実施要件
 ① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育
所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協
議のうえ、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定するこ

3 認可化移行促進事業
 (1) 略

(2) 略

(3) 実施要件
 ① 略

かに本事業を中止すること。
イ 認可移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。

ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認められた認可保育所に委託することと差し支えないこと。

エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(7) 補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することとができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的
希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こころしい課題に対処するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所や保育所以外の利便性の高い場所で一時保育、特定保育を実施する施設に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もつて待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 略

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的
希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こころしい課題に対処するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所や保育所以外の利便性の高い場所で一時保育、特定保育を実施する施設に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もつて待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

(3) 実施要件
本事業の対象となる保育所は、次に掲げるものとする。
ア 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園

イ 保育所以外の場所で次の事業を実施する施設

a 本通知の別添I「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく

一時保育促進事業

b 本通知の別添I「一時・特定保育等事業実施要綱」に基づく

特定保育事業

(4) 略

(5) 略

- (4) 事業の実施手続
 ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
 ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

- (5) 費用
 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

5 (略)

5 保育所体験特別事業

- (1) 事業の目的
 ベビーカーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や適切な保育を必要とする親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (2) 実施主体
 実施主体は、市町村又は保育所を営業者とする。
- (3) 対象者
 対象となる者は、普段認可保育所を利用していない親子を対象とするものとする。
- (4) 実施要件
 ① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して月1回以上実施すること。
 ② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となつた親の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。
 ③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じて子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。
 ④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待されている親子を対象とするものであり、特にベビーカーや、積極的に働きかけること。
 ⑤ 本市に参画しやすい保育所を実施する保育所は、広報紙等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。
- (5) 留意事項
 ① 本市事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。
 ② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。

- (6) 事業の実施手続
市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (7) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
6. 認可外保育施設の衛生・安全対策事業
(1) 事業の目的
認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
(2) 実施主体
実施主体は、市町村とする。
(3) 対象者
対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。
(4) 実施要件
① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。
(5) 事業の実施手続
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(6) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業

(別添6)

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 対象事業
本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
(1) 基本改善事業
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。
① 保育サービス提供施設設置促進事業
保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。ただし、公立の保育所、保育所分園の改修等を行う事業は除く。
② 略
③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業
本通知の別添4「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づき、以下の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
(2) 略

4 (略)

(別添5)

保育環境改善等事業実施要綱

- 1 事業の目的
駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。
- 3 対象事業
本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。
(1) 基本改善事業
既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。
① 保育サービス提供施設設置促進事業
保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。
② 認可移行環境改善事業
市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。
③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業
本通知の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づき、以下の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。
(2) 環境改善事業
利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。
① 保育所障害児受入促進事業
既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。
② 分園推進事業
保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。
③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。
- 4 対象事業の制限
(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。
(2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。
(3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施

<p>設につき1回限りとする。既存施設の改修を伴 (4) 保育サービス提供施設設置促進事業については、既存施設の改修を伴 われない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象とし ないこと。 (5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、 当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とする こと。 (6) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業及び病児 ・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年 度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とする こと。 (7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中 に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。 (8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分 園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業 と併せて実施することができるものとする。</p>	<p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び 特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等 について都道府県知事に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整 備しておくこと。</p> <p>6 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業</p> <p>7 補助金の返還 認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外 保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であつて、 実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させ るることができるものとする。</p>
---	--

別紙（略）

<p>5 (略)</p>	<p>6 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業又は<u>助成する事業</u>に対して都道府県が補助す る事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p> <p>7 (略)</p>
--------------	--

別紙（略）

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

(資料30)

改正後				改正前			
別表				別表			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	<p>1 一時預かり事業</p> <p>(1) 保育所型及び地域密着型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 1,350,000 円 (300 人以上 900 人未満)</p> <p>2,430,000 円 (900 人以上 1,500 人未満)</p> <p>3,510,000 円 (1,500 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,590,000 円 (2,100 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,670,000 円 (2,700 人以上 3,300 人未満)</p> <p>6,750,000 円 (3,300 人以上 3,900 人未満)</p> <p>7,830,000 円 (3,900 人以上)</p> <p>※ 保育所型における経過措置分 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)</p> <p>(2) 地域密着Ⅱ型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 1,215,000 円 (300 人以上 900 人未満)</p>	一時預かり事業に必要な経費	1 / 3	<p>1 一時・特定保育等事業</p> <p>(1) 一時保育促進事業 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)</p> <p>810,000 円 (300 人以上 600 人未満)</p> <p>1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)</p> <p>1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)</p> <p>2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)</p> <p>2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)</p> <p>3,510,000 円 (1,800 人以上 2,100 人未満)</p> <p>4,050,000 円 (2,100 人以上 2,400 人未満)</p> <p>4,590,000 円 (2,400 人以上 2,700 人未満)</p> <p>5,130,000 円 (2,700 人以上)</p>	一時・特定保育等事業に必要な経費	1 / 3	

改正後	改正前
<p> <u>2,187,000 円</u> <u>(900 人以上 1,500 人未満)</u> <u>3,159,000 円</u> <u>(1,500 人以上 2,100 人未満)</u> <u>4,131,000 円</u> <u>(2,100 人以上 2,700 人未満)</u> <u>5,103,000 円</u> <u>(2,700 人以上 3,300 人未満)</u> <u>6,075,000 円</u> <u>(3,300 人以上 3,900 人未満)</u> <u>7,047,000 円 (3,900 人以上)</u> </p> <p> ※ (1)、(2) ともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること </p>	<p> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、上記単価のそれぞれ半額) </p> <p> (2) 特定保育事業 <u>一時保育促進事業と同じ</u> </p> <p> ※ (1)、(2) ともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については 2 人で 1 人と算定すること </p> <p> (3) 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業 </p> <p> 1 か所当たり年額 <u>9,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>4,500,000 円</u>) </p> <p> (4) 地域保育資源活用事業 ①休日保育分 </p> <p> ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>200,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあっては、<u>100,000 円</u>) </p>

改正前		改正後	
<p>イ 加算分 利用児童1人当たり日額 <u>2,000 円</u></p> <p>②時間外保育分 ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>400,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>200,000 円</u>)</p> <p>イ 加算分 利用児童1人当たり日額 <u>2,000 円</u></p> <p>③病児・病後児保育分 ア 基本分 1 か所当たり年額 <u>400,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>200,000 円</u>)</p> <p>イ 加算分 利用児童1人当たり日額 <u>5,000 円</u></p>		<p>2 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される。次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>270,000 円</u> (25 人以上 300 人未満)</p> <p><u>810,000 円</u> (300 人以上 600 人未満)</p> <p><u>1,350,000 円</u> (600 人以上 900 人未満)</p> <p><u>1,890,000 円</u> (900 人以上 1,200 人未満)</p> <p><u>2,430,000 円</u> (1,200 人以上 1,500 人未満)</p> <p><u>2,970,000 円</u> (1,500 人以上 1,800 人未満)</p>	<p>特定保育事業に必要な経費</p>

改正後		改正前	
	<p>3,510,000 円 <u>(1,800 人以上 2,100 人未満)</u></p> <p>4,050,000 円 <u>(2,100 人以上 2,400 人未満)</u></p> <p>4,590,000 円 <u>(2,400 人以上 2,700 人未満)</u></p> <p>5,130,000 円 <u>(2,700 人以上)</u></p> <p>※1日当たり4時間未満の利用児童に ついては、2人で1人と算定すること</p>		
3	<p>休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業 基本分 ①認可保育所 基本分 (年間延べ利用児童数が210人以下) 1 か所当たり年額 <u>1,176,000 円</u></p> <p>②認可保育所 加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>80,500 円</u> <u>(210 人超 280 人未満)</u></p> <p><u>241,500 円</u> <u>(280 人以上 350 人未満)</u></p> <p><u>402,500 円</u> <u>(350 人以上 420 人未満)</u></p> <p><u>563,500 円</u> <u>(420 人以上 490 人未満)</u></p> <p><u>724,500 円</u> <u>(490 人以上 560 人未満)</u></p>	<p>休日・夜間保育事業に 必要な経費</p>	
2	<p>休日・夜間保育事業</p> <p>(1) 休日保育事業 ①基本分 (年間延べ利用児童数が 210人以下) 1 か所当たり年額 <u>630,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 施設にあつては、<u>315,000 円</u>)</p> <p>②加算分 (年間延べ利用児童数が 210人を超える場合、基本 分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>63,000 円</u> <u>(210 人超 280 人未満)</u></p> <p><u>189,000 円</u> <u>(280 人以上 350 人未満)</u></p> <p><u>315,000 円</u> <u>(350 人以上 420 人未満)</u></p> <p><u>441,000 円</u> <u>(420 人以上 490 人未満)</u></p> <p><u>567,000 円</u> <u>(490 人以上 560 人未満)</u></p>	<p>休日・夜間保育事業に 必要な経費</p>	

改正後	改正前
<p>885,500 円 <u>(560 人以上 630 人未満)</u></p> <p>1,046,500 円 <u>(630 人以上 700 人未満)</u></p> <p>1,207,500 円 <u>(700 人以上 770 人未満)</u></p> <p>1,368,500 円 <u>(770 人以上 840 人未満)</u></p> <p>1,529,500 円 <u>(840 人以上 910 人未満)</u></p> <p>1,690,500 円 <u>(910 人以上 980 人未満)</u></p> <p>1,851,500 円 <u>(980 人以上 1,050 人未満)</u></p> <p>2,012,500 円 (1,050 人以上)</p> <p>③認可保育所以外 基本分 (年間延べ利用児童数が210人以上以下)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>630,000 円</u></p> <p>④認可保育所以外 加算分 (年間延べ利用児童数が210人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>63,000 円</u> <u>(210 人超 280 人未満)</u></p> <p>189,000 円 <u>(280 人以上 350 人未満)</u></p> <p>315,000 円 <u>(350 人以上 420 人未満)</u></p>	<p>693,000 円 <u>(560 人以上 630 人未満)</u></p> <p>819,000 円 <u>(630 人以上 700 人未満)</u></p> <p>945,000 円 <u>(700 人以上 770 人未満)</u></p> <p>1,071,000 円 <u>(770 人以上 840 人未満)</u></p> <p>1,197,000 円 <u>(840 人以上 910 人未満)</u></p>

改正後	改正前
<p>441,000 円 <u>(420 人以上 490 人未満)</u></p> <p>567,000 円 <u>(490 人以上 560 人未満)</u></p> <p>693,000 円 <u>(560 人以上 630 人未満)</u></p> <p>819,000 円 <u>(630 人以上 700 人未満)</u></p> <p>945,000 円 <u>(700 人以上 770 人未満)</u></p> <p>1,071,000 円 <u>(770 人以上 840 人未満)</u></p> <p>1,197,000 円 <u>(840 人以上 910 人未満)</u></p> <p>1,323,000 円 <u>(910 人以上 980 人未満)</u></p> <p>1,449,000 円 <u>(980 人以上 1,050 人未満)</u></p> <p>1,575,000 円 (1,050 人以上)</p> <p>(2) 夜間保育推進事業 ①認可保育所 1 か所当たり年額 <u>2,460,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあつては、<u>1,230,000 円</u>)</p> <p>②認可保育所以外 1 か所当たり年額 <u>1,500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>750,000 円</u>)</p>	<p>(2) 夜間保育推進事業 1 か所当たり年額 <u>1,500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の保育所にあつては、<u>750,000 円</u>)</p>

改正後		改正前	
<p>4 病児・病後児保育事業</p> <p>① 病児対応型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p> <p>1 か所当たり年額 <u>2,000,000 円</u> (50 人以上 200 人未満)</p> <p><u>4,800,000 円</u> (200 人以上 400 人未満)</p> <p><u>7,000,000 円</u> (400 人以上 600 人未満)</p> <p><u>9,200,000 円</u> (600 人以上 800 人未満)</p> <p><u>11,200,000 円</u> (800 人以上 1,000 人未満)</p> <p><u>13,200,000 円</u> (1,000 人以上 1,200 人未満)</p> <p><u>15,200,000 円</u> (1,200 人以上 1,400 人未満)</p> <p><u>17,200,000 円</u> (1,400 人以上 1,600 人未満)</p> <p><u>19,200,000 円</u> (1,600 人以上 1,800 人未満)</p> <p><u>21,200,000 円</u> (1,800 人以上 2,000 人未満)</p> <p><u>23,200,000 円</u> (2,000 人以上)</p> <p>② 病後児対応型 (年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</p>	病児・病後児保育事業 に必要な経費	<p>3 病児・病後児保育事業</p> <p>① 病児対応型 ア 4 人定員 1 か所当たり年額 <u>8,480,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>4,240,000 円</u>)</p> <p>イ 2 人定員 1 か所当たり年額 <u>6,030,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>3,010,000 円</u>)</p>	病児・病後児保育事業 に必要な経費
		<p>② 病後児対応型 ア 4 人定員 1 か所当たり年額 <u>6,790,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の施設にあつては、<u>3,390,000 円</u>)</p>	

改正後	改正前
<p>1 1か所当たり年額 <u>1,750,000 円</u> (50人以上200人未満)</p> <p><u>4,200,000 円</u> (200人以上400人未満)</p> <p><u>6,200,000 円</u> (400人以上600人未満)</p> <p><u>8,200,000 円</u> (600人以上800人未満)</p> <p><u>10,000,000 円</u> (800人以上1,000人未満)</p> <p><u>11,800,000 円</u> (1,000人以上1,200人未満)</p> <p><u>13,600,000 円</u> (1,200人以上1,400人未満)</p> <p><u>15,400,000 円</u> (1,400人以上1,600人未満)</p> <p><u>17,200,000 円</u> (1,600人以上1,800人未満)</p> <p><u>19,000,000 円</u> (1,800人以上2,000人未満)</p> <p><u>20,800,000 円</u> (2,000人以上)</p> <p>③低所得者減加分加算 (①及び②に係るもの) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円×年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円×年間延利用人員 (千円未満切り捨て)</p>	<p>イ 2人定員 1か所当たり年額 <u>4,630,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 施設にあつては、<u>2,310,000 円</u>)</p>

改正後	改正前
<p>④体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,200,000 円)</p>	<p>③体調不良児対応型 1 か所当たり年額 4,410,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,200,000 円)</p> <p>④経過措置分 ア 病児対応型 a 4人定員 (旧 A型病児加算) 1 か所当たり年額 6,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、3,000,000 円)</p> <p>b 2人定員 (旧 B型病児加算) 1 か所当たり年額 4,000,000 円</p> <p>イ 病後児対応型 a 4人定員 (旧 A型) 1 か所当たり年額 5,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、2,500,000 円)</p> <p>b 2人定員 (旧 B型) 1 か所当たり年額 3,500,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、1,750,000 円)</p> <p>ウ 施設型 (旧 C型) 1 か所当たり年額 1,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、500,000 円)</p> <p>エ 派遣型一時保育 1 か所当たり年額 1,000,000 円 (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、500,000 円)</p>

改正後	改正前
<p>5 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費 1か所当たり年額 <u>13,386,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>6,693,000 円</u>)</p> <p>②賃借料 1か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費 <u>児童1人当たり月額 53,400 円</u></p> <p>②家庭的保育支援者経費 <u>6人以上に 対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 4,631,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合、<u>2,315,000 円</u>)</p> <p><u>家庭的保育支援者3～5人に 対し配置する場合 家庭的保育支援者1人当たり年額 2,315,000 円</u></p>	<p>待機児童解消促進等事業 業に必要な経費</p> <p>4 待機児童解消促進等事業</p> <p>(1) 送迎保育ステーション施行事業</p> <p>①事業費 1か所当たり年額 <u>13,416,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>6,708,000 円</u>)</p> <p>②賃借料 1か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあつては、<u>1,500,000 円</u>)</p> <p>(2) 家庭的保育事業</p> <p>①家庭的保育者経費 <u>児童1人当たり月額 54,300 円</u></p> <p>イ 家庭的保育支援者経費 <u>家庭的保育支援者1人当たり年額 4,698,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合、<u>2,349,000 円</u>)</p> <p>ウ 連携保育所経費</p> <p>a 基本分 <u>1か所当たり年額 600,000 円</u></p> <p>b 加算分 <u>基本分に加え家庭的保育者1人 につき次の年額単価を加算 120,000 円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の場合にあつては、a及びbの単価のそれぞれ半額(千円未満切り捨て))</p> <p>②家庭的保育者等研修事業 <u>1か所当たり年額 254,000 円</u></p>

改正後		改正前
<p>(ただし、事業期間が6か月未満の場合 合は、<u>1,157,000円</u>)</p> <p>③ <u>連携保育所経費</u> ア 基本分 イ 加算分 1 か所当たり年額 <u>600,000円</u> 基本分に加え家庭的保育者1人 につき次の年額単価を加算 <u>110,000円</u></p> <p>(ただし、事業期間が6か月未満の場合 にあつては、a及びbの単価のそれぞ れ半額(千円未満切り捨て))</p> <p>(3) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>1,000,000円</u>)</p> <p>(4) 保育所分園推進事業 1 か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>600,000円</u>)</p> <p>d</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 <u>937,000円</u></p> <p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 <u>322,000円</u></p>		<p>(3) 認可化移行促進事業 1 か所当たり年額 <u>2,000,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>1,000,000円</u>)</p> <p>(4) 保育所分園推進事業 ① 保育所分園 1 か所当たり年額 <u>1,200,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>600,000円</u>)</p> <p>② 一時・特定保育実施施設 1 か所当たり年額 <u>600,000円</u> (ただし、事業期間が6か月未満の 場合は、<u>300,000円</u>)</p> <p>(5) 保育所体験特別事業 1 事業当たり年額 <u>1,000,000円</u></p> <p>(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策 事業 1 市町村当たり年額 <u>584,000円</u></p>
<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり <u>7,000,000円</u> (2) 環境改善事業 1 事業当たり <u>1,000,000円</u></p>	<p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>	<p>5 保育環境改善等事業 (1) 基本改善事業 1 事業当たり <u>7,000,000円</u> (2) 環境改善事業 1 事業当たり <u>1,000,000円</u></p> <p>保育環境改善等事業に 必要な経費</p>

[母子保健課關係]

母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱一部改正新旧対照表(案)

新(案)	旧
<p>母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子ども心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業 カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>(交付額の算定方法) 4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象) 3</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 母子保健医療対策等総合支援事業(補助金) 平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。 ア 都道府県が行う子ども心の診療拠点病院機構推進事業 イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業 ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業 エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ (1) 都道府県が行う周産期医療対策事業 (2) ① 都道府県が行う総合周産期母子医療センターの運営事業 ② 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う総合周産期母子医療センターの運営事業に対して都道府県が補助する事業 カ 都道府県が行う健やかな妊娠・出産等サポート事業</p> <p>(交付額の算定方法) 4</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

旧	新(案)
<p>(4) 3の(4)のうち、ア、イ、ウ、エ、オ(1)、オ(2)の①及びカの事業</p> <p>ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(カの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。</p> <p>(5) 3の(4)のうち、オ(2)の②の事業</p> <p>ア 別表3の第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、次の各号に掲げる区分による徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1</p> <p>二 平成20年7月1日以降 別表1-2</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表2</p> <p>二 平成20年7月1日以降 別表2-2</p>	<p>(4) 3の(4)の事業</p> <p>ア 別表3の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額(オの事業についてはアにより選定された額)を交付額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(交付額の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(養育医療の給付等に要する費用の徴収基準額)</p> <p>6 母子保健法第20条の規定による養育医療の給付に要する費用につき、法第21条の4第1項の規定により、本人又は扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表1の徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について徴収する額は、都道府県又は、政令市及び特別区の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p> <p>(療育の給付に要する費用の徴収基準額)</p> <p>7 児童福祉法第20条の規定による療育の給付に要する費用につき、児童福祉法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額の基準額は、当該児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて、月額によって決定するものとし、その徴収月額は、別表2の徴収基準額表に定められた徴収基準月額により算定した額とする。ただし、当該児童の措置に要した費用について、徴収する額は、都道府県、指定都市、中核市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた額を越えないものであること。</p>

8 (1) ~ (9) (略)

8 (1) ~ (9) (略)

(削除)

(10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(削除)

(11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件のほか(1)から(4)及び(6)、(7)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(4)、(6)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

ア 間接補助事業者が事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円(民間団体にあっては30万円)以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 間接補助事業者が地方公共団体の場合においては、この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

ウ 間接補助事業者が地方公共団体以外の場合においては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。

エ 間接補助事業者完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第5により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

新(案)	旧
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9～15 (略)</p>	<p>(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>9～15 (略)</p>

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	5,400	540		
	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	7,900	790		
D階層	所得割の額ある世帯	所得割の年額 円	D1	10,800	1,080
			D2	16,200	1,620
			D3	22,400	2,240
			D4	34,800	3,480
			D5	49,400	4,940
			D6	65,000	6,500
			D7	82,400	8,240
			D8	102,000	10,200
			D9	123,400	12,340
			D10	147,000	14,700
			D11	172,500	17,250
			D12	199,900	19,990
			D13	229,400	22,940
			D14	全額	左の徴収基準額の10%ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円
備考	(略)				

(削除)

別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度の市町村住民税非課税世帯	2,600	260
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	5,400	540
	所得割の額のある世帯	7,900	790
D階層	所得税の年額 15,000円以下	10,800	1,080
	15,001～40,000	16,200	1,620
	40,001～70,000	22,400	2,240
	70,001～183,000	34,800	3,480
	183,001～403,000	49,400	4,940
	403,001～703,000	65,000	6,500
	703,001～1,078,000	82,400	8,240
	1,078,001～1,632,000	102,000	10,200
	1,632,001～2,303,000	123,400	12,340
	2,303,001～3,117,000	147,000	14,700
	3,117,001～4,173,000	172,500	17,250
	4,173,001～5,334,000	199,900	19,990
	5,334,001～6,674,000	229,400	22,940
	6,674,001以上	全額	左の徴収基準月額額の10%
備考	(略)		ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円

別表1-2 徴収基準額表(養育医療給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度の市町村住民税非課税世帯	2,600	260
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	5,400	540
	所得割の額のある世帯	7,900	790
D階層	所得税の年額 15,000円以下	10,800	1,080
	15,001～40,000	16,200	1,620
	40,001～70,000	22,400	2,240
	70,001～183,000	34,800	3,480
	183,001～403,000	49,400	4,940
	403,001～703,000	65,000	6,500
	703,001～1,078,000	82,400	8,240
	1,078,001～1,632,000	102,000	10,200
	1,632,001～2,303,000	123,400	12,340
	2,303,001～3,117,000	147,000	14,700
	3,117,001～4,173,000	172,500	17,250
	4,173,001～5,334,000	199,900	19,990
	5,334,001～6,674,000	229,400	22,940
	6,674,001以上	全額	左の徴収基準月額額の10%
備考	(略)		ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円

新(案)

旧

(削除)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	2,200	220		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	450		
	所得割の額ある世帯	C2	5,800	580		
D階層	所得税の年額 円 4,800円以下 4,801～9,600 9,601～16,800 16,801～24,000 24,001～32,400 32,401～42,000 42,001～92,400 92,401～120,000 120,001～156,000 156,001～198,000 198,001～287,500 287,501～397,000 397,001～929,400 929,401～1,500,000 1,500,001～1,650,000 1,650,001～2,260,000 2,260,001～3,000,000 3,000,001～3,960,000 3,960,001以上	所得税の年額 円 4,800円以下 4,801～9,600 9,601～16,800 16,801～24,000 24,001～32,400 32,401～42,000 42,001～92,400 92,401～120,000 120,001～156,000 156,001～198,000 198,001～287,500 287,501～397,000 397,001～929,400 929,401～1,500,000 1,500,001～1,650,000 1,650,001～2,260,000 2,260,001～3,000,000 3,000,001～3,960,000 3,960,001以上	D1 D2 D3 D4 D5 D6 D7 D8 D9 D10 D11 D12 D13 D14 D15 D16 D17 D18 D19	6,900 7,600 8,500 9,400 11,000 12,500 16,200 18,700 23,100 27,500 35,700 44,000 52,300 80,700 85,000 102,900 122,500 143,800	690 760 850 940 1,100 1,250 1,620 1,870 2,310 2,750 3,570 4,400 5,230 8,070 8,500 10,290 12,250 14,380	
		全額				左の徴収基準月額の10%
		A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯				ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円

備考(略)

新(案)

別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度の市町村住民税非課税世帯	2,200	220
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	450
	所得割の額のある世帯	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円	
		2,400円以下	
		D1	6,900
		D2	7,600
		D3	8,500
		D4	9,400
		D5	11,000
		D6	12,500
		D7	16,200
		D8	18,700
		D9	23,100
		D10	27,500
		D11	35,700
		D12	44,000
		D13	52,300
		D14	80,700
		D15	85,000
		D16	102,900
		D17	122,500
D18	143,800		
D19	全		
備考	(略)	左の徴収基準月額額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円	

旧

別表2-2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)

階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度の市町村住民税非課税世帯	2,200	220
C階層	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	4,500	450
	所得割の額のある世帯	5,800	580
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 円	
		2,400円以下	
		D1	6,900
		D2	7,600
		D3	8,500
		D4	9,400
		D5	11,000
		D6	12,500
		D7	16,200
		D8	18,700
		D9	23,100
		D10	27,500
		D11	35,700
		D12	44,000
		D13	52,300
		D14	80,700
		D15	85,000
		D16	102,900
		D17	122,500
D18	143,800		
D19	全		
備考	(略)	左の徴収基準月額額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円	

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率は又補助率は
母子保健衛生費国庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業 療育指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業	(略)	(略)	(略)
(削除)				

別表3

1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率は又補助率は	
母子保健衛生費国庫負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	
結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業 療育指導事業 生涯を通じた女性の健康支援事業 特定不妊治療費助成事業 周産期医療対策事業	(略)	(略)	(略)	
		次により算出された額の合計額 1 周産期医療協議会 612,000円 2 周産期医療ネットワーク事業 ネットワークの運営に対する経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 相談事業 専門相談、啓発普及に関する経費 (1) 専門相談設置費 335,000円×実施月数 (2) 啓発普及費 406,000円 4 周産期医療関係者の育成研修事業 1,218,000円 5 周産期搬送システム調査・研究事業 1,630,000円 6 NICU入院児支援事業 5,536,000円	(略)	周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	3分の1

新(案)		旧	
	<p>(削除)</p>	<p>総合周産期母子医療センター運営事業</p> <p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要となる報酬、給料、賞金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	<p>3分の1</p>
	<p>健康やかな妊娠・出産等サポート事業</p>	<p>健康やかな妊娠・出産等サポート事業</p> <p>健康やかな妊娠・出産等サポート事業に必要となる報酬、賞金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕料)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p> <p>次により算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 4,300,000円以内 2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 9,500,000円以内</p>	<p>健康やかな妊娠・出産等サポート事業</p> <p>健康やかな妊娠・出産等サポート事業に必要となる報酬、賞金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、委託料、備品購入費及び賃借料、備品購入費</p> <p>次により算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 5,000,000円以内 2 安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業 10,000,000円以内</p>
	<p>妊産婦ケアセンター運営事業</p>	<p>妊産婦ケアセンター運営事業に必要となる報酬、賞金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p> <p>1 施設あたり、次により算出された額 利用者の宿泊定員10人以上 42,000千円 ※定員が10人未満の場合は、定員1人当たり4,000千円を減額する。 ※最低定員は5人とする。 ※事業期間が1年に満たない場合は、42,000千円×事業月数/12とする。</p>	<p>2分の1</p>

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

区分	種目	都道府県(政令市、特別区)名		備考
		国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
母子保健衛生費補助金	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小計			
	合 計			

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

新(案)

様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

区分	種目	都道府県(政令市、特別区)名		備考
		国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
母子保健衛生費補助金	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小計			
	合 計			

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

旧

様式3 国庫補助金所要額調

種	目	都道府県(政令市・特別区)名			要国庫補助額		
		対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	国庫補助 基本額 ④	国庫補助額 基本額 (⑤×補助率) ⑥	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑦
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	円	円	円	円	円	円
	療育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療費助成事業						
	健やかな妊娠・出産等サポート事業						
	妊産婦ケアセンター運営事業						
	合 計						

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

新(案)

様式3 国庫補助金所要額調

種	目	都道府県(政令市・特別区)名			要国庫補助額		
		対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	国庫補助 基本額 ④	国庫補助額 基本額 (⑤×補助率) ⑥	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑦
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業	円	円	円	円	円	円
	療育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療費助成事業						
	国産期医療対策事業						
	総合国産期母子医療 センター運営事業						
	健やかな妊娠・出産等サポート事業						
	合 計						

(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)及び(2)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑥と同額とする。

旧

様式3 国庫補助金精算額調

種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 (1)-(2) ③ 円	都道府県(政令市・特別区)名	
				国庫補助 基本額 ④ 円	要国庫補助額 (5)×補助率 ⑤ 円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業					
療育指導事業					
生涯を通じた女性の健康支援事業					
特定不妊治療費助成事業					
健やかな妊娠・出産等サポート事業					
妊産婦ケアセンター運営事業					
合 計					

新(案)

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

様式3 国庫補助金精算額調

種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その他 の収入額 ② 円	差引額 (1)-(2) ③ 円	都道府県(政令市・特別区)名		
				国庫補助 基本額 ④ 円	要国庫補助額 (6)×補助率 ⑤ 円	要国庫補助額 (6)×補助率 ⑥ 円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
産前期医療対策事業						
総合産期母子医療 センター運営事業						
健やかな妊娠・出産等サポート事業						
合 計						

旧

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(1)及び(2)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(3)に掲げる事業
 ・③と④とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と⑤とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑦の額は、⑥と同額とする。

新(案)	旧
<p>都道府県知事 政令市長 特別区長</p> <p>雇用省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について(平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知)、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知)、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について(平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知)、生涯を通じて女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知)は、廃止する。</p>	<p>都道府県知事 政令市長 特別区長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について(平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知)、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知)、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について(平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知)、生涯を通じて女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知)は、廃止する。</p>
<p>都道府県知事 政令市長 特別区長</p> <p>雇用省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業の実施について</p> <p>母子保健医療対策事業について、この度、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、本事業の実施につきお願いする。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、母子保健強化推進特別事業の実施について(平成8年5月10日児発第485号厚生省児童家庭局長通知)、新生児聴覚検査の実施について(平成12年10月20日児発第834号厚生省児童家庭局長通知)、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童に対する療育指導について(平成9年4月1日児発第250号厚生省児童家庭局長通知)、生涯を通じて女性の健康支援事業の実施について(平成8年5月10日児発第483号厚生省児童家庭局長通知)、特定不妊治療費助成事業の実施について(平成16年3月31日雇児発第0331008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、周産期医療対策整備事業の実施について(平成8年5月10日児発第488号厚生省児童家庭局長通知)は、廃止する。</p>	<p>雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p>一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p>一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p> <p>雇児発第0823001号 平成17年8月23日</p> <p>一部改正 雇児発第1011007号 平成18年10月11日</p> <p>一部改正 雇児発第0514002号 平成19年5月14日</p> <p>一部改正 雇児発第0331010号 平成20年3月31日</p>

新 (案)	旧
<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添3「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月） ・顕微授精に関する見解（平成18年4月） ・「生殖補助医療における多胎妊娠防止」に関する見解（平成20年4月） <p>また、指定に当たっては域外であっても管内の患者を多く受け入れられている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>② 指定を行った医療機関についても、3年程度を目的に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取り消しを行うことができるものとする。</p> <p>③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することが求められる。</p> <p>④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。</p> <p>(6)～(12) (略)</p>	<p>別紙</p> <p>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療機関の指定等</p> <p>① 事業の実施に当たり、都道府県の長（以下「都道府県知事等」という。）は、指定基準を定め、これに基づき、特定不妊治療を実施する医療機関として適当と認められるものを指定するものとする。</p> <p>なお、医療機関の指定基準を定めるに当たっては、次の諸点に留意すること。</p> <p>ア 別添3「特定不妊治療費助成事業の実施医療機関における設備・人員等の指定要件に関する指針」を踏まえること。</p> <p>イ 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関であること。例えば、社団法人日本産科婦人科学会（以下「学会」という。）が定めた以下の会告等が参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体外受精・胚移植に関する見解（平成18年4月） ・顕微授精に関する見解（平成18年4月） ・「多胎妊娠」に関する見解（平成8年2月） <p>また、指定に当たっては域外であっても管内の患者を多く受け入れられている医療機関を指定する等、助成を受けようとする夫婦の利便性も考慮すること。</p> <p>③ 指定を行った医療機関についても、3年程度を目的に、要件に照らして再審査を行うものとする。なお、倫理的に許されない行為が行われたと判断される等の状況があれば、すみやかに再審査を行い、指定の取り消しを行うことができるものとする。</p> <p>③ 不妊治療の実施医療機関及びそれを指定する都道府県知事等は、地域の周産期医療の確保を図り、また、不妊治療実施医療機関と周産期医療機関の連携に十分配慮することが求められる。</p> <p>④ 本事業の円滑な実施を図るため、医療機関の指定その他の事務処理に当たっては、医師会等関係者と十分連絡協議の上行うものとする。</p> <p>(6)～(12) (略)</p>

新(案)

(削除)

旧

5 周産期医療対策事業について

(1) 目的 (略)

(2) 実施主体 (略)

(3) 事業内容

① 周産期医療協議会の設置 (略)

② 周産期医療情報ネットワーク事業 (略)

③ 周産期医療関係者研修事業 (略)

④ 周産期医療調査・研究事業 (略)

⑤ NICU入院児支援事業

ア 都道府県は、新生児集中治療室(以下、「NICU」という。)及びNICUに併設された回復期治療室(以下、「GCU」という。)に長期入院している児童について、その状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図るため、NICU入院児支援コーディネーター(以下、「コーディネーター」という。)を配置する。

イ コーディネーターの業務は以下のとおりとする。

(7) 必須の業務

a NICU及びGCUの長期入院児の現状把握及び現在入院中の医療機関と望ましい移行先(他医療機関、福祉施設、在宅等)との連携・調整

(イ) 必ずしも全てを行う必要は無いが、地域の実情に応じて、他職種とも連携しながら実施すること

a 移行後の緊急時に備えた救急医療機関・専門的医療機関との連携

b 家族への包括的なケアの提供

c 在宅生活等への移行に伴う医療的・福祉的環境整備

(4) 周産期医療システム整備に係る基本方針

都道府県における周産期医療システムの整備に当たっては、別添7「周産期医療システム整備指針」に基づき、周産期医療供給体制の現状、今後の周産期医療需要の推移等地域の実情を十分勘案しつつ、関係者の意見を十分踏まえたと行うものとする。

5. 健やかな妊娠・出産等サポート事業について
(略)

6. 健やかな妊娠・出産等サポート事業について
(略)

新(案)

旧

6 妊産婦ケアセンター運営事業について

(1) 事業目的

産前産後の妊産婦は、社会心理的問題(核家族化、経済的不安や子の病気等)などによる様々なストレスの増大などにより、産後においてうつ病を発症するなど母体の健康管理を行う上で、適切なサポートを行うことが重要な課題となっていることから、入院を要しない程度の体調不良の妊産婦を対象に宿泊型(デイサービスを含む。)のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供することにより、妊産婦の安心・安全なお産体制の確保を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。
ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる医療法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人などに委託等することができるものとする。

(3) 事業の対象者

本事業を利用することのできる者は、出産前後の妊産婦及びその子(以下「利用者」という。)であり、家族等から十分な産前産後の家事、育児などの援助が受けられないもので、かつ、次の各号のいずれかの事由に該当する者とする。

ただし、病院等への入院加療を要する者は除く。

ア 母に体調不良または育児不安等がある者。

イ 安定的な養育が困難である者。

ウ その他特に支援が必要と認められる者。

(4) 事業内容

ショートステイ(デイケアを含む。)事業

原則として、一週間程度(利用者の日帰りを目的としたデイケア事業にあっては、14日間程度(ショートステイ事業の利用期間を除く。))利用者を宿泊又は日帰りで施設を利用させ、母体ケア、乳児ケアを実施するとともに、育児に関する指導、カウンセリング等を実施する。

(5) 事業の実施担当者

本事業の実施に当たっては、次の各号に掲げる担当者を配置し行うものとする。

① 助産師、保健師又は看護師(24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師が勤務していること。)

母体ケア、乳児ケア、母乳育児の支援及び育児指導、相談を行う。

② 医師及び心理指導を担当する者

本事業を担当する助産師、保健師又は看護師と提携し、必要に応じて助言・カウンセリング等を行う。

なお、医師及び心理指導を担当する者については、嘱託とすることができるものとする。

③ 調理員

食事を提供するため、調理員を置くこととする。

ただし、調理業務の全部を委託する場合には、調理員を置かないことができるものとする。

④ その他

上記①から③以外に本事業を実施する上で必要な事務員等を置くことができる。

新 (案)	旧
<p>(6) <u>事業の実施場所</u> <u>本事業に実施に当たっては、利用者を10人程度宿泊させることができる施設とし、原則として、次に掲げる設備を設けることとする。</u> <u>ただし、他の施設において共有することができる設備（本来の事業目的を達成するために設けられた設備等であって、その事業の運営に支障がないと認められる場合に限る。）がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>① <u>利用者の居室</u> ② <u>食堂</u> ③ <u>カウンセリング室</u> ④ <u>乳児保育室</u> ⑤ <u>体操等を行う多目的室</u> ⑥ <u>その他必要な整備</u></p> <p>(7) <u>利用料</u> <u>本事業の実施に当たって、利用者から利用料を徴収するものとする。</u> <u>ただし、その場合において、利用者の所得に十分配慮しなければならない。</u></p> <p>(8) <u>その他</u> <u>妊産婦ケアセンターの利用促進を図るため、その目的や利用方法等について、利用者の要望を取り入れるなど必要に応じて、利用方法等の見直しを図るとともに、積極的な広報活動を行うこととする。また、医療機関等の関係機関に対しても同センターについて周知を図り、連携をとるものとする。</u></p>	<p>第3 国の助成 (略)</p> <p>第4 事業計画 (略)</p> <p>別添1～6 (略)</p> <p>別添7 <u>周産期医療システム整備指針</u></p>

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱一部改正新旧対照表

新	旧
<p>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法 1～7 略 8 一部負担額</p> <p>(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額がそれぞれ別表1に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。</p> <p>① 入院 同一の医療機関ごとに、1か月につき、別表1の「入院」欄に定める額を限度とする額。</p> <p>② 入院以外 同一の医療機関ごとに、1か月につき、別表1の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。</p> <p>(2) 及び(3) 略 9及び10 略 第5～第11 略 別紙様式例1、別紙1及び別紙様式例2 略</p>	<p>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法 1～7 略 8 一部負担額</p> <p>(1) 対象患者又はその扶養義務者が負担する一部負担額は次の区分ごとに定める額とする。なお、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。ただし、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額がそれぞれ別表1-1又は別表1-2に定める入院若しくは外来の自己負担限度額又は入院の自己負担限度額を超える場合は、当該超える額について、当該患者の保護者の申請に基づき支給することができる。</p> <p>① 入院 同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「入院」欄に定める額を限度とする額。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1-1</p> <p>二 平成20年7月1日から 別表1-2</p> <p>② 入院以外 同一の医療機関ごとに、1か月につき、次の各号に掲げる区分による表の「外来」欄に定める額を限度とする額。なお、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。</p> <p>一 平成20年4月1日から平成20年6月30日まで 別表1-1</p> <p>二 平成20年7月1日から 別表1-2</p> <p>(2) 及び(3) 略 9及び10 略 第5～第11 略 別紙様式例1、別紙1及び別紙様式例2 略</p>

新	旧																													
(別表 1-1) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th data-bbox="325 667 448 1099" rowspan="2">階 層 区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="325 174 384 667">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th data-bbox="384 174 448 667">入 院</th> <th data-bbox="384 174 448 667">外 来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 667 608 1099">生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td data-bbox="448 174 608 667" style="text-align: center;">0</td> <td data-bbox="448 174 608 667" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 667 703 1099">生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td data-bbox="608 174 703 667" style="text-align: center;">0</td> <td data-bbox="608 174 703 667" style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="703 667 799 1099">生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td data-bbox="703 174 799 667" style="text-align: center;">2, 2 0 0</td> <td data-bbox="703 174 799 667" style="text-align: center;">1, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="799 667 895 1099">生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合</td> <td data-bbox="799 174 895 667" style="text-align: center;">3, 4 0 0</td> <td data-bbox="799 174 895 667" style="text-align: center;">1, 7 0 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="895 667 1007 1099">生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合</td> <td data-bbox="895 174 1007 667" style="text-align: center;">4, 2 0 0</td> <td data-bbox="895 174 1007 667" style="text-align: center;">2, 1 0 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 667 1134 1099">生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合</td> <td data-bbox="1007 174 1134 667" style="text-align: center;">5, 5 0 0</td> <td data-bbox="1007 174 1134 667" style="text-align: center;">2, 7 5 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1134 667 1262 1099">生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合</td> <td data-bbox="1134 174 1262 667" style="text-align: center;">9, 3 0 0</td> <td data-bbox="1134 174 1262 667" style="text-align: center;">4, 6 5 0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1262 667 1362 1099">生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合</td> <td data-bbox="1262 174 1362 667" style="text-align: center;">1 1, 5 0 0</td> <td data-bbox="1262 174 1362 667" style="text-align: center;">5, 7 5 0</td> </tr> </tbody> </table>		階 層 区 分	自己負担限度額		入 院	外 来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 2 0 0	1, 1 0 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3, 4 0 0	1, 7 0 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4, 2 0 0	2, 1 0 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5, 5 0 0	2, 7 5 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9, 3 0 0	4, 6 5 0	生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	1 1, 5 0 0	5, 7 5 0
階 層 区 分	自己負担限度額																													
	入 院	外 来																												
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0																												
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0																												
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2, 2 0 0	1, 1 0 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3, 4 0 0	1, 7 0 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4, 2 0 0	2, 1 0 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5, 5 0 0	2, 7 5 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9, 3 0 0	4, 6 5 0																												
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	1 1, 5 0 0	5, 7 5 0																												
備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の																														

新	旧																
<p>(別表1) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</p> <table border="1" data-bbox="1109 147 1428 324"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	自己負担限度額		入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	<p>6月30日をいう。)において市町村民税が課税されていない(地方税法第323条により免除されている場合を含む。)場合をいう。</p> <p>2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成11年法律第8号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第41条の2、第41条の19の2第1項</p> <p>(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一生計内に2人以上の対象者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年度の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(別表1-2) 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表</p> <table border="1" data-bbox="1109 324 1428 2004"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	自己負担限度額		入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
階層区分		自己負担限度額															
	入院	外来															
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0															
階層区分	自己負担限度額																
	入院	外来															
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0															

新	旧
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	生計中心者の市町村民税が非課税の場合
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合

新

旧

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附

新	旧
<p>則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一年計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年度の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別紙様式例 3 略 別紙様式例 4 略 別表 2 略 別紙 2 略</p>	<p>則第12条</p> <p>3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。</p> <p>4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。</p> <p>5. 同一年計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。</p> <p>6. 前年度の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年度の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>別紙様式例 3 略 別紙様式例 4 略 別表 2 略 別紙 2 略</p>